

論文集「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」
の発刊にあたって

財団法人 公共政策調査会

理事長 山田 英雄

当財団は、社会的安定と安全の視点から広く内外の公共問題を研究し、関係諸情報の収集、整理、分析を行うとともに、これらの成果の普及、政策提言等の事業を行うことを目的として、昭和六一年一月五日に設立され、本年二〇周年を迎えることとなりました。

設立以来、国際情勢、国内の政治、経済、社会情勢等が大きく変化する中であって、会員各企業をはじめ関係の方々からの終始変わらぬ暖かいご理解、ご協力の下に、当財団は着実にその事業活動を展開し、平成九年度には設立一〇周年記念事業の一環として、『二一世紀の社会の安全を考える』をテーマに、懸賞論文を募集しました。

この事業は、各方面から好評をもって迎えられたこともあり、その後も毎年継続して実施してきました。『情報化の進展と社会の安全を考える』、『子供の躰を考える』、『少子化問題を考える』、『国際化の進展と社会の安全を考える』、『国・社会・人間の安全保障』、『未来を負託できる青少年』

年の育成』、『二一世紀においてあるべきわが国のかたちをいかに考えるか』

第九回目にあたる平成一七年度も警察庁、読売新聞社のご後援と財団法人社会安全研究財団のご協賛の下に、警察大学校警察政策研究センターとの共催で『社会の安全と環境』をいかに考えるか』をテーマに、懸賞論文を募集しましたところ、様々な視点から計七二編の応募がありました。そのなかで、子どもを狙った凶悪犯罪の多発など、治安の悪化を不安に感じる市民が増えてくる現状を踏まえ、地域の共同体や教育制度、警察組織のあり方などについて、具体的な提言を含む論文が多数寄せられ、論文選考委員会でも、これらを巡って真剣な議論の上、厳正な審査が行われました。

その結果最優秀賞は該当作がありませんでしたが、六編が受賞論文として選ばれました。中でも海外研修先のカナダで学んだ各種制度を日本の現状を改善するために導入し社会環境を整備すると提言した坊農拓磨氏、及び地域の安全を守るには人と人とのふれあいが大切という思想に基づき、得意の「うどん作り」を生かしながら人間関係を築く草の根活動を主張された宮川勝芳氏の論文が共に優秀賞に選ばれ、いずれも今世紀におけるわが国の治安対策に反映させるための参考になるものと思われまます。

なお、この論文集は、紙数等の都合により受賞論文を含む二一編に限定しておりますが、広く各方面でご活用いただければ幸いに存じます。

最後に、この事業の実施にご協力いただいた関係各位と応募者の方々に改めて深く感謝を申し上げます、発行にあたってのご挨拶といたします。

平成一八年三月

目次

【最優秀賞】 該当者なし

【優秀賞二編】

犯罪を生じにくい社会環境の整備……………坊農 拓磨 1

人と人のふれあいが治安を良くする……………宮川 勝芳 17

—『うどんの駐在さん』は思う—



【佳作四編】

安全な社会の実現に向けた地域住民の役割と今後の展望……………江川 範子 33

『社会の安全と教育的環境』をいかに考えるか……………國本 洋 52

安全安心な日常生活を実現していくための自治体の役割について考える……………牧瀬 稔 69

—環境の変革による犯罪減少を求めて—

信頼し安心しあって生きたい……………山岸 亮一 90

—どんな環境をどう整えるか—		
◇		
道之以徳、齊之以禮……………	青木 優子	106
ほめて しかって またほめて……………	入船由紀美	123
—褒めることと叱ることの復権—		
日本の子供のために……………	小川 英夫	139
—日本を取りまく国際環境の向上—		
『社会の安全と環境』をいかに考えるか……………	小野寺理江	159
—犯罪不安と犯罪リスク認知の視点から—		
犯罪の国際化に対応するために警察制度の抜本的改革を……………	工藤 治	171
環境設計に配慮した安全・安心まちづくりの推進方策……………	斎藤 重政	190
社会環境と少年犯罪……………	佐野 伸治	209
社会の安全と環境を守る地域の形成……………	清宮 正人	225
治安の回復に向けた環境作り……………	高野麻由子	241
—『社会の安全と環境』をいかに考えるか—		
『社会の安全と環境』をいかに考えるか……………	中川トモ子	258
忘れ去られた情操教育……………	牧野 清利	274

— 社会の安全と環境をめぐるって—		
子どもたちの心の成長とメディア	向田	287
『社会の安全と環境』をいかに考えるか	矢田	302
日本におけるメーガン法導入の是非と再犯防止に向けた		
犯罪前歴者を取り巻く法的環境の整備	祐徳	315
視覚映像社会と犯罪	吉田	329
	健司	

懸賞論文「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」の応募要項
 懸賞論文「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」応募者一覧

この論文集に掲載した原稿は、応募者各人の個人的なご意見を紹介したものであり、必ずしも当財団法人・公共政策調査会等の主催者及び、後援・協賛各団体の見解を示すものではありません。

【優秀賞】

犯罪を生じにくい社会環境の整備

奈良県警察本部刑事部機動捜査隊
捜査第一係主任

坊農 拓磨 (28)

はじめに

交番勤務をしている時。定員外乗車の單車に乗った二人組の少年が、「ポリー！！」と叫びながら交番所の前を私達をからかうかのように通り過ぎる。誘蛾灯に招かれるかの如くコンビニエンスストアに群がる少年達。「ポリ嫌いやねん」少年達の警察に対する敬意の念は喪失している。

留置場勤務をしている時。覚醒剤取締法違反で留置中の少年に、友達が面会に来る。「もうやめろよ」と、まるで友達の家で喋っているかの如くにこやかに話す。罪の意識の欠落、もしくは覚醒剤という恐怖の薬物に対しての認識の欠如か。

刑事として勤務をしている時。聞き込み捜査を行っても、「さあ、近所のことは分かりません」との回答を得る。都市化、近代化に伴い、住民の隣人に関する興味が低下し、犯罪捜査も難しい状況となっている。警察経歴約五年という短い私であっても、少年達の警察嫌いが蔓延し、少年が犯罪を犯しやすくなっている環境、覚醒剤や他の薬物に対する認識の甘さが顕著に感じられる環境、市民の世間に対する関心が低下し、聞き込み等の犯罪捜査が困難になっている環境など、世の中が犯罪を犯しやすい環境となっていること、犯罪発生後の捜査が困難となっている環境の存在を感じることは否めない。「検挙に勝る防犯無し」この言葉は、私のモットーでもあるが、年間の刑法犯総数が二五〇万件を越える現代において、その言葉がそぐわない時代が訪れたのかもしれない。

私は、この度の論文でそのような環境を、人間の内面的な環境と、警察システム等の外面的な環境、そして刑罰の厳罰化としての法整備とに分け、警察が取り組める事項について、青年警察官海外研修としてカナダ警察のシステムを学んだ経験を基に論じていきたい。

内面的環境の整備

まず、犯罪を犯しにくい内面的な環境の構築としてスクールリエゾンシステムの導入を提言したい。少

年の「警察嫌い」は蔓延し、犯罪に対する罪の意識は低下、まさに少年犯罪が犯しやすい環境になっている。少年達は簡単に犯罪を犯し、容易に前科前歴保有者となる。その意識が成人になっても続き、再犯を犯す。少年期の内面的な警察、犯罪に対する意識の構築こそが、少年犯罪の抑止だけではなく、全犯罪の減少に繋がる内面的な環境の整備となるのではなからうか。

スクールリエゾンシステム

スクールリエゾンとは、約三〇年前にアメリカで始まった制度であり、カナダ・バンクーバーでも一九七四年から、「警察官は、生徒にとって近づきやすく、お互いに理解し合える身近な存在にならなければならない」という基本概念の下に導入された、警察官が学校に常駐し、生徒の教育、学校内の問題解決、警備活動等を行うシステムである。

その活動は、登下校時の立番、学校長等とのミーティングによる学校内の問題把握等に始まり、時には警察犬部隊、白バイ部隊等の警察官を招くなど、それぞれが自ら内容を考えた授業を行っている。その他、主な活動内容については、以下の通りである。

・ 生徒に対する教育活動

実際に自己の経験に基づいた授業を行い、麻薬に対する正しい知識、いじめ、万引き、飲酒運転、法律に関する授業や犯罪から身を守る方法等について具体的な授業を展開する。

・ 捜査活動

学校内で起こった犯罪に関して捜査活動を実施し、必要があれば逮捕行為も行う。しかし、必ずしも何らかの罪を生徒に課すことを目的とするものではなく、生徒を教育し、彼らの行動をより前向きなものにすることを目的として行う。犯罪の程度によるが、停学、退学等の処分についても学校長、副校長との協議をもつてその処分を決める。

・カウンセリング活動

カウンセリングにおいて、カウンセラー、行政、教員と協力して反社会的な行動を伴う生徒、悩み事を抱える生徒のカウンセリング活動を行う。

・課外活動への参加

クラブ活動への参加、キャンプ、運動会等に参加し、生徒とのより親密な関係を構築する。

・学校内へ不法に侵入する者の取り締まり

そのため、可能な限り多くの生徒と知り合いになり、効果的に不法侵入者を取り締まれるようにする。

・行政との連携

学校の状態に関する現状について、行政に最新の情報を提供し、学校に内在する問題を行政官達に気づかせる。

・父母等との面談

生徒の側面について不安を感じている両親等との面談を行い、彼らに適切な方策を教えて、彼らを援助する。

・定例会議

週一回、少年課、暴走族取締対策課等との会議を開き、情報の収集、交換を行い、受け持つ学校の生徒が関係していないか確認する。また、他校のスクールリエゾンオフィサーとも会議を行い、学校に共通の問題など様々な情報の交換を行う。

これはカナダで行われているスクールリエゾンシステムの例であるが、その効果としては、このような活動を通じて生徒と緊密な関係を構築することで、生徒間の様々な情報を収集、生徒が警察官を身近な存在と感じることによって、警察という仕事に理解を示すようになり、その結果、学校における警察官の存在が、生徒の非行行為の抑止に繋がるのである。また、教師、学校関係者と親密な関係を構築することで、学校事情に関する情報収集が容易となり、学校に関係する事件の捜査活動が容易になるとい警察側の利点もあると言える。さらには、警察官が学校の課外活動に参加することにより、生徒の父母等とも関係を親密にして信頼を得ることができると、その地域により一層溶け込むことができるとい利点もある。

このように、スクールリエゾンシステムを導入することの利点は多く、少年期において、警察官を身近な存在と感じ、信頼できる存在と感ずることにより、犯罪に対する正しい認識、警察官という仕事または警察官という人間そのものに対する理解を得ることができ、それが少年犯罪の抑止に繋がり、犯罪を犯しにくい肉面的な環境の整備に繋がると言える。また、我が日本でも、長崎県佐世保市の男児誘拐殺人事件、小六女児同級生殺害事件、大阪府寝屋川市の小学校乱入殺人事件、高知県明德義塾高校での同級生刺傷事件等、学校内を現場とする犯罪の発生が増加傾向の中、学校に対する捜査権の行使が容易となるとともに、

地域と警察官の繋がりが密着するという利点もあり、これも犯罪捜査、抑止の観点からの環境整備と言える。

日本でも、昨今、大学において、都道府県警の警察本部長が講義を行う等の学校に対する働きかけは見られるが、やはり単発的では警察官と生徒の距離を埋め、警察官の信頼を得るという程度にまでは至らないであろう。また、カナダでは、スクールリエゾンシステムの導入は、中高一体の学校制度であるため、公立の中高一体の学校に採用されていたが、日本では、触法少年、犯罪少年の境となる一三歳を考慮して、公立の中学校に導入するのが最良であると考える。勤務体系は、完全日勤制にし、学校で働く警察官達は、警察官の存在を高め、親近感を持てるように地域警察官と同様に拳銃、手錠等を携帯した通常の制服姿で勤務する。生徒達も最初は制服の警察官に抵抗を感じるであろうから、制服の警察官と一緒に警察官のOBが私服で働き、生徒と警察官の抵抗を和らげる役目を果たすというのも面白い。また、その目的は諸外国で行われているスクールリエゾンシステムと同様に、「生徒達、つまり、少年達が制服を着た警察官を個人的に分かり合え、一緒にいて快適に感じ、かつ近づきやすく、親しみのある存在と見るようになること」を当初の目的とする。授業に関しては、受け持つ授業内容の決定権をその警察官自身に与え、自己の経験等を通じた授業を行うようにする。実際に取締り経験のある警察官が行う授業と、経験の無い教師が知識だけに基づいて行う授業とでは、説得力が違い、生徒の示す興味、関心が全く違うものとなるであろう。私は、このような観点から、犯罪の起こりにくい環境の整備として、スクールリエゾンシステムの導入を提言する。

外面的環境の整備

次に、犯罪を犯しにくい外面的な環境の整備として、私は、交番とは別のボランティア団体による警察支援活動、都市計画課等と連携した都市環境設計、行政の執行力と連携した防犯、取締り活動の実施を提言する。

少年期における警察、防犯に対する認識を構築する環境をスクールリエンジンステムで構築し、次には、外面的な環境整備として、地域と密着した警察活動の実施、一般市民の防犯意識の高揚、犯罪そのものが起こりにくい環境設計、さらには、警察だけでは対処しきれない捜査に関する行政機関との連携体制の整備を行い総合的な犯罪の起こりにくい環境を作り出す必要があると感じる。

振り込め詐欺、架空請求詐欺等に対する市民の犯罪への関心、防犯意識の希薄さ、世間への無関心による聞き込み捜査等の事後捜査の困難さは否めない。また、仮睡者狙い等に関しては、一番悪いのは犯罪者、次に悪いのはそんなところで寝てしまう被害者、その次に悪いのは、そんなところに人を寝かしやすく設計している環境か。さらには、薬物密売組織等の捜査では、末端者等を検挙するのみで、薬物の売買を黙認する店舗等への捜査が困難な状況になっている環境がある。このようなことを考慮して、以下三つの外面的環境の整備を提言する。

ボランティア団体による警察支援活動

交番とは別組織で、ボランティア団体を結成し、警察官及び警察官のOBスタッフがその指導に当たる。活動内容は、徒歩でのパトロール、防犯指導、落書き消し、ゴミ拾い等、警察活動の支援を目的とする活動を行う。また、ボランティア経験者を警察官採用の有力な条件として、広くボランティア希望者を募る。私は、このようなボランティア団体による警察支援活動を提言する。

カナダでは、CPC (Community Policing Center) という組織が活動しているが、これは大きい組織で約二〇〇名、小さい組織で約三〇名が常時登録されており、その採用にあつては犯罪経歴等の審査があり、警察官とコーディネーターが相談してその採用を決定している。その主な活動内容については、以下のとおりである。

・ブロックウォッチ制度の確立

区分けされた地域ごとに、隣人同士が留守の場合、お互いの家の異常の有無を見守り、異常があれば警察へ通報する。警察と地域住民の取り決めのもとに運営され、各地域ごとに責任者一名を選ぶ。

・防犯パトロール

自転車または徒歩によるパトロールを行い、ボランティアは目立つようにネーム入りのストラップ柄反射材付きのジャケットを着用する。

・被害者対策

犯罪、事故等警察事案全体にかかる総合的な被害者支援を実施し、具体的には被害者の付き添い、自宅までの送り届け等を行う。

・防犯指導

住居侵入等に対処するための情報提供と防犯指導を行う。

・駐車車両に対する防犯ステッカーの貼付

車上ねらい等の防犯対策がなされていない車両等に対して、警告等のステッカー貼付を行う。

・盗難車両の通報

ボランテニアはPDAを持ち歩き、不審車両を見つけた際その場で照会し、警察官への通報を行う。

・落書き消し、ゴミ掃除等の活動

ビルのオーナーに了解を得て、スプレーで落書きを消したり、犯罪が生じにくい環境を整えるために、路上ゴミの掃除等を行う。

このCPCの活動をそのまま日本で採用することは難しいかもしれないが、ボランテニア団体を採用し、広く市民に犯罪、防犯に対する認識を持つてもらい、警察活動に対する認識を強化、地域との密着を強化、市民と警察との連携を強化することは、近隣への関心が低下している傾向をたどる日本にとって必要なことであると考ええる。特に、カナダのブロックウォッチ制度は、日本でも採用されることで、多発する窃盗目的の住居侵入事案を減少させ、発生の際の聞き込み等の事後捜査にも資するものであると考ええる。これに際しては、日本で既存の自治会制度に警察官が介入を果たし、隣組制度のような日本独自のブロック

ウォッチング制度を導入する。これは、既存の自治会制度を発展させるものであるから、日本において導入することがそれほど難しいものではなく、既述の目的を達することのできる素晴らしい制度となるであろう。また、ボランティア団体の採用に関しては、一八歳から八〇歳まで等のかなり広い範囲の年齢で採用を募集し、将来警察官を目指す学生等についても積極的に採用する。この事は、先に述べた利点に加えて、高齢化社会、及び比較的の身分のはっきりしている団塊の世代の人達が大量退職することに則し、ボランティア団体の活動と高齢者及び退職者の生き甲斐という利害の一致も期待できらるであろう。

都市計画課等と連携した都市環境設計

日本でも現在「安全・安心なまちづくり」と称される犯罪の未然防止方策が導入されているところであるが、カナダで行われているCPTED (Crime Prevention Through Environmental Design) の環境整備計画と比較して、日本でのさらなる犯罪の起こりにくい環境設計の整備を提言する。

カナダで行われているCPTEDの基本概念は、犯罪または迷惑行為といったものの発生機会を減らす都市環境設計を推進していくという計画そのものを言い、端的には、街づくり、ビル等の建築段階から犯罪が発生しにくい環境を作るといふもので、照明、監視、美化、物理的防護等の観点から実施している。

ここでは、私が現地で学んだ具体的な環境設計を紹介し、我が国においての考慮を提言する。

・少年い集対策

コンビニエンスストア等の店舗前における少年い集を防ぐため、店舗前に設置している電球を、夜間、

人の顔が醜く見えるような特殊な電球を使用する。また店舗内に、少年達が好まないオペラ、カントリーミュージック等の音楽を流し、店舗内に長時間滞在することも防止している。

・ホームレス、仮睡者対策

通常のバス停のベンチ等では、ホームレスが寝転がったり、泥酔者が寝込んでしまったりするため、ベンチを一席づつ区分けすることによりこれを防止している。また、建物の出入り口ドアの前の空間（雨よけの部分）をなくすことにより同様の防止を図っている。

・スケートボード対策

少年がい集し、スケートボードを実施する場所には、歩道等に小石を埋めることにより、景観を保ったままスケートボードの排除を行っている。

・アパート、家屋における盗難防止対策

アパート、家屋等への侵入を防止するために、一階の床の高さを上げたり、敷地内にトゲのある植物の植樹を推奨して景観を保ったままの盗難防止対策を行っている。

・デモ等の対策

商業建物の場合で、入り口等に階段がある建物の場合、人がまとまって座りやすいためデモ等に利用されることが多いことから、大きなプランター（植物）を置くことによりこれを防止し、同時に施設へのテロリスト等の車両侵入も防止している。

このような犯罪の起りにくい環境整備計画は、日本でも実施されているところではあるが、我が国に

においても、都市計画課、土木課等の行政と警察が連携して、五感に関する構造を変化させることで犯罪予防を目指し、既述のような環境整備計画を実行すべきである。既成の環境に関しては、根底から変化させることは困難であるため、デザイン等を変化させることにより景観を保ちながら犯罪予防の効果を図り、新規建造物に関しては、警察官が、建築、植物等の専門家による講習を受講し、行政機関、民間企業、さらには個人が施設を建築する際等、企画、デザインの段階から関わりあい、犯罪防止の観点から助言を行うようにする。このように景観を保ちながら犯罪を防止する環境設計を考慮することは、機能的な犯罪抑止、美的な犯罪抑止という二重の利点があると言えるであろう。

行政の執行力と連携した防犯、取締り活動の実施

消防、衛生局等他の機関が保有する消防法、食品衛生法等の多種多様な法律、行政処分を模索し、他機関との連携した防犯、取締り活動の実施を提言する。

カナダにおいては、N I S T (Neighbourhood Integrated Service Team) という団体が構成され、各地域ごとに配置、それぞれ連絡責任者を中心に、一〇人から一五人の市の行政機関の代表者によってその団体が構成されている。バンクーバーで最も治安の悪いダウンタウン・イーストサイドを例に取れば、警察、消防、市の土木課、土地開発課、住宅配給課、図書館、州の環境保険課、保健所、国の機関としての特許庁、人材育成省、カナダ税関及び国税局の職員等がその構成員となっており、こういった複数の行政機関と警察が連携、協力体制をとることにより、一時的な犯罪の検挙ではなく、犯罪の温床地となっている地

域の撲滅、浄化という大きな環境整備に有効となっている。

ここでは、他の行政機関と連携したことで、薬物事犯の根本的な解決に成功しているカナダのNISTの事例を紹介する。

バンクーバー市警では、薬物使用者及び薬物の密売組織の検挙・解明を目指し、NISTを活用して、薬物の末端乱用者等の検挙のみではなく、薬物の売買を黙認し、そればかりか何らかの利益を薬物の密売組織から得ている店舗自体を摘発することに目的を置いた。このような店舗を摘発する際、バンクーバー市警は、NIST内の市の衛生局、消防署に同行を依頼し、現場においては警察官が薬物の搜索、検挙活動を実施した。そして、衛生局は衛生法を、消防署は消防法を適用して、店舗に違反がある場合には、営業許可の停止、剥奪、店舗の閉鎖などの行政処分を同時に行うのである。これにより、警察による局面的な取締りにとどまらず、より厳しい取締りの効果を薬物密売組織や関係者に与えることができ、さらに同様の営業形態で犯罪に荷担している店舗に対しての大きな抑止効果を与えることができた。

日本においても、犯罪が凶悪化、巧妙化の一途をたどり、警察だけでは対処しきれない事案が増加している。その現状を認識すると、このようなシステムを採用し、広く他の行政機関と連携、協力体制を保持して防犯、取締り活動を実施し、これからますます多様化していく犯罪に複数機関で対応していかねばならない。また、刑法や警察が持ち合わせる法律だけでは、取締りの対象に十分な効果をもたらすことができない場合に、他機関が所管する法律、行政処分を模索して連携を図った取締りを行えば、その取締りは一時的なものにとどまらず、犯罪温床地域の撲滅に繋がり、より広い環境全体の浄化に繋がるのである。

う。加えて、複数の行政機関が協力して一つの問題に対処していくことにより、お互いの情報交換がなされ、より効果的な対処方法が生み出されたり、新たな問題点が浮き彫りにされたりする等の利点もあると言える。

法整備としての窃盗罪への罰金刑の導入

内面的、外面的に環境を整備した次には、やはり、犯罪を犯そうとするものの内心を統制するため、法律を整備し犯罪を抑止する必要がある。

カナダの法律には、令状を請求する程度の嫌疑が揃わなくとも被疑者の身柄を一定の時間強制的に拘束できる Detention (勾留) というシステムがあったり、警察官の命令に対する服従義務違反のような法律があり、その権力性は日本と比較して、より強いものであった。このように、カナダ警察においては、ソフト面、ハード面の両面からの調整を図り犯罪の抑止に資しているものであり、このような法整備が日本においても急がれているものであるが、逮捕等に関する法律を現時点で日本に採用することは難しい。それでは、どのような法整備が今の日本で必要とされ、採用することができるであろうか。そこで、私は犯罪抑止のための法整備として、窃盗罪への罰金刑の導入を提言する。

昨年 の警察庁統計では、窃盗罪の認知件数が約一九八万件に上り、刑法犯全体の八割近くを占めている。犯罪と身近という言葉はそぐわないものであると思うが、まさに窃盗罪は市民生活に身近な犯罪であると言える。にもかかわらず、窃盗罪には罰金刑が存在せずに、被害が少額であるならば万引きを繰り返して

も起訴猶予とされ続けたり、侵入盗などで余罪を多数保有する者が起訴されても執行猶予判決がでることがある。起訴猶予、執行猶予が弁護士等により分かっている留置人は、まるで三食昼寝付きの長期休暇でも貰ったかのようなのである。暴行罪、傷害罪、ましてや反則行為としての道路交通法違反ですら罰金刑の採用があるのだから、窃盗罪に罰金刑を導入して、金銭的な面で犯罪企図者を抑制する必要があると考える。

また、罰金刑の導入により、略式裁判による簡易な手続きでの処理も可能となり、全刑法犯の八割近くを占める窃盗罪の迅速な処理、裁判手続きの簡素化、留置場等の経費の削減等のメリットもあると言える。罰金を払う余裕がない者は労役刑に行けばよいし、犯罪が重い場合は、勿論正式裁判による懲役刑を与えればよい。起訴猶予、執行猶予を何とも思わないものに金銭的な打撃を与えることで犯罪を抑止する、そのような法整備も必要であると考え、私は窃盗罪に対する罰金刑の導入を提言する。

終わりに

割れ窓理論。犯罪抑止の理論の一つであり、窓のガラスを一枚でも割られたまま放置すると（軽微な犯罪を放置すると）重大な犯罪を誘発するという実験と考察に基づき、犯罪抑止の手法として軽犯罪に対する徹底的な取り締まりの重要性を唱える理論。《アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング (George L. Kelling) らが提唱。一九九四年からニューヨークにおいてこの理論に依拠した犯罪対策が実施され、犯罪の抑止や治安の向上に優れた成果をもたらした》

犯罪を生じにくい社会環境の整備の例としてよく掲げられるのがこの割れ窓理論であるが、これは外面

的な社会環境の整備としての考察である。私は、カナダに青年警察官海外研修生として滞在した経験を基に、さらに内面的環境の整備としてのスクールリエゾンシステムの日本の公立中学校への導入、さらに割れ窓理論の外面的環境の整備に加えて、ボランティア団体による警察支援活動、都市計画課等と連携した都市環境設計、行政の執行力と連携した防犯、取締り活動の実施制度の日本への導入、法整備としての窃盗罪への罰金刑の導入を提言する。このシステムの中には、いくらか日本でも採用され始めているものもあるが、これをそのまま日本ですぐさま採用することは難しいであろう。しかし、日本の近代化、高度経済化に伴い、日本で発生する犯罪がますます多様化、凶悪化、巧妙化の道をたどることは明らかであり、その犯罪に対応するためには、現時点から警察が他の学校、自治体、行政機関等と連携体制を保持し、さらに犯罪企図者を統制するための法整備を図り、犯罪の起こりにくい環境整備を進めていかなければならないのである。犯罪を追いかける、つまり犯罪が起こってからその環境を整備するのではなく、犯罪を生じにくい社会環境を整備するという先手を打つことによって、警察組織は現代、そして未来に対応していかなければならない。そのため、以上のような制度の導入を提言する次第である。

【優秀賞】

人と人のふれあいが治安を良くする

—『うどんの駐在さん』は思う—

町嘱託職員
生活安全アドバイザー
宮川 勝芳 (62)

数年前までの日本は、安全と水は何処でも誰にでも保障されていた。ところが、大事件や世間を騒がす特異事件が、東京や大阪など大都市だけでなく、近年全国の至る所で発生するようになった。その結果、安全については民間の警備会社に依頼したり、防犯カメラを設置するなど国民が自分で負担しなければならなくなった。交番や駐在所に対し、国民が治安維持の根幹だと期待している安全機能も、少しずつ揺らぎ始めたように思う。

そして、警察による犯人検挙はより困難になり、検挙率も大幅に低下した。そのため、国民は日本中が治安悪化の波に飲み込まれようとしていることを、身近なこととして、実感していると思うのである。

私が勤務する町でも、役場前の民家で一人暮らしの男性が殺害される事件が発生した。地元警察と隣接の府県警が連携し、数箇月後には犯人グループを逮捕したものの、住民は治安悪化を身近に感じ、不安感が高まった。

田舎や静かな住宅地に居て、自分は真面目にしているのに、何時どんな被害に遭うか分からない時代になってしまった。被害者も子供や高齢者だけでなく働き盛りの世代にまで広がった。これらを防ぐための有効な具体策を、国民の全てが模索していると思う。

私は香川と兵庫の両県で警察官として三八年務め、その間に駐在所や交番などで勤務した経験がある。六年余前に警察を早期退職し、役場の嘱託職員となった。現在、安全な町づくりに取り組んでいる最中であり、治安を良くするためには、警察と住民が本気で連携する必要があることを中心に論じてみたい。

前半では、子供の頃に村の駐在所が治安の拠点であったことや、警察官として駐在所勤務の時代に、住民とのコミュニケーションをとる方法に手打うどん作りを生かした様子などについて説明し、後半は、生活安全アドバイザーとしての私や町が、警察と緊密に連携しながら取り組んでいる活動の内容を紹介する。讃岐、こんぴらさんの近くで生まれ育ち、うどんを食べることが多かった。父や母が作るうどん作りに興味を覚え、小学三年生の時には自分ひとりで作れるようになった。自宅の畑で穫れた小麦を使って生麺を作り、野菜と煮込んだ讃岐独特の「打ち込みうどん」としてよく食べたものである。

この子供の頃からのうどん作りや、後記の村の駐在さんに出会ったことが、その後の私の人生を決めたと言っても過言ではない。

その駐在さんは独身で、子供達にも気軽に話しかけてくれた。長兄と同年齢だったこともあって、その駐在さんには兄のような親しみを感じていた。学校の行き帰りに駐在所を覗いて、お巡りさんが居れば立ち寄って、色々な話を聞くのが楽しみだった。

その駐在さんから、警察官になるためには柔道か剣道が出来なければならないと聞いた。そのために、中学生になると興味半分で柔道を習い始め、高校では本格的に取り組んだ。

高校三年の時、駐在さんに「防犯協会主催の柔道大会に出てほしい」と頼まれ、警察署で行われた地域の柔道大会で、準優勝したことがある。駐在さんの勧めもあって、高校卒業と同時に香川県の警察官になったのである。

最初は交番勤務だった。交番での仕事にもやりがいを感じていたが、刑事係にも憧れていた。刑事係になるためには犯人を多く捕まえる必要があった。

警察官になって最初に捕まえた犯人は、ニワトリ泥棒である。管内の鶏肉店から「ニワトリを麻袋に入れ、売りに来た男がいる」と知らせてくれたお陰で、犯人を検挙することが出来たのである。後でその店に通報のお礼を言ったところ、露地裏までくまなくパトロールしている私の姿を見て、「この若いお巡りさんに手柄を立てさせ、頑張ってもらおう」と思ったそうである。

その後、管内で四人組による逮捕監禁事件が発生した。現場に残された帽子を手がかりに、数時間後に

犯人を逮捕し、被害女性も無事に発見保護したことが、刑事係になる決め手となったのである。

刑事係になって約一〇年の間は、警察署の刑事係や県警本部員として強盗事件や殺人事件の捜査にも従事し、警察が管内実態を常に把握しておくことの大切さを痛感した。

三二歳の時、香川県警から兵庫県警に出向し、明石警察署の駐在所で勤務することになったのである。着任した当日の夜、引越し荷物を片付けていると、シンナーを吸っている少年がいるとの届出があり、不安気な妻子を残して現場に向かった。

その翌日、早速地域の連合自治会長が訪ねて来られ、「駐在所さん頑張って下さい。どんなお手伝いでもしますから」と激励され、私に対する期待が大きいことを感じたのである。

期待に応えるには、まず管内実態を把握しておく必要があると考え、着任から一年以内で、管内の全家庭を一巡したのである。そのため、多い時は一日で五〇軒ぐらい訪問し、夜には関係簿冊を整理した。

一般家庭の他、防犯連絡所や自治会長宅には、必ず毎月一回以上訪問するようにした。独居老人や独り暮らしの家へは機会あるごとに立ち寄るなど、色々な人と出来るだけ多く話すことで、管内の人達と顔馴染みになった。

特に、地域の安全や少年補導に強い関心を持ち駐在所の仕事に全面的に協力してくれた若手の防犯委員さんの協力は、本当に心強かった。連合自治会長と相談し、その防犯委員さんには「防犯推進委員」になってもらい、地域の安全のために協力してもらったのである。その委員さんの協力で、管内の実態がうまく掌握できたり、不審者に関する情報が早く入手出来たのである。

警察の仕事は、住民との信頼関係がなければ任務は果たせない。

その手段に、うどん作りを生かそうと考えた。香川県警時代に親しくなったうどん屋の主人から、そのコツを教わり、休日には自宅で必ずうどんを作った。讃岐から取り寄せた小麦粉を使い、前の晩から塩水で練り固めて熟成させ翌朝になって十分に足踏みして麺棒で伸ばし細く切る、本格的な讃岐うどんである。家族や同僚に試食してもらった。試行錯誤を重ねて、いつかその味はプロ級だと言われるまでになった。

自治会役員会や各種会合等に招かれた時には、必ずうどんを手土産にしたのである。

駐在所で作った生麺を公民館等に持ち込んで茹であげ、出来立てのうどんを特別の自家製つけだしで食べてもらった。食べた人達から「こんな旨いうどんを食べたのは初めてだ」と大喜びされ、住民の間で私の作るうどんが話題になった。そして瞬く間に、地域の人達から『うどんの駐在さん』と呼ばれるようになり、出会う人との会話は、まずうどんのことから始まるようになった。

管内の人達が、私を知ってくれていると思うと、初対面の人であっても、本音で話をする事が出来たのである。また、地域の人々には駐在所へ気軽に立ち寄ってもらえた。地域住民と密着した警察活動を行っている、同僚だけでなく他の警察署や県警本部の捜査員からも、いろいろな問い合わせや照会が相次いだ。

同僚からは、『駐在所の生き字引』だと言われ、頼られ役立っている充実感を味わった。管内のある有力者が県警本部に向き、駐在所の交番への格上げ要望とともに、私を留任するようにと要望された。その後、約二〇年経ち、五二歳の時にあの阪神大震災に遭った。一時ではあるが死を覚悟したのである。

そして、その時から自分が元気なうちに、人々のために何かを残しておきたいと考えるようになった。

思い出したのが、明石の駐在所で住民とのコミュニケーションを深めた手打うどんである。そのうどんの作り方をひとりでも多くの人に伝えておきたい。

プロに教えてもらったたり、自分で研究を重ねたうどん作りのコツを、出来るだけ多くの人に広め、秘伝と言われている部分についても全てを伝えよう。

それからは、公休日を利用し、被災者が暮らす仮設住宅のふれあいセンターで、入居者達に手打うどんの作り方を指導した。自分達で作ったうどんを、お爺さんやお婆さんが孫達と美味しく食べているのを見ると、私まで楽しくなった。

そして、試食するだけでなく、持ち帰ったうどんを隣り近所におすそ分けしてもらった。そのことが、仮設住宅におけるコミュニケーションづくりに大いに役立った。そして、仮設住宅で始めたうどん作りのことが、マスコミで紹介されたため、地域全体に一気に広まったのである。

住民の間から、仮設住宅のふれあいセンターから広まったうどん作りだから「手打うどん」や「讃岐うどん」等と言うよりも、『ふれあいうどん』の方がふさわしいとの声が出た。仮設住宅の住民で私が親しくさせてもらっていた方から、記念になればと手作りした『ふれあいうどん』の看板をもらった。その看板は、今では私の宝物となっている。

警察退職後は、阪神間のベッドタウンとして住宅建設が続いている町で、安全な町にするべく具体的な活動に取り組んでいる。町は約一〇年前から「ライトアップ作戦」を展開しており、町内ほぼ全部の電柱

に防犯灯が設置されるなど、安全意識の高い所である。

そんな町で、私が警察の経験を生かすとともに、『ふれあいうどん』作りを広め、コミニユティーづくりを進めれば、住民相互のふれあいが深まり、より安全な町になると確信しているのである。

町役場で仕事をするようになった時、「うどん作りを生かして、安全な町づくりに取り組んでほしい」と言われた。古い交番を町の中央部に移転新築した時、私の活動拠点となる生活安全交流センターが、その交番に隣接して新設されたのである。

最初の三年間は町長公室で町全体の情勢把握に努め、その後は生活環境課の生活安全係に席を置いている。自治体の行う交通安全や防犯活動について、どのような方法が良いのか、住民の視点で考えいろいろなことを助言している。

地元警察と町役場のパイプ役はもちろんのこと、交番や駐在所の勤務員と、毎日のように情報交換している。私は現役警察官と接する時、心していることがある。それは後輩の現役警察官に頑張ってもらうために、警察OBの立場で協力出来ることはないだろうかと常に考えていることである。警察官に意欲的に取り組んでもらうことが、地域住民の安全に直結すると思うからである。

そうすることで、住民や町職員に警察を少しでも身近に感じてもらい、より安心感が高まると思う。

私には、就任当初から自分で決めた制服がある。黄色の上着と帽子を常に着用し、顔写真入りのネームプレートも付けている。町内に出ている時や休日でも住民が私に相談しやすいように、あらゆる機会を利用して、携帯電話の番号を教えている。そして、少しでも早く、またひとりでも多くの人に私の存在を知っ

てもらい、誰でも気軽に相談出来るような雰囲気作りを図っている。

私が町内を巡回する車両には、黄色地に黒文字で、『生活安全パトロール実施中』と書いた大型ステッカーを両側に添付し、常に黄色の回転灯を回しながら、ゆっくり走っている。私が行う安全のための活動を、町では『イエロー作戦』と名付け、町広報紙などで紹介している。

私が巡回していることを、町内の人達によく分かる状態にしているのは、警察が実施しているレッド作戦（パトカーが巡回する際に、住民に安心感を与える目的で、通常の時でも赤色回転灯を回しながらパトロールする方法）と、同じ効果を期待しているからである。

町内を巡回中に、自治体として対処しなければならぬ問題を見つけると、現場から直ちに役場の担当者で電話連絡している。しかし、簡単に処理できることは、出来るだけ早く処理するために、私ひとりでは対処することが多い。

また、警察で処理する必要がある事項については、緊急重大な時を除き、本署に通報せず、担当の交番や駐在所に連絡するようにしている。住民との接点が多い現場の警察官に、管内実態をよく知っておいて欲しいからである。

子供が悪戯した時、一昔前までは「そんなことしていると、お巡さんに叱られるよ」と言って、周りの人達がお互いに注意しあっていた。警察官も今よりその頃の方が自分の管轄する管内住民のことを、良く掌握していたように思う。

警察の側も数年前までは、「検挙に勝る防犯なし」を優先し、発生した事件を検挙することに重点を置き

ていた。しかし、検挙率が大幅に低下したことから、警察も地域住民と協力した活動で犯罪を未然に防止することに力を入れ始めたようである。

個人情報保護の意識が強まり、自分の地域や隣近所のことに関心な人が増えたことから、聞き込み捜査などはますます困難になっている。

警察OBの立場から率直に言わせてもらうと、交番や駐在所の勤務員は、この機会に、地域住民と密着した活動に本気で取り組んで欲しい。そうすることが、結果的に犯人の検挙に結び付くと思うからである。具体的には、交番等の勤務員が地道な巡回連絡を確実に実施し、自分の管内のことを十分に掌握しておくことである。現場の警察官からは、訪問しても留守や共稼ぎの家庭が多く、その効果があまり期待できないとの声を聞く。

しかし、交番等で保管する巡回連絡簿には、非常時の連絡先が記入されており、警察活動の貴重な資料なのである。今後も、警察活動のよりどころとも言える極めて大事な資料だと思う。

一方、住民の側でも自分自身を守るために、その気になれば簡単に出来ることがある。例えば、独り暮らしをしている人は自分から交番等に行き、万一の場合の連絡先を、予め記載してもらっておくことである。また、警察によく注意して見てほしいような人物が、近隣へ引越して来たような時には早い時期に担当の交番等に知らせておく。匿名のハガキで通報したり、防犯委員や自治会長等から、地域の安全情報として知らせておけば、治安のためには大変に役立つのである。

住民は、自分達でも治安を守る活動を期待されるようになったが、治安を守る「要」は、やはり警察だ

と思う。なぜなら警察は犯人を逮捕するだけでなく、注意したり警告することも出来る。そして、最も期待されているのが、不審者に対しては、罪を犯す前に職務質問し、犯罪を未然に防止することである。そんな活動の拠点になるのが、我々の身近な交番や駐在所である。

そのために、地域の住民は事件や事故の時だけでなく、自分達の交番や駐在所だと考え、何時でも誰でも気軽に訪ねるようにして欲しいのである。

警察官が巡回連絡で家に訪ねて来た時や、パトロールしている姿を見かけた時には、勇気を出して「ご苦労さん」と言って欲しい。その一声が警察官にやる気を起こさせるだけでなく、住民自身にも安全意識が高まり、結果として治安悪化を防ぐ大きな力になると思うのである。

次に、『安全で安心な町づくり』を実現するために、町や私が行っている具体的な活動内容について説明する。

その一は、放置自転車の早期処理である。

町内をパトロールしていると、歩道等に乗り捨てられている自転車を見かけることが多くなった。それが数日もすると横倒しになったり、ハンドルやサドルが無くなり、粗大ゴミのようになる。そのままにしておくと、半月もしない間に、同じ場所にそのような自転車が三台、四台と増えてくる。

そこで私は、放置自転車だと思った場合は、一定期間を過ぎると撤去する旨をハンドル部分に表示し、期間を経過すると近くの交番等に持ち込んでいる。盗難の有無を調べてもらうのであるが、被害届の出ている自転車は、一〇台のうちで一台位しかないが実態である。

盗難品と思われる自転車を発見した時には、防犯登録などを調べ、届出がなくても可能な限り所有者に引き渡すようにしている。ところが苦労して所有者に連絡するが、盗られた自転車が見つかったことを喜ぶ人は少なくなった。

盗られても捜すことなく、すぐに新品を買い、警察への届出をしない人が多くなった。そのために、警察から発見したと連絡があっても、遠方だとか積み込める車が無いなどと言って、引き取りに来る人が少なくなったと思うのである。

そのような場合に私の町では、交番等から所有者に連絡してもらい、私とその自転車を軽四輪車に積み込んで、所有者の家まで送り届けている。一見過剰サービスのようと思われるが、歩行者の安全や環境美化の面だけでなく、放置自転車を使った二次犯罪を防止出来ると思うからである。

自転車一台ぐらいと軽く考えて、盗られたのに警察に届出をしない人が増えると、放置自転車がますます増える。その結果、善良な人でも軽い気持ちでその自転車を無断で借用するようになり、治安はだんだん悪化するのである。

極論ではあるが、自転車を盗られても警察に届出をしなければ、治安の悪化に手を貸すのと同じ結果になると思われるのである。

警察官が盗難自転車等を処理する際、円滑に処理するには一時的に自転車を保管する場所が必要である。町では警察とその対策を協議し、約一〇台分の自転車の一時保管場所を設置した。

また、自転車を所有者に引き渡す時や各種会合の席で、住民にお願いしていることがある。それは、ど

んな自転車でも車体に刻まれている固有の車体番号があるので、その番号を自分で調べておく。その番号をメモ書きで保存しておき、自転車を盗まれた時には、必ずそれを持って交番等に届出てもらうことである。

その二は、「声掛け運動」の推進である。

町の職員が率先して人々に声掛けするとともに、住民にも具体的な推進方法を示している。コンビニやスーパーで買い物した時、レジ係の人に「ありがとう」と一声掛けることが、「声掛け運動」の第一歩になると勧められている。

住民の多くが気軽に声を掛けあうようになると、「ありがとう」や「ご苦労さん」の心地好い言葉が飛び交うようになり、次のようなことも期待出来るのである。

◎泥棒が盗みに入ろうとしている時、近所の人に「何か用事ですか」と声を掛けられることで、盗みを諦める

◎横断歩道で停止してくれた運転手さんに、渡り終えた子供が「ありがとう」と会釈することで、ゆとりのある運転手が増え、交通事故も減る

◎老人クラブ等の人達が、公園の清掃や学童の見守り活動をしている時、「ご苦労さんです」の労いの一言で、その人達の活動が続き、参加者も増える

地域全体の安全マナーが向上し、結果的に治安が良くなると思われる。

その三は、「生活安全推進委員（仮称）」の指定である。

周囲の動きに無関心な人が多くなり、地域の絆もうすれつつある。その解決方法として、「防犯カメラ」や「監視カメラ」の設置が検討されているが、予算や人権のことなど、色々な問題がある。手軽な方法として、住民と警察官が連携して選ぶ生活安全推進委員が、治安のために効果的だと思う。

自治会や各種団体で、過去に活躍されていた人が役員の改選などでそのポストを離れると、思うように活動出来ないのが実態である。

そこで、自分達の地域を良くするために何か役立ちたいと思っている人には、何か活動の場を持つてもらうことである。社会的な肩書きや老若男女を問わず、また過去の経験にも関係なく、その地域において多くの人に信頼を得ている人を選び、お願いすることである。

前向きに活動する気持ちさえあれば、地域の安全確保には強力な味方になると思う。それが生活安全推進委員である。

委員の人選で最も大切なことは、交番等の勤務員に、委員にふさわしい人を推薦してもらうことである。なぜなら、生活安全推進委員には、住民と交番等の勤務員とのパイプ役を果たして欲しいからである。

このような人が交番ごとに数名いると、次のようなことが期待できる。

◎自治会や各種団体から行政や警察への、スムーズな要望と早期対応

◎放置自転車や不法投棄物等の、早期発見による犯罪抑止

◎生活安全パトロールや通学路の見守り活動の、地域全体への広がり

また、生活安全推進委員の存在を出来るだけ多くの住民に知らせ、警察だけでなく、生活安全推進委員

にも気軽に相談出来るようにしておく、高齢者達が彼等に相談出来るため、「振り込め詐欺」等の被害を未然に防止できると思うのである。

その四は、コミュニティーづくり（ふれあいを深める活動）である。その具体策として、『ふれあいうどん』作りを広めることである。

これまでの六年余の間に、みんなと一緒に作ったうどんは八万食を超えた。うどん作りの仲間をひとりでも増やすために、念願だったうどん作り同好会が発足し、会員も増えつつある。

うどん作りを始めようとする人から、うどん作りの道具について聞かれることが多い。私は、数万円もする立派な朱塗りのこね鉢や専用の麺切り包丁ではなく、百円ショップのポリボールや菜切り包丁で充分間に合うと説明するのである。大切なことは、うどんを作って親しい人に振る舞いその人に本音でうどんの出来具合を聞くことである。

同好会の人達が、「今日は、三人から予約を受けているから」と、沢山作り嬉しそうに持ち帰る姿を見ると私まで嬉しくなる。私が充実感を最高に味わえる時である。

この夏、水害被災地に出向き、被災された地域の人達にうどん作りを指導した。同好会の人達もボランティア活動に参加するようになった。

生活安全交流センターや公民館、小学校等でいろいろな人に『ふれあいうどん』作り教室に参加してもらい、一緒に試食することで仲間作りが出来る。その折、地域の安全について次のような話をしている。

◎ 「ありがたい」や「ご苦労さん」の声掛け運動は、安全の第一歩である

◎ 「門灯の終夜点灯」や「センサーライトの設置」は、防犯に効果がある

町では毎月二〇日を「ふれあいの日」とし、その日は、なるべく多くの人にうどんを作ってもらえるように、準備中である。町内の多くの人が『ふれあいうどん』を少し多く作って、町のマーク入り「ふれあいタッパー」に入れ、近隣に振る舞う。もらった人が喜ぶだけでなく、振る舞った自分も嬉しくなる。

そして例えば、畑で採れたトマトやキュウリが「ふれあいタッパー」に入って返ってくる。そのようになれば、容器の再利用によるゴミの少量化とともに、コミュニティづくりのスタートになると提唱しているのである。

町内で「声掛け運動」を盛り上げたり、「生活安全推進委員（仮称）」を早期に指定するため、『ふれあいうどん』作りを積極的に取り入れている。

最近では、私が町内を巡回している時に、「頑張ってますね」とか「うどんを作っていますよ」等と住民から声を掛けられることが増えた。また、町長にも、「宮川さんは、今では猪名川町に欠かせない人になりましたな」と言われた。その一言は、住民からの励ましとともに、私が安全に向けた活動を続けられる原動力になっている。

最後に、私は阪神大震災に遭った経験から、治安を守ることを任務とする警察、消防、自治体等の職員に、是非考えてほしいことがある。

倒壊した家屋に埋もれている人を救出するには、震災後の数時間が勝負である。このような時には、少しでも早く自分の所属する組織に加わり、それぞれの組織で活動することも大切ではある。しかし、自分

が住む地域で、近隣の人々の中核になり、近隣の人達と協力して埋もれている人を一刻も早く救出することの方が、より効果的だと思うのである。

各職員が、それぞれの住居地で先に述べた生活安全推進委員のような役目を果たしてほしい。そのためには、日頃からそれぞれの地域において、安全のために中核的な役割りを果たせるような存在になっ
ていなければならない。

治安を守ることが任務の人達は、大震災の時だけに限らず、普段から自分の住居地においても、治安を守るために自分が出来る活動について考えておく。

そして、地域の人達に率先し、地域住民の安全。パトロールや環境美化など、やる気になれば手軽に出来ることから、まず始めて見ることである。

それぞれが、地域の一員として、安全のために活動するようになれば、職場における安全施策についても、住民の視点に立った良い考えが浮かんでくると思うのである。

【佳作】

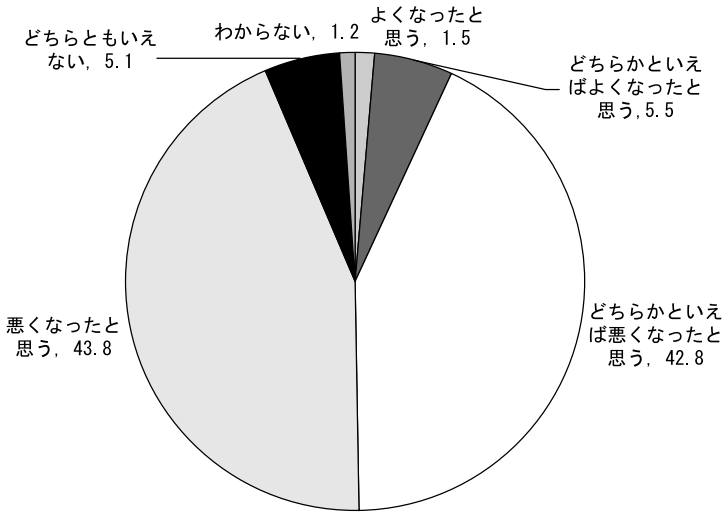
安全な社会の実現に向けた地域住民の役割と 今後の展望

三浦市役所

江川 範子 (31)

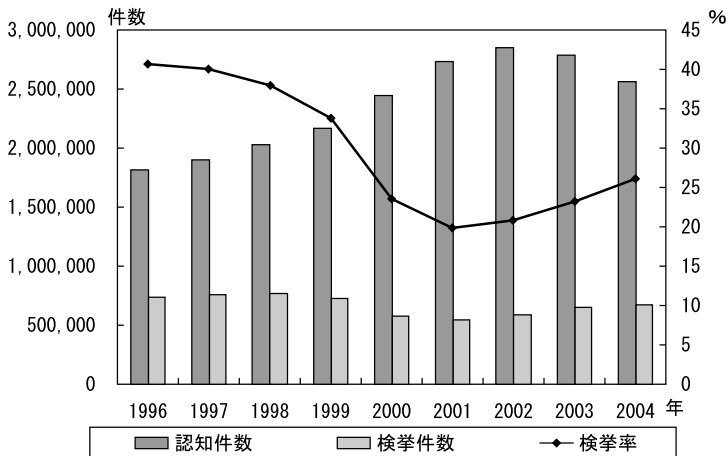
一 安全な社会の構築には

近年、治安が悪くなったと感じる人が増えてきている(図1)。この治安が悪化していることに関しては、過去八年間における刑法犯の認知件数・検挙件数及び検挙率からも明らかである(図2)。また、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪として、空き巣やすり、ひったくり、暴行や傷害、誘



出所：内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」世論調査報告書（2004年7月調査）をもとに筆者作成

図1 最近の治安に関する認識



出所：警察庁（2005年）「平成17年上半期の犯罪情勢」をもとに筆者作成

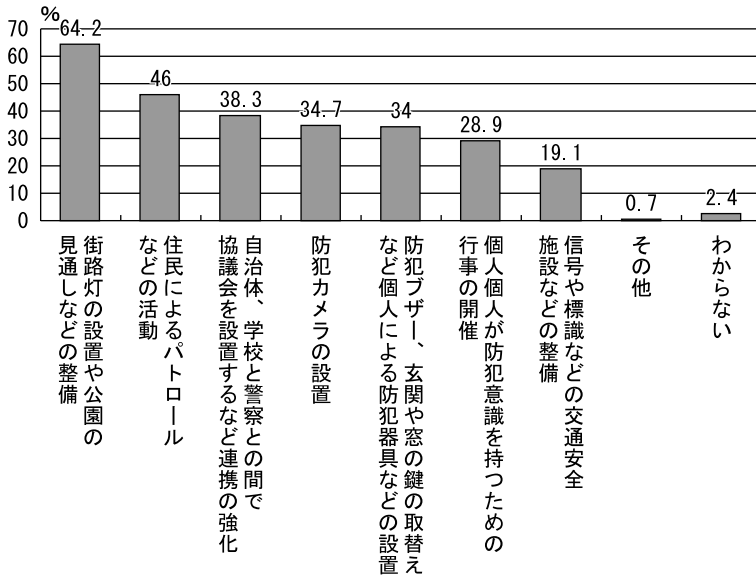
図2 刑法犯の認知・検挙件数及び検挙率の推移

拐、子どもの連れ去りやいたずらを挙げている人が多い¹。なお現実には、街頭犯罪や住居侵入など、日常生活の身近なところで発生する犯罪が、過去八年間において極端に増加しているのである²。

そこで、身近な地域における安全が求められてきているといえる。そのためには、安全な社会を構築することが必要であり、実現には環境の整備が伴う。その環境整備として、行政による政策を第一義的に挙げることができよう。しかし昨今の犯罪情勢を踏まえると、行政の「安全な社会を構築する」という政策のみでは、その大きな効果が期待できない。なぜなら、これらの多発化している犯罪は、地域における身近な犯罪であるため、地域での取組が効果を奏すると考えるからである。

なおこの考えは、治安に関する世論調査の結果から次の三点を導き出したことによる。第一に、治安の悪化の理由を尋ねた項目で、「地域社会の連帯意識が希薄となったから」という回答が上位に位置していることである。第二は、安全で安心な地域社会を実現するための地域の取組としてどのようなものが効果的かを問う項目で、地域住民の防犯パトロールといった取組が犯罪の増加抑止へ大きな効果をもたらすと半数近くの人が考えている(図3)ことである。そして第三は、第二点に関連するが、参加したい防犯活動として、防犯パトロールへの参加希望者が多い(図4)ことである。つまり、これらの結果から、地域住民が安全な地域社会への構築に向け積極的な傾向にあるとともに、失われた地域コミュニティを連携強化し、地域住民がお互いに助け合っていく意向にあることを捉えることができるからである。

加えて、地域住民による取組が身近な犯罪の抑止に寄与すると、警察や行政が普及啓発活動を行っていることも、住民の地域における取組への参加意欲を高めているといえよう。

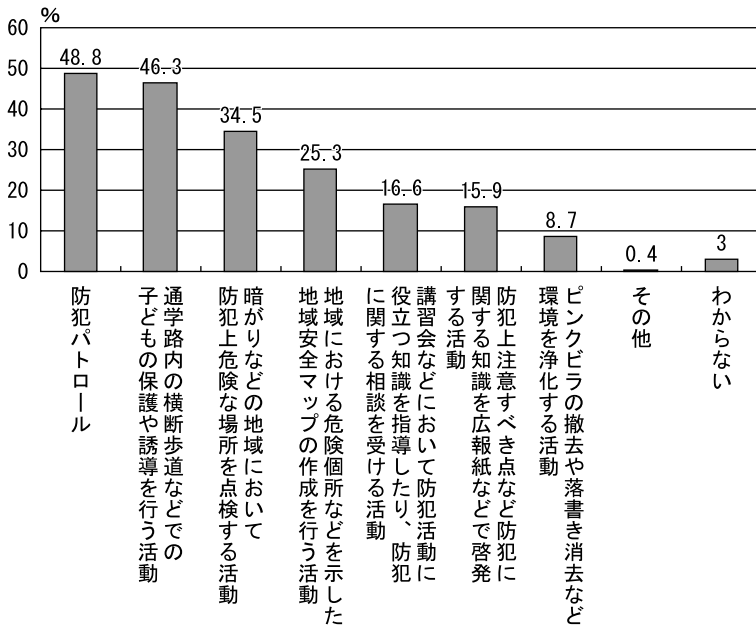


出所：内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」世論調査報告書（2004年7月調査）をもとに筆者作成

図3 安心確保のために効果的な地域での取組み

以上から、安全な社会の構築に向けては、住民の参加がその鍵を握っていることが明らかである。従前、行政が主導してきた安全社会の構築という政策への住民参加が必要であることは、自明の理である。さらにそれにも増して、安全な社会の構築には、地域住民が自らの理念と実践に基づき公共政策を立案し実践していくという点が重要で、今まさにそれが起こりつつあるといえるのではないだろうか。そこで本稿では、安全な社会の実現に向け、地域住民が公共の担い手として期待される役割について明らかにすることを目的とする。あわせて、地域住民の活動を活性化していくために必要と考える過程や取組について論じた上で、今後の展望について論じることとする。

まず次章では、地域住民が公共の担い手



出所：内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」世論調査報告書（2004年7月調査）をもとに筆者作成

図4 参加したい防犯活動

である点に焦点をあて、その役割について論じる。それを受け、第三章では、公共政策の担い手である住民活動の事例として、神奈川県三浦市におけるボランティア団体が築く安全な社会の実例を紹介する。続く第四章では、事例を踏まえた上で、今後の展望として、安全な社会の実現を通して地域における自治の確立について私見を論じる。

二 地域住民の役割

(一) 公共の担い手

はじめに公共の担い手を確認する。まず公共を担うのは、行政のみの特権なのだろうか。現在、導入されている制度等から、そうではないことが理解できる。

例として、国が進める構造改革特別区域制度や地域再生計画による民間開放、さらには導入に向けた取組が行われている市場化テストを挙げることができる。これらは、従来、官製市場とされていた公共サービスの民間事業者等への開放である。このほかにも行政サービスの民間開放として、二〇〇三年六月の地方自治法の一部改正により導入された、公の施設における指定管理者制度がある。なおこれらの制度は、民間事業者等を公共の担い手として捉えた制度といえる。

さらには、地域住民を公共の担い手とする制度もある。一九九八年の特定非営利活動促進法制定により始まった特定非営利活動法人格（以下、NPO法人格という）の制度である。またこの制度は、地域住民が自発的な活動を新たに生み出す動きを加速させたといえる。なぜなら、NPO法人格を取得する団体が年々増加するとともに、ボランティア活動に参加してみたいと考える人の割合も近年増加しているからである⁴。

加えて、地域自治組織の創設を忘れてはならない。これは、二〇〇三年の第二七次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」を受け、二〇〇四年五月の地方自治法の一部改正により、住民自治の強化等を目的とする地域自治区を設けることができる⁵とされたものである。

このように、地域住民を公共の担い手とする制度が近年、整備されてきているものの、従前より地方自治の本旨として、団体自治と並び住民自治がある。もっとも、二〇〇〇年に施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律を中心とする地方分権改革により、従前に比べ、住民自治の拡充に向けた制度の整備が図られ、活動も実践されつつある、といえよう。

以上から、公共の担い手とは、公共の福祉を追求する行政のほかに、公益法人や企業等の営利団体、地域における活動団体、そして地域住民であるといえる。

(二) 公共政策の担い手としての役割

それでは、公共の政策とは、公共の担い手が担う活動といえよう。ここでは、公共の担い手である地域住民が行う活動に焦点をあてる。なおここでの公共政策とは、公共の担い手が行う、問題の解決策若しくは目標達成に向けての活動と定義する。

地域住民による公共政策の立案と実践は、今に始まったことではない。従前の地域社会において、地域住民がそれを担い、活動していたからである。具体的には、日常生活を送る中で、地域における問題に対し、隣近所をはじめとする地域が一体となり住民がお互い助け合って解決していく文化があった。これを筆者は、昔ながらの家並みにある、住民の日常生活としての通り道であった路地を中心に育まれた相互扶助の文化といえることから、路地文化と考える。

そこで、公共政策の立案と実践とは、この昔ながらの路地文化を復活し、地域での支え合い、つまり地域福祉の実践にあると考える。地域福祉とは、地域における公共の福祉、つまり誰もが安心して安全な日常生活の実現にあるといえよう。そのためには、安全な社会の構築が必要になる。

安全な社会とは、物理的な安全を構築し、地域住民が安全に生活を送ることができるようなことが先決である。しかしその先には、地域住民の心の安全、つまり心の安らぎを得ることにあり、これが最終的な狙いといえる。

前者の物理的な安全の確立では、目に見える形として、犯罪の抑制を挙げることができる。この防犯は、地域住民による防犯活動が効果的であるといえる。なぜなら次の二点の理由が考えられるからである。

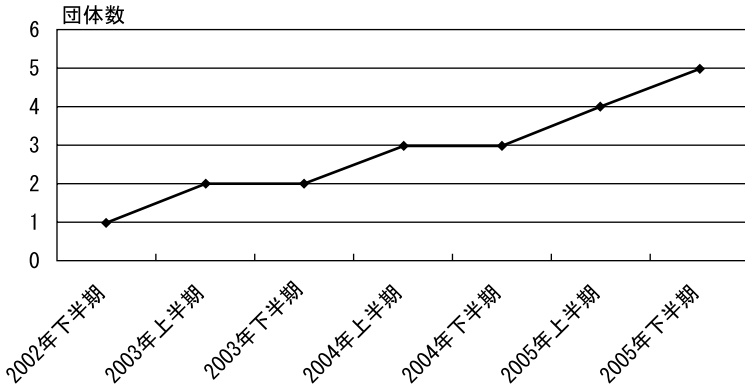
一点目は、防犯活動を通して、地域に住民の目が行き渡ること、自分達の地域を自ら守り、監視するようになるからである。二点目は、地域住民自らの活動により、住民における連帯感が一層強固なものとなり、お互いの状況を心配し合ったり、支え合ったりするようになるからである。つまり、防犯活動を通して、地域住民の連携強化を図ることができるということである。その結果、犯罪が起こりにくくなるのである。そして、後者の地域住民の心の安全とは、日常生活において培われるものである。これも地域住民の連携なくして、心の安らぎが得られるものではない。特に、心の安らぎとは、地域住民がお互い支えあい、住民自らが活動し実践していくことの積み重ねにより、得られるものである。

本章では、公共政策の担い手である地域住民の役割として、安全な社会の構築に向け、昔ながらの路地文化を復活し地域における公共の福祉の実践を通して、物理的な安全を確立するとともに、心の安らぎを得る活動を積み重ねていく必要があることを論じた。

そこで、次章では、地域における問題の解決に向け、解決策を立案し実践している、公共政策の担い手である地域住民の実例を検証することとしたい。

三 公共政策の担い手としての地域住民の活動の実例Ⅱ三浦市を事例として

本章では、三浦市⁶における地域住民の活動を事例として論じる。なお三浦市を事例とするのは、筆者が



注：2005年8月31日現在。従って、2005年下半期は7月から8月末までに認証された法人。

出所：特定非営利活動法人の神奈川県知事所轄法人名簿から主たる事務所が三浦市に所在する法人をもとに筆者作成

図5 三浦市におけるNPO法人格取得団体の推移

三浦市役所での勤務を通して得られた地域住民活動の実態を論じることができるからである。

前述したが、全国的にNPO法人格を取得する団体が増加し、ボランティア活動を含めた住民活動が飛躍的に伸びている。これは、三浦市においても同様である。三浦市では、NPO法人格取得団体が二〇〇五年に急激に増加してきている(図5)。また、ボランティア活動では、二〇〇一年に三浦市ボランティア連絡協議会が設立一〇周年を迎え、同年時点における同協議会加盟団体は三二団体である⁷。このように、同市における地域住民の活動が活発に行われている。

前章で、心の安らぎについて言及したことから、三浦市の地域住民による活動の中でも、この心の安らぎ、福祉の向上を目的とした活動を行っている団体の状況やその活躍について触れたい。ここでは、「菊名地区地域福祉推進委員会」及び「みどり会」

の二団体によるボランティア活動の実践について述べる。

前者の「菊名地区地域福祉推進委員会」は、当時の民生委員児童委員が中心となつて一九八四年に発足したボランティア団体で、二〇〇四年には設立二〇周年を迎えている。⁸ 地域（菊名地区）の高齢者を対象に給食会を開くなど積極的な活動を展開してきた実績が高く評価され、二〇〇四年度ボランティア功労団体として厚生労働大臣表彰を受けている。

主な活動としては、要援護老人家庭の家事サービスや一人暮らし高齢者家庭の見守り、地域内七〇歳以上の高齢者を招いての食事会（なかよし会）の開催であるが、地域内に張り巡らされた情報網により、常に高齢者の安否が確認できるようになっている点に注目したい。このような活動が功を奏し、地域内の高齢者では、昨今多発化している詐欺のひとつである「オレオレ詐欺」の被害が発生していないのである。

後者の「みどり会」は、「地域の中で助け合い、この町に住んでよかったと思える町づくり」をモットーに地域の主婦等が結成した団体である。⁹ 全国的に少子高齢化が叫ばれ始めたころ、会長が地域に目を向けたところ、自分たちの地域においても子供たちは少なくなり、高齢者の夫婦世帯が増えている現実に直面したことから始まる。特に高齢者に関しては、最後まで地域の中で生活できることが大事であり、そのためには地域住民の助け合いが求められているのではないかと考え、その活動を実践してきているのである。具体的には、一九九六年から高齢者を対象とする配食サービスを始め、一九九八年には、活動の趣旨に賛同した地域住民から民家の無償提供を受け、「みどりの家」を開設し、同時にサロン事業を開始している。このサロン事業は高齢者向けであるが、最近では知的障害者等を対象とする「ホットサロン事業」を開始し

たり、子育て支援のためのサロン事業も始めるなど、精力的な取組が展開されているところである。このように、対象を限定することなく地域に居住するすべての住民を対象にサービスを提供している点に、この団体の特徴がある。そのため、このサロン事業の実施拠点である「みどりの家」には、地域住民が集い、地域の交流拠点になりつつある。

しかし、「みどり会」の行うすべての地域住民を対象とするサービスは、現在の行政の補助金では、その活用が難しいという課題がある。¹¹ なぜなら、行政の補助金は、その対象を高齢者や障害者など各々に限定しているからである。そのため、現在の補助金が、地域住民すべてを対象とする活動の活性化に寄与することはできない。ただ、この課題に関しては、構造改革特別区域制度において、知的障害者と障害児が指定通所介護事業等を利用できる特例措置がなされるなど、すべての地域住民を対象としたサービス提供の拡充を図るべく、制度が整備されつつある。

以上、三浦市における地域住民の活動状況を概観した。前者の「菊名地区地域福祉推進委員会」では、当該地区における高齢者の見守り活動の実践が、オレオレ詐欺という犯罪を抑止する成果が得られていた。後者の「みどり会」では、高齢者が地域で元気に暮らすという目標に向け、地域住民自らが解決策である配食サービスやサロン事業の実践を通して、心の安らぎを地域で実現していることが明らかになった。言葉を換えれば、地域における課題を地域住民が自ら捉え、解決に向けての方策を実践し解決していくという、まさに公共政策の立案と実践を地域住民が行っている好例であった。加えて、「みどり会」は、地域に居住するすべての住民を対象としたサロン事業の実施により、地域交流の拠点ができあがるという効果も

現れていた。従って、地域交流拠点の形成という顕示もあり、目標の達成に向け地域の課題を地域で解決するという理念と実践の積み重ねが、地域自治へと発展していく要素を包含しているといえよう。

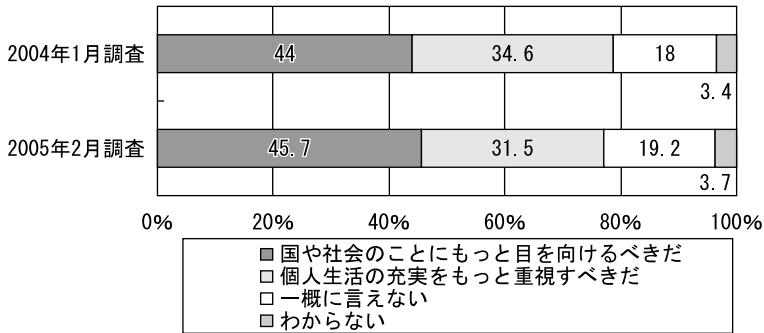
四 地域自治の確立に向けて

前章までに、公共の担い手である地域住民自らが公共政策を立案し実践する役割にあることを、実例を踏まえながら論じてきた。

少子高齢化社会を迎え、今後ますます求められる社会は、このような地域住民自身が目標に向け地域の課題を解決し実践する社会といえよう。言い換えれば、地域自治を確立した社会といえる。

そのためには、何が必要になるのだろうか。まずは、身近な日常生活の現場に地域住民の目を向けさせ、地域の課題を発見し地域で解決していく契機づくりにある。言葉を換えれば、地域が一体となってお互いを助け合っていくという路地文化の復活にあるのである。しかし、全国的に地域のコミュニティ・連帯感の喪失が課題になっているため、地域住民の意識改革が必要といえよう。

もともと、社会意識に関する世論調査において、国や社会のことに目を向けるべきと考える人の割合は半数近い(図6)。さらに、社会の一員として何か社会のために役立ちたいと思っているかどうかを尋ねた項目において、思っていると答えた人の割合が約六割と高い比率を占めている。この項目で思っていると答えた人に対して、どのようなことを問うと、町内会の地域活動や社会福祉に関する活動を挙げた人が多い(図7)。



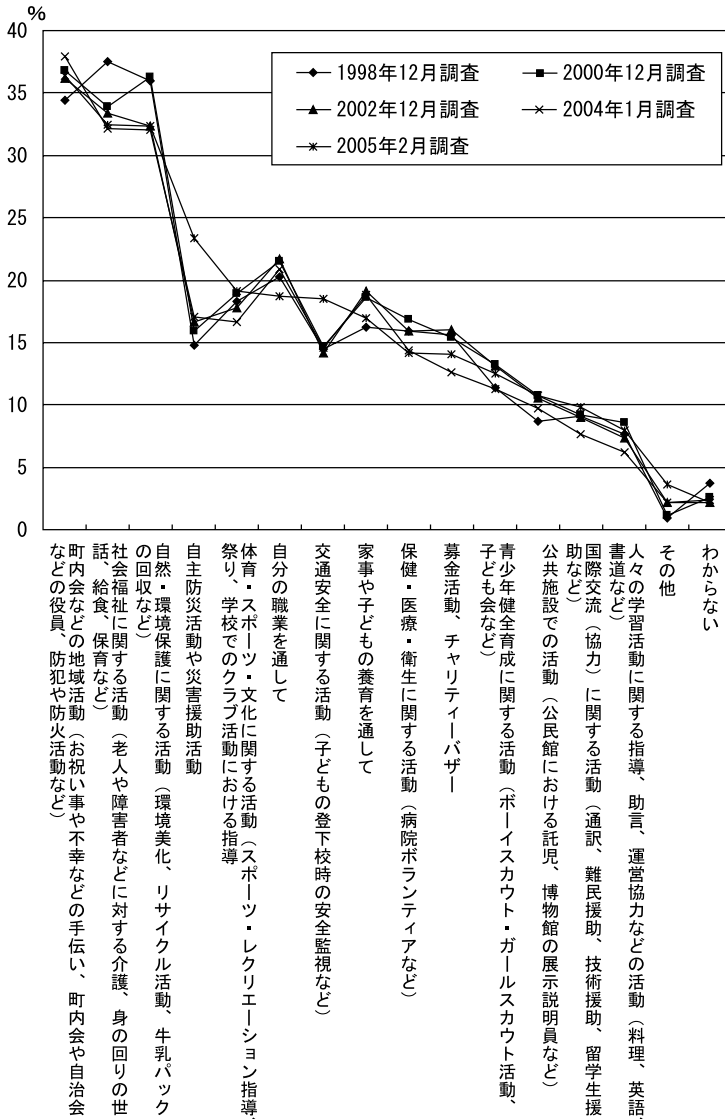
出所：内閣府大臣官房政府広報室「社会意識に関する世論調査」世論調査報告書（2005年2月調査）をもとに筆者作成

図6 社会に対する意識

従って、地域住民による社会活動への参加意向が確認できるため、参加意向から実践活動への橋渡しが肝要といえよう。そのためには、段階を踏みながら、地域住民が社会活動に参加していくことのできる仕組みづくりが必要である。

この仕組みづくりを提案する前に、公共政策における行政と地域住民との関係について整理したい。筆者は四段階あると考える(表1)。第一段階である「行政のみが政策を実施する段階」から、第二段階の「行政の政策へ地域住民が参加する段階」、第三段階の「行政と地域住民が対等の立場で協働する段階」を経て、最終的には第四段階の「地域住民が自発的に公共政策を立案・実践している段階」にまで至ることが、いわゆる地域自治の確立であると考ええる。

そこで、前述した、地域住民が社会活動に参加していくことのできる仕組みづくりは、この第一段階から第二段階への橋渡しの仕組みをつくることから始まると考える。表1の具体例をみると、第一段階は、行政による防犯灯の整備であるのに対し、第二段階では、防犯教室の参加とある。行政は、地域住民が政



出所：内閣府大臣官房政府広報室「社会意識に関する世論調査」世論調査報告書（2005年2月調査）をもとに筆者作成

図7 社会への貢献内容

表1 公共政策における行政と地域住民との関係

	段階状況	内容	具体例
第1段階	行政のみが政策を実施する段階	地域住民からの要望を受けての政策もあるが、行政が一方的に内容を決定し実施する	街路灯の整備
第2段階	行政の政策へ地域住民が参加する段階	地域住民が行政の政策へ参加することを通して、その目標の達成に寄与できる	防犯教室への参加
第3段階	行政と地域住民が対等の立場で協働する段階	両者をもつノウハウや知識・知恵を対等な立場で出し合うことで、共通の目標が達成できる	防犯マップの作成
第4段階	地域住民が自発的に公共政策を立案・実践している段階	行政が一方的に、若しくは地域住民の参加や行政との協働で、目標に向けて行動を実践していくのではなく、地域住民自らが自発的に、自分たちの力で、地域の課題解決に向け、その目標達成のため、活動をすすめる	自主防犯パトロールの実施

出所：筆者作成

策に参加できる受け皿（防犯教室）を用意しているが、それに参加する意思を地域住民が持つかどうかは、個々人の現状認識にあるといえよう。つまり、防犯教室に参加した方がよい、なぜなら身近なところでの犯罪が以前に比べて増加しており、自分がいつ襲われるかどうかかわからないから、というような思いを地域住民が持つかどうかである。そのためには、地域住民が現状を認識する必要があるが、その前提として、行政と地域住民における情報共有の基盤の整備が求められる。

もちろん、情報共有の基盤整備とともに、地域住民が政策に参加できる受け皿づくりも積極的に推進されていかなければならない。そして地域住民が政策に参加する（第二段階）過程を経た後に、地域住民と行政とが互いにパートナーとして政策を協働する（第三段階）ように

なることが必要である。さらには、このような実践の積み重ねにより、目標の達成とともに地域の課題は地域住民自らが解決に向け取り組む（第四段階）ようになり、地域自治が確立していくものと考える。

そして、このような地域住民の政策への参加、協働、さらには地域自治の確立に向けてのきつかけづくりは、行政の積極的な取組に限らない。例えば、公益法人が地域住民のニーズを適切に把握することにより、公共政策へとつなげていく方法もある。

一例として、三浦市の事例を挙げることができる。(社)三浦市社会福祉協議会には、同協議会が策定した地域福祉活動計画の進行管理等を行うとともに、参画する委員が「一人の住民」として地域を再発見し、やがては「地域福祉推進の中核的リーダー」として、そこで獲得した技能を地域に還元していくことを目的として組織した「三浦市民生活上会議」がある。¹³ 筆者は二〇〇四年度、この会議の委員として活動を行ったが、その活動の一つに、やすらぎベンチ運動の促進があった。これは、傾斜のきつい坂道の途中やバス停付近に居住する住民が中心となつて、高齢者や障害者の休息スペース（コミュニティ・スペース）を確保する「ちよつとした福祉運動」の推進である。筆者が活動を行った二〇〇四年度には、具体的な方策にまで踏み込んだ活動を行うことはできなかったが、委員活動を通して、やすらぎベンチ運動の普及啓発を通して、着目したい出来事があった。それは、地域住民から、ベンチではないが手すりのほしい場所がある、との申し出があったことである。

このように、公共政策の担い手である社会福祉協議会という公益法人の取組を通して、地域住民自らが地域の課題を発見し、解決に向けての第一歩を踏み出しつつある実態を理解できる。このことから、行政

ばかりではなく、公共政策の担い手各々の取組が、住民活動の活発化の一助を担い、地域活性化を通して、公共の福祉の実現という心の安らぎ、安全な社会への実現に寄与しているといえる。そしてこのことは、地域自治が発展していく取組でもある。

五 おわりに

本稿では、安全な社会の構築に向けての地域住民の役割を論じるとともに、今後の展望として、地域自治の確立に関し論じてきた。繰り返しになるが、安全な社会とは、地域福祉の向上にあり、そこに居住する地域住民の心の安らぎを得ることにあると筆者は考える。

第一章では、安全な社会が求められている背景として、犯罪の発生状況等をはじめとするデータを分析し、地域住民が求めるニーズを明らかにした。それは、身近な日常生活における安全な社会の構築であり、その達成のためには地域での住民の活動が有意義であると考えた。

次の第二章では、地域住民の役割は、公共の担い手であり、かつ公共政策の担い手であることを論じた。地域における安全な社会とは、物理的な安全の確立とともに、地域住民の心の安らぎにあり、そのためには、路地文化という昔ながらの、地域が一体となって課題を解決していく相互扶助文化の復活にあると考えた。

続く第三章においては、地域住民活動の実態として、三浦市における事例を紹介した。まず、犯罪抑止に効果をあげている団体の実例を述べた。そして、地域に居住するすべての住民を対象としたサービスを

提供するとともに、地域の交流拠点をつくりあげた団体の活動が、地域自治へと発展していく要素を包含しているという点にまで言及した。

さらに第四章では、これらの事例を踏まえ、地域自治の確立に向けて求められる取組を論じた。それは、地域住民への情報共有を行い、地域住民の意識変革を行うとともに、公共政策への住民参加の受け皿を積極的に用意することが、地域住民が自ら立案し実践していく契機になることを論じた。また、行政ばかりではなく、公益法人や営利団体、そして地域住民という公共政策の担い手が、各々の活動の中から、住民活動の活発化へ一助を担う取組を展開していくことも肝要であることも述べた。さらには、これらの実践の積み重ねが、地域自治確立の躍動となることも論じた。

最後になるが、本稿で筆者が一番明らかにしたかったことは、地域住民自らの活動が安全な社会を実現すると考えたことである。つまり、地域に住む住民の力が必要といえる。そして、この地域住民による地域自治の確立した社会が、少子高齢化社会を迎えた現在、最も求められている社会といえよう。なぜなら、地域自治が確立した社会は、地域に活力をもたらす大きな源であるからである。

- 1 内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」世論調査報告書（二〇〇四年七月調査）
- 2 警察庁（二〇〇五年）「平成一七年上半期の犯罪情勢」。ただし街頭犯罪のうちオートバイ盗は年々減少している。
- 3 内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」世論調査報告書（二〇〇四年七月調査）
- 4 内閣府（二〇〇四年）「平成一六年度版国民生活白書」人のつながりが変える暮らしと地域―「新しい公共」への道―

- 5 多様な主体による地域づくり戦略研究会（二〇〇四年）「地域からの日本再生シナリオ（試論）～市民自治を基礎に置く戦略的地域経営の確立に向けて～」
- 6 神奈川県東部にある三浦半島の先端部に位置する市である。二〇〇五年九月一日現在、人口五〇、〇九〇人、世帯数一七、九四七世帯である。（三）三浦市行政管理部企画情報課（二〇〇五）「統計月報No四一二」
- 7 三浦市ボランティア連絡協議会（二〇〇二年）「一〇年のあゆみ 愛」
- 8 以下、（社）三浦市社会福祉協議会（二〇〇四年）「社協みづら 第一〇一号」による。
- 9 人口一、六七九人、世帯数五七二世帯が居住する九つの里からなる小地域（人口、世帯数は三浦市行政管理部企画情報課（二〇〇五）「統計月報No四一二」）
- 10 以下、神奈川県新聞「とっておきの仲間 みどり会（三浦市）」（二〇〇五年四月一〇日）、（社）三浦市社会福祉協議会（二〇〇五年）「平成一六年度三浦市民生活向上会議報告書」による。
- 11 二〇〇五年三月一〇日に行った、みどり会の代表者とのヒアリングに基づく。
- 12 多様な主体による地域づくり戦略研究会（二〇〇四年）「地域からの日本再生シナリオ（試論）～市民自治を基礎に置く戦略的地域経営の確立に向けて～」
- 13 以下、（社）三浦市社会福祉協議会（二〇〇五年）「平成一六年度三浦市民生活向上会議報告書」による。

【佳作】

『社会の安全と教育的環境』をいかに考えるか

株式会社 進研アド 顧問

國本 洋 (70)

はじめに

長期にわたって続いたわが国に関する安全神話は、今やほぼ崩壊してしまった。

かつて、世界の各国が褒めそやしたわが国の犯罪発生数の少なさや、犯罪の摘発、検挙率の高さは、すでに過去のものとなってしまった感じがある。

今日、わが国の凶悪な犯罪は少年少女、あるいは客観的には分別があるとみられる年代の大人が起している場合が多い。殺人をはじめ、強盗、傷害、窃盗、詐欺、暴行、横領、虐待から条例違反の非行に至るまで、ありとあらゆる犯罪が、毎日の新聞やテレビ、雑誌等によって報じられている。しかも、これらの犯罪は態様において、あるいはその全体像において不条理、理不尽、非論理的で説明不可能なものが多い。

「どうしてあの人が……」「なぜなのかわからない」「平素のあの人からは想像もできない」「あんなにおとなしくて善い人が……」「だれも予想できなかった」などと評される例は、枚挙にいとまがない。

私は、社会の安全は何によってもたらされるかを考えるとき、その構成員である人間が、成人に達するまでに受ける十二年ないし十六年の学校教育によるのだと思っている。つまり、正しい学校教育は安全な社会的環境をもたらし、間違った学校教育は不穏で不安定な社会的環境をもたらすのだと。そして、現在の社会は、学校教育の不全が引き起こした不穏な社会的環境であることは明らかである。

そこで私は、今日までのわが国の学校教育の実情とその欠陥、および安全な社会的環境を再びもたらすための正しい学校教育の在り方を考察し、提言するものである。

一 実態

団塊の世代が定年を迎える二〇〇七年は、憂慮すべき社会問題としてメディアも大きく取り上げ、企業はその対策として、例えば技術の継承を中心に問題解決の方策を立てて着々と実践している。

他方、高等教育界に目を転じると、十八歳人口が激減し、すでに大学や短期大学の「倒産」も現れはじめている。現在の大学進学率と大学の入学者定員との関係から、高校生が大学を選びさえしなければだれでも入学することができる、いわゆる「大学全入」の時も二〇〇七年である。にもかかわらず、こちらは団塊世代の定年問題ほどメディアをにぎわすことはない。せいぜい教育界に身を置く者か、二〇〇七年前後に大学進学をめざす子どものいる家庭しか関心を寄せていない。そして、関心の低さの間隙を縫うかのように、毎年、大学は公立、私立を問わず新設され、新しい学部や学科の創設、改組、改編も続いていて、学生のあり余り現象は年度を追って深刻さを増している。

また、大学生の知的水準は概して低く、実際にその会話を耳にすると、偏った話題、内容の浅薄さ、稚拙な用語に驚き、耳を疑いたくなる。小学校高学年の児童や、中学校低学年の生徒のそれとかわらない。目を閉じて聞いていると、野太い声に、近ごろの子どもは成長が早く、子どもなのに声変わりだけは早いものだと感心して聞いている、目を開けてみると大学生である。再び驚嘆する。

話題の内容は、ファッションのことや食べもの、タレントたちの噂話でしかない。しかも、彼らの会話には、幼児性の特徴である擬声語や擬態語が実に多い。

公共の乗りものの中で、読書に耽ける学生の姿を見かけることはほとんどない。見かけても、それは粗雑な雑誌や週刊誌の類であったり、人目をはばかるような低俗な雑誌、はたまた漫画、劇画雑誌の類である。憂慮すべき実態は、団塊世代の定年問題の比ではない。

私は最近、高校生を対象とする、いわゆる受験雑誌を見る機会があった。そして、これと共に、ある大

学の、とてつもなく贅沢な用紙を使い、豊富な写真入りの大学案内の冊子を見る機会があった。

さまざまな内容の中で、特に目についたいくつかを挙げると、複数回受験できる入試日程と受験回数が増加するにしたがって逡減する受験料制度がある。受ければ受けるほど受験料は割安になり、何度も受験するうちに問題の傾向も掴め、度胸も備わって合格しやすくなるというのであろう。スーパーマーケットの安売り競争と異なるところはない。

また、オープンキャンパスと称する、高校生のための大学開放制度のことが記されている。保護者同伴を歓迎するとある。この種の催しには学生食堂で無料の食事をし、前年度の入試問題の解説があつて、立派な大学案内冊子や入学願書一式をはじめ、これを入れる、大学名が目立たないように記された携帯用のバッグもいただけるのだ。入学試験は一科目でよい。あるいは二〜三科目受けて高得点の一科目を合否の判定に使用する。そのほか、推薦入試、AO入試、一芸一能入試など、教科学力不問の入試も多くあつて、まったく至れり尽くせりである。

さらに、最終ページ辺りには大学の周辺にある飲食店、遊びのスポット、観光の名所などがぎにぎしく紹介されていて「放課後の生活は充実している」とある。いったい、大学は何を目的としてどんな学生を募集しようとしているのやら、旅行会社ツアー客を勧誘しているのところがわからない。

こうして入学した学生には、大学教育を受けるのに必要な学力の補習授業が施される。それは、数学であつたり、化学、物理であつたり、英語、国語表現であつたりするのだから、大学は、入学してくる者の学力をはじめから信用していないのだ。

要するに高校生は、容易に入学できる大学を探して安易に合格し、面白おかしい学生生活を満喫し、安易に卒業して社会人になっている者が大勢いるということだ。いわば、何かの「はずみ」で入れる大学を探し、「はずみ」で合格して卒業し、「はずみ」で社会人になったとしか考えられない。もちろん、医師をはじめ、法曹など、国家試験や司法試験の難関を突破しなければならない職業も多くあることは言うまでもない。

しかし、多かれ少なかれ、これが今日のわが国の大学生の最大公約数的実態だと言つてもよいであろう。確固とした目的意識や強い信念に基づいて入学、卒業、就職した者は極めて少ない、と言つてもそんなに間違つてはいないであろう。

二 問題点

私は、先に主として大学生の憂慮すべき実態と、彼らがいかにしてかかる実態を呈するに至ったかを、受験雑誌や大学案内の中身に基づいて、大学側の学生募集の在り方に原因の一端があることを述べた。次に、これを明らかにするために、わが国における学校教育上の問題点を広く考察する。

今日の学生が幼稚で、大学生とは名ばかりの実態であり、大学教育に耐えられない者が多くいる。あるいは大学とは名ばかりの施設設備や教授陣で、若者迎合の教育機関が多くある。これらの学生や大学はどのようにして生まれ、今日に至ったのか。その原因はどこにあるのかについて考えたい。

わが国の現行の教育は、太平洋戦争終結後の学制改革に端を発していることは言うまでもない。皇国史

観は全面的に否定され、民主主義の名の下にすべてが新しくなり、人々は、とりわけ学校教育の戸惑いは大きかった。やがて、昭和三十年代後半から始まる高度経済成長の波は、工業立国を標榜するわが国において、理数科重視の教育を学校教育全体の中心に据えさせるに至った。

今日の団塊世代が小・中・高等学校とすすむにしたがって、受験教育は次第に過熱し、知識重視の詰め込み教育に伴う大学のランク付けや、偏差値という、便利ではあるが「悪魔的」魅力を持った数値まで現れた。さらに、初等教育にまでその影響は及び、「落ちこぼれ」という不快なことが生まれた。そして、これら、教育の歪みを一気に解決しようとして登場するのが「ゆとり教育」という名の教育である。

ゆとり教育は、偏差値重視の受験を主体とする教育の在り方が個性を失わせるという理由によって（受験教育で失われるような軽薄な個性などは個性の名に値しないのだが）、必修科目を減じ、教科目の内容的水準を下げ、週五日制を採り入れた。その結果、必然的に教科学力の大幅な低下を見るようになる。

この間、過熱する受験主体の教育の反動としての人権教育は「平和教育」と結びつき、一部の者による自虐史観に基づいた歴史教育と相まって国家愛を否定し、革新的と称する教員は組合活動に走り、特定の政党と結びつく。また、落ちこぼれ解消の方法としては、「平均化」こそが平等で人権を尊重するものだという誤った指導を、だれも修正することはなかった。やがて、教科学力の不足は回復不可能なまでに決定的となり、「低レベルの平均化」が定着する。子どもたちが「共に手をつないで沈む」状態になるのに、多くの時間を要することはなかった。

因みに同じ時期、レーガン政権はわが国の教育の在り方を、同じくサッチャーもわが国のハードな学校

教育の様式を自国の教育に採り入れ、共にその後の国家隆盛をもたらしたことを思うと、わが国の在り方に疑問を抱かざるを得ない。

学校教育が基礎的な学力の指導をおろそかにして、低レベルの平均化が教育の理想だと勘違いし、ある種の思想教育に熱中していた同じ時期、家庭においても礼儀や作法、しつけの教育をおろそかにし、基本的生活習慣の指導をないがしろにしていた。そして今、極めて異例とも思われるほど短いスパンで学習指導要領の改訂が行なわれ、学校現場は混乱を来している。いふなれば、わが国の教育は揺れに揺れ続けて今日に至り、今なお揺れていると言わねばならない。

揺れに揺れ続け、定まらない学校教育を受けてきた世代の子どもたちが、現在、大学生であったり、教員であったり、公務員や企業人として社会で働いていたりする。つまり、彼らは親子ともども定まらない学校教育を受けてきたのである。

換言すると、彼ら親子の受けてきた学校教育は、いたずらに時代の波に揉まれ、揺られ、流されて、あるべき人間を形成しようとする確かな信念に基づいた教育ではなかったと言えよう。つまり、発達段階に応じた幼・小・中・高等学校の教育ではなかったのである。そして大学生となった今も、それはない。依然として教育不全の渦中にある。

私は、この教育環境不全状態を問題点としてとらえ、これを解決するための方策にはどのような在り方があるのかについて、いくつかの方法を挙げて不全を修正し、すみやかに正常な教育的環境の形成を図るための私案を述べたい。そのことが、現在の不穏な社会を安全で安定した社会に変化させ得ると考えるか

らである。

三 問題点打開の方策

(一) 詰め込み教育の復活

偏差値重視の教育が蛇蝎のごとく嫌悪され、やがて終焉を迎えるころ、ゆとり教育の実施に拍車をかけるように喧伝され始めたのが自主性、主体性、自律性の尊重ということであった。

およそ、小・中・高校生年代の者に、確かな知識などありはしない。これから先の長い人生を生きていくうえで必要な知識など、蓄えられるほど彼らはこれまで生きてきてはいない。にもかかわらず、わが国の学校教育は、「学力」としての知識の修得を彼らに委ねた。自主性、主体性、自律性を金科玉条としたからである。

その結果、当然ではあるが教科学力の軽視につながり、児童・生徒の側からいうと自習時間は激増し、帰宅時間は早くなり、宿題は激減して「楽しい学校」になった。子どもたちの家庭学習の時間は、世界中でもわが国は極端に少なくなってしまった。また、教員の側も教える中身は少なくてすみ、余暇は十分にある。何しろ、授業時間は減じられ、一週は五日になり、各教科目の内容レベルも低くなったので、特別な教材研究などしなくてよい。かくして教員の勤務時間は児童・生徒の放課時間と重なり、夏休みをはじめ、多くの休業日のあることは、教員にとっても「楽しい学校」になってしまった。教育公務員特例法の「研修」は、体力増強やレジャー参加のための研修として「善用」されることになる。

このようにして教材研究をしない教員と、予習も復習もしない子どもたちは一気に増え、両者は極めて猛スピードでわが国全体に蔓延する。この時期、町の書店主の「高校受験用参考書をはじめ、学習参考書の類がさつぱり売れない」という声をよく耳にしたが、このことをよく物語っている。

およそ、知識というものはすぐに役に立つものではない。必要なときに必要な知識が即刻取り出せて、活用できるものが真の知識であり、そのために蓄えておくべき性質のものである。そして知識は児童・生徒のうちに詰め込めるだけ詰め込んでおくことが、将来、彼らの豊かで幸せな人生を約束する。柔軟で、キャパシティーのある子どもたちの頭脳は、いくらでも吸収できる。詰め込まれる知識を決して拒否はしない。それなのに、自主性、主体性の尊重というスローガンを掲げて知識を習得させようとしたことは、大きな間違いだったと言えよう。

私は、高等学校までは教科目の知識を徹底的に詰め込むことに賛成である。教科学力を十分に身に付けさせ、生きる力としての正否、善悪の判断が正しく行なえるようにすべきだと考える。中でも「国語」の時間は、小・中・高等学校ともすべての教科に優先して多く設定されなければならない。なぜならば、国語は「国家」だからである。ところが国語は軽視され、高等学校卒業時まで「古文」や、「漢文」は履修しなくてもよいことになっている。伊勢物語や源氏物語、枕草子や徒然草はもとより、孔子、孟子、漢詩はいうまでもなく学ばなくてもよい。最近では漱石や鷗外までもが高等学校の教科書から消えて、先達の「知」を学ぶ機会が失われているのだ。

口を開けば国際化とか異文化理解といわれるが、わが国のことが正しく理解できていなくてこれらがあ

るはずもない。まして、自国の文化が理解できなくて、自国を愛する心など育ちようもない。わが国の社会の安全が揺らいでいる原因の一つは、このあたりにもありそうである。

国語に限らず算数・数学も、生物・化学・物理や、歴史も地理も芸術も、すべての教科目は高等学校卒業時まで、詰め込めるだけ詰め込むがよい。おそらく、子どもたちは未知の知識に接することを強く欲しているであろうし、真の教員ならば彼らに教える喜びを見いだすにちがいない。そのために、学習指導要領はひとつの指針として位置づけ、フレキシブルに運用できる準則をつくれればよい。あらゆる知識の詰め込みこそが、どんな場合にどんな知識が必要であり、どのように活用すべきかを知ることになる。そしてこのことが教育不全の状態を改善し、ひいてはわが国の社会全体が、安全な環境として機能するようになるにちがいないからである。

(二) 耐性の育成

鍛練ということばがある。しかし、今日の学校教育の中では絶滅危惧語と言えるかもしれない。

例えば体育の時間は、軽い準備体操のあと、ゲームなどで適当に消化し、激しい運動はない。運動会(体育祭)に、激しく体を動かす種目はない。児童や生徒の怪我を恐れるからである。宿題を忘れたり、規則に違反した子どもに、罰則として一定時間立たせておくこともない。体罰の禁止項目に抵触するし、何よりも立たせることによって。その子どもが周囲に対して抱くであろう恥ずかしさを感じさせないためだという。間違っている。

かつて、長い夏休みが明けて二学期を迎えると、グラウンドや中庭に生い茂った雑草取りを、子ども全

員に行なわせる学校行事があった。また、学期ごとに校舎全体の大掃除もあった。しかし、今、子どもたちにもこのような労働は課せられない。保護者や委託された専門業者、あるいはボランティアの人々がこれらの作業を行なっている。子どもたちは、冷房の効いた教室で授業を受けている。

このようにして、学校教育の場から肉体を鍛えるのに都合のよい作業や機会はことごとく失われた。そして、体格はよいが体力のない、強い精神力や耐性のない子どもたちが続々と育つたのである。炎天下や寒冷な環境の下でも、適正な管理がありさえすれば強じんな体力や耐性は培われるのに。

今、子どもたちの姿勢は極端に悪い。歩く姿は前屈み、足は引きずるように歩き、闊歩する姿は見られない。電車やバスの中では、浅く腰掛け、脚部は通路に長く伸ばし、ずり落ちんばかりの不安定な状態である。立ち姿は、背中を丸め、足元は不安定だ。少しでも背をもたせかけられる物があれば寄りかかる。地面にいきたなく座り込んでいる若者も多い。しかも、彼らは同じ姿を長時間保つことができず、常に動きまわっている。とにかく姿勢が悪い。体力がないから正しい姿勢が維持できない。そのうえ、忍耐力がないので一層不様な恰好である。

私は今日、学校教育は体力の育成や耐性の育成をなおざりにしていることを憂える。子どもたちが何かの行動を起こそうとするとき、それが果たして正しいか正しくないのか、実行すべき行為か行為ではないのかを判断するのに必要な「間」は、耐性の有無によるのではないかと思う。子どもたちが、あとさきを考えずに直截的な行動に走るのは、判断に必要な「間」がないからであり、それは、体力に伴う耐性が無いからである。

例えば、学校は毎日、体育の時間以外に一時間程度の体力増強時間を特設するのがよい。子どもたち全員は、教員とともにグラウンドに出て体操や行進の練習をする。それは、十分に汗ばむ程度の運動量でなければならぬ。長期休業日以外は毎日実行する。「ゆとり」の時間をこれに充てることは、極めて容易だと思われる。

例えば、学期ごとの雑草取りや、徹底的な大掃除の時間を設けることも、入学式や卒業式をはじめ、各学期の始業・終業式は、現行のような簡素なものでなく、時間をかけて行ない、一定時間、姿勢を直す習慣付けを厳しく指導することは意義がある。同じく授業中の姿勢も厳しく指導し、忍耐力の大切さを無条件に教え込むことが必要である。

これらは、高等学校まで徹底的に指導することが肝要である。

(三) 含羞の教育

「この子は恥ずかしがりやで、ご挨拶もできません。ごめんなさい」と、母親が友人らしい女性に向かって、五、六歳くらいの自分の子どもの無礼を詫びていた。馬鹿馬鹿しいにもほどがある。五、六歳にもなる子どもに、挨拶の仕方を教えていない母親こそが恥ずかしい存在なのである。そして、このような光景は、今日のわが国では日常茶飯事だ。

公衆の面前で抱き合う若い男女、同じく化粧に余念のない若い女性。以前は小さく掌に収まるほどであった鏡が、近ごろはA5判ほどあつて、手に余るのを隠そうともしない。両肘を食卓についたり、両腕を大きく横に張るようにして食事をしたりする子どもや大人。お箸を正しく使えない大人、目の前に落

ちているゴミを拾わない者。水道の水を流しつ放しにして平気な大人。自宅のゴミをサービスエリアの屑籠に捨てて帰る者。読書をしない大人、簡単な応答もできない若者。彼らは皆な平然としていて、恥じらいなど微塵もない。

含羞は、周囲を気遣い、周囲に配慮して自らを律しようとするところに生じる感性である。したがって、独り善がりのわがままな者に含羞などありようもない。逆に言う、礼儀や作法をわきまえて、公共心を身につけている者には恥じらいの感性がある。つまり、無恥は公共心が欠除し、守るべききまりを守らず、遠慮や、周囲をはばかりる心のない者に特有の感性と言えよう。

例えば今日、小学校では担任の教員が、毎朝児童の出欠を確認するとき、姓名の名に、「ちゃん」をつけて呼ぶらしい。教員は、親しみを込めたつもりなのであろうが、呼ばれた子どもが、「先生」は自分たちと同列、あるいは同列に近い存在だと思うのは当然である。やがて、彼らは先生だけでなく、周囲の大人も同列にあると勘違いし、恥じらいに必要な遠慮、へだたりの感性を失う。含羞を知らない無恥で無知な人間の誕生である。

また例えば、家庭においては祖父母、両親、兄弟、弟妹があつて、年齢による順位は厳存するにもかかわらず、子どもたちは学校で習得した間違いの感性と、「家族主義」とによって「同列」の意識は一層確かなものと認識し、ますます礼儀や作法をわきまえることはない。まして恥じらいの心など、育ちようもない家庭生活を送っているのが一般的だ。

かくして、長幼の序も失われてしまった。

かつて、わが国の文化の根底には、含羞に基づいた公序良俗の数々が存在した。これを復活させるには、第一に家庭がその教育に当たらなければならないことは言うまでもない。同時に、学校教育、中でも小学校では、守るべききまりに違反する子どもに対して、厳罰をもって臨み、従わない場合はそれがいかに恥ずかしいことであるかを厳重に教える必要がある。時には罰則をもつてもよい。罰せられた時点で、子どもにその理由がわからなくてもよい。きまりに従わないときは罰せられるという事実が、後日、子どもは自らに正しい行動を課す要因となる。

自主とか自律の概念の希薄な児童や生徒を甘やかしているから彼らは正しく育たないのである。規則やきまりは体得させることこそが最も重要なことなのだ。

朝、校門の傍に立って、登校する子どもたちに声を掛けている教員の姿ほど見苦しく、恥ずかしく間違っていることはない。もつてのほかである。

(四) 大学教育の充実

私はここまで高等学校段階までの学校教育を中心に、問題の解決の方向を述べてきた。それらは、大学教育にも該当することではあるが、ここでは大学特有の問題について、大学はいかにあるべきかを述べてみたい。

そもそも、わが国には大学の数が多すぎる。大学は国・公・私立を合わせて七百余校、短期大学は同じく五百校近くある(平成十六年度)。しかも、毎年、新しく開学したり、学部・学科の新・増設や改組が相つぎ、入学者定員は漸増の傾向にある。高等学校卒業者は確実に減じているのである。

中で学ぶ学生の学力は、総じて年々低下の傾向が著しい。現在、多くの大学は、入学前、あるいは入学後、大学の教育に耐えられるようにと、必要に迫られて学力の補習授業を行っている。工学部の学生に対する数学や物理をはじめ、学部、学科によっては化学、生物、英語、日本語なども行なっている。中には医学部の入学者に対して生物の補習を実施している大学さえもある。しかも、これらは高等学校程度の内容レベルである。

施設・設備をみると、レストランと見まがうような学生食堂、ホテルに匹敵するような学生宿舎。そのほか売店、クラブハウス、グラウンド、情報機器、フィットネス器具など、大学は本来の教育・研究以外に膨大なエネルギーを費消している。ところが学生の実態は怠学による留年を繰り返したり、卒業して就職しても早々と離職したりで、膨大な国家予算を費しただけの教育効果があるようにはみえない。

大学間の格差も極めて大きく、一方では世界に伍して教育・研究の成果を挙げている大学もある反面、毎年、入学者定員に満たない学生しか集まらない大学は全国的に急増の傾向にある。後者はすでに「大学」としての存在意義を失っているものであり、これらは今後二、三年のうちに大幅な増加が予測されている。その結果「倒産」する大学も、大幅に増加するにちがいない。

教育行政当局は、この状況を「好機」ととらえ、倒産は大学の自己責任であると考えて、決して「支援」すべきではない。淘汰は在るべき自然の姿として減ずるがままにすべきである。このことが、必ずわが国の「大学教育の充実」につながることを予測するに難くない。また、各大学は、すでに一部の大学が始めているように、学力不足の成績不振学生は即刻退学させるべきである。修業年限を一年でもオーバーした

学生は、余程の理由がない限り退学させるがよい。そのためには授業内容のレベルを高く設定し、安易に単位を修得させないようにする。同時に教員も日々研鑽し、自らを厳しく律するよう努めなければならぬ。

本来の大学が、目標とする教育・研究レベルを高め、維持するために、入学試験は学力試験ひとつにし、しかも可能な限り多教科多科目を課して、安易な合格を許さないことが必要である。もちろん、面接や論文を課して人間性を見極めることは言うまでもない。

真に学ぶ意欲や能力のある者、研究心旺盛で忍耐力、公共心があり、何よりも学問を愛する者だけが学生たり得る。大学は、このような人間を育てることを使命と考え、そのための実践を総力を挙げて推進すべきである。そのためには、大学の数は国・公・私合わせて三百校、短期大学は同じく二百校程度が適正である。

おわりに

今日、地球上には異常気象、環境汚染、感染症の蔓延、大規模自然災害、地域紛争など、人類の滅亡を予測させるかのごとき状況が頻発している。

一方、わが国もあらゆる面で閉塞状況にある。政治、経済、産業、国際関係、教育、文化、芸術、スポーツのどれを取りあげてもみても危機的状況が著しい。そして、これらの根底にあるのは人口問題である。出生率の低下は早くから懸念されていたが、根本的な打開策を講じることが困難であり、人口増に転じる気

配はない。

私は、教育不全の状況が、わが国の社会的安全を破壊していることを述べてきた。そして、教育を根底に据えた諸政策を強力に展開しない限り、わが国は早晩、滅亡の道をたどりかねないと考えている。自然的破壊も恐怖ではあるが、むしろ、教育不全という人為によってもたらされる破壊現象のほうが、恐怖はより強く、深刻である。

私は、この文章において初等中等教育並びに高等教育の不全状況および、その原因の一端を述べ、不全状況がもたらした今日の危機的閉塞状況に言及した。私は、私が列挙した四項目の解決策がすみやかに実行されることによって、少なくとも決定的な危機に至る時間は延期できると思っている。そのためには、教育行政を中心として、わが国のすべての行政機関が総力を結集し、危機の打開に当たるべきであると考える。そして、これが可能なときにこそ、わが国は危機的状况を脱し、明るい将来を約束されるものと確信する。

【佳作】

安全安心な日常生活を実現していくための 自治体の役割について考える

—環境の変革による犯罪減少を求めて—

財団法人日本都市センター

牧瀬 稔 (31)

一 はじめに

(一) 問題視角

近年、わが国においては犯罪件数が拡大し、現在では高止まりの状況である。例えば『平成一六年度版
『犯罪白書』』によれば、二〇〇三年における刑法犯認知件数は、三六四万六、二五三件、一般刑法犯（交通

関係業過を除く刑法犯）認知件数は、二七九万四四四件である。

確かに九年ぶりに認知件数が減少しているが、依然として、高水準で犯罪件数が推移している事實は間違いない。そして、その犯罪の一つひとつには、経験しなくていい悲劇が生じている。なお、同年における刑法犯発生率（人口一〇万人当たりの認知件数）は二、八五七件であり、一般刑法犯発生率は二、一八七件となっている。

今日、この刑法犯認知件数を減少させ、安全安心な日常生活をとりもどすには、様々な方向性がある。その中で、本論文は「環境」に焦点をあてて考察する。一般的に環境とは「取り囲んでいる周りの世界。人間や生物の周囲にあつて、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合うもの。また、その外界の状態。自然環境の他に社会的、文化的な環境もある」との意味がある。¹

この意味から理解できるように、環境は実に多義的であり、この「環境」という二文字には様々な意味が含まれている。例えば、植物・動物などの「自然環境」がある。また水質汚濁や騒音振動などの「生活環境」もある。さらには歴史文化資源などの「都市環境」、廃棄物・水資源などの「資源環境」、地球温暖化などの「地球環境」等、多々ある。この多義的な意味を持つ環境の中で、本論文は、人々が生活を営んでいく糧となる「経済環境」と、人と人のつながりなどを扱う「地域（コミュニティ）環境」の二点に限定し、考察していく。

(二) 本論文の構成とスタンス

本論文は次の順序で進める。次章（第二章）では、経済環境について考察する。わが国はバブル経済の

崩壊以後、経済は低迷している。今日では、若干の明るさがみられつつある。しかしながら、その光明は確かな光なのか、あるいはひと時の明るさなのか、現時点ではわからない。何れにしろ、依然として、わが国の経済状況は不確実性を伴っている。この経済環境と犯罪件数について、様々なデータから考察する。つづいて、第三章では、地域やコミュニティという視点から、第二章と同様に、それらの関係性について検討する。

第四章は、第二章と第三章をうけて、問題解決の一つの方向性を提示する。とくに筆者は行政の役割が重要であると考えている。ここで、一言で「行政」といっても、その内容は多岐にわたっている。その中で、筆者は特に地方自治体（以下「自治体」とする）に大きな期待をしている。そこで、自治体の役割について言及し、自治体に対しての提言として記したい。

第五章は最終章である。本論文で展開してきたことを、再度、振り返りたい。そして、本論文で提言した内容を改めて確認し、一人ひとりが安全安心な日常性を営んでいくためには、経済環境や地域（コミュニティ）環境の改善が必要であることを指摘する。そして、それらの環境づくりには自治体の役割が必要であるということを書いて、本論文を締めくくる。

次に本論文のスタンスを記したい。第二章と第三章では、様々なデータを使用している。これらのデータで注意しなくてはいけないことは、「既存の数字（データ）から、一般的に『このようなことがいえる』ということを示しただけ」ということである。あくまでも一般論であるため、ある一定の自治体（地域）には当てはまらない場合もあると思われる。

しかしながら、様々な数字や複数の事実から共通項をとり出すと、それは再現性が高く、法則化できる。この法則化の過程が帰納であり、科学の法則はこの帰納によって成立している。この「一般性を導き出すこと」が、本論文が追求しているスタンスである。そこで、当該自治体（地域）は、本論文で明らかにした「一般的」な事象を、自らの自治体（地域）の風土や地域性にアレンジしていただきたいと考えている。

また、本論文は、自治体の役割に期待しているため、学問的視座は自治体学においている。この自治体学について説明しておきたい。自治体学とは、都市計画・教育・安全・福祉・医療等の公共政策に関する問題を幅広く包括し、これらを総合的に自治として考えようとする学問である。そして特に「理論」と「実践」の融合を図り、実践を伴う「学」と「術」の両方に意味がある点が自治体学の特徴である。

田村は、自治体学の立場として、次の三点をあげている。①現実に立ちながら常に現状への批判精神を持つ。②広い視野を持ち、国際的未来的な展望のもとに現実を考える。③ビジョンを提示して、同時に現実問題処理の具体的な政策・手法を構築する、である。また、筆者は自治体職員としての経験がある。この貴重な経験も本論文を作成するうえで、大いに貢献している。

次章では、経済環境に焦点をあてて、安全安心の日常生活を再生し、創造していくためのヒントを考える。

二 経済環境と犯罪の関係

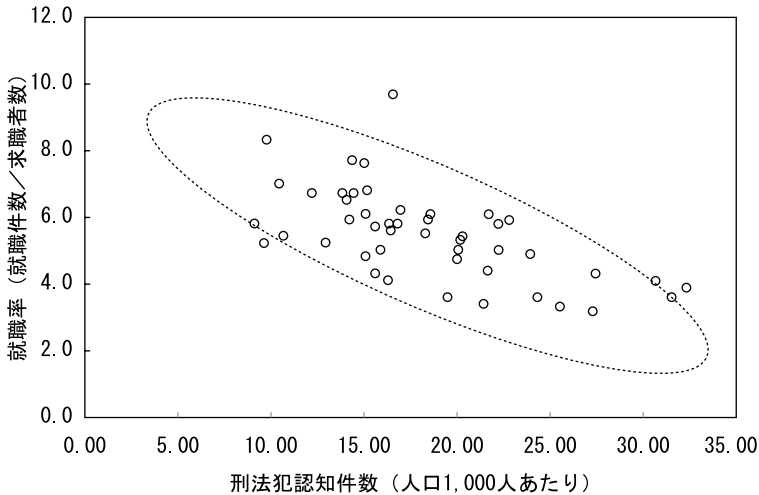
—経済環境の何に犯罪件数は相関関係が強いのか？

筆者は、『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』を使用して、刑法犯認知件数がどのような経済環境と相関関係が強いかを調べた。この『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』には、多くのデータがあり、その一つひとつのデータを刑法犯認知件数と比較し検討した。その中で、相関関係が、比較的強いと思われるものを本論文では図化している。特に紙幅の都合上、「必要と思われる」そして「おもしろい」と考えられる結果を、筆者の判断のもと、記すこととする。以下、これらについて検討する。

図1は就職率と刑法犯認知件数の相関関係を示したものである。ここから指摘できることは、就職率が低い都道府県ほど、刑法犯認知件数の割合が高いということである。

この図1は注意してみなくてはいけない(図1に限らず、以下で示す図もそうである)。本論文(図1)は、決して、未就職者のすべてが犯罪を行うということを指摘しているのではない。一般的な傾向として、就職率の低い都道府県は、比較的、犯罪を発生させる確率が高いことを示しているのである。なお、このことは、筆者が改めて指摘するものではなく、一般的に指摘されていることでもある(しかしながら、学識者の中には、明確なデータを示し、根拠を持たずして指摘する者もいる)。

次に図2において、都道府県を単位とした完全失業率と刑法犯認知件数の相関関係を検討してみた。この図2からは、一般的に指摘されている「犯罪件数の拡大は失業率の上昇と関係が強い」ということをみ



出所：総務省統計局（2005）『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』日本統計協会。

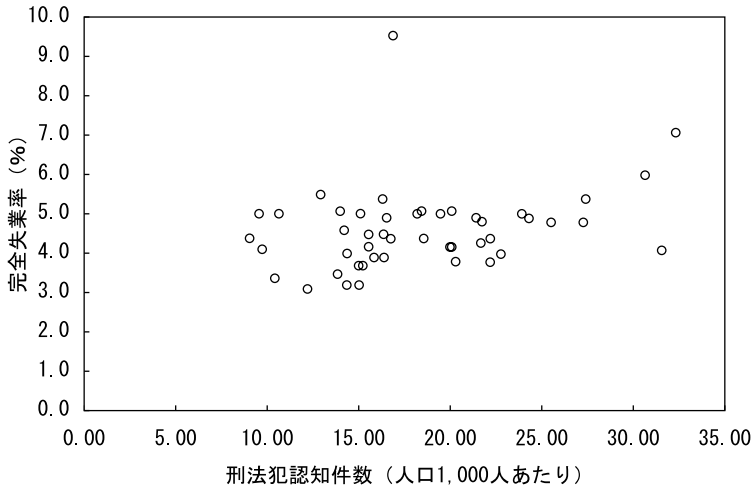
図1 都道府県における就職率と刑法犯認知件数の関係

ることができない。しかしながら、もっと大きな視点から考察したものが図3である。図3は、わが国における完全失業率と刑法犯認知件数との推移を示したものである。ここから読みとれることは、国というマクロの視点から概観すると、完全失業率と刑法犯認知件数の相関関係が極めて強いということが理解できる。

すなわち、この図2、図3から、犯罪件数を減少させるために考えられることは、就職率を上昇させ、完全失業率を減少させることが、安全安心な日常生活を確保するための一つの手段ということである。

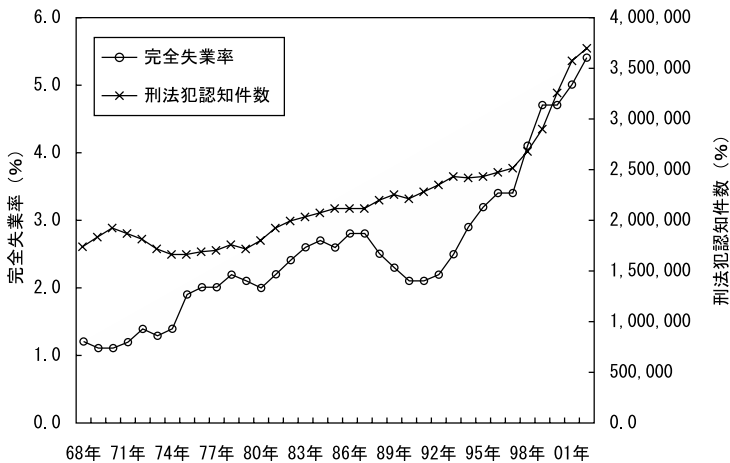
ここで、本論文を読まれている方は、「犯罪件数の増加は何がもつとも相関関係が強いのか」という疑問が生じていると思われる。そこで筆者は、『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』だけに限らず、様々な既存のデータを収集し、刑法犯認

75 安全安心な日常生活を実現していくための自治体の役割について考える
—環境の変革による犯罪減少を求めて—



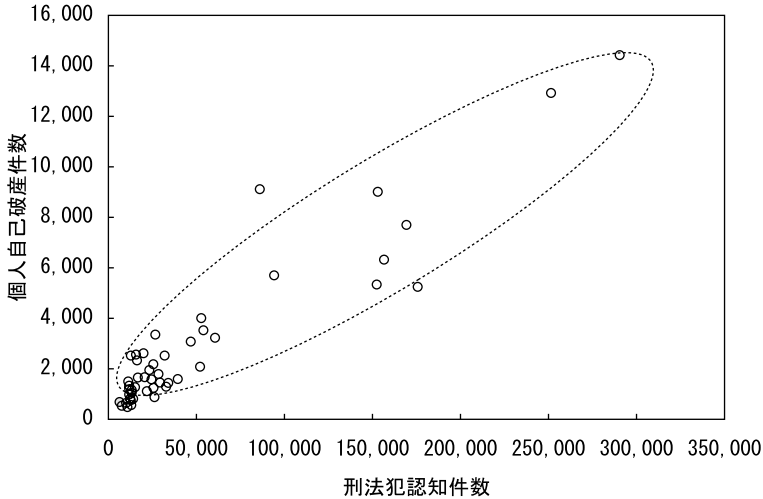
出所：総務省統計局（2005）『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』日本統計協会。

図2 都道府県における完全失業率と刑犯認知件数の関係



出所：総務省統計局「労働力調査年報」、警察庁刑事局刑事「犯罪統計書」から筆者作成。

図3 わが国における完全失業率と刑犯認知件数の推移



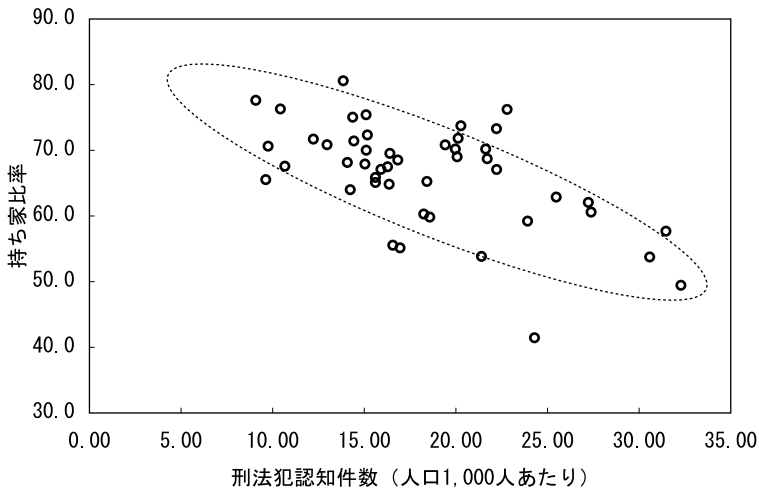
出所：日本金融新聞株式会社、警察庁刑事局刑事「犯罪統計書」から筆者作成。
注：数字は2001年である。

図4 都道府県における個人自己破産件数と刑法犯認知件数の関係

知件数との比較検討を試みた。その結果、(現時点で筆者がわかった範囲で)個人自己破産件数と刑法犯認知件数との相関関係が最も強いということが明らかにになった。これも経済環境の範疇に入るため、図4として示しておきたい。

確かに、図4は、一部の数字(指標)が突出しており、相関関係を全体的に強くする方向にひっぱっていることが窺える。しかし、その一部の数字を除いた後でも、刑法犯認知件数と個人自己破産件数の相関関係が、かなり強いことがわかっていいる。この図4の結果から推測されることは、人間は、すべてが終わった後に犯罪に走るのではなく、すべてが終わる直前に罪を犯してしまう可能性が強いということが理解される。

このことをより具体的にいうと、失業し、生活基盤がなくなった後に犯罪をするのではなく、失業する前に、何とか生活を維持しようと借金する



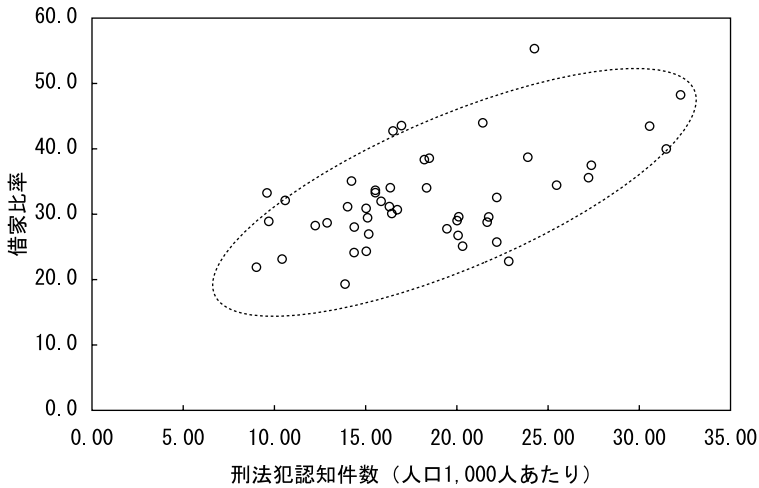
出所：総務省統計局（2005）『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』日本統計協会。

図5 都道府県における持ち家と刑法犯認知件数の関係

段階で、犯罪に走ってしまう可能性が高いと考えられる（ほとんどの人間は、借金をして、自己破産の直前まで追いつめられても犯罪に走ることはない）。もちろん、ここで記したことは筆者の独断と偏見による推測であり、数字等から読みとれる一般論であるということを付言しておく。

その他、経済環境に関するデータは多々ある。そのすべてを記すことは、不可能である。そこで、本章の最後として、持ち家と借家と刑法犯認知件数の相関関係についてみてみる（図5）。これも数ある調査結果の中で、（筆者が）おもしろいと思ったものである。

図5を概観すると、持ち家比率が高い都道府県のほうが、刑法犯認知件数が低いことが窺える。そして当たり前だが、借家比率が高い（つまり持ち家比率が低いということ）都道府県は、刑法犯認知件数が高くなる傾向がある（図6）。この図



出所：総務省統計局（2005）『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』日本統計協会。

図6 都道府県における借家と刑法犯認知件数の関係

5と図6の結果から、様々なことが考えられる。その中で筆者は、持ち家を持っている人のほうが「資産としてのゆとり」があり、その要因が大きいと考えている。もちろん、その「ゆとり」とは「何かあったときには、家を売却すればいい」という思いから醸成されるものでもある。一方、借家で生活している者は「家賃が払えなくなったら追い出されるのではないか」などの不安を抱えていることが考えられる。

本章では、筆者の調査結果を淡々と記してきた。具体的な提言は、第四章に譲りたい。次章では、地域（コミュニティ）環境に限定して、犯罪件数との関係を探っていく。

三 地域（コミュニティ）環境と犯罪の関係

—コミュニティ再生の必要性

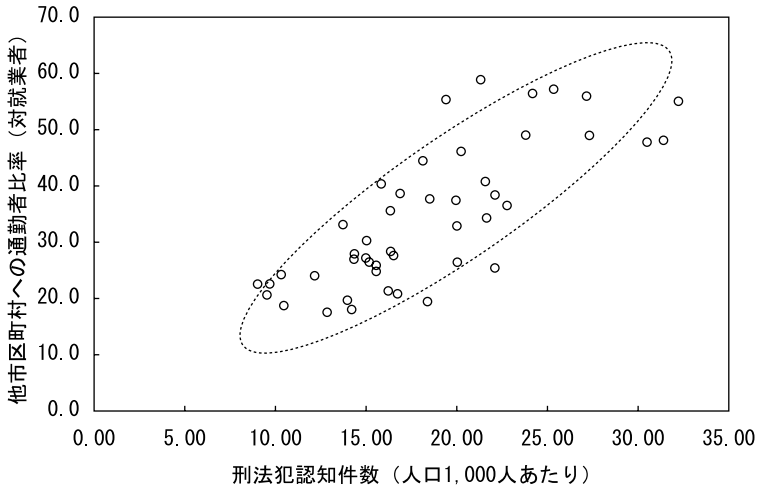
一般的に、地域住民同士のつながりが犯罪件数を減少させる原動力となると指摘されている。そのため、今日では、多くの地域（自治体）で、地域住民同士を親しくさせようとする活動が活発化している。また、そのつながりを取り戻す手段として、地域住民による防犯パトロールが展開されている。

そして実際に、この防犯パトロールが効果をあげている地域は多い。これは防犯パトロールの成果もあるが、それ以上に防犯パトロールを契機として、住民同士がつながるようになったからと考えられる。そこで本章では、この地域（コミュニティ）環境について考察していく。

しばしば「コミュニティのない地域は犯罪件数が多い」と指摘される。この「コミュニティがない」ということを具体的に、かつ数値化して示すことは大変難しい。そこで、当該地域内での人口移動が激しい地域をコミュニティが形成されにくい地域と便宜的に捉え、コミュニティが少ない地域として、検討する。

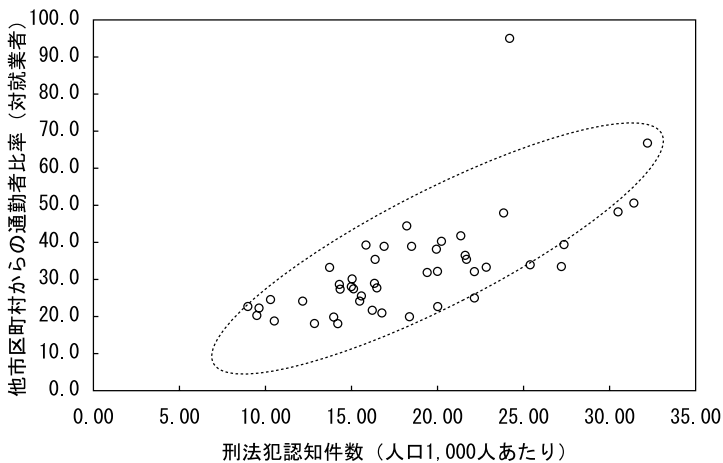
図7は、他市町村への通勤者の比率と刑法犯認知件数の相関関係を示したものである。この図7をみると、通勤者比率が高い都道府県ほど、刑法犯認知件数の割合も上昇していることが窺える。また、図8は他市町村からの通勤者比率と刑法犯認知件数の相関関係である。この図8からも、当該自治体へ通勤してくる通勤者が少ないほど犯罪件数は少ないことが理解できる。

これらの図7と図8だけから結論づけるのは危険であるが、誤解を覚悟で指摘するのならば、「人口移動



出所：総務省統計局（2005）『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』日本統計協会。

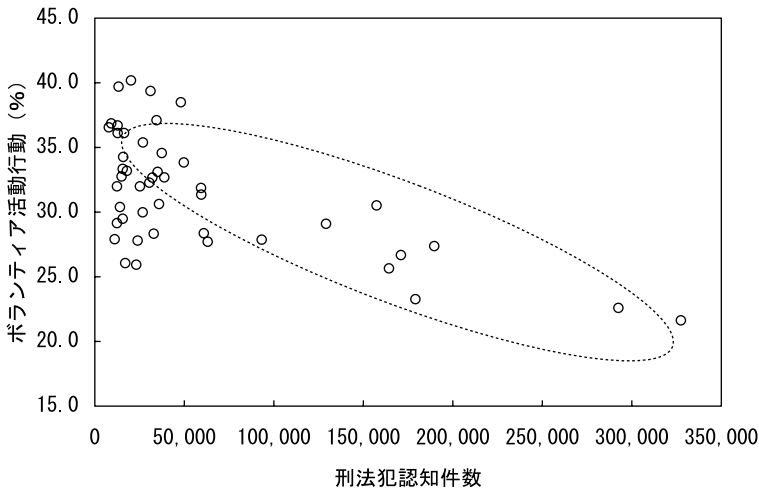
図7 都道府県における他市区町村への通勤者の比率と刑法犯認知件数の関係



出所：総務省統計局（2005）『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』日本統計協会。

図8 都道府県における他市区町村からの通勤者比率と刑法犯認知件数の関係

81 安全安心な日常生活を実現していくための自治体の役割について考える
—環境の変革による犯罪減少を求めて—



出所：警察庁「犯罪統計書」、総務省「社会生活基本調査」により作成。
注：ともに2001年の数字を使用している

図9 都道府県におけるボランティア活動と犯罪認知件数の関係

の激しい地域（つまり、本論文では「コミュニティが形成されにくい地域」としている）は犯罪件数も上昇させる可能性がある」といえる。

次に視点をかえて、コミュニティがある地域を「ボランティアが活発な地域」という認識で捉え検討したのが、図9である。

図9は、ボランティア活動の活発な都道府県と犯罪認知件数の相関関係を示したものである。この図9から読み取れることは、ボランティア活動が活発な都道府県ほど犯罪認知件数が少ないということである。つまり、コミュニティが確立している都道府県は、犯罪を発生させる余地がないことを意味している。

今日では、地域（コミュニティ）環境の強化を数値で示しているのは少なく「少ない」というよりは「難しく」、この分野の研究はじまったばかりである）、明快に刑法犯認知件数と強い相関関

係があるとはいえない。

しかしながら一般的に、この地域力（コミュニティ力）を強くすることは、犯罪を抑制させる可能性があることが指摘されている。そして実際に、多くの地域（自治体）で、地域力を取り戻した結果、刑法犯認知件数を減少させ、効果をあげている。この事例は枚挙に暇がなく、一つひとつの事例により、地域力が犯罪件数を減少させていくという結果が導き出されている。

このことにより、多くの団体や行政機関が、地域力の再生と創造に力を入れつつある。例えば、広島地方検察庁は、このコミュニティの形成に力を入れはじめている。同検察庁は、地域の犯罪情勢を踏まえた事件の捜査・処理・公判を行うために「コミュニティ検察担当チーム」を新設した。とくに行政機関をはじめ、学校やNPO団体など地域の連携によるコミュニティの醸成を志向し、地域に密着した検察活動を推進しているようである。

次章では、第二章と第三章の調査結果を踏まえ、それらの環境づくりには自治体の役割が重要であるとの認識から、自治体の方向性について言及していく。

四 犯罪に強い環境を再生し創造するための自治体の役割

筆者は犯罪に強い環境を再生し、創造していくうえで、自治体の役割は大きいものがあると考えている。特に自治体が積極的に生活安全行政を展開していくことにより、刑法犯認知件数を減少させた事例がある。

例えば、大阪府の事例がある。同府は「大阪府安全なまちづくり条例」を制定・施行し、大きな効果を

残している。同条例を制定・施行後、大阪府における刑法犯認知件数は急激に減った。

二〇〇二年の刑法犯認知件数は前年に比べ八・二%も減少し、一年間で全国ワースト一を返上した。この減少率は、当時としては全国でトップであり、同期間における刑法犯認知件数は、全国平均四%増であった。またひたたくり件数も一二・三%減少した。なお同期間におけるバイク盗は一六%減、車上狙い一五%減となっている。さらに二〇年連続全国ワーストが続いていた大阪府の自動車盗の件数が、二〇〇三年は前年に比べ九二三件減り九、六三五件となった。そして検挙・補導人数は五・五%増の七、八五〇人の数字を残している。また、ひたたくりの認知件数は前年比一五%減の七、八二〇件となった。この事例から得られる教訓は、安全安心な日常生活を再生し、想像していくためには自治体の役割が極めて大きいことが理解される。

河村は、「私は、複雑な都市問題に取り組み、いち早く問題点を指摘し、解決のプログラムを提示し、住民とともにその実践的努力のイニシアティブをとり、リーダーシップを発揮すべき役割を担うのは行政であり、また都市問題のプロとしての自治体公務員であると考えている」と指摘している⁴。筆者もこの考えに同意する。

もちろん、地域住民が自発的に犯罪に強い環境づくりに動いてくれる地域は、その地域住民に任して、自治体はコーディネーターやサポートにまわればよい。しかしながら、この理想の姿には、多くの地域（自治体）にとって、依然として遠いのが現実である。そのような中、筆者は、自治体の本当の役割とは、どのような環境を再生し創造としていくための「きっかけ」づくりにあると考えている。

個別具体的な提案を記したい。例えば図1では、就職率の低い都道府県が刑法犯認知件数を高くしていることを示した。また図3では完全失業率の上昇が、犯罪件数の拡大に寄与している可能性があることを指摘した。

そこで、その打開策を考えると、それは極めて単純明快である。つまり、就職率の上昇と完全失業率の低下を実現すればよいのである。より具体的にいうと、コミュニティ・ビジネス⁵の振興による雇用拡大が考えられる。また、ワーク・シェアリングという一案もある⁶。さらに今日では、そもそも「就職したくない者」も多数いると考えられるため、インターンシップ⁷の拡充などにより、働くことの「意義」や「おもしろさ」を在学中に気づかせることも必要である⁸。

これらを推進するために、自治体は就職率の上昇や完全失業率の低下を促進するために、様々な施策や事務事業を今まで以上に展開していくことが望まれる。さらにいえば、それらの施策や事務事業に係る行政計画の策定や条例の制定・施行も考えられるだろう。また、このような行政計画や条例が、施策や事務事業を展開するうえでの根拠として貢献し、極めて具体的な施策や事務事業が展開されるはずである。

また図4においては、自己破産件数と刑法犯認知件数には正の相関関係が強いということを示した。そこで図4から考えられる解決策は、自己破産を防ぐことが犯罪件数の減少につながるということである。自己破産を招いてしまう人は、きつと高い利息のゆえに、自己破産にたどりついてしまうと推測される。それならば、低い利息で貸すことをする機関の拡充が必要である。

しかしながら、そのような低利で貸す企業は、少ないのが現状である。なぜならば、低利での貸付を行っているのは収益に大きく貢献せず、企業活動を進めていくうえでマイナスとなるからである。また低利で貸すような企業は、借りるための条件が厳しいという現状もある。そこで、自治体が低利で貸すような機関を設置することはできないであろうか。

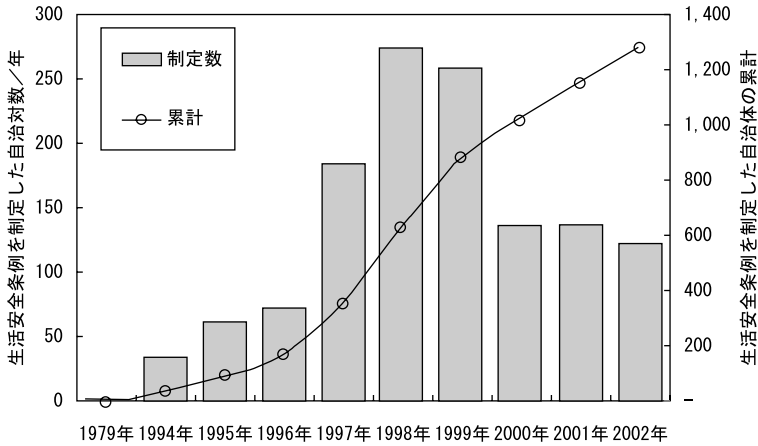
このように、犯罪を起こさせない環境を整備し、強化していくことが、自治体の役割と考えられる。そして何よりも、それらの施策や事務事業を統括する意味で、大阪府の成功事例にみられるような生活安全条例の制定・施行も一つの方向性として検討してもよいだろう。

本論文でいう生活安全条例とは、自治体が地域住民の生活の安全に寄与することを目的に、次の三点を規定する条例を総括して生活安全条例と称している。それは、①防犯、防災等に関する市町村の責務、②地域住民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進、③犯罪、事故などの防止に配慮した生活環境の整備、である。

今日では、多くの自治体で生活安全条例が制定・施行されているが(図10)、わが国においては三分の一程度である。この「三分の一」を多いとみるか少ないと捉えるかは、人それぞれであるが、筆者は少ないと考える。

自治体は効果的な生活安全行政を展開していくために、生活安全条例を制定・施行することが求められる。なぜならば、生活安全条例は、既存の環境を大きく変える可能性を持っているからである。

今日では、犯罪を発生させていた既存の環境の変革に成功した自治体(地域)が、刑法犯認知件数を減



出所：財団法人都市防犯研究センターの資料をもとに作成。

図10 わが国における生活安全条例の制定の推移

少させている。つまり犯罪件数を減少させる起爆剤として、生活安全条例は大いに貢献する可能性がある。同条例を施行・制定した後、個別の課題に対して対応していく姿勢が求められる。何れにしろ、安全安心の日常生活を構築していくためには、自治体を中心とした行政機関（警察など）の役割が、これから、ますます求められてくると考える。

五 おわりに

本論文は、筆者が思うままに記してきた。言葉足らずの部分もあると思われる。その点はご了承いただきたい。飯田は、「一般に『提言』というものは、『政策当局はどうていこまでやれないだろう』との前提に立つことが多く、そこにこそ『提言』の存在理由があるとさえいえよう」と述べている。飯田の、この言葉が筆者の脳裏にはあり、強い表現で本論文を進めてきた。

最後に本論文を振り返りたい。第二章は「経済環境」、

第三章では「地域（コミュニティ）環境」について、刑法犯認知件数が「何」と相関関係が強いかを示してきた。本論文で記した結果は、『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』の中にある膨大なデータの中から、比較的、関係が強いと認められたものである。¹⁰ここで記した結果は、あくまでも一般的なことであるため、当該自治体（地域）の実情にあわせて、自治体は施策や事務事業を展開してもらいたいと考えている。

第四章は、自治体に向けて提言を記した。筆者は、安全安心な日常生活を再生し、創造していくためには、自治体の役割が極めて大きいと考えている。なぜならば、この分野は、極めて公的な性格を伴っているからである。そこで、自治体の生活安全行政の方向性によっては、犯罪件数が増加し、減少していくことを指摘した。そして、その一つの方向性として生活安全条例の制定・施行が必要であると提案した。

今日、わが国は一日に約一万件の犯罪が発生していることになる。そしてその一つひとつの犯罪には必ず悲劇が伴っている。それは何とも表現しようがなく、ただ単に「辛いこと」としかいえない。そのような悲劇が一つでもなくなることに、本論文が貢献できたのなら、幸いである。

【主要参考文献】

- ・飯田経夫（一九八九）『経済学は役に立つか』筑摩書房
- ・今川晃・山口道昭・新川達郎（二〇〇五）『地域力を高めるこれからの協働』第一法規
- ・河村十寸穂・斉藤昌男・原純輔（一九八四）『都市と市民参加』有隣堂

- ・総務省統計局（二〇〇五）『統計でみる都道府県のすがた二〇〇五』日本統計協会
- ・田村明（二〇〇〇）『自治体学入門』岩波書店
- ・法務省法務総合研究所（二〇〇四）『平成一六年度版犯罪白書』大蔵省印刷局

- 1 Yahoo!辞書 (<http://dic.yahoo.co.jp/>) により検索した。
- 2 田村明（二〇〇〇）『自治体学入門』岩波書店、一頁～三二頁
- 3 本論文における生活安全行政を「犯罪等から住民の生命、身体及び財産を守り、住民が安全に安心して生活できる環境を確保するために行政が講じる様々な施策や事務事業」と定義する。
- 4 河村十寸穂・斉藤昌男・原純輔（一九八四）『都市と市民参加』有隣堂、一七八頁
- 5 コミュニティ・ビジネスとは、主体は地域住民である。そして取り組むビジネスは、地域が抱える課題や住民ニーズとされる。例えば、高齢者支援、子育て支援や子どもの健全育成、環境・資源の保全、商店街の活性化など、そのビジネス内容は幅広い。そしてビジネスである以上、継続的に事業を行い、かつ地域の問題解決をしていくことが求められる。なお、地域に貢献するだけではなく、そこに働く人の生きがいや働きがいにもつながると指摘される。
- 6 ワーク・シェアリングとは、労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。具体的には、雇用機会、労働時間、賃金という三つの要素の組み合わせを変化させることを通じて、一定の雇用量を、より多くの労働者の間で分かち合うことを意味する。
- 7 インターンシップとは、学生が一定の期間、企業等で働き（多くの場合無報酬）、自分の将来に関連のある就業体験を行う制度である。
- 8 例えば厚生労働省はニートとフリーターの数字を発表している。二〇〇四年における一五歳から三四歳で定職を持たないフリーターは二二三万人であり、同世代で通学も就職の意欲もないニートは六四万人としている。
- 9 飯田経夫（一九八九）『経済学は役に立つか』筑摩書房、七七頁

10 その他、学歴や不登校なども相関関係が強いことが理解された。しかしながら、これらは、結果が一人歩きすることを恐れ、本論文では紹介しなかった。一方、一般的に犯罪件数を減らす説明変数として考えられる警察官と刑法犯認知件数については、相関関係はみられなかった。そのような肩透かしを食らった結果も多々ある。

【佳作】

信頼し安心しあつて生きたい

—どんな環境をどう整えるか—

無職

山岸 亮一 (73)

序Ⅱ問題意識の素描

かつて経験したことのないほどの激しい変化の中に、今、私たちは置かれている。それは、家族、地域、学校、職場といった身近なところからこの国の全体にまで及んでいる。

そして、急激で広範囲なこの変化には、明らかな一つの方向性が認められる。それは、人間への不信で

あり、安全が脅かされる不安である。私たちはこれまで、この国では至極当然になんらのコストもかからずに安全が保障されるものと思ってきた。そういう思いがここに来て、激しい勢いで崩れ去る感覚を味わうこととなった。

このような現実に対して、私たちはどう対応すべきか。先ず、現状をしっかりとらえること、そして、何がそういう状況をもたらしたのかを究めること、その上にたつて、安全を確立するためにどう対処するか、といったことを検討すべきだろう。

いうまでもなく、急がれるのはこのような状況への対応策である。そして、すでにいろいろな対応がなされつつある。

この対応策には、二つの筋道が考えられる。一つは、犯罪などに対して、法改正などで罰則強化して犯罪抑止効果を高めようとすることである。そしてもう一つは、人間の内面に働きかけて自己を客観視できる能力を育てて、信頼に基づく人間関係を拡げることである。

両者ともに、社会の安全に一定の寄与をするだろう。だが、力で押え込むはじめのやり方は、即効性のあるものの不満が内攻しやすく、壊れやすいものになるだろう。対して、二つ目のやり方は、遠回りで遅効的ではあるが、より根本的な対応策といえる。現実的にこの両者を同時並行して対応していくことになるだろう。

この小論は、「状況」―「背景」―「対応策」という構成になっているが、対応策としては、ここに挙げた二つ目のものを中心にして論ずることにする。

一 状況Ⅱ不信と不安の深まり

近年、犯罪件数は増えているが検挙率は急落しているといわれる。また、少年犯罪の低年齢化や凶悪化、日常化がごく普通の話題になってきた。さらに最近では、年齢を問わず思慮を欠いた利他的なもの、弱いものを標的にする卑劣なもの、動機の見当たらない不気味なもの、外国人によるものなど、犯罪の新たな貌かたちが見えてきた。

内閣府「治安に関する世論調査」（平成一六年七月、ぎょうせい「防犯まちづくり」所載）の一部である。設問「日本は安全な国だと思うか」については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて四二・五％、「思わない」と「あまり思わない」を合わせて五四・七％。設問「最近の治安についてどう認識するか」については、「よくなった」と「どちらかといえばよくなった」を合わせて七・〇％、「悪くなった」と「どちらかといえば悪くなった」を合わせて八六・六％。

この結果は、暮らしの中の安全が急速に損なわれているという私たちの実感を裏付けるものである。

このような治安の悪化は、私たちが日々の暮らしの中で目にする風潮や空気や現象などと分ちがたく結びついているように思われる。そのような風潮、空気、現象などの状況のいくつかを挙げてみる。

* 効率よく結果を手にした

より便利でより快適な生活を私たちは常に求める。便利・快適とは、できるだけ途中や過程を省略して、結果だけを素早く手にすることである。

交通機関は日進月歩で速さを競っている。その結果、途中の景色を楽しむなどという無駄は省いて、一刻も速く目的地に着くことをもってよしとする。

スーパーやコンビニは、調理済の多彩な食品をそこその値段で提供することで、家庭であれこれ悩んだり喋り合ったりしながら調理するといった面倒を省いてくれる。

近ごろの農村地帯では、人の姿が極度に少なくなっている。大型機械が畑の中を孤独さを漂わせながら動き回っているばかりである。かつては、農繁期には田畑に人が群がり、話に花が咲いたものだった。今、そんな非効率はずっかり姿を潜めてしまった。

非効率であるということ、人と人との触れあいやゆっくり考えることや無駄を愉しむことなどが暮らしの中からひっそりと消えていく。効率の名のもとに、いつの間にか私たちの考えが浅薄になり、行いが短絡的になっていないだろうか。そういうことが社会の不安の一つの要因になっていないだろうか。

利便さ、快適さを手に入れる代償に何を失うのか。考えるべき時のような気がする。

***自由に、そして平等に…**

若い母親たちの集まりでの見聞である。

子育てについて、「自由にのびのび」派と「厳しくしつける」派とで論議が盛り上がった。それぞれになづける理由があったのだが、数としては「自由にのびのび」派がかなり多かった。

望ましい親像についても話題になった。ここでは「厳しい親」よりも「友情的な親」が多数派だった。以前、電車の中で平気で化粧する若い女性とか、学生たちのお喋りで大学の授業が成り立たないとか、

地面に座り込んでお喋りに興ずる傍若無人な若者などが話題になったことがある。最近聞かなくなったが、そういう現象がなくなったのではなく、あまりにも日常的になって話題性がなくなったということかもしれない。

これらの状況は、一つの価値観に支えられているような気がする。それは、自由と平等が最高の価値である。だから、いかなる規制も悪であり、自分の好きなことだけをやるのが価値あることだ、というものである。

ここでは、自由とはいかなる束縛もなく、好きなことを好きな時に好きなようにやることであり、平等とは、いかなる上下関係も否定する、ということであるらしい。

だが、自由も平等も、そんなに楽しく愉快なものではない。すべての判断を自分の責任で下し、すべての行動を自分の責任で選択するという、ひどく重苦しくてしんどいものが自由であり平等である。

今、私たちは、自由や平等の意味や価値について、また、それらを求めるための覚悟について考えるべき時ではなからうか。

*相互不干渉という無難な生活術

ある教育関係者の会合での話題である。

今、子どもの間で、静かに小グループ化が進んでいる。数人程度のグループをつくり、互いに反目したり、無視したり、ということはあるが、基本的には互いに無関係、無関心だという。

言われてみれば、そういう傾向は世の中全体に拡がっているような気がする。気の合うもの同志が特別

な目的もなく集まって、何となく時間を過ごす、という生活スタイルが若者たちを中心に見られるようになった。

この状況に特異な変化を与えたのが、携帯電話の登場であった。グループづくりの壁だった「距離」が無視できるようになったのである。その結果、見知らぬ人との友達関係づくりがひどく気軽にできるようになった。これは、友達づくりの大変化である。汗や匂いや皮膚感覚を欠いた、文字や言葉の上だけの友達グループが簡単につくれるようになったのである。

人と直に接するのは、大なり小なり重苦しくて疲れるものである。こうして、携帯電話やパソコンは、顔を合わせることなく誰とでも交流できるという、便利で快適なツールとなった。

このようにしてつくられた人間関係は、根っこのないバーチャルな人間関係である。そこには、参加する者の悪意や無責任が容易に入り込んでくる。それが、社会的不安や犯罪に結びつくことは、私たちの目の前の現実の状況が示している。

このような状況を見据えた上で、暮らしの中に安心と安全を確保するために、どんな人間関係のネットワークを考えるべきか。私たちの重い現実的課題である。

* 「日本」という気風の変質

かつては、この国の隅々で、日本らしさ、日本人らしさというものが見られた。

ところが、国と国との垣根がどんどん低くなり、いろいろな国から人や物や文化が入って来るにつれて、この国の「らしさ」は、薄められたり、変えられたり、いらぬものとされたりして、なくなったり変質

したりしてきた。

それほど遠くない昔、強い絆で結ばれた地域社会があった。そこでは、共同作業や共同子育てなどの相互扶助活動がごく自然な形でなされていた。

長幼の序という人間関係もかなりはつきり存在し、子ども、若者、壮年者、老人といった年齢層のそれぞれの存在感や役割意識がしっかり人々の中に根付いていた。そういう中で、自己主張は適度に抑制され、人前でやってはならないことなどは厳しくしつけられたものだった。

そういう日本の気風が激しい勢いで消えていった。そのあとに、「規範」の空白状態が生まれた。

これからも、いろいろな文化の流入と日本的気風との衝突や交流が多様な形で見られるだろう。そういう状況が、私たちの暮らしの安全と、どのような関わりを持つてくるのか。これもまた、重い課題である。

二 背景Ⅱ 価値観と行動軸の変容

私たちは、今、急激で質的な変化のさなかに置かれている。それらの広範な変化のうち、特に社会的不安と結びつくようなもののいくつかについて取り上げてきた。

何らかの変化があれば、それを引き起こした原因があるはずである。このような社会状況の変化を生んだ根っことなるものは何なのだろうか。

これを明らかにすることにより、現状をより確かにとらえ、それと正対する姿勢に立つことができるように思う。それは、つまりはこれからに向けてどう対応し行動するかの指標が得られる、ということであ

る。

ここでは、これまで述べたような、社会的不安と結びつく急激な変化の根底には何があるのか、ということについて、ややマクロな視点から考えてみる。つまり、目に見える状況の背後にあって、私たちの価値観を変え、それに伴って私たちの行動軸を変えようとしているものは何か、について探るということである。

* 「世界標準」という悪夢

もはや日本文化論の古典といってもよいものにルース・ベネディクトの『菊と刀』がある。ここでは、個人の内面に善悪の絶対の基準を持つ欧米の「罪の文化」と、外からの評価に基づいて行動する日本の「恥の文化」とが類型化され対比されている。

これは、恥、恩、義理といった他者との関わりを行動の基準とする日本の特性を正しく指摘するものとして、戦後の日本で広く読まれたようである。

確かに、かつてのこの国は「恥の文化」が主流だったと思う。しかし、今、そういう流れは細く弱々しいものになった。グローバルゼーションという大波に洗われたからである。これは、この国ばかりでなく、世界のあちこちに見られる情景である。その大波は、その場所に根づいていた文化を破壊し、自分こそが「世界標準」だと主張する。これは、強者の論理の強制になる危険がある。だから、「反グローバルゼーション」の動きを誘い出し、大きな不安要因になっている。

*人間関係のボーダーレス化

先に述べたように、今のこの社会では、自由と平等は至高の価値のように扱われる。だが、自由が拡大すれば平等は損なわれ、平等が重んじられるほど自由が狭められるという、自由と平等とは、いわばトレード・オフの関係にあるといえる。また、すでに触れたように、自由といい平等といい、実はひどく重苦しくてしんどいものである。

私たちは、そういう本質の論議を抜きにして、好きなことをする自由と誰もが対等だとする平等を追い求めてきたような気がする。

その結果、人間のタテ関係がひどくやせ衰えてしまった。そして「教える―学ぶ」関係が次第に影を薄めている。これは、無規範な空気の拡がりを意味している。

熱力学という学問に「エントロピー」という考えがあるという。ひどく難解なものだそうだが、ある一般向けの解説本によれば、これは無秩序の程度を表す用語だという。エントロピーが大きいということは無秩序の度合いが大きいということであり、それが小さいということはそれだけ秩序が整っているということになる。そして自然界は、放っておくとエントロピーが増える方向に動くという。

人間関係のボーダーレス化は、このエントロピーに似ているような気がしてならない。放っておくと、エントロピーが大きくなり、ボーダーレス化が進むようで怖くなる。何らかの人間の知恵を介入させる必要があるのであるのではなからうか。

*モデル喪失社会

子どもたちや若者たちにとって、父親、母親、先生、老人などは、何らかの形で何らかの程度で、生きる上での手本であり、モデルとしての意味を持つ存在であった。

それが、いつかそういう存在意義が認められなくなった。

親や教師や老人たちは、自ら若者たちのモデルであろうとする意志を放棄し、若者たちは自分たちを指導しようとする存在を認めたがらない、という傾向が少しずつ広がった。こうして、若者たちにとって、生きる拠り所となり得る人物像の影が薄くなった。その部分の空洞化が進んできたのだった。

その空洞化した部分が、いつの間にか「好きなことだけをやるのがよいことだ」という価値観あるいは美意識で占められるようになった。

当然ながら、そういう価値観のもとでは、やってよいこと、やってはいけないこと、やらなくてはならないことなどの間の区別が生まれにくい。自分の行動についての善悪の認識が育ちにくくなる。

*豊かな社会の落とし穴

フリーターとかニートと呼ばれる若者が増えつつあるという。

そのように職業選択、あるいは職業放棄した理由は個々に応じて様々だろう。だが、共通した底流がある。まず、「好きなことだけやる」、「いやなこととはしない」という若者たちの美意識である。そして、そのようなモラトリアムを許す周囲の甘さである。さらに、そのような甘さが通用するほどの豊かさである。パラサイト・シングルなどという言葉も流布している。

今のところ、私たちの社会は、このような一人立ちできない、あるいはしたくないという若者たちを食べさせていけるほど豊かだということなのだろう。だが、そこにはどうしようもない危うさが潜んでいるような気がする。

このような労働観は、働くことを軽視することにつながる。傲慢な甘えにつながる。ちょっとしたことで挫折する脆さにつながる。そして、ひとりよがりで思慮を欠いた行動につながる。このようなところから、社会的不安の芽が育つことも少なくないだろう。

三 対応策Ⅱ信頼と安心のかたち

社会に一つの風潮が拡がり出すと、それに伴って新しい社会現象が生まれる。すると、それに刺激されてまた新しい風潮が芽吹く。このように、人間の考え方、感じ方と行動様式とは、互いに触発しあいながら肥大化し拡散していく。

すでに述べたように、このような社会風潮Ⅱ考え方・感じ方と社会現象Ⅱ行動様式の中には、社会的不安を引き起こし、安全や治安を悪化させるものも少なくない。そしてそれらの背景には、根強い人間不信を含む、より普遍的な価値観の変容が横たわっているように思われる。それが、さらに安全や治安を脅かす風潮や現象を広げることとなる。

このような状況を克服するためには、人間信頼の回復、確立がまずもって必要である。ここでは、そのためのいくつかの対応策を提起することとする。

* 人間関係

私たちは集団の中でしか生きていけない。だから人間なのである。そこには、自然発生的に指導―被指導としてのタテ関係と、交流―協働としてのヨコ関係が生まれる。この両者の程よいバランスは、集団の発展のために不可欠なものである。

この頃は、自由や平等に反するものとして、タテ関係を軽視したり排除したりする傾向が見られる。

だが、タテの人間関係は、自由や平等を損なうものでは全くない。逆にそれは、真の自由や平等の意味を明らかにし、確かなものにする役割を果たす。

自由とは、問題場面に出会った時、自らの力によりよい判断と決断と選択をすることである。それができる能力を身につけた時、自由であるといえる。そうなるために、指導―被指導の人間関係の中で自分を鍛えなければならないのは当然のことである。

また、平等とは、人間相互に異なる違いもないということの意味するものではない。どんな人間も人間として同じ価値を持つが、それぞれの人間にはそれぞれに違いがあり、その違いを認めあい、受け入れあうということが、平等ということである。そのような認識と受容の能力を身につけるためにも、指導―被指導の人間関係が重要になってくる。

家庭、学校、地域、職場などあらゆる集団活動の中で、タテとヨコのバランスの取れた人間関係ができるような社会的風土づくりを進める必要がある。それが信頼と安心の基盤となるだろう。

*社会参加

引きこもり、不登校、おたくなど、若者たちの排他性や孤立性を象徴する現象がじわじわと拡がっているようである。つまり、集団参加、社会参加しない若者が増えつつあるということである。

ところで、集団には二種類ある。一つは、血縁や地縁によるもので家族、近所、町内会などのいわゆる「コミュニティ」といわれる集団である。もう一つは、はっきりした目的をもって意図的につくられた集団で、「アソシエーション」と言っていいたいだろう。学校、会社、同好会などがこれにあたる。

また、どんな集団も二つの機能を持つ。集団維持機能と目的達成機能である。

コミュニティは集団維持機能がより強く、アソシエーションは目的達成機能がより強い。そして、現状としてはコミュニティの力は次第に弱まっているような気がする。このようなコミュニティに、排他性、孤立性を深める若者を引き入れることは、コミュニティの活性化に大きな力となる。

例えば町内会という組織は、全国にはりめぐらされた広範な組織である。だが、実体は葬式の取りしきり、町内の清掃、行政機関の使い走りといったものである。

この町内会に、「防犯活動」、「青少年活動」という目的機能を持たせる、つまりアソシエーションの色合いを持たせて、孤立している若者たちを社会参加させるのである。こういうことから、身近なコミュニティの信頼と安心を、少しずつ着実に拡げたいと思う。

*教育

子どもの学力低下が言われて久しい。大学生の授業中の私語や学習意欲のなさもよく話題になる。

これには複雑な背景があるだろうが、これまでの子どもの個性、自主性の偏重も一つの要因のような気がする。

これまでの学校教育では、「子どもの自主活動を進める」とか「楽しい授業づくり」とかがおおいに主張されてきた。だが、自主性とは初めからあるものでなく育てるべきものである。また、授業とは楽しいばかりでなく苦しくてしんどいものでもある。

学校教育では、「教え込む指導」と「自主的な学習」の、学年に応じた段階的な発展を考えるべきであると思う。

また、家庭―学校―地域を通して、「学ぶことの意味」や「価値観と判断能力」といったことについて、論理の一貫した指導ができる体制づくりを進める必要がある。

* 地方文化

この国は異常な程の首都圏肥大化が進んでいる。すべての情報、文化、人的資源などは、一度東京を経由しないとどうにもならないような仕組みがあるように見える。

このように地方からの文化の発信が著しく難しい状況では、若者はどうしても首都圏に集中する。そして、一極集中現象はますます進み、首都圏での少数の勝者と多数の敗者の階層分化が見られるようになる。これは、社会的不安の要因となり、犯罪の拡大につながるおそれ大きい。

このような首都圏の極度の肥大化は、多くの歪みをもたらす。地方文化を育て、一極集中を弛めて、魅力ある地方、定住できる地方を育てることが、国策として取り上げらるべき課題である。

*グローバルゼーション観

世界は巨大なグローバルゼーションの波に洗われている。

それは、ある特定の価値を普遍的な善として押しつけるといふ、強者の論理を通すことになりやすい。そして、固有の伝統や文化を否定し、世界の均一化の方向をとることになりやすい。

当然に反発が起こる。それは、反グローバルゼーション運動として、世界的な不安定要因になる。

少し前に、「文化相対主義」という主張が聞かれたことがあった。いかなる国や地域のいかなる文化もそれぞれに価値あるものであって、それらの間に上下優劣はない、という内容だと思ふ。このようなグローバルゼーションの強大な時こそ、「文化相対主義」の意味をじっくり冷静に考えるべきであるような気がする。

家に家風、学校に校風、会社に社風があるように、国には国風がある。この国の国風の一つは「寛容」だと思ふ。寛容とは、何でも許容し従うことでは全くない。どんな考え方感じ方も拒否せず受け入れ、評価し、責任ある自己決定をすることである。

このような寛容の精神で、グローバルゼーションの流れに向かい合う気構えを共有していきたい。

結Ⅱ受け入れ認めあう風土へ

書店で、「議論に絶対負けない法」という本を見た。その鋭いタイトルにびっくりし、この本を読んだ二人が議論したら、どんなことになるだろうと恐ろしくなった。

今は自己主張の時代である。議論して大きい声のものが勝つという時代である。強く自己主張することは価値あることだという風潮が一般化しつつある。物事を訴訟という手段で解決するのが合理的でよいことだという考えも拡がっている。これらは、グローバルゼーションによるものとも考えられる。

このようなところからは、敵対関係が生まれやすい。自分だけが正しいという立場に立ちやすい。

このような時だからこそ、文化相対主義という考えをあらためて学び直してみたい。日本風の「寛容」の心で物事に対するように心配りをしたい。

身近な家族、隣人、友人についてはもちろん、いろいろな国やそこに住む人々についても、交流を進め、互いに受け入れ認めあうような思潮が、グローバル・スタンダードとして認められるような世界になってほしいと思う。

道之以徳、 齊之以禮

埼玉県草加警察署 会計係長

青木 優子 (41)

はじめに

構造改革の進展により、業績、業態に関わりなく各種の規制は緩和され、企業間の競争は、激化している。日本は、こうした経済再生への決意を固めつつ、両手に有事対処の手續の整備と国際的人道支援を握りしめながら社会制度改革で揺れ動く足場を踏み固めようと足ぶみをして、風向きを見定めているといっ

たところだろうか。

しかしながら、国民の払拭されない雇用不安や将来の年金制度への不信は根強く、社会的経済的に行政側が期待したほどの成果をあげていない状況である。いかなる政策をもって対処すべきか悪戦苦闘している間にも、少子高齢化は進行しつづけ、さらに、食や健康に関する新たな問題は、毎年のように発生し、個人の資産確保や情報格差の問題等、社会不安の要因をあげればきりがない。

これから、我々日本人は、どういう道を進むのか、どうありたいのか将来のための方向づけは難しい問題である。これまで、たくさんのお社会環境の変化の波を器用に乗り越えてきた日本人には、優れた適応能力が見受けられる。しかし、その適応性によって得たものも多いが失ったものもある。あっさり手放してしまったものの中にあつた日本の伝統の意味を考えながら、将来の日本を支えていく子供達の少年犯罪に触れ、教育環境についての考察と、教育の理念について検討してみたい。

少年犯罪から見えてくるもの

警察庁によると、今年上半年期に刑法犯で逮捕されるなどした少年は五万八、七九五五人（前年同期比約六%減）で、そのうち中学生は一万七、九一二人だった。成人を含めた刑法犯検挙者に占める少年の割合は約三一・四%で、統計が残っている七九年以降では最低となっている。しかし、少子化の影響で、全体に占める刑法犯少年の割合は戦後最悪だった七五年ごろと同程度の水準という。少年事件は減少しているものの、凶悪事件を起こす少年は少なくない。文部省は今年度、「命を大切にす教育の充実」を柱として、

体験活動の推進やスクールカウンセラーの配置などのほか、地域と学校、家庭の連携をより強め問題行動を防ごうとする施策などに予算を割いてきた（朝日新聞平成一七年八月二四日朝刊）。

少年犯罪は、社会を反映する鏡であるといわれる。最近、凶悪化、低年齢化が取沙汰されるといふことは、つまり、地域、学校、家庭の環境が恵まれていないために引き起こされたということである。何らかの欠点がある社会環境を作った大人社会への警告と思わなければならない。したがって、少年法の厳罰化によって犯罪に追い込まれた少年を異物化して社会から排除するだけでは、その場限りの対処法に過ぎず、社会の安全が確保されたことにならないといえる。

非行前歴のない少年による突発的な「凶悪犯罪」が目立っているが、その背景はどうなっているか。その背景に見える親も教師も子育てに自信がなく、今や「うちの子に限ってそんなことをするはずがない」という親より自分の子が犯罪を起こすこともあり得ると感じている親が多いと聞く。自信のない親と子供との間に育つのは不信感である。このままでは、日本の将来はどうなってしまうのか。

不安や不満を外に明確に表明しない子供達は、心の中に深く深くうっ憤を重ね、時に病的なキレを招く。こうした内向の子供達の病理の典型が、神戸児童殺傷事件であった。計画的で完全犯罪さえも狙って殺人を非行前歴がない子供がやってのける異常さに少年犯罪の難しさをまざまざと見せ付けられた思いである。

家庭裁判所の現場からは、簡単に回復しないような「こじれた非行」が多くなったといわれている。つまり、どこをどうすればこの子が立ち直るのかの糸口が見出しにくい例が多くなってきたのである。こ

した状況は、家庭、学校、子供の関係が長い間、改善されないまま放置されていることが原因とも言われている。子供をとりまく大人の側が子供と共感しようとしたり、荒れている子供そのものを受け入れてなんとかしようとする姿勢が薄れてきているからである。そればかりか、子供がキレる以前に大人が既にキレていて、虐待にはしる親がいるのが現実である。親が荒れたまま子育てをした場合、恐らく「こじれた非行」を相補してしまふ。こうした悪循環を断ち切るのは容易なことではない。では誰に救いを求めたらよいのだろうか。

少年法は「子供の健全育成」が目的である。「子ども権利条約」などの国際文書の考え方も合致し、少年が責任を自覚し心から反省して立ち直る「自律的」な過程を大切にしている。「自律的」とは、つまり責任や義務、個と公の関係などを理解して社会生活の中で他人とのバランスをとりながら生きていけるようにするため、全ての親が子供に行うべき教育の行き着くべき目標といえる。だからこそ、少年法の議論は、教育問題の議論となる。

さらに、法は、将来にわたって社会の安全を確保するのが目的であるから、子供の成長する権利を守りながら、教育方針を整えていくのが本旨である。厳罰主義に傾くと、こうした本来の意図が達成できなくなる可能性がある。

このような、教育問題と少年犯罪の関係を念頭におきながら、社会環境と子供とのよい関係を築く方法を探ってみたいと思う。

母の一言から

先日、母が「教育するのは簡単なのよ。別に親がしないで預けっ放しだってできるのよ。親が、その機会さえ与えてやれば十分なのだから。それよりも、最近では、しつけができない親が多いということの方が大変な問題だと思わわ」と言った。母は、いささか教育を狭義に限定しすぎる傾向があるが、しつけに敏感な母が好む話題である。

母が子供のころは、戦争の苦しい時代で勉強よりも生活の確保を優先した子沢山の時代であった。子供一人当りの教育時間は多分、多くは確保できなかったと思われるが、しつけについては厳しく、いつも親や、近所の人々の目が光っていたようである。いずれ社会に出て働くときに恥をかかないように、ごく自然な形で厳しくしつけられたと思う。

もともと、恥をかくのは本人というよりも親や家であるので、なおさら厳しかったのかもしれない。

私が高校生の頃、倫理の授業があった。その授業中に言われたことで特に印象的だったのが、日本語をくずして使ってはいけないということと、

「あなた方の言動は、ご両親の教育の成果ですから、その如何によつては、お里が知れますよ…」であった。今でも忘れられない辛辣な戒めの言葉である。この「お里が知れる」という言葉の意味するところを端的に言いかえれば、未成年者は、親の鏡としての立場ぐらいいしか認めないということである。先生は自信をもって女子の教育にあたり、人生を捧げられた。先生には、今の社会をいかに生きるべきかを伺いた

かった…と思うこともあるが、きつと、いかなる時代にあつても筋の通つた自らの姿勢を崩すことはなさらないに違いない。

今の時代、未成年者に対しても、きちんと人格を尊重して対等に接するべきだという意見が出るかもしれない。恐らく、そういう人は、真剣勝負の教師に出会つたことのない人である。すばらしい人間に成長してほしいと心から願っている教育者の言葉は、たとえ厳しくても思いやりの心があふれている。だから素直になることはあつても、決して聞き苦しく受け入れ難いものではない。少なくとも、私達同級生は、社会から見た自分達のあり方、大人との位置関係を知ることができたし、何より、私達が親になつたときの大切な教育指針を示していただいたと思つている。これからも思い出すたびに気が引き締まるに違いない。

家庭での教育

私自身核家族育ちで、子供と接する機会がほとんどなかつたせいも、自分の子供を生むまで、子供にあまり関心がなかつた。

しかしながら、親になつたら自分自身の成長過程で得た体験は役に立つかもしれないと思つてはいた。私の母は、出張の多い父の分まで必死に子育てをしていた。たぶん、母は責任感がとても強く、厳格で、完璧に子育てをしたかつたのだろう。だから私を詳細に把握しようとしていた。私の言動から読む本の内容まで全て母の思う通りにしようとしていたし、私の心の動きや心の向きそうな方向にまで先回りして考

えていた気がする。近所の人に対するあいさつの仕方や話題の内容、身ぶり、笑顔の良し悪しまでいちいち文句を言った。習い事については母も一緒に通って、家に帰ると母は先生と同じことを言っておさらいをさせた。もつとも習い事の先生の方が若干厳しかったかもしれないが。

とりあえず、たくさんの習い事に行くことになったが、クラブ活動、受験、就職、結婚、出産といった環境変化をいかくぐって今でも続いているものが一つだけある。それは、小学校入学当時から習い続けている書道である。

十代後半になると、作品展に出品する作品を書くことも多くなるが、学校の宿題が終わってからのので、夜中か、早起きした朝であった。寒い冬は、手がかじかんで思うように書けず、夏は手足に紙が貼りつき、せつかく書いた作品をやぶってしまったこともあった。私の作品は私にしか書けないから、くやし泣きしながら書いたものである。

就職してからも、草木の呼吸が聞こえるような静寂の中で明け方近くまでひたすら書いていたことが何度もある。いわずと知れた成果主義の宿命ともいえる。

よい作品が書けないからといってその言い訳を誰が聞いてくれようか。仕事が忙しいからこの程度で勘弁してほしいと作品の脇に注意書きできるわけではない。いろいろな生活環境の違いがあっても全ては一同に並べられ評価される。何と、社会の縮図であったか。

よく師匠に言われたのは、自分の精一杯の実力のさらに上に目標を置く心掛けである。県内で一番を目指せば、市内でようやく一番になるが、だからといって世界一を目指してもようやく日本一にしかかなれない。

いと思いなさいと。作品展が近づくと、こんなこと寝ないでやっているもの好きな同僚なんていないよ：とつぶやいてみるものの、書き始めたら妥協はできないから体力勝負でもある。

もつとも、本当の競争相手が、自分であると気づいたのは就職してからであった。休みたいのに休まない選択をするのは楽ではない。だから私は案外我慢強くなった。そして他人との比較には、あまり執着しない。自分を制して作品を作りつづける自分の姿が好きである。こんなとき、押し付けられたはずの習い事が、母の企みから独立して一人立ちしたのだなあと実感するのである。

私は多くの習い事を通して、すばらしい恩師に出会う機会も多かった。そして、何かに打ち込んで困難を乗り越えてきた人は、自己評価が高くタフであるし常に前向きであると感じていた。やはり自信は努力の賜物である。

たとえば、習い事は六歳六月六日から稽古を始めるのがよいと言われるが、普通の子供は強制を始動力として、やがて納得と自発がすすくと育っていくものである。何であれ稽古は苦痛であるが、才能がないとわかってあきらめた多くの習い事さえも、決して無駄にはならなかった。なぜならば、才能のある人々への尊敬を真に抱けるようになったし、だめでもともとだから、とりあえずやってみるという積極性も得ることができた。

やはり、子供の一生を支える考え方の柱は家庭の教育方針でいかようにも変わるものである。だからこそ、家庭は厳しい鍛錬の場であるべきである。とにかく理屈でなく、日常生活の中で、繰り返し繰り返し、そういうものだと教え込む。世の中に出ても、人としての形が崩れないように、そして、周囲の人間と調

和が保てるように願いながら、しぐさや言葉にして教えるのがしつけであった。しつけは、納得ずくの動作ではなくて、条件反射のようなものであるから大人になってからは身につかない。こうした社会生活の基礎は学校に頼るものではなく、親の責任で子供に教え込む性質のものである。それが日本の伝統であり、日本人の心の継承となる。

所詮、学校とは、規格的大量生産システムであって、個性の尊重は期待できない。そもそも、小学校は社会環境の一つであって家庭の役割りを担うことは難しいのである。家庭でのしつけは、三つ子の魂、百までもである。

学校教育について

教育は長い年月をかけて一つの流れになるといふ。とって付けたような教育は、すぐ消えるが、流れになったものはなかなか消えない。教育は、多くの人の倦まずたゆまずの労があつて初めて実るもので、国家百年の計と表現されるほどである。

戦後、日本の教育制度は、根本から覆され日本人の底力となつていた「読み、書き、そろばん」である。国語、算数は大きな被害を受けたと言われる。国の教育行政の及ばず影響力の大きさを改めて感じるものである。

最近、こうした教育行政というものに注目している。

これまで、当然のごとく受け入れてきたもの、たとえば、当用漢字、常用漢字という区分けにしてもそ

うなのだが、疑問に思わないことが多すぎた。学習指導要領の基準値のとり方で国の教育水準が、がらりと変化する可能性があり、なんでも鵜呑みにするのは考えものである。少なくとも、基礎学力ぐらいはきちんと付けるように訓練させた後に「ゆとり教育」のことを考えるべきである。そうでなければ、そのありがたみが伝わらない。子供のもつあらゆる可能性を教育の現場で発展させていくべきであって、その契機を限定しては、学校教育が悪になってしまう。

今の日本は、規制緩和を行って各人の努力が評価される社会環境づくりに進んでいる。企業は、能力主義を導入し、従業員には、これまで以上に厳しい競争をさせている。ところが、学校教育の現場は、評価をはっきりつけない変な平等主義がはびこっている。だから、競争社会環境に耐えられない人間が増えフリーターにならざるを得ないのかもしれない。

これから、ますます少子高齢化が進み、国民それぞれが生産性を向上しなければならないというのに、国の負担が増加するような教育構造を選択すべきではない。

そもそも、教育の義務づけは親に課されている。

たとえば伝統芸能や伝統工芸などの技術を後継者に引継ぐときは、決して甘やかしたり妥協したりはしない。全てを引継ぐために、念を入れ、厳しい評価を繰り返し、技術と人間を鍛えるのではないだろうか。また、もし勉強が苦手でも、スポーツなら負けないという子供だっているのだから、手をつないで、みんなが同時にゴールをするような短絡的な発想の平等主義的授業は避けなければならない。子供は正しい評価の下でこそ意欲的に学べるものと信じている。

もつとも、教育行政が悪い、法律が悪いと国や制度の責任を追求するのは、親の責任転嫁のように思われる。そういう、国や制度に放置された部分さえも実は、密かに家庭で補うことはできると思うのだが。

ところで、今回自分の意見をまとめるために、様々な分野の本を読んだり、いろいろな人の意見を聞いてみたが、どうしても噛み合わない部分があつて悩んでしまった。つまり少年事件を扱う専門家と、教育現場の専門家の意見が、対峙しているのである。前者は、過剰な競争意識がもたらすストレスと教育のフォロ―不足による弊害を中心に論じ、後者は、競争と強制の詰め込み教育の重要性を説く。いずれをとつても、全ての子供に対して一律にあてはめられるほどの完璧な理論ではないということであろうか。

では、こうした理論を補い得る存在は、と考えるならば、やはりまた、家庭というものにもどってくる。しかしながら、この共働き時代に、家庭が十分にその役割りを全うし難いと思う人は多いはずである。そして、家庭の重要性を認識するたびに、家と仕事のジレンマに陥るのである。

地域社会の役割り

先日、職場で教養講演があり、「教育」についての講話をいただいた。教育という言葉の捉え方について大変わかり易く表現されていたので紹介したい。

教育というのは、そのやり方によつて、叫育、脅育、恐育、競育、狭育、共育等、表現はいろいろあるが、最も理想と思われるのは協育である。協は、立心偏に力が三つで構成されている。本来、協育と表現するべきを、わざわざ立心偏にしたのは、文字の構成に意味を込めるためである。

つまり、造りの三つの力は、学校、地域、家庭を表し、偏の心は、造りの力を結びつけるものとして存在する。地域、学校、家庭が心の一つにして育てていくことが大切だという意味に理解してほしいのとであった。

なるほど、バランスのとれた文字であると感心したのである。地域の中で生きるといことは、人間関係を思いやり、迷惑をかけない心掛けが重んじられるべきであるのに、今、こうしたことが欠落傾向にあるようである。

たとえば、時間に余裕が必要であると決心し仕事をやめ、子育てに専念することになったとしても、今、児童虐待の相談で実母によるものは六割を超え、この多くは専業主婦家庭などで孤立した子育てが背景にあるといわれる。地域社会が希薄になる中で、核家族に子育ての全てを負わせるのは無理があるということであろうか。

このような状況を踏まえて期待されているのが、保育の社会化による環境整備である。ただし、育児休業の制度は逆の発想であるが。

今後、共働き前提の社会制度の構築が望まれる時代へと移行していくと思われるものの保育に公費の投入が十分でなければ、子育ては市場化していき、経済効率中心の大人社会の原理が持ち込まれ、子供達は単なる商品と化してしまうかもしれない。

さらに、少子高齢化対策として親に対する利便性の配慮は、親の成熟度の度合いによっては、子育て責任の回避に貢献してしまう恐れさえ考えられる。

しかし、育児環境を整えずして、親だけに子を任せんとする児童手当拡充は、あまり子育て支援にならない。それよりも、信頼のおける人が身近にいてくれた方が、何より安心感が得られ、子育てに余裕が生まれる。だから親はもつと積極的に安心を得られるよう人や地域の充実をもつと望むべきである。

したがって、やはり、地域力を借り子育てを全うしたいと決意したならば、自ら積極的に地域に関わり郷土の自治に対する意識を高める取組みが必要であろう。昔のように、近所の人が自分の子を叱ってくれるような関係は、今こそ積極的に求めていくべきである。

心がまえとして、日頃の近所づき合いを大切にするとか、地域行事に子供を参加させることなど、地域の輪を広げる一歩となろう。

また、地域住民同士、意思の疎通のある場所は、犯罪に対する監視の目が効くため、犯罪抑止にも役立つことになる。まさに、社会環境に対する親の意識改革こそが必要とされているのである。

マスメディアに対して

これまで、地域、学校、家庭のあり方について触れてきたが、他にも子供の成長に大きな影響を与えると思われる「社会」というものに関連して、マスメディアを挙げてみたい。まず、不安に思うのはヴァーチャルリアリティというものについてである。

生身の人間関係を阻害する気がしてならないのである。子供のコミュニケーション不足、ぶつかり合いのない環境の中で、人間関係のかわりに、情報機器でニセ物の満足を与えられて、人間としての社会性が

身につくはずがない。何が現実で、何が空想か区別がいまいなまま大人になる。

日本は、これまで新しい文化に適応したり取り入れたりすることに対して寛容であったが、そのものの真価を見極め活用をすることができないのである。

たとえば、小学校でとり入れたパソコンについて、インターネットにアクセスして情報を得るといふことで、立派に勉強したつもりになっている子供達に不安を覚える。勉強の多くは、手間をかけ苦労して獲得することによってはじめて所有できるものである。教育が文化の伝達である限り、効率性とは切り離すべきであるし、そもそも知識という教養分野が廃れてしまう。

このようなコンピュータに対する早期教育を慎重に考えなければならぬと思うのは、子供は情報の良し悪しを判断しかねる場合があるからである。親が、気づかないうちに自殺だの犯罪だのに巻き込まれることがあるかもしれない。もちろん、そういうことを防止するために教育の中に組み入れることは必要なことであるから、きちんと問題意識のある授業をお願いしたい。

社会が風潮的にコンピュータ万能主義の傾向にある中で、私は、以前見たマンガを思い出した。『ドラえもん』である。

算数が苦手なのび太君は、計算は全てコンピュータが解答してくれる未来に憧れる。そして、望み通りのコンピュータ社会に行つてはみたが、そこで乗った宇宙船が故障してしまふのである。故障で停止した宇宙船のコンピュータを再起動させるには、簡単な計算をして答えを入力すればよいのだが、その未来の子供は手計算などやることがない。そこで、小学校で習っていた簡単なかけ算をのび太君は難なく解い

たので、英雄になったというお話であった。

本来、便利な道具として発達してきたコンピュータが、人間が永年育んできた能力を減退させる存在になるだけでなく、人間を無能にしまうという危惧を感じる。

いずれコンピュータは、車がたどった発展と同じく性能が安定し操作系が統一され、私達の住む現実の世界に入り込んでくることになるだろう。その時に備えて、ヴァーチャルリアリティの仮想環境から卒業し、自分が主体的に責任をもって情報を選択できるように教育し、商業主義に支配された強迫観念に惑わされないように強くならなければならない。

結局、社会全体が、子供のしつけや健全育成の方向に向けた意識啓発や条件整備が求められているのであるから短期で移り気なマスコミについても商業倫理を確立し、有害情報を追放するように努力してもらいたい。

まとめ

戦後、日本にもたらされた欧米流の「自由」は、苦しい戦争の記憶から立ち直る原動力になったに違いない。しかし、自由には前提と限界がある。無秩序ではなく、はじめを知る者だけが、その自由を謳歌でき、その幸せを実感することもできる。日本のしきたりやしつけ、慎しみ、思いやりといったきめ細自家製フィルターをつけて、愚かな自由に惑わされないように心がける必要がある。六十年ほど前、世界大戦中にベネディクトが著した『菊と刀』で、「日本人は、恥の心理で理解される民族である」と指摘してい

る。恥というのは言いかえれば、まわりの評価を先取りする気持であり、そこには相手優先の考え方が潜んでいる。今は個人が、もてはやされる時代であり、自分の尺度で判断し行動することが多い。だからこそ、社会の行動を冷静に見ていくフィルターが必要であり、「恥」も、その役割を担っている。

少年補導員の方に、十年前と子供がどのように変化してきたか聞いてみた。ところが、結局変わったのは親の方だとわかった。補導した子の親に警察まで迎えに来るように連絡をとると、仕事があるから行けないとか、子供に対して一様に無関心であったり、子供の非行原因についても学校の教師のせいにする。たとえ、子供の部屋に万引した品物があっても気づかない。子供の部活動も知らない。買物カゴの中の食品を平気で子供に食べさせ、後でお金を払うからよいと子供に教える。そして、教師の批判を子供の前でする親の子は、親を見習って教師を軽んじ、学級崩壊さえも起こす。一方、優等生の教師は、悪い子達の制し方がわからない。

子供が悪いことを身につけるのは早い。最近では、非行歴のない普通の子達にも指導の範囲を拡げていると聞く。

柳田国男全集の第九巻（ちくま文庫）の随筆に『涕泣史談』というのがあるが、その中で、「子供も成人も泣かずにすむようになったのは、泣くよりもっと静かな平和な交通方法が代って発達しつつある兆候と見てよいであろう。今さらもう一度勝手放題に泣かせてみるというような表出の自由は、決して我々の要求するところではない。ただその適当なる転回なり代用なりというものが、果して調子よく行われているかどうかということとは国を愛する人々の忘れてはならぬ監察点であり、ことに若い諸君に無関心でいて

もらつては困ることだと思ふ」と述べている。実は、柳田国男は、言語や文書表現中心の国語の発展を予測したため、言葉面を盲信せず、しぐさも観察して本心を慮りなさいと言つていように感じるのだが、今の社会状況は、逆に言語は衰退しつつありはしないか。ただ、いずれの場合であつても、しぐさの重要性という結論は一致する。子供達の大切な感情表現としてのしぐさを決して見落すまい。しぐさは、心を伝えるたるの最終手段であるから。

子曰、道之以政、齊之以刑、民免而無恥。道之以徳、齊之以禮、有恥且格。

孔子は、『論語』の為政第二の中で、人民を導くのに政治をもつて行い、人民をまとめるのに法律で処せうとするならば、人民は罪を免れることばかりに頭を使い、罪を犯したことに恥を感じない。もし、人民を導くのに道徳を用い、人民をまとめるのに礼儀をもつてするならば、人民は罪を犯すことに恥かしさをおぼえ、礼を深めるほどに人民は善者に生まれ変わるといふ。

大人社会の効率主義や商業主義に邪魔されるかもしれない。しかし、まず、身近な環境にいる子供を守る努力をしていきたい。たとえ、今は、絆は細く、あまりに小さな一歩であろうとも。

ほめて しかって またほめて
—褒めることと叱ることの復権—

専業主婦

入船由紀美 (51)

自然的環境と社会的環境

第二次大戦中、イギリスの首相だったウィンストン・チャーチルは、空襲で破壊された建物を再建するにあたり、「我々が建物をつくり、建物が我々をつくる」と語ったという。

チャーチルのこの言葉を、非言語コミュニケーション (Nonverbal Communication) の研究者なら、「我々

が環境をつくり、環境が我々をつくる」と言いかえるかもしれない。

事実、非言語コミュニケーション研究の進展に伴って、私達一人一人が周囲の環境から感官を通じて感じ取れるもの——物の形状や色彩、音や匂い、手触りや味わい、温度や湿度といったもの、環境要因と総称される——は意識されることなく人間に影響を及ぼし、行動をコントロールしているということがわかってきている。

実のところ、このような知識は、古くから言い伝えやしきたりのかたちで知られていた。

その一例が中国で生まれた「風水」であろう。この「風水」の思想には非言語コミュニケーションの要素はもちろんのこと、エコロジーの要素まであるように思える。

また、八〇年代の後半以降、「人間と環境に優しい」というキーワードや「環境調和」というキーワードあるいは「文化空間」というようなキーワードで表現される理念を取り入れた学校、工場、公共施設、商業ビルが世界各地で作られるようになり、昨今では環境要因に十分配慮した都市設計や住宅設計がむしろ当然視されるようになった。

このように、私達の周囲の環境とは、単に人間の行動の結果というだけではなく、逆に人間の行動に影響を及ぼしているものだということが、多くの人に認識されるようになってきている。

しかしながら、環境の重要性が認識されるようになったといっても、多くの場合は自然的環境の重要性をいうのであって、社会的環境の重要性については、ほとんど認識されないか、全く認識されないままである。

ところが、私達が暮らしている社会的環境——文化人類学者や社会学者がいうところの、文化や社会構造から生成された複雑な混合体——というものは、いわば「教師」のような存在であって、私達が話す言葉を決定するのも社会的環境なら、私達の価値観や行動の是非を評価する機会を与えてくれるのも社会的環境である。

しかも、このような社会的環境の影響力は、一般的に「教育」と呼ばれているものとは比べものにならないほど強く、かつ二四時間ひっきりなしの影響を人間に及ぼし続けている。

とはいうものの、社会的環境の重要性を認識することはできても、社会的環境内の環境問題に対処することは容易なことではないだろう。

なぜなら、社会的環境内の環境問題とは、特定の文化や特定の社会構造から生成された複雑な社会的環境内における、人間の相互作用いわゆる「人と人との関わり合い」に深くかかわる問題にはかならないからである。

常日頃、私達は人間の相互作用において、一人一人が異なった前提と動機に基づいて行動する。が、その場合も通常は、「健全な市民社会」の「良識のある市民」という社会的役割の範囲内で行動することが、暗黙の約束事として期待されている。ところが、今の日本の市民社会では、そのような暗黙の約束事が期待できなくなったばかりか、「良識のある市民」というイメージそのものまで急速に薄れつつあるように思える。

奇妙にも、今の日本の市民社会では、子供のまま情操が未発達の状態で大人になった事例が少なくない。

知的な人間の中にも多数見られるのは、彼等がペーパーテストの勝者であっても、倫理的・情動的な社会学習の機会を持つことなく成長してしまった結果であろう。そういうわけで、彼等自身の倫理観やメンタリティーが問われる状況に陥ったとたんに、幼稚園の園児同然の振舞いをしてしまうのかもしれない。残念なことに、彼等の中には幼稚園的な天国の夢を抱いたまま、思想や宗教の理想に魅せられてしまう人間も少なくはない。それが望みのない幼稚園的な態度か、高邁な誠実さの現れなのか、よくわからないもの、両者が全く異質のものであることだけは確かである。

そればかりではない。今の日本の市民社会には、人間の相互作用いわゆる「人の人との関わり合い」そのものを不得手とする人間もしいに増えてきている。確かに、人間の相互作用においては、接近反応と拒否反応という二重傾向があつて、親しくなろうとする気持ちとかかわりたくない気持ち——逃避的な行動や攻撃的な行動をとつてしまう——が交錯することが普通である。ただ、その一方で「健全な市民社会」に暮らしている場合は、「良識のある市民」という社会的役割にふさわしい言語コミュニケーションあるいは非言語コミュニケーションを通じて、接近反応を増大させ、拒否反応を減少させる調節機能が働くものである。ところが、この調節機能そのものが働かなくなっている状況は、さまざまな社会現象のかたちをとつて、すでに顕在化している。

もともと、人間の相互作用には一定の構造があるという。さらに、それは普通、文化によつて規定されているともいう。¹

が、ひとくちに文化といつても、その実相は多種多様な文化の集合体でしかない。また、私達は誰もが

文化に属しているが、各文化のコンテキストは異なる。

このようにいえば、ボーダーレス化の進展とともに、国際結婚や帰国子女が増加したり、日本国籍取得者や外国人労働者が増加する社会現象について目が行きがちである。

ところが、均質的な社会的環境といわれる日本の市民社会と一緒に暮らしていても、大人の文化と子供の文化、男性の文化と女性の文化、金持ちの文化と貧乏人の文化では、それぞれの文化のコンテキストが異なる。

しかも、私達は一人一人が自分の属する文化を通して、外界とのコンタクトを取らざるをえないのだが、ある文化が是とするものを、他の文化が非とすることなどは日常茶飯事のことである。さらには、同じものが全く違って見えたり、時には見えないことすらある。

つまり、文化は他の文化との摩擦傾向を内在的に有しているといわなければならない。

当然のことながら、「健全な市民社会」の「良識のある市民」というイメージそのものについても、個々の文化に属する個々の人間の間には大きなイメージの相違があると考えなければならないだろう。

そういうわけで、私達一人一人が、「健全な市民社会」の「良識のある市民」——相対的なものではあっても、より良い親や子、より良い政治家や官僚、より良い企業家や労働者、より良い教師や医者、より良いジャーナリストや警察官——という社会的役割を演じようとするなら、市民社会の多数派——文化の多数派といってもよいだろう——から正当なものと承認されている「良識のある市民」とはどのような存在であるかを認識するための、ある種の社会化の過程が求められることとなる。

ところで、ここでいう社会化の過程とは、「良識のある市民」としての正常かつ典型的な社会的役割を学び、それに従うことにほかならない。が、「良識のある市民」というイメージそのもの、あるいはその正常かつ典型的な社会的役割といても、私達一人一人が生得的に身につけたものではなくて、その市民社会の中で習得され、その市民社会の中に配分された特定の世界観・人間観に基づいた約束事ではない。

したがって、「良識のある市民」というイメージそのもの、あるいはその正常かつ典型的な社会的役割というものが、市民社会の多数派から正当なものだとされるためには、常日頃から繰り返し再確認されることに耐えるものでなければならない。

それには、「良識のない市民」を叱ること——規範の強制と罰則の適用——だけでは不十分であって、「良識のある市民」を褒めること——良識の確認と行動の評価——が、当然のように必要となってくる。

叱る機能と褒める機能

「是々非々」ということわざがある。『荀子』修身篇に見える「是を是とし、非を非とする。これを知という」に由来する言葉²で、本来なら「良いことは良い、悪いことは悪い、と事に応じて判断する」という意味合いで用いられる。しかしながら、昨今では「良いことは良い、悪いことは悪い」の部分に割愛してしまつて、「事に応じて判断する」という意味合いで用いられることも決して少なくはない。

それでも、故事に由来することわざぐらいなら、物事の是非を問おうが問うまいが、さほど困ることはない。

しかし、私達が暮らす現実の日本の市民社会において、物事の是非が問われなくなってしまおうというのは、ちょっと困りものである。

というのは、「良識のない市民」を叱ることや、「良識のある市民」を褒めることを、困難だとあきらめてしまえば、「健全な市民社会」の「良識のある市民」というイメージそのものが急速に色褪せてしまい、やがては消失してしまうことにもなりかねないからである。

前にも述べたように、「健全な市民社会」の「良識のある市民」といつても、私達一人一人が生得的に身につけたものではなくて、その市民社会の中で習得され、その市民社会の中に配分された特定の世界観・人間観に基づいた約束事ではない。

したがって、これが市民社会の多数派——文化の多数派といってもよいだろう——から正当なものと承認されるためには、常日頃から繰り返し再確認されることに耐えるものでなければならない。と同時に、いったん正当なものと承認されたあかつきには、市民社会の間みんなが「良識のある市民」というイメージそのもの、あるいはその正常かつ典型的な社会的役割に適合するものはこれを是として褒め、適合しないものはそれを非として叱るといふ確認作業を根気よく続ける必要性が出てくる。

ところが、今の日本の市民社会においては、叱る機能といい、褒める機能といい、極端なまでに劣化してしまっている。

いつからこうなってしまったのか、どうしてこうなってしまったのかはわからない。

ただ、褒めることも、叱ることもしなくなってしまった人達の気持ちは、わかるような気がする。

今の日本の市民社会では、多種多様な文化——思想や宗教、モラルやイデオロギー、ライフスタイルやファッションといったもの——が私達を手招きしてくれる。正直なところ、その中から、何を是とし、何を非とするか、自ら選び取っていくというのは、それほどたやすいことではない。

事実、自ら選び取らなければならない立場に追い込まれたり、それを実践しなければならなくなると、多くの人がとまどってしまいうだろうし、もしも自ら選び取れることを成し遂げた場合も、誰一人自分の選択が絶対的なものだったなどと、言い張ることはできない。

このように、自分自身が選び取ったものにも自信を持ってないというのに、どうやったら他人の選び取ったものを褒めたり、叱ったりすることができるといえるのだろうか。

かといって、何か事故や事件が起こってから、責任者や加害者を責めたり、政府を責めるといえるのも簡単だがむなし。

やはり、私達一人一人が手招きしているもの一つ一つの中から、何を是とし、何を非とするか、自ら選び取っていくしかないだろう。

ただ、ここで忘れてならないのは、私達が自ら選び取ったといっても、相対的信頼に値するというだけで、絶対的信頼に値するという証明はなんらされていないという事実である。

つまり、何を是とし、何を非とするか、苦勞して自ら選び取った後も、その是非の正当性を繰り返し問いつける根拠強さが必要となってくる。さらに、もしもそれが誤りだった場合は、再度自ら選び取っていく粘り強さも必要になってくる。

もちろん、このようなトライアル・アンド・エラーにはとほうもないエネルギーを要するだろう。

そうはいっても、「健全な市民社会」の「良識のある市民」というイメージそのもの、あるいはその正常かつ典型的な社会的役割に適合するものを是として褒め、適合しないものを非として叱るといふ確認作業を本気で続けようとするなら、迂遠ではあっても、私達一人一人が「良いことは良い、悪いことは悪い」と事に応じて判断」し続けるトライアル・アンド・エラーを辛抱強く続けていくことがどうしても、必要不可欠となってくるのではないだろうか。

その一方で、私達のような市民一人一人の能力には限界があるという事実も、残念ながら否定できない。もしも本当に、このような確認作業を続けていこうとするなら、市民一人一人の意識改革はもちろんのこと、政府の役割あるいはマス・メディアの役割にも、大きく期待せざるをえない。というのは、「健全な市民社会」に暮らす「良識のある市民」とはどのような存在であるか認識するための社会化の過程において、政府の役割やマス・メディアの役割を抜きにしてはなしえないことも、少なくないからである。

例えば、叱る機能——規範の強制と罰則の適用——の中には、社会規範の一種である法を制定し、遵守させることのように、政府だけがなしえ、個人にはなしえないものがある。

いうまでもないことだが、今の日本の市民社会は、戦時中のように特定の共通願望を目的とする社会ではなく、法によってのみ支配されている社会である。そして、ここでいう法とは、「正しい行為に関する一般的な規則」にほかならない。

このような一般的規則は通常、私達一人一人が人間の相互作用において、異なった前提と動機に基づい

て行動することに必要不可欠な自由の領域を規定している。

ところが、一般的規則によって自由の領域が規定されているにもかかわらず、今の日本の市民社会においては、「誰もがしていることだから」あるいは「いつもしていることだから」といって、小さなルール違反の形態で現出する規則違反が事実上放任されているに等しい事例も少なくない。

しかし、一般的規則で自由の領域を規定しながら、誠実に運用されていなければ、自己規制している人間は自己規制していない人間の行動によって、不利な立場に追い込まれてしまう。しかも、それはしだいに、「誰もがしていることだから」あるいは「いつもしていることだから」というように、一人一人の罪の意識を希薄化させてしまうばかりか、自己規制しない傾向をも助長してしまって、ついには規則そのものの存在意義を消失させてしまいかねない。

いずれにしても、小さなルール違反——自動車や自転車の違法な駐車駐輪、子供の万引きの類から、若者の度を越した悪戯（本人達から聞かされ、耳を疑う行為も少なくない。それでも処罰は免れている）というように多岐にわたったもの——の形態で現出する規則違反を野放しにした状態がそのまま続けば、本来に法制度そのものの信頼性まで揺らいでしまうのではないだろうか。

このような時思い出すのは、米国のニューヨーク市でその実効性がすでに証明され、日本でも札幌市のように導入する市町村が出てくるようになった「ブロークン・ウインドー」と呼ばれる理論である。この理論の基層をなす理念とは、小さなルール違反を見逃さずに抑止していく行為が、大きな犯罪行為を抑止する行為にほかならないというものである。

むしろ、「ブロークン・ウィンドー」の実効性がすでに証明されているといっても、市町村レベルでその実効性が証明されたというだけで、国家レベルあるいは一つの市民社会全体において、その実効性が証明されたというわけではない。また、新たな政策や法律というものは、往々にして、メリットとともにデメリットも伴うことが少なくない。かりに、大きなデメリットが存在していた場合には市民社会そのものが長年月にわたって、多大な影響を受けることにもなる。

しかしながら、一つの市民社会全体にとって、「ブロークン・ウィンドー」の理論あるいはそれに類するものは、小さなルール違反を見逃さないう意味においても、大きな犯罪行為を未然に防ぐという意味においても、その実効性が期待できるとわかった場合は、今の日本の市民社会のために勇気を持って選び取ってみてもよいのではないだろうか。

また、今の日本の市民社会は、そのようなトライアル・アンド・エラーを今すぐにでもしなければならぬところまで、追い込まれているのではないだろうか。

ただし、前にも述べたように、叱る機能には限界がある。

実際、叱ること——規範の強制と罰則の適用——だけで市民社会が安定するならば、市民社会そのものを巨大な強制収容所と化せば良いことになろう。が、厳しく叱ることで獲得されるのは服従的な行動だけで、それでは市民社会が安定するどころか、崩壊しかねない。

当然のように、叱ることだけでは不十分であって、褒めることが必要となってくる。ところが、物事の是非を問う場合も、非を非として責めることはたやすいが、非を非として叱ることはむずかしく、是を是

として褒めることはもつとむずかしい。

なぜなら、叱ること——規範の強制と罰則の適用——の場合は、私達一人一人が異なった前提と動機に基づいて行動することに必要不可欠な自由の領域を規定している一般的規則の存在が前提条件となっているのに対し、褒めること——良識の確認と行動の評価——の場合は、そのような一般的規則の存在を前提条件にするわけにはいかないからである。

というよりも、褒める行為自体に定量化しにくい因子が多数含まれていて、普遍化された定量的評価そのものがむずかしいといえる。

その場合、マス・メディアのように公共的批判に開かれているマスコミュニケーションの存在に期待するところは、当然のように大きくならざるをえない。

というのは、定量的評価をすることが困難なものの場合は、反証に耐えるものでなければ、自らの正当性を主張することもできないからである。

したがって、褒めること——良識の確認と行動の評価——が、市民社会の多数派から正当なものと承認されるためには、叱ること——規範の強制と罰則の適用——が正当なものと承認される再確認の過程とは比べものにならないような厳格な再確認の過程に耐える必要性が出てくる。そして、このような厳格な再確認の過程で当然のように必要となってくるものが、公共的批判に開かれているということにはかならない。

その公共的批判に開かれている場を提供できるという意味において、マス・メディアを媒体とするマス

コミュニケーションの形態は、人間同士の対面相互作用を媒体とするパーソナルコミュニケーションの形態、あるいはパソコンや携帯電話を媒体とするパーソナルコミュニケーションの形態と比べるなら、明らかに優位な地位を占めるものといえることができる。

以上のことから、「健全な市民社会」に暮らす「良識のある市民」とはどのような存在であるか認識するための社会化の過程において、マス・メディアを媒体とするマスコミュニケーションの存在は、社会化を促進する作用を果たす大きな可能性を秘めているものといわなければならない。

が、その一方でこのような社会化の過程において、マス・メディアを媒体とするマスコミュニケーションの存在が、社会化を抑制する作用を果たしてしまう可能性を秘めていることも否定できない。

なぜなら、情報の媒体としてのマス・メディアは、洪水のように流れ込んでくる膨大な量の入手情報を、そのまま送出情報として発信しているわけではないからである。

事実、マス・メディアは好むと好まざるとにかかわらず、その内在的な制約——限られた紙面や限られた時間枠あるいは視聴者のニーズといったもの——から、取捨選択したかたちで送信せざるをえない。

しかしながら、ここで一つの疑問が生まれてくる。その疑問とはマス・メディアが取捨選択する過程で、今まで切り捨ててきたものは、私達一人一人にとって、本当に役に立たない無意味なものだったのだろうか、というものである。

いずれにせよ、マス・メディアというものが、「健全な市民社会」に暮らす「良識のある市民」とはどのような存在であるか認識するための社会化の過程において、社会化を促進するものとして作用するか、社

会化を抑制するものとして作用するか、今のところはわからない。

ただ、近年は褒めること——良識の確認と行動の評価——を企図して作られたTV番組その他を見かける機会が増えてきていることだけは確かである。

健全な市民社会と良識のある市民

「健全な市民社会」の「良識のある一市民」として、心安らかに暮らしたいと願っているのは私一人ではないだろう。しかしながら、「健全な市民社会」とは誰かがくれるものではなく、「良識のある市民」とは何もせずになれるものではない。

実のところ、「健全な市民社会」の「良識のある市民」といつってみても、その市民社会の中で習得され、その市民社会の中に配分された一つのパターンにすぎない。

したがって、「健全な市民社会」の「良識のある市民」という社会的役割を演じようとするなら、それがどのような存在であるかを認識するための、ある種の社会化の過程が求められることになる。さもなくば「健全な市民社会」のイメージにせよ、「良識のある市民」のイメージにせよ、個々の文化に属する個々の人間のいわば心象風景のものにいつまでもとどまってしまうことになろう。

かといって、私達のような市民一人一人の能力には限界があるという事実も、残念ながら否定できない。そういうわけで、今の日本の市民社会において、一つの「健全な市民社会」の「良識のある市民」というイメージに正当性を与えるとともに、それを守ろうとするなら、市民一人一人の意識改革が求められる

のはもちろんのこと、政府の役割あるいはマス・メディアの役割にも、大きく期待せざるをえない。というのは、「健全な市民社会」に暮らす「良識のある市民」とはどのような存在であるか認識するための社会の過程において、政府の役割やマス・メディアの役割を抜きにしてはなしえないことも、少なくともいからである。

ところで、ここでいう政府の役割とは、小さなルール違反の形態をとった規則違反を見逃さずに叱ること——規範の強制と罰則の適用——を続けるということにほかならない。

また、ここでいうマス・メディアの役割とは、褒めること——良識の確認と行動の評価——のために、公共的批判に開かれている場を提供するということにほかならない。

というよりも、市民一人一人、政府、マス・メディアの三者が、三者三様の褒めることと、叱ることを企図する諸行為をなした結果、初めて「良識のある市民」のイメージの具現化が可能になるとともに、「健全な市民社会」そのものの構築も可能になるといわなければならない。

もちろん、このようなことが、たやすいとはいわない。しかしながら、今の日本の市民社会はバランスを失い、その代償を迫られているのも確かである。

そろそろ、私達一人一人が良いことは良い、悪いことは悪いと、事に応じて褒めたり、叱ったりする習慣を復活させても良い頃ではないだろうか。

註

- 1 イレネウス・アイブル―アイベスフェルト「社会的相互作用の方法」(W・フォン・ラフラー||エンゲル編著『フンバル・コムユニケーション』本名信行その他編訳、大修館書店、一九八一年)
- 2 荀況『荀子』(『中国古典文学大系③』日原利国その他訳、平凡社、昭和四五年)

日本の子供のために

—日本を取りまく国際環境の向上—

広島県警察学校 管理官

小川 英夫 (50)

はじめに

広島県江田島市にある海上自衛隊第一術科学校「教育参考館」には、太平洋戦争末期に旧海軍の特攻隊員が出発前に残していた遺書が展示されている。

「大君の御為悠久三千年の歴史を更に光輝あらしむべく特攻隊の一員として敵艦隊殲滅に出撃します。

昭和の聖代に生を享け海軍航空に身を殉ずる私儀にとり無上の光栄です。

二十有三年の萬恩を謝し遙かに御両親様の御健勝を御祈りします」¹

「お母さんいよいよ最後の花を咲かす日が来ました。私も笑っていきます。

すべて御国の為ですから何も言わないで下さい。今度会う日、靖国神社で立派に咲いた花の下です。

良くやった、と泣かずに、にっこり笑って下さい。・・・」²

死など望むべくもない二〇歳前後の少年の言葉は痛ましい。

子供は時代の環境の忠実な反映であることを特攻隊員の言葉は示している。人間にとって生まれた時代の環境、すなわちその時代の政治・経済や文化などのマクロな環境は時代の「背景」として強力に子供の人生を決定していく。子供は自分を取りまく環境に適合する可塑性が非常に高いが、その高さが子供に成長の環境を提供する大人に逃れようもない重い責任を課している。

現在、人間は基本的にはどこかの国に生まれる。そのため人生を決定する環境を提供するのは第一義的には生まれた国である。

「nation」(以下ネイションと仮名書きする)が国家・国民又は民族を意味するとして、ネイションに対する人々の意識をナシヨナリズムと広く解釈すると、現在日本と近隣諸国との間にナシヨナリズムに大きな落差があることは日本に生まれた子供にとって成長のためのマクロな環境の問題である。

日本にとって戦後六〇年の今年は人生の還暦に喩えられ、年初は新たな国の出発といった言葉も聞かれたが、そのような晴れ晴れとした気分は早春から始まった韓国・中国の激しい反日運動によって瞬時に一

掃された。

このころ朝日新聞の投書欄に載った留学希望の一九歳の大学生は、「七月から韓国で学ぶ。二度と日本の戦争責任について問われるのは嫌だ。しかし、『私は日本人です』と堂々と云える国になるためには、まだまだ時間がかかりそうだ。国際化の時代、国籍に関係なく人と付き合いたい。だから、日本の外交を担う方には、よろしくお願いしたい。結局のところ、国というのは政府のやることで判断されがちですから」と訴えている。戦後六〇年間引きずってきたナシヨナリズムの抱える問題を解決する責任が大人にはある。

一 国民国家

一九世紀初めに『戦争論』を書いたクラウゼビッツはナポレオン軍の出現について次のように述べている。

「ナポレオンこのかた、戦争はまずフランスの側において、ついでフランスに対抗する同盟軍の側で、再び国民の本分となり、これまでとは全く異なる性質を帯びるにいたった、——というよりは、むしろ戦争の本性、即ち戦争の絶対的形態に著しく近づいた、と言うほうがいっそう適切である。戦争のために講じられる諸般の手段はもはや明確な限界を持たない。そのような限界は、政府および国民のすさまじい遂行力と烈しい狂熱とのうちに消滅したのである。戦争の遂行力は膨大な手段、およそ可能な限りの成果を与え得る広大な戦場、人心の激しい興奮等によって異常に高められ、軍事的行動の目標は敵の完全な打倒で

あった。また交戦両国は、いずれも相手を打倒して再び立つ能わざるにいたらしめたうえで、初めて戦争行為を中止し、講話によって双方の目的の折り合いをつけることを考えるようになったのである。⁴

フランス革命によって現れた国民国家フランスは、それまでの戦争の概念を塗り替え、国民全員が自らの国を守るために国民軍を形成するという戦争観を生みだした。総力戦の概念である。フランス国民軍は職業軍人によって作られたそれまでの各国軍を撃破し、次々にヨーロッパ諸国を支配下におさめて圧倒的な強さを見せた。フランス国民軍の強大を見た各国はフランスに対抗すべく一斉に国民軍の創設に走ったのである。こうして自らの国を守るために国民自身が武器を取る近代の国民国家の原型ができあがった。

国のために戦うということは命を落とすことを意味する。そのため近代国家は「『祖国のために死ぬ』を信仰簡条とするナシヨナリズムという世俗的『信仰』の『教会＝信仰共同体』⁵と見なすことができる。国民国家では「祖国のために死ぬ」という信仰簡条を徹底する公教育制度が不可欠となる。

一九四五年八月一五日を国民学校三年生で迎えた作家・作詞家の阿久悠は、当時の子供の気持ちをも、「ぼくは国というものは、ずっと戦争をしつづけているものだと思っていた。つまり、戦争をしていることが平時であるという感覚である。」「中略」戦争はあたりまえと思っていたから、日の丸を振って出征兵士を送り、『おめでとう』を言葉通りに解釈し、戦死者の遺骨を迎える時には、それはそれ『名誉』と信じて、葬列の尻尾にくっついていった。死ぬことすらも普通だったのである⁶』と書いている。国民国家の姿は戦争の時代に原型のままに現れるのである。

二 日本のナショナリズム

「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書の検定合格や首相を始めとする国会議員による靖国神社参拝が繰り返されたり、サッカーやオリンピックなどの国際競技会において「君が代」が歌われ、「日の丸」を顔にペインティングしたりすることがごく普通に見られるようになったが、基本的には戦後の日本人にとってナショナリズムはタブーであった。ジャーナリストの田原総一郎は二〇〇三年の段階でも新しく出版する本の表題を『愛国心』とすることには「いささかならずリスクの多い、ということとは批判、非難の集中砲火を浴びることを覚悟しなければならなかった」と書いている⁷。

在日朝鮮人で作家の徐京植も日本の大学で日本の侵略戦争を取り上げる際には日本人の学生が、「『自分は日本人なんかじゃない』とか『おれを「日本人」にくくらないでくれ』とか、要するに暖簾に腕押し、そういうことを若いころから経験して」きた⁸といい、このようなナショナルな「日本」から逃げた日本人の姿を「空虚な主体」と呼んで非難している。戦後のほとんどの時期を通してナショナリズム嫌いであった日本人が、なぜ一九九〇年代からはナショナリズムに対する抵抗感をなくしていったのであろうか。

冷戦が終了した一九九〇年代に入つてこの日本のナショナリズムの状況を象徴する新しい言論が加藤典洋の『敗戦後論』と小林よしのりの『戦争論』シリーズの流行である。二人の議論は多くの批判も受けるが『敗戦後論』は版を重ね、『戦争論』シリーズは一〇〇万部を越える発行部数を誇り若者を中心に多くの熱心な読者を持っている。

本の中で加藤や小林は自分自身について次のように記述している。加藤は「この社会がもう少し風通しのよい社会になればいい、また、他国の住民との関係でもう少しまっとうな責任を果たす社会が実現されればいい、と思わない人は、そういないだろう。わたしもそう思っている」¹⁰といい、小林も「わしはもちろん／わし自身も含めてしよせんは／戦後民主主義で育った人間だと思っている」¹¹、「わし自身もろ／カタカナのサヨクだった」¹²と書いている。ここに見られる彼らの自己認識は戦後の民主主義教育の中で育った一般的な日本人の姿であろう。

一般的な日本人の出発点から、小林は「新しい歴史教科書をつくる会」に理事待遇で参加し、戦後の教育が利己的な子供、豊かさの中で生きる目的も定まらずに浮遊する子供を育てたとする。それを克服するためには左翼的影響を受けた自虐的な自国認識から脱出して、戦争を含むナショナルな自国史への連続を確保することが必要だと主張する。一方、加藤は先に引用した新聞投書の大学生と同様に近隣諸国との友好を願う「ナイーブな善意」¹³を持つ人間として戦争責任を負うことのできるナショナルな「主体論」を展開する。平均的な日本人の心象を代表するという意味で二人の考え方をなぞることは現在の日本のナショナルリズムの状況を考えるのに適しているが、日本の歴史認識が問われている現在、小林よりも戦争責任論を中心にする加藤の議論を追う方がより時宜にかなっているように。

加藤は「他国の住民との関係でもう少しまっとうな責任（＝戦争責任…引用者）」を果たすためには国内の右派左派による主張の対立によって人格分裂を起こしている状態を克服して、ナショナルな日本という責任を負える「主体」を作らなければならないという。

この加藤の論に対し、徐京植は「あの戦争の『意味』をめぐって続いてきた対立や葛藤を棚あげしたらいいじゃないかという『現実主義』の提案として、加藤氏のレトリックは重宝されているのです。『中略』右派勢力の強固な巻き返しと左派リベラリズムとの間の中間的な落としどころを示すという役割を彼が果たした」と批判し、哲学者の高橋哲哉も「私がそれ（＝加藤の提案：引用者）に賛成できないのは、一言でいってしまえばそれが、自国の死者への閉じられた哀悼共同体、自国の兵士の死者への閉じられた感謝の共同体として日本の『国民主体』を作り出し、結局は日本の戦争責任をあいまいにすることにつながると思うからです」と全面否定する。¹⁵

これによって加藤の持つ「ナイーブな善意」は行き場を失い、加藤は戦争責任を逃れようとする極右の人々と同列にされるのであるが、徐や高橋は戦争責任を負う日本人であることの根柢を日本国籍を持つことに置く。

徐はこの日本国籍者に対して、「侵略戦争や植民地支配が正当化されるわけではありません。そういうもつとも原則的な、道徳的な立脚点をはっきりもたなければいけない。（傍点筆者）」¹⁶とし、日本国籍を持つ日本人がアジアの人々に対し戦争責任を逃れることができるのは日本国籍を捨てた時だと譴責する。

高橋もいつの時代に生まれようと日本人である以上アジアの人々の問いかけに応える責任＝レスポンスビリティ（応答可能性）があるという。「このような呼びかけに応答すること、レスポンスビリティとしての責任を果たすことは、自分の属する国家がかつて破壊したアジアの諸国民、民衆との信頼関係を回復し、新たに作り出す行為だろうと私は思います」と述べ、日本人は戦前の歴史を「無限に恥じ入り続け」¹⁸なけ

ればならないという。

しかし、日本人の若者の中に、誕生する前に選択肢が示されて日本国籍を選んだわけではない、あるいは自分が植民地での非人間的行為に直接手を下したわけではないと主張する者が少なからず存在するとき、国籍を戦争責任を引き受けさせるためのインセンティブとすることはやはり難しいのではないだろうか。

侵略された側の徐から見れば、責任を追及する対象の空虚化は許し難いことであるが、徐らの主張に従えば日本人は生まれた国の故に「道徳的」に非難され続けなければならず、一方では日本を批判する者は「心ある人」になってしまう。これは「ナイーブな善意」の日本人にとっては不本意であろう。

繰り返しの引用になるが新聞投書の大学生の言葉のように、日本の子供は今後も「私は日本人です」と堂々と言えない、近隣諸国の子供たちよりも永遠に「道徳的」マイナス地点からスタートラインに立たなければならなくなる。

結局、日本に生まれた子供が普遍的なパトリオティズム（愛郷心）から日本の立場で発想することが既に反道徳的な行為であると規定されるのであれば、議論は方向の定まったものにしかならず、形骸化は免れない。

加藤は戦後世代が戦争責任を引き受けるに当たって、「ノン・モラル」¹⁹の権利を指摘する。「ほんらい引き受けなくともいいものを引き受ける、そのことがわたし達にとっては責任の主體的な行為であること、基底である」²⁰と。ここには引き受けざるを得ないのならば、自ら責任を負おうと主体的に選択をしたのだ

という自律性を持ちたい、あるいは誇りを持って謝罪をしたいという自然な感情が表明されているのではないか。

今回、近隣諸国は日本の「歴史認識」を問いただし、「日本」というネイションに呼びかけている。徐も日本人に対して空虚でない主体を求める。その呼びかけに応じられるナショナルな日本という主体を形成したいという加藤の意志を、戦争責任追及派が簡単に退けるのは矛盾ではないか。この点に日本国内の戦争責任追及派の困難があると思う。日本が戦争責任を果たすためにはどうしてもナショナルな日本を認めざるを得ないが、そうすれば閉ざされたナショナルリズムに走る可能性を全く排除することはできない。

また、戦争責任を追及する議論には心理面での問題が考えられる。高橋のように責任を引き受けようとする主体の形成まで押しつづすイデオロギイッシュな非難は、論理的に正しいとしても、非難される側の「引き受けようとする」自然な感情を軽視しがちである。結果的に非難される側は、非難する側の人々を反日的日本人ではないかと考えたり、非難する側の人々も日本が提供する高いレベルの「日本の豊かさの恩恵」²¹を享受しているにも拘わらず日本を非難するのかという反発の感情が起こってきたのではないか。

高橋もその点はよく理解しているので、「私自身も主観的には、自分のアイデンティティの中心が『日本人』にある」²²とは思わないが、「もちろんぼくは、自分は日本人だと思っている。日本国籍をもっているだけじゃない。日本で生まれ、日本で育ち、日本語を『母語』とし、アジア太平洋戦争に従軍したかつての皇軍兵士の息子でさえある。「中略」自分はいやおうなく日本人であるだけでなく、無意識に日本を『愛して』いないとも限らない」²³と自身を説明する。

高橋が「意識的」には日本を愛せない理由は日本の戦争責任の無視にあるのだろうが、その思いは海外で特に感じるのではないか。外国語を駆使して海外の学界でも活躍する有能な学者である高橋は、「道徳的」に誤った日本のあり方に屈辱を感じるであろう。彼が海外で接する人々は自国のナショナリズムに距離を置くことのできる理性的な人々であり、そのような人々に接すれば、日本の政治家や学者の軽率な発言に嫌悪感を持つであろう。

しかし、ここにもう一つの心理面の問題点があるように思う。社会的にも優位で優秀な彼らと違って、ナショナリズムに親近感を持つ一般的な能力を持つ普通人の人々は彼らの非難する不道徳な「日本」に頼って生きるしかないものであり、そのようなほとんどの普通人にとって、徐や高橋らの批判は自己の生活基盤であるナショナルな「日本」を解体するかのような不安を掻き立ててしまうのである。詰まるところ「新しい歴史教科書をつくる会」の「自虐史観」という反撃もこうした日本非難への反発感情の表れではなかったのか。

在日韓国人の辛淑玉は、著書『怒りの方法』の中で石原東京都知事を問題発言を繰り返す強権的人物と非難するが、彼女がいくら批判をしても都知事の支持を止めようとしないう高校生を見て、辛は日本人を批判する方法について考え直すようになる。辛は「石原氏の差別発言を支持する人を批判するだけでは、共生社会は築けないと思った」²⁴という。辛は、数々の非難を浴びても自分の考えを対外的にも押し通す石原氏のような強い人物像を求める高校生の感情を認識しなければ、日本のファシズム的傾向をくい止めることはできないことに気づいたのである。

現在、産業構造の転換によって多くの若者の就労機会が減少し今後も若年層に社会への不満が高まる可能性が強い。不満を持つ若年層はファシズムを招きやすいのであり、その点からは左派による日本人の戦争責任追及は、日本人の少なくない人々が「自虐史観」の言葉に共鳴するような感情をうまくすくい上げなければ彼らの意図とは逆に、さらに事態を悪化させる可能性がある。

高橋は戦争責任を果たしていく政府を持ち、国内外の人間が自由に政府を批判できる「開かれた『別の日本』」²⁵を理想と考えている。しかし、その理想の日本政府が戦争責任を果たせば、現状の何が解決されどのような日本社会がもたらされるのだろうか。不満を持つ層やこれから生まれる子供たちにとっては何がプラスなのか。開かれた日本とはナショナルな「日本」が成就する豊かさを周辺諸国の人々と享受することを意味するのか、高橋は語らない。

外国との信頼関係を築くために日本は「開かれた『別の日本』」となるべきであるが、その『別の日本』は海外から多くの人材を惹きつけ、それらの人材は日本社会の構造変化に伴う問題を乗り越える力となり、国際的威信を高める上での協力者にもなる。歴史問題を解決したことは日本の誇りとなるといった程度のナショナルな意義を語ることは許されるのではないだろうか。

近年、日本国籍を取得する外国人は毎年二万人近くになっている。全人口からみれば僅かの人数とはいえ日本国籍の内容の多様化は進んでいるといえる。こうした事態を踏まえて戦争責任を果たす開かれた政府が実現できるのであれば、将来にわたって全ての日本国籍者が無条件に「無限に恥じ入る」ことが理想ではなく、たとえ「道徳的」には許されない日本寄りのナショナルリスティックな意見を持つ者であっても、

その主張の故にテロ行為に遭遇するようなことはないという自由な社会の維持こそ望ましいのではないか。

三 東アジアの今

ナショナリズムや愛国心といった言葉を封印してきた戦後の日本人にとって、中国人が見せた「愛国無罪」の言葉は、日本人がそれまで漠然と感じていたナショナリズムに対する疑問を呼び覚ましてしまった。そもそも現在の世界は愛国心に溢れている。日本のように「プチナショナリズム」²⁶であつても否定され続ける国とはかなりの落差がある。東アジアの周辺諸国に限らず、九・一一以降のアメリカ・ブッシュ政権も国民に強く愛国心を求めている。

現在中国・韓国はナショナリズムに日本の歴史認識は誤っていると事ごとに非難するが、互いの歴史認識の食い違いはどこに由来するのであろうか。

今年七月一二日の読売新聞にニューヨークのジャパン・ソサエティで開催された美術家村上隆企画の日本のオタク文化をテーマにした美術展「リトルボーイ」の報告が載った。「リトルボーイ」は広島に投下された原爆の名前であるが、レポーターの美術評論家榎木野衣は展覧会の視点を次のように要約する。

「日本は、二発の原爆投下によって無条件降伏を余儀なくされ、アメリカによる占領政策を受け入れた。軍備を永久に放棄することを謳った日本国憲法もこのときに生まれた。その後、日本はアメリカの軍事的傘のもと、もっぱら経済活動に邁進し、奇跡的な復興と高度成長を成し遂げた。オタク文化は、この人工

的な安寧と平和の中に花開いた核戦争以後の文化である。それがどこまでも幼稚で無垢なのは、主要な国家機能をアメリカに依存する戦後日本という一種の不能状態を土壤としているからであり、だからこそ欧米の美術に比べてユニークなのだ」²⁷村上は戦後の日本のあり方を実に的確に捉えているが、第二次世界大戦後にアメリカの対冷戦戦略によって成立した東アジアの国は日本だけではなく、韓国、台湾の独立も台湾の成立もいずれもアメリカの軍事力を背景にしている。そのため、韓国・台湾との日本の外交政策もアメリカの掌上のものであった。

例えば日本の戦争責任の問題として常に問われる日韓間の請求権問題もアメリカの影響下に始まったという。日韓交渉史の研究者太田修は、韓国側の対日賠償要求政策は米軍政での作業を踏まえて決定されたが、一九四七年にアメリカが、「冷戦の本格化に伴い対日請求を事実上放棄し、やがて『対日無賠償』政策を公言し始めた。この政策の逆転に伴い、韓国政府の対日賠償請求権も認められなくなった」²⁸と述べ、さらに「近代国際社会を主導した多くの欧米諸国は、一九四五年以前に植民地を所有していたがために、植民地支配を謝罪し被支配国との合意に基づきその被害を清算するという観点を持ち得なかった。対日講和条約においても、その作成に深く関与した国家がかつて植民地を所有していた強大国であったがために、植民地支配の清算と補償問題に正面から向き合ったことはなかったのである」²⁹と説明する。

台湾も大陸の共産党政権誕生によってアメリカの軍事力を背景に成立したのであり、緊密な日台関係もアメリカの軍事力の上にあるといえる。

アメリカの対外政策の範囲内でのみ行い得る日本の戦後の対外関係は、冷戦構造が前提であるから冷戦

構造が終了すれば抜本的な変化を強いられることは必然であった。冷戦構造が崩壊した九〇年代、日本の長期不況とは対照的に中国は二桁に及ぶ経済成長を続け二一世紀に入ると中国の経済規模は世界の動向を左右するまでに拡大した。さらに中国は経済成長を背景に経済成長率を上回るペースで軍事費を増大させており、今や中国は二〇〇年来の屈辱を晴らすための国是「中華帝国として世界に覇権を唱える」という目標に向けて着実に前進している状況である。この東アジアの大変動が二一世紀の日本の対外的枠組み及び東アジアの政治構造を根底から変化させているのであり、現在の日本の窮地の根本的な原因はここにある。中国の発展を前提に韓国、中国国内のナシヨナリズムの様子を見てみる。

朝鮮半島の国々は近代化の時機に日本に先を越されて植民地化された歴史の失敗に対する痛恨の念は中国以上に強い。韓国は一九九七年の経済危機を経済構造の大改革で乗り切り、IT分野や自動車産業では世界的な実力をつけ始めた。韓国の人々は経済力を背景に日本に抜かれる失敗を二度と許さず、一〇〇年にわたる北東アジア秩序の逆転を正常に戻すべきだと考えている。

朝鮮半島の正常化はまず、植民地化以前の統一された状態に戻ることであるから二〇〇〇年の南北首脳会談以来、韓国と北朝鮮は心情的に急接近している。今夏の韓国光復節六〇周年での統一行事等で世界に両国の一体をアピールしたが、アンケート調査によると米朝間の戦争勃発の場合、二八・一%の韓国人の若者が米国を支援するのに対して六五・九%の若者は北朝鮮を支援すると答えていることから、そうした心情は伺える。³¹

そのような雰囲気の中盧武鉉大統領の政治的背景と連動しながら、韓国は徐々に米国離れを始めてい

るように見える。駐韓米国軍が一挙に撤退することは現在の韓国には受け入れ難いことだが、今年二月の大統領の「北東アジアの均衡者」³²となるという発言や東アジア連邦構想は、従来の米韓関係の矩を超えた発想であろう。また、今年の反ファシズム六〇周年に当たり、大統領は韓国も反ファシズム陣営にあつて日本帝国主義と戦つたと発言している。この発言も単に反日意識から出たものではなく、戦後米英諸国が韓国に与えた従来の枠組みを否定しようとする意図からのものである。

日本人とは比較にならないほど歴史的・政治的な正当性を重視する韓国人は、昨年三月に「日帝強制占領下反民族行為の真相糾明に関する特別法」を成立させ戦前・戦後に日本に協力した親日派の追及を始めたが、こうした動きは今回の反日運動の前提としてにわかに始まったものではないことを日本人は知る必要がある。濟州島事件や光州事件などの弾圧事件もすべて軍事独裁政権による人民抑圧であり、アメリカと日本はそれらの政権を支えてきた勢力と見ている。これらの事件の真相究明と被害者の名誉回復及び補償を求める運動が続けられており、親日派の追求はその流れの中心的な部分となっている。一連の動きは民族の統一という究極の民族的・政治的正当性の確立を目指した行動であるという。

次に中国を見てみよう。今回の反日デモはアナン国連事務総長による日本の国連常任理事国入りの容認発言を契機にしている。この理由は明らかであろう。日本が常任理事国入りを果たし世界の政治に独自の影響力を持つとすれば、最も懸念されるのは台湾の独立問題である。日本とアメリカが共に台湾の独立を支えたとすれば、世界の中で中国による台湾吸収の正当性は毀損される。これが反日デモの当初、政府もデモ隊の暴挙を制止しなかつた理由と考えられ、官製デモと疑われた理由である。ここからは中国のいう

日本の歴史認識の誤りは、尖閣諸島及び台湾が韓国の独島のように中国に帰っていないことを指すようになることも考えられる。ともかくも中国は毎月のように抗日記念日を決め反日意識の高揚に努めている。政府関係者から日本の侵略戦争による死者はナチス・ドイツによるホロコーストの死者数六〇〇万人の数倍に当たる三〇〇〇万人以上といったことが語られ、インターネットによる調査では中国人の六割が日本との戦争を予想しているという事態も深刻である。³³

現時点では中国のGDPは日本の三分の一程度であるが、十数年後には日本を抜き去ることは確実である。既に日本を含む東アジア周辺の国々にとって中国は最大の貿易相手国になっている。人口・政治力・軍事力・経済規模の影響力を考えれば、中国自身が望まなくとも間もなく地域のスーパーパワーになることは確実である。二一世紀の新しい中華秩序が現れる可能性がある。その予想を見越して陸続きの朝鮮半島の国々は民族統一を前提にしながら中国シフトを取り始めていると考えるとよい。

古来、中国・朝鮮・日本の間にあった秩序は中華思想に基づく上下関係であって、独仏のようにかつて一つの国であったような関係ではない。宗教的な共通基盤も薄い。各国内の政治的状況は大いに異なる。その中で中国・韓国・北朝鮮三か国が一致できるのが共に被害者であったことからくる「反日」である。三か国の間には「脱亜入欧」による日本の台頭を繰り返させないという点で暗黙の了解があるように見える。彼らの統一スローガンは「歴史認識」であろう。

このような近隣諸国の動向を踏まえたとき、日本国内の「道徳的」戦争責任論はどのように位置付けられるだろうか。二一世紀になって一部には旧帝国主義国が侵略戦争や植民地支配への評価を変え始めたこ

とも考慮し、戦争責任は何よりも対外関係に関わる「政治」の問題として捉え、日本も個人補償等に対する扱いを日本の福利を損なわない長期的視野で解決していくべきであろう。その際「歴史認識」は領土問題と直結しており、むき出しの「国益」の衝突する場にあることは忘れてはならない。

四 日本「社会の安全と環境」を高めるために

日本が近隣諸国との歴史的な問題を解決することは日本社会の安全と環境の改善に向けた緊急の大きな課題である。また、それは日本が国際社会の中で承認を得ることもである。日本国憲法前文にもあるように人間であれ国であれ、社会的承認を求める衝動は生存の欲求と同様に強いものである。筆者は現在、警察学校に勤務しているが、現代の若い学生たちが入校後内面外面とも見違えるように変化していくのを目の当たりにすると、若者にとって帰属意識・社会的承認・使命感がいかに重要であるかを痛感している。

小林よしのりが『戦争論』の中で特攻隊員の生き様を戦争美化につながる口調で賞賛するのは、豊かさの中に生きる目標を失って孤立し、金儲けや殺人にしか自己を表現できない日本の子供を含む若者のためには、「私」ではなく帰属する「公」に命を捧げる人間の使命感に溢れる生き方を示すためであった。

日本を取りまく困難な国際環境の中で、現在の国際的承認を得るための知力の総力戦に日本の若者を駆り立てることができればこの問題はかなりの部分解消できるのではなからうか。必死の特攻隊ではなく、若者が活躍できる能力を育成し、力を発揮できる場を提供するのが大人のなすべきことである。

引用文献

- 1 海上自衛隊第一術科学校 教育参考館の資料より引用。文中「私儀」の部分の「私」には実際は隊員の名前が入っていたが、個人名なので変更した。従って隊員等は伏せた。
昭和一九年一〇月二九日於菲島基地 中尉土屋和夫(二三) 海兵七一(静岡県出身)
昭和一九年一月 タクロンバン付近で戦死。
- 2 上記と同じ引用。
一 飛曹石野節男(一八)(岡山県出身)
昭和二〇年四月二日 鬼界ヶ島南方七〇厘で戦死。
- 3 二〇〇五年六月五日付朝日新聞 「読者のページ」の「若い世代」欄から引用。
- 4 クラウゼヴィッツ「戦争論」(下) 岩波文庫 一九九一年 p291
- 5 西谷修「グローバル世界の『パパ』帝国における神の代理人」岩波書店「世界」二〇〇五年六月号 p204
- 6 阿久悠「私の履歴書」日本経済新聞 二〇〇三年五月二日
- 7 西部邁、田原総一郎、姜尚中「愛国心」講談社+α文庫 二〇〇五年七月二〇日 p382
- 8 「徐京植さんへのインタビュー」『今、国家とどう向きあうか』聞き手鈴木聡 国土社「教育」一九九一年一月号「特集 足もとから国家を問う」 p20
- 9 同上 p25
- 10 加藤典洋「敗戦後論」講談社 一九九七年 p315
- 11 小林よしのり「新『マニマニ』宣言 SPECIAL 戦争論」『冬舎』二〇〇一年一月一日 p525
- 12 同上 p525
- 13 加藤典洋「敗戦後論」講談社 一九九七年 p315
- 14 「徐京植さんへのインタビュー」『今、国家とどう向きあうか』聞き手鈴木聡

- 15 国土社「教育」一九九一年二月号「特集 足もとから国家を問う」 p22
 高橋哲哉「戦後責任論」講談社 二〇〇三年八月二日 p151
 16 「徐京植さんへのインタビュー」『今、国家とどう向きあうか』聞き手鈴木聡 国土社「教育」一九九一年二月号「特集 足もとから国家を問う」 p31
 17 高橋哲哉「戦後責任論」講談社 二〇〇三年八月二日 p54
 加藤典洋「敗戦後論」講談社 一九九七年 p108
 19 同上 p107
 20 同上 p108
 21 小林よしのり「『ローマニズム宣言』SPECIAL よしのり戦記」小学館
 平成一五年二月一〇日 p105
 22 高橋哲哉「戦後責任論」講談社 二〇〇三年八月二日 p44
 23 同上 p208
 24 辛淑玉「怒りの方法」岩波新書 二〇〇四年二月五日 p207
 25 高橋哲哉「戦後責任論」講談社 二〇〇三年八月二日 p51
 26 香山リカ「ブチナシヨナリズム症候群」中公新書ラクレ 二〇〇四年一月一日
 27 榎木野衣「核の傘が生み出したオタク文化」二〇〇五年七月二日付読売新聞
 28 太田修「日韓交渉 請求権問題の研究」クレイン 二〇〇三年三月五日 p321
 29 同上 p332
 30 中西輝政「日本企業と『黄河の呪い』から冷めよ」文芸春秋 二〇〇五年六月号 p123
 31 日本経済新聞 二〇〇五年八月二六日「朝鮮日報による一五〜二五歳の若者層への世論調査結果」
 日本経済新聞 二〇〇五年四月二八日

33 日本経済新聞 二〇〇五年八月二六日「中国の週刊誌『中国新聞周刊』によるインターネットによる世論調査」

精華大学教授劉江永氏の論文「中国人にとって日本は『とても危険な国』にも同様な指摘がある。」「ほとんどの中国人は、もし現在どこかの国が中国を攻めてくる事態が起るとしたら、それは日本しかない」と信じている。」(文芸春秋 二〇〇五年六月号)

『社会の安全と環境』をいかに考えるか —犯罪不安と犯罪リスク認知の視点から—

日本学術振興会

名古屋大学大学院環境学研究所

社会環境学専攻、心理学講座

博士後期課程三年

小野寺理江 (27)

一 はじめに

昭和五〇年代から刑法犯の認知件数が増加し、ここ一〇年間に至っては軽犯罪から重大な犯罪も含め、その件数は急速に伸び続けている。加えて、地下鉄サリン事件、和歌山毒カレー殺人事件、池田小学校児
童殺傷事件、佐世保小六女児同級生殺害事件、奈良女子誘拐殺人事件など、鬼気迫る日々の犯罪報道には

枚挙のいとまもない。これら凶悪犯罪や無差別犯罪、不可解な動機に基づく重大犯罪の報道は、現代社会に強いインパクトを与えており、かつてないほど日本社会は犯罪に敏感になっていると言えよう。『社会の安全と環境』をいかに考えるか』を論ぜよ、という募集要項を目にしたとき、私の頭に「犯罪不安」という言葉が強く浮かび上がった。そしてこれまで約六年にわたり、私が研究している「犯罪不安」の研究知見が、役に立つときが来たと確信した。

「犯罪不安」。Fear of Crimeを原語とするこの言葉は、一九六〇年代、犯罪大国であるアメリカの刑事政策から生まれた、時代を見据える重要な言葉なのである。『社会の安全と環境』に関する諸問題は、このキーワードにより面白いように解きほぐされるであろう。本論文は、この『社会の安全と環境』が持つ諸問題を、「犯罪不安」を用いて浮き彫りし、そして具体的に解決の指針を提示することを目的とするものである。

二 犯罪不安とは

さて、犯罪不安とは、自分も犯罪被害に遭うかもしれない、犯罪に巻き込まれるかもしれない不安感を指す。犯罪不安は、過剰であればストレスとなる。帰宅を早めたり、通学路を変えたり、行く場所を制限されたり等、行動の制約が生じる場合があるからである。逆に、少な過ぎる不安は、犯罪に対して無防備となり、犯罪被害者になる可能性が高まることが懸念される。それに対し、過剰でも過少でもない適度な不安は、犯罪遭遇を予防する用心深さにつながる。したがって適度な犯罪不安の喚起は、防犯的観点にお

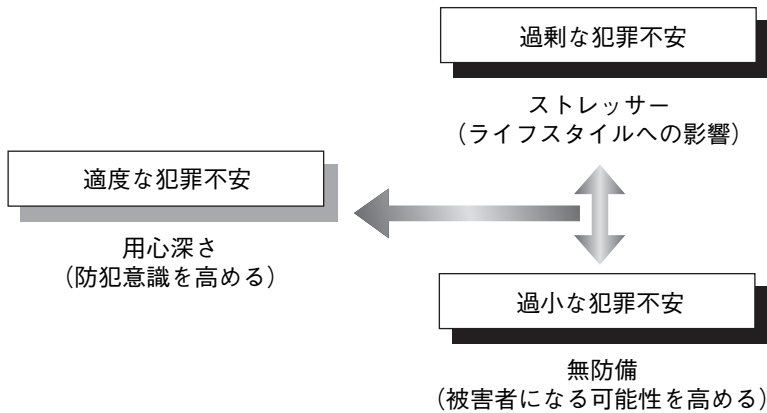


Figure 1 犯罪不安の喚起に関わる図

いて、犯罪被害の回避に関わる重要な心理的要因になると考えられることができる (Figure 1)。

これまでの犯罪不安研究の主流は巨視的研究である。たとえば、都市化、人口密度、母子家庭の比率等の社会・経済的変数と犯罪不安との関係、性別や年齢等の人口統計的変数と犯罪不安との関係を分析するといった研究である。このような研究によって、不安度が単に犯罪発生状況や犯罪発生場所のみから喚起されるわけではないことが報告されている。また性別、年齢、社会的階層も要因として指摘されているが、社会的階層に関しては日本では顕著ではない。性別では、女性のほうが不安は大きく、特に若い女性の暴力犯罪・性的犯罪に対する不安は大きくとされている。

このような調査研究は、社会現象を捉えるに止まることが指摘できよう。もちろん、社会現象を把握することは、全体を見るには欠かせないことである。しかしながら、大きく現象を捉えるだけでは抜け落ちてしまう重要なデータがあるはずである。これこそが、統計の穴と言える。

一方の微視的研究は、近年注目されているが、まだ研究例は多くない。たとえば、場の雰囲気が悪くなるような特性や要素である無秩序 (disorder) や無作性 (incivility)、地域・近隣における活動性や結束力といった凝集性 (cohesion)、被害見聞、安全性評価等、さまざまな要因が検討されている。無秩序や無作性には、落書きや破損、ごみの散乱等の「物理的無作性」と、ホームレスや売春婦、公的場所での飲酒等の「社会的無作性」があり、必ずしも地域の無作性が高いことが犯罪発生と関係があるとは限らないが、無作性は不安と正の相関関係にあることが示されている (Perkins et al. 1992、小俣 1999、2000)。また、犯罪に対する不安を感じる空間と安心できる空間に関してのヒアリングを行なった遅野井 (1999) や樋村 (2000、2001) は、団地内の公園、道路等での自然監視性や見通し性、空間の熟知度や身近さが、不安感・安心感の判断要素に関与していることを報告している。

このような微視的研究により、犯罪不安がどのような要因によって喚起されるのかということも明らかにされつつある。得られた知見は、都市工学や都市計画学等に貢献し、多くの研究の目的は、①犯罪不安に影響する諸要因を明らかにし、過剰な不安の原因を追究すること、②地域における犯罪発生の高低、犯罪不安の高低のマトリックスから、犯罪発生が高いにもかかわらず犯罪不安が低い場所等の不一致を低減させることである。ここで、自分の身を守るという防犯に対し、犯罪不安を有効利用することを考えてはどうかと思うわけである。それは、俗に言う「認識」であると考える。

三 犯罪におけるリスク認知という発想

犯罪不安を考えると、犯罪に対するリスク認知と対処行動の概念を同時に捉える必要がある。「他人事」のように思う人々の存在を考える上で、キーワードになるといえるからである。犯罪が最近増えている危険だというリスクの認知があっても、自分とは関係がないと考える場合、行動にでるとは考えにくい。一方、自分と関連付け、自分の身にも降りかかるかもしれないと考える場合、何らかの行動を行うことが予測される。鍵となるのは、自分への関連付けと不安という感情である。

① **犯罪リスク認知** || 自分が巻き込まれるかどうかは別として、犯罪が起きるかもしれないという危険性を予測・判断すること。

② **自己関連付け** || 犯罪発生に伴い危険性を自分に関連付ける。

③ **犯罪不安** || 自分も被害に遭うかもしれないという心配や不安といった感情が生起する。

という一連の流れを考える。すなわち、犯罪が起るかもしれないという認知的判断により、犯罪発生の確率と被害の重大性などを評価し、そこで自分または非常に自分に近い人の存在が附加した場合に、自分に降りかかるかもしれない被害の予測とそれに伴う感情的反応が起ると考えている (Figure 2)。私は、この一連の認知—感情のシステマティックな過程を犯罪不安と定義し、防犯に対する対処的行動を喚起する一つの要因として重要視している。

他人事のように思う人々は、自己関連付けがない状態であることが理解できよう。ある地域で実施した

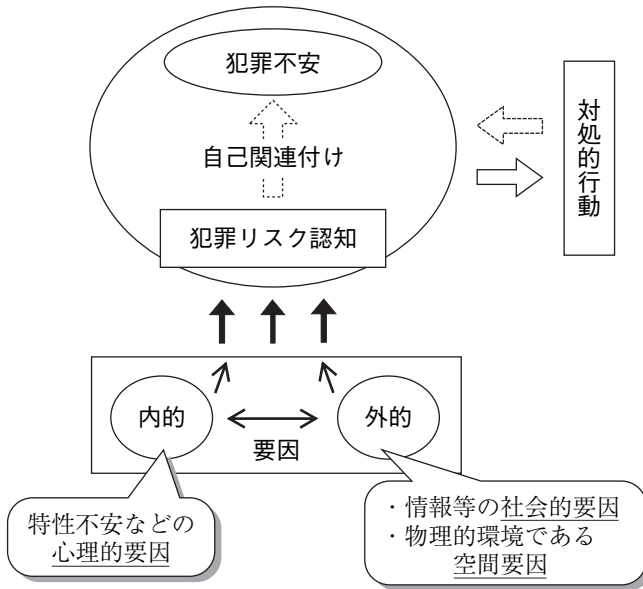


Figure 2 犯罪不安に関わる概念図（小野寺、2004）

調査により、リスク認知から犯罪不安を介して行動（防犯行動、対処行動）が喚起されることを実証した（Figure 3）。この研究では、ひたたくり、痴漢、不審者からの付きまといの三つの罪種の場合であったが、注目されるのは、犯罪情勢の評価や物理的環境評価、自分の被害経験は、直接不安に影響するのではなく、犯罪リスク認知に影響し、そこから犯罪不安を経由して対処行動に影響するという流れである。Figure 2 に示したように、リスク認知と不安の間にある自己関連付けの重要性を示唆している。そして、ここが他人事・無関心である人とそうでない人、被害に遭っても対処をせず繰り返し被害に遭ってしまう人のターニングポイントとなるのではないかと考えられるのである。

女性にとって犯罪被害は切実であることを考え、犯罪不安を体験した際の状況について記述し

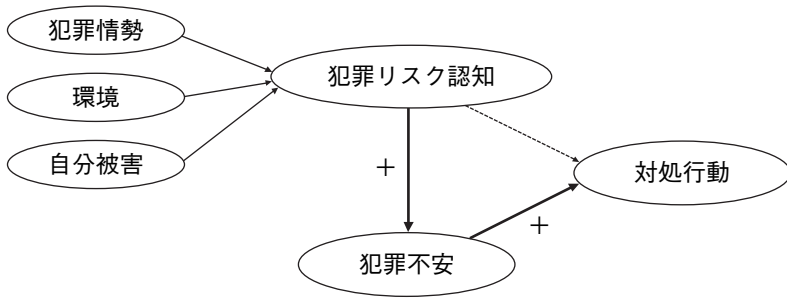


Figure 3 犯罪リスクの認知と不安および行動の関係 (小野寺、2005)

てもらおうという調査を行ったことがある。その結果、不安が喚起される状況が一概に一括りではないことが示唆され、①環境の手がかりから喚起される不安、②安心なはずの場所で安全性が脅かされた場合の不安、③電車内での痴漢に対する不安に分類され、犯罪不安の質的違いが明確になった (Onodera & Ohira, 2003)。①は、一般に犯罪不安とされるものであり、夜道の中を歩いたり、近隣の公園に出かけたり等の際に、周辺の環境要因によって犯罪に結びついた不安を感じる場合である。②は、帰宅時に部屋の鍵を開ける瞬間、部屋にいる時に呼び鈴が鳴ったりドアがノックされた瞬間等、自分が安全だと認識している場所で、ふと犯罪に巻き込まれるかもしれないと不安になる場合である。③は、駅構内、ホーム、電車内での痴漢行為に対する不安であり、不快な気持ちを伴い、痴漢行為者がいるのではないかと等といった不安を感じる場合である。大きく三つに分類された犯罪不安であるが、非常に多様な不安経験があることに驚かされる。女性の不安経験は、なかなか男性には理解されない場合が多い。どの場合をとっても、男性にとっては自意識過剰なんじゃないかといった反論も聞けそうである。しかし、男性より力が劣る女性にとって、その状況が非常に不安だと感じる場合があるのだ。

上記で例を挙げた調査結果は、単純に犯罪不安のみに焦点をあて、その質について言及したものである。様々な不安を体験している女性がいる一方で、これまでに触れてきたように、リスク認知と不安とのズレが、うまく得られた調査結果がある。

一般に大学キャンパスという及安全な空間が想像されてきた。しかし、調査を実施した大学キャンパスでは、数年前から恐喝、暴行、盗難、痴漢行為等が発生し、犯罪に対する情報は学生にとって比較的身近なものとなっている。調査内容は、キャンパスの白地図六枚にそれぞれ、①行動範囲、②漠然と不安を感じる場所、③安心な場所、④何らかの犯罪が起こりそうな場所、⑤自身の犯罪被害、⑥犯罪被害の見聞について自由に描くというものであった（小野寺、2004／小野寺・渡邊、2004）。この調査の結果で、興味深い一つの問題が抽出された。それは、不安ではないが犯罪が起こりそうだと感じている場所があるということであった。一つの例は図書館である。図書館では犯罪が起きそうだと認知し、被害見聞も持っているが、不安な場所としては捉えていない。実際、図書館において、盗難、痴漢、のぞき等の犯罪被害事例が複数件あり、現在も抑止されていない状態である。つまり、図書館が安全な場所であるという先行イメージと被害見聞との二律背反であり、リスク認知が高いだけでは、防犯に関する注意喚起は不十分であることが考えられる。

以上、幾つか研究例を挙げたわけだが、これだけでも人間側の心理に興味注がれるに違いない。

四 防犯に必要な条件

これまで注目され続けてきたのは、防犯環境設計（CPTED=Crime Prevention Through Environmental Design）である。これは、「つくられた環境の適切な設計と効果的な利用は、犯罪に対する不安感と犯罪の発生の減少につながり、生活の質の改善につながり得るものである」と定義される（Crowe、1994）。つまり、物理的環境を操作することにより、人間の行動に影響を及ぼす行動的效果を作り出そうとするものである。

一九七九年に「都市における防犯基準策定のための調査」が警察庁で実施され、日本における環境設計による防犯の研究が始まることとなる。これを機に、環境設計を考慮した地域づくり、例えば、防犯モデル道路、防犯モデル団地、防犯モデル地区などの施策が行われるようになったのである。

過剰な不安箇所は、物理的環境による改善を試みるのが可能である。特に、犯罪発生が非常に低い場所での過剰な不安は取り除くべきと考えるわけである。そして、犯罪者が犯罪を行おうとしても、実行できないような効果的な環境を整備することを最終目的としている。したがって、犯罪不安の微視的研究例に挙げたように、環境に焦点をあてた研究は、非常に効率が良く、有効性が高いといえる。

ここで、私が指摘したいことは、物理的な環境の整備だけでは不十分であるということである。たとえば、極端ではあるが、自宅に防犯設備を整えたからと安心しきってしまい、ふと鍵をかけ忘れてしまう等というミスが生まれてしまうわけである。つまり、安全な環境を整えたとしても、ユーザー側の人間の意

識が必要不可欠なのである。防犯を考慮した環境を整えることは、いわば対処方略である。同時に人間側の「意識」を高める、「人的なもの」で犯罪を回避するといった考え方が必要となると考えている。

そして、大学キャンパスを用いた調査で得られた図書館の例に通ずる。リスク認知を強化することはもとより、適度な犯罪不安を喚起することの重要性が含まれていると言えよう。したがって、具体的な解決の指針として、①女性の警戒心、男性の警戒心が適度に喚起する方法、②犯罪に対する興味本位ではない情報提供の方法、③リスク認知の強化、および適度な犯罪不安の必要性を説く方法、を今後心理学的研究により明確にしたいと考える。

五 防犯心理学の始動、そして結び

環境と心理は表裏一体であり、双方なくして防犯はありえない。

環境を整えれば十分、環境を整えてあるから大丈夫等と安心してしまうのはまだ早いであろう。なぜなら、犯罪者は、対処的に環境を整えていく社会に対し、次から次へと犯罪の手口を変化させて犯罪を遂行していくものである。つまり、物理的環境を防犯に対応するように整備しただけでは、変化する犯罪に対処しきれなくなることは明らかなのである。では、何が必要なのか。そこで、犯罪不安をキーワードに防犯を考えることを新たな視点として、ここに主張したいと思う。

近年の防犯活動ブームは勢いがある。まさに防犯意識が高まった状態であると言えよう。最近では、防犯環境設計に加えて、住民による活発な防犯活動が注目を集め、新聞やテレビ等のメディアで頻繁に取り

上げられている。これこそ、認識の高さが明確にされている場面であると思われる。今まさに、人間諸個人が安全・安心に生活できるシステムを人間的に設計するというヒューマン・セキュリティの構築が必須である。

個人の認識がいかに必要か、本稿で伝わることを祈りつつ・・・

引用文献

- 樋村恭一 2000 犯罪に対する不安感及び安心感に寄与する空間要素の分析 日本犯罪心理学会第三八回大会発表論文集、54—55。
- 樋村恭一 2001 犯罪不安感と都市空間、犯罪心理学研究、三九（特別号）、112—113。
- 小俣謙二 1999 近隣地域における犯罪被害及び犯罪不安に関する要因の環境・心理学的研究、犯罪心理学研究、三七（一）、1—13。
- 小俣謙二 2000 犯罪発生に関与する地域・環境要因の検討、MERA 第一号 May
- 小野寺理江 2004 犯罪不安喚起に関わる諸要因の検討と応用可能性についての研究、社会安全研究財団平成一五年度研究報告書
- 小野寺理江・渡邊和美 2004 犯罪不安と犯罪被害見聞が行動パターンに及ぼす影響（一）—Gのを用いた探索的分析—、犯罪心理学研究、四二（特別号）、104—105。
- 小野寺理江 2005 地域の防犯活動による犯罪抑止効果の検証—防犯に対する意識及び行動と犯罪発生との関係から—、財団法人名古屋都市センター平成一六年度特別研究報告書
- 遅野井貴子・樋村恭一・小出治 1999 住宅団地における犯罪発生場所と犯罪不安感に関するアンケートの分析、地域安全学

各種概念' 九' 162—165'

- Perkins, D. D., Meeks, J. W. & Taylor, R. B. 1992 The Physical Environment of Street Blocks and Resident Perceptions of Crime and Disorder : Implications for Theory and Measurement, *Journal of Environmental Psychology* 12' 21—34'

犯罪の国際化に対応するために警察制度の 抜本的改革を

国家公務員
東北管区警察局長 監察課長
工藤 治 (55)

はじめに

我が国の治安水準が年々低下し、国民の体感治安も次第に悪化していることは、統計や世論調査からはっきりしている。警察に身を置く者は、みなこれを何とかしなければならぬと思っている。

我が国の治安が悪化した要因、背景については、一般的にいろいろ言われているが、まず第一に、犯罪

が増加し、悪質化した要因、背景は何かという観点から考えなければならぬと思う。

これについては、国民の規範意識や道徳心の低下と価値観の変化、長引く経済不況、ストレス社会等が背景にあるほか、国際化が直接の原因になっていると思われる。できれば、特定の犯罪がそれぞれ増加した理由、特定の犯罪が悪質化した理由、新たな犯罪が出現多発した理由等について、関係する部署、機関が専門的な調査、分析を行ってほしいものである。そして、それぞれの要因に応じた長期的な対策を講じていただきたいと思う。

第二に、警察側において事件の検挙解決が思うようにならなくなった要因は何かという観点から考えなければならぬと思う。

これについては、高速交通網の進展、情報通信社会の到来、地方の都市化と夜型社会の進展等の国内事情の変化のほか、情報、人、物の国際化という対外的要因が考えられる。

そして、次に考えられるのが、我が警察組織自体の問題である。その一つは、現行の警察制度、機構が時代の変化にそぐわなくなったのではないかとということであり、もう一つは、警察の捜査力、抑止力が低下したのではないかとということである。

これは、警察庁や都道府県警察のことのみならず、我が国において広く治安維持や捜査に携わる治安行政全般の問題としてとらえる必要があると思う。

我が国の治安水準を向上させるために、この二つの観点からスタートして、思い切った改革を進めなければならぬと思うが、私は、特に、治安に重大な脅威となっている国際化の問題と警察自体が抱える問

題について述べたい。

国際化こそ治安に重大な影響

警察白書等の統計資料から、我が国の過去一〇年間の犯罪の発生推移を見ると、次のような特徴が見られる。

一つは、殺人、強盗等の重要犯罪が一〇年前の約二倍に増加し、中でも強盗（特に深夜におけるコンビニ強盗）が約三倍に増加したこと。

二つは、街頭犯罪が増加し、中でも路上強盗やひったくりが一〇年前の三〜四倍に増加し、これは少年によるものが約七割を占めていること。また、自動車盗が約二倍に増加し、これには暴力団等の組織窃盗集団が関与していること。

三つは、侵入強盗が一〇年前の約三倍に増加し、侵入犯罪の大多数を占める侵入窃盗が一〇年前に比べ二五パーセント増加したこと。

これらの増加した犯罪に深く関与していて、見逃せないのが来日外国人によるものである。来日外国人による窃盗犯検挙件数は年々増加しており、中でも重要窃盗（侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり）は一〇年前の約四倍に増加し、地方での発生検挙が著しく増加している。また、悪質な侵入強盗や侵入窃盗で検挙される者のほとんどは不法滞在者であり、犯罪組織集団によるものが目立っている。

とりわけ、資産家を狙い、集団で平和な家庭に押し込み、何のためらいもなく家族を殺害して現金や貴金属を強奪するという冷酷、残忍な犯行は、都市部から地方に及び、国民を震撼させた。

更に、彼ら窃盗集団は、全国をまたに手当たり次第に金庫破りや自販機荒らしを行い、警察官には所持する武器で反撃している。

我が国にはこれまで見られなかった凶暴で手荒な犯罪であり、これからも多発するものと思う。

彼らは、日本では多額な現金を手元に置いておけるのに有効な防犯対策がとられていないことや、不法入国・滞在だから足がつかないことを知っているほかに、県警察が四七にも分かれてそれぞれ捜査に当たっていることで、捜査に間隙があることをよく知っているものと思う。

依然として蔓延する薬物事犯にも彼らが色濃く関与しているし、その他不法入国、不法滞在も深刻な事態になっている。

重大犯罪の捜査は国の責任で

これらの凶悪犯罪のほかに、今後最も警戒しなければならないものが外国勢力によるテロ攻撃である。世界中でテロが吹き荒れ、東南アジアでも発生し、最近はいギリスでも発生したが、日本だけは発生を見ていない。しかし、これからはいつ起きても不思議ではない。

治安が悪化した理由は、前に述べたようにいろいろ挙げられるが、国際化以外の要素は国内事情であるから、この分については今後の国の政策や改善努力によって治安の回復は期待できると思う。しかし、如何ともし難いのが、国内事情に関係なく海外の都合だけで一方的に敢行されるテロ攻撃等の国際的犯罪である。

我が国の治安機関は、果たして外国勢力による本格的なテロ攻撃を未然に防ぐことができるのだろうか、

また、警察は発生したその時に迅速に対処して犯人を検挙できるのだろうかと考えたとき、現状は心許なく大変心配である。

なぜなら、そういうものを取り締まる法制が不備と言われている中で、日本警察は四七の都道府県に分かれ、それぞれが独自に活動していて、情報や認識の常時共有が難しく、それぞれの持つ実力に大きな差があるからである。

オウム真理教教団による一連のテロ事件もそうだったが、国際的なテロ攻撃は、国家を対象に敢行されるものである。それなのに、発生場所によっては、捜査主体が一県警察などということがあっていいものだろうかという疑問が生じる。

私は、これまでの拙い経験を踏まえて、都道府県警察（以下「県警察」という）の組織と捜査の現状と問題点を述べ、地域社会の日常の安全を確保しつつ、テロ等の国際犯罪からも国民を守る真に強靱な日本警察を構築する方策について述べたいと思う。

第一 県警察の現状と問題

一 県警察の業務の現状

ア 増加するばかりの警察業務

警察改革が始まってから、署の業務量が飛躍的に増えたものの一つに警察安全相談業務がある。

これは、古くから地域住民の困りごと相談として対応してきたものであるが、相談体制を充実してから

は、従前にも増して幅広い相談が持ち込まれている。それも、簡単に解決できない長期間の対応が必要となるものが多い。

保健所や病院、自治体、町内で解決しなければならぬものがすべて警察に持ち込まれている。休日夜間に保健所に連絡しても不在である。当直制度がない上、責任ある職員のほとんどは遠隔の自宅から通勤しているのだ。

夜型社会が地方都市でも出現し、四六時中事件事故やトラブルが起きているのに、休日夜間の態勢があるのは、警察、消防、救急病院ぐらだから、困った住民はまず警察に駆け込むのである。

また、これら相談業務の中で、警察への要望等も多くなっている。

そのほか、ストーカー、DV、児童虐待、高齢者の犯罪被害等への対応のほか、最近では子供対象の暴力的犯罪者の出所時対応までと、新しい業務は増える一方である。

イ 重要事件捜査で置き去りにされる日常の発生事件

県警察は、重要事件の発生した時に大量の捜査員を投入する。捜査本部設置となれば、各署から捜査員を長期間応援派遣させることとなるが、それも有能な捜査員を豊富に集めることになる。少数精鋭ではなく大規模な態勢をとるのである。刑事生活安全課が課長以下数人という弱小体制であっても、貴重な捜査員一名を長期間差し出すことがある。準捜査本部事件であっても同様である。

この捜査員が日常担当する業務は、窃盗や強行犯事件、知能犯事件であるが、そのほかに告訴、告発事件やそれに至る前の住民の相談や困りごとなどにも対応している。このため、その間、署の日常業務が停

滞することは避けられない。他の捜査員にカバーさせたとしても長期間は続かないので、未検挙事件が増加し、余罪も掘り起こせないのである。

まして自署管内に重要事件が発生した場合は、全員がその捜査に投入されることになり、通常業務の遂行はほぼ不可能となる。

だから、捜査本部に応援を出したり、管内で重要事件が発生して長期間の捜査を余儀なくされた場合、署の刑法犯の検挙実績は低迷し、住民の身近な事件も解決されないので、地域住民の体感治安は悪化することになる。

そもそも、重要事件の発生がない場合であっても、署の日常の事件処理はいつも多忙を極めていて、発生事件のすべてに十分な対応ができないという現状にある。署には事件発生件数に見合った最小限の人員しか配置していないのに、事件や取扱い事案が年々増加しているからである。

一方、署がこのような状況にあっても、捜査本部事件の解決率だけは極めて良好なのである。重要事件は、人も装備も資金も集中し、県警察の面目をかけて科学的組織捜査を行うので解決に結びつくのである。（管内で発生した小さな事件を、捜査員が情熱と工夫を持って地道な捜査を続け、犯人検挙に結びつけることが大事なことだと思う。これが刑事としての喜びとなり、そういう経験を重ねることによって次第に捜査の基本や実力を身に付けていくものだと思う）

ウ 捜査の警察一極集中傾向

警察が所掌する捜査の分野は極めて広い。

一つは、業務上過失致死傷事件（以下「業過事件」という）である。

警察は、身近な交通人身事故をはじめ、工場・事業所の事故、医療過誤事件、列車事故、航空機事故、トンネル崩落事故、放射能漏れ事故等、およそこの社会で発生するあらゆる業過事件を捜査している。

この特殊な事件捜査では、難解な法令の解釈や専門知識を必要とするので、多くは学者や専門家に原因究明を嘱託せざるを得ず、捜査を遂げて送致するまで極めて長期間を要している。

医療過誤事件や航空機事故、原子力関係の事故についてはあまりにも特殊な分野であり、そのための資機材も人材もない警察は、捜査を完遂するまで大変な苦勞をしている。こういう事故は、警察以外の専門の部署に捜査権を持たせて当たらせるべきではないかと思う。

二つに、他機関の特別司法警察職員が担当すべき事件捜査についてである。

特別司法警察職員として捜査権を有する者が個別の法律等によって定められている。海上保安官、麻薬取締官、労働基準監督官、自衛隊警務官、郵政監察官、森林管理局員等のほか、県職員である麻薬取締員、漁業監督吏員、狩猟取締員などである。

国有林における森林窃盗事件等については森林管理局職員が捜査権を有しているのだが、現実には、地方の森林管理局等の依頼によって捜査は警察が行っている。

また、特別司法警察職員に指名されている県職員が漁業や狩猟の取締りを行い、事件を送致したという例はこれまで聞いたことがない。

森林管理局においても県職員においても、捜査能力を有する人材がないという実態にあるのだ。A県

においては、警部が県庁に出向して、密漁の捜査手続きや捜査書類の作成について指導を行いながら密漁の取締りに当たっているほどだ。

他の機関においても、海上保安庁や自衛隊を除いては任意捜査が多い。身柄事件の場合は依頼を受けて警察で捜査することが多いのである。

いずれにしても、身柄事件や大きな事件は警察で担当することになる。

今や、国内の事件という事件の捜査のほとんどは警察一極に集中していると言って過言ではない。

他機関は、もう少し、態勢を整えて強い独自捜査を行ってよいのではないかと思う。

鉄道公安官が廃止されて、警察が鉄道分野の犯罪捜査を担当することになったが、今後郵政監察の分野も担当することになるのだろうか。警察の業務は増加するばかりである。

二 県警察の組織、制度

ア 県警察の複雑な位置づけと性格

警察職員の採用や昇任に関して県当局と打ち合わせたり、折衝するとき、県の新任の担当者は決まっても「警察の組織は複雑でよく分からない」と言う。

県警察は、知事の所轄に置かれ、県公安委員会の管理に服している。

県警察の運営は、国家公務員である本部長の指揮監督の下に行われるが、一部の事務は、国家公安委員会が管理する警察庁の指揮監督を受ける。

本部長は、県議会において警察行政全般に関して報告等が求められる。

県警察の組織の改正は県の人事担当課との協議が必要となり、勝手にはできない。また、警察職員の採用や昇任は県人事委員会の権限であるため、警察独自にはできない。

予算の獲得のために県当局と折衝し、予算の執行に関しては県監査委員会の監査を受ける。

警視以下の人件費は県費で賄われるが、給与等の処遇については、県職員との整合性と同水準であることが求められる。

イ 県警察の抱える諸問題

以上のように、県警察の立場は非常に複雑であり、他の行政組織のように明快なものではない。このために生じる問題は多いと思う。

一つは、職員の処遇の不均衡さである。

県の財政事情によって職員の給与や手当が左右され、最近では県の財政悪化によって長期間に亘って給与や手当が減額されている。同じ仕事をしていながら給与や手当が県によって異なるのでは、警察官の士気が上がらないのではないか。

二つは、予算の多寡による治安への影響である。

活動旅費や捜査費、施設整備費も県の財政事情や担当者努力如何によって左右される。

県庁職員は予算のないものはやらなくていいのだから、警察は予算がなくても仕事をせざるを得ないという苦しさがあるのだ。

県民の命を守るという重要な責務を、県の予算がないために果たせないというのは、近代国家とは言

えないのではないか。

三つは、効率性に欠ける組織ということである。

県警本部では、重要施策を推進するに当たって、事前に公安委員会に報告したり承認を得ることは当然であるが、知事以下の県当局や、場合によっては県議会の各会派にも説明し、理解を得なければならぬものもある。そのための準備や根回しに多くの時間と労力を要している。

その他、人事委員会、監査委員会、教育委員会などへの対応も必要であり、先に述べたように、県警察の組織の位置づけから、ものごとを始めるためにするべきことが多過ぎて、効率が悪いのである。

治安情勢の変化に即応が求められる実働組織の警察が足かせをはめられていると言つてよい。

四つは、実力において県間に格差があることである。

県警察の組織の規模は、概ね県の人口を基準に定められていて、警察官は、大都市を抱えるところほど厚く配置されている。

したがって、警視庁や大阪府警では、どのような事案にも対応できるだけの高度で専門的な組織や人材を有し、必要な装備資機材も保有しているが、地方の県警察には、そのような十分な体制や備えはないのである。

さらに、人口同規模県においてさえ、予算規模や装備や警察官の練度において差があり、事案対応能力は同レベルではない。

そのように県警察の事案対応能力に格差がある中で、犯罪の発生傾向は全国的に同様である。特異重要

事件が大都市のみで発生していないし、犯行地にあえて地方を選ぶという知能的、詐術的な犯行も見られるのである。

果たして、地方都市で国際的なテロ攻撃があった場合、地方の県警察は迅速的確に対処し、犯人を突き止めて逮捕できるのだろうか。

三 必要性と効果に疑問の施策

県警察の活動が、従前に比べて、警察庁から出される方針や通達に基づいて行われることが多くなっているように思える。治安情勢がめまぐるしく変化している時代だから自然の成り行きなのかも知れない。

しかし、県警察では、警察庁の通達を受けた部課長が、ここが腕の見せ所と張り切って署に新しい施策を示すが、署はそれを受けて、実効性はともかく目新しいことを始めるといった傾向がある。

現場では、具体的方法において裁量の部分がかかなり多いのだが、結局、既存の交通や防犯関係ボランティアを中心としたものが多く、ほとんどは屋上屋を重ねていると言つてよい。

また、会議資料には、各署が実施した施策がぎっしりと並んでいるが、果たしてその成果はあったのか。なかつたのかまでは記載はない。何をやったかで終わっているのである。

施策の効果の如何にかかわらず、新しい試みは褒められこそすれ、後日検証されて署長がお叱りを受けることはないのである。そういうことを長年続けてきている。

これまでそのようにやってきた努力はそれとして評価されるべきであるが、もうそろそろ、世にアピールするだけで効果に疑問があるものや、活動が長続きしない新しいボランティアづくりなどは卒業するべ

きではないかと思う。

警察の活動は、もつと腰が据わった、信念や根本において揺るぎないものであるべきと思うのである。

第二 強靱な日本警察の構築のために

一 警察組織を完全に単一の組織に

(警察官をすべて国家公務員に)

我が国の警察が四七都道府県に分かれて、警察庁の指揮監督を受けながらも、それぞれが独自性をもつて活動していることは、地域の実情や住民の要望を踏まえた警察行政を行うという観点からは意味があることだと思う。

現行警察制度ができた昭和二九年頃は、地方は地方独特の風俗、文化や地域社会があつて、犯罪の発生傾向にそれぞれ特徴があつたと思う。今のように、全国の広域に亘る事件や外国人による犯罪がほとんどなかつた時代であり、警察は、県内や警察署管内のごく狭いエリアの事件や事案に対応し、地域住民のニーズにこたえ、接していればよかつたのである。警察官が県職員であり、県の警察、地域の警察として意味があつたものと思う。

しかし、現代のように、高速道路や新幹線が全国にできて、インターネットや携帯電話による情報通信社会が進んでからは、もはやそれは時代遅れの制度ではないかと思えてならない。

昨日首都圏で起きた外国人による犯罪が今日は東北や九州で同様に起きる時代であり、振り込め詐欺等

の新しい型の犯罪の被害者はいつも全国に及んでいる。また、街頭犯罪も全国で増加している。犯罪の発生傾向は、今や大都市も地方も同じ方向に向かっているのである。この捜査にはスピードが不可欠である。県間の手配の遅れは致命的となる。

そうすれば、四七にも分かれた組織によって警察活動をするこの意義は薄れてきているし、むしろ犯罪捜査を迅速、的確に行うためには、この制度は支障を来していると言っているのではないか。

したがって、犯罪情勢や効率的な捜査を考えた場合、我が国の警察組織を完全な単一のものとするのがよいのではないかと思う。

組織が単一であれば、警察庁から現場の署員まで共通の情報と価値観を保有し、同一の方針に基づき、同一の目標に向かって活動できるのである。

また、捜査能力も全国的に平準化し、どのような突発重大事件、事故でも警察庁の指揮一つで必要な捜査員や部隊を派遣し運用できる。とりわけ心配される国際テロに対しても、即応が可能となるのである。

本部長等の幹部も県当局や議会対応から解放され、いつでも現場に行って直接指揮できるのである。

そのためには、警察官をすべて国家公務員にし、警察活動に要する経費のすべては国費で賄うのが理想である。そうなれば、今後ますます悪化が懸念される県の財政事情によって警察活動が左右されるということもなくなり、県間にある警察官の処遇の格差も解消されるのである。

警察組織を完全に単一の組織にするということは、現行警察制度を大変革するものであり、容易なことではないと思うが、我が国の国民を、今後は最も脅威となる国際テロや国際的犯罪から守り、治安の責任

を果たしていくためには、いずれ不可欠のものだと思う。

二 重要事件捜査セクションの独立運用

重要事件が発生し、捜査員を長期間、大量投入すれば、事件は解決につながるが、日常の発生事件や住民への対応がおろそかになるというジレンマがある。これを解消するには、重要事件を担当するセクションを、日常の業務を担当するセクションから完全に分離することだと思う。

例えば、警察署の独力で処理できないものは各県本部の直轄事件又は警察庁の直轄事件とし、県本部と警察庁、管区局に所要の捜査員と捜査指揮に当たる幹部を配置する。

また、警察署には、所要の捜査員を置くが、原則として重要事件の捜査には従事せず、日々地域で発生する事件の捜査のみに当たる。

署長も重要事件については指揮せず、それ以外の管内治安に責任を持つという方法はどうだろうか。

これは、現行警察制度の修正によって可能だと思う。

具体的には

○重要事件はすべて国費対応とする。

○県本部には本部直轄事件捜査課（仮称）を置き十分な人員を配置する。警察庁と管区局にも同様の課を置き幹部と若干の捜査員を配置し、これらはすべて国家公務員の警察官とする。

○重要事件は、すべて県本部又は警察庁の責任で捜査を行い、国家公務員の捜査主任官が事件を送致する。

ということにしたらどうだろうか。

日常的に発生する地域の比較的軽微な犯罪の捜査や防犯は、各県本部と警察署長が責任を有するが、重要事件の捜査は国が責任を持って当たるということである。

そもそも、事が重大で捜査の正否如何では国際問題に及んだり、国の威信にも係わるものであれば、当然国が責任を持って直接処理に当たるべきであると思う。

三 捜査権を有する行政機関の捜査力の充実と捜査権の見直し

捜査権を有する行政機関は数多いが、前述したように、一部の機関を除いては、あまり機能していないように見受けられ、本来自ら捜査、送致すべきものまでも警察に来ている傾向にある。

また、特殊な業過事件等については、専門の知識、技術を有する機関で自ら捜査する方が効率的なものもある。

したがって、現に捜査権を有する機関においては、捜査力を高めるための努力をすることが求められる。そのために、まず、人材の育成が必要と思うので、警察の各級学校への入校、研修を積極的に行ったらどうだろうか。

ただし、情勢の変化によって、もはや捜査権を有する必要がないところは、法を改正して捜査権を返上すべきであると思う。

次に、鉄道、航空、医事・衛生、原子力、知的財産、情報通信等の特殊の分野においては、新たに捜査を担当するセクションを設けて、法によって捜査権限を確立すべきであると思う。

これによって、警察は少し身軽になった方がいい。これまでは、あまりにも手を広げすぎて消化不良を起こしていたのではないか。捜査員は身軽になった分、手が回らなかつた未検挙事件の捜査や余罪捜査に精励できるのではないかと思う。

四 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」に関する提言

平成一五年一二月に政府の犯罪対策閣僚会議により策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」では、「第三国境を越える脅威への対応」の「来日外国人犯罪捜査の強化」の中で、「凶悪化・組織化が進展し、首都圏から全国への拡散傾向もみられる来日外国人犯罪に対し、警察組織の見直しを進めつつ捜査力を重点的に投入し・・・」と言っている。このことについては、国際テロ事件への対応までも視野に入れた大胆な警察組織の見直し、改正を是非早急に行ってほしいと思う。

また、「第四組織犯罪等からの経済、社会の防護」の「組織犯罪対策、暴力団対策の推進」の中で、「都道府県警察の行う国際組織犯罪捜査に関して、国の機関である警察庁がより積極的な役割を果たすとともに・・・」と言っているが、このことについては、重大なテロ事件等の場合、「積極的な関与」にとどまらず、警察庁が自ら捜査する義務と権限を持ち、国の機関としての役割を積極的に果たすべきだと思う。

さらに、「第五治安回復のための基盤整備」の中には、前述した捜査権限を有する各行政機関の実力の向上と、新たな分野への捜査権の付与を含む見直しについて追加し、早急な実現を図るべきだと思う。

五 実効ある施策と効果の検証

国が示す方針は、真に有効なもので長期的視野に立ったものでなければならぬと思うし、何よりもそ

の根底の思想には不変不動のものがなければならないと思う。そうでなければ警察行政は、常に各段階トップの考え方で変動し、現場は混乱し、成果が上がらない施策を延々と続けることになるからだ。

また、通達は、全国一律に行うもの、県の事情によつて差異をつけて行うものにきちんと区分すべきである。そして、施策については、初めから効果に疑問があるものはやらないことと、後日、施策の効果を必ず検証し確認することを義務づけあるいは慣例化すべきである。

部下につまらない仕事をさせて、組織の力を無駄に使った幹部は、マイナス点としてきちんと評価に含めるべきである。

警察は、警察の責務を果たすために真に有効な活動のみを行い、現場の隅々まで組織、要員を最大限効果的に使うことを実践すべき時代に来ていると思う。

おわりに

署の捜査員は、朝から盗難現場や最近多くなった変死体現場を駆けずり回っていて、デスクに腰を落ち着ける暇もない。交通係員も一向に減らない人身事故捜査に追われ山積みの書類を抱えている。看守勤務員は、分刻みの作業をこなし、被留置人の衣類の洗濯や副食の買い出しまでやっている。

一方、遠隔地の駐在所員は比較的平穩な毎日と言ってよい。過疎化で事案が少なくなっているのに、今では、家族を駐在所に住まわせる必要性もなくなってきたのだ。

しかし、署長が、駐在所は家族（妻）同伴が原則なのだと言って、家族が同居した場合は、駐在所奥方

の「なぜ家族（妻）が警察の仕事を手伝わなければならないのか」という素材でできつい質問に答えなければならぬし、家族の不安解消のための心のケアと万が一の危害防止のための措置も忘れてはならないのだ。

こういう署の実情を見るにつれ、当面、警察官の負担軽減と士気高揚のための改革、さらには、組織の合理化とパワーシフトを早急に行う必要があると思う。

そして、現行警察制度が施行されて五〇年を経た今こそ、地域社会の細かな要望に応えながらも、重大な脅威となっているテロ攻撃等の国際犯罪にも対応できる真に強靱で機能的な警察組織・制度づくりを速やかに行うべきではないかと思う。

環境設計に配慮した安全・安心まちづくりの 推進方策

岩手県一関警察署 警察官

齋藤 重政 (50)

一 はじめに

最近、「社会の安全は守られるか」とか「治安は再生できるか」等の言葉をさまざまな場面でよく見かける。犯罪の増加と検挙率の低下という現実が社会不安を引き起こしているためであろう。日本の安全神話が崩れ、一度治安が悪くなるとその回復は容易ではないとの心配が現実となってしまった。犯罪統計等に

表れている数字以上に人々の不安は大きいものである。

犯罪の多様化、凶悪化、低年齢化が進行し、犯罪の増加と重大事件の発生により、日本は世界に類を見ない安全な国であるという「安全神話」が崩壊する恐れがある。このような状況下において、犯罪発生原因とその抑止策の研究の必要性が高まっている。防犯に関する研究では、「環境設計による犯罪防止（CP TED = Crime Prevention Though Environmental Design）によって住環境の防犯性能を高める研究」や「被害住宅に対する現地調査、常習的犯罪者の犯行心理面から防止対策の糸口を探すための調査、侵入盗の防止対策を取り扱った研究」、「地理情報システム（GIS = Geographic Information System）を利用した犯罪の地理的分布の分析研究」等、様々な方向からなされている。

ところで、「犯罪がなぜ起きるのか?」「どうしてあの人が犯罪を起こしたのか?」という疑問について、普通の人々が最も簡単に求める答えは、「犯罪者とはどのように変わった人なのか」「犯罪を起こす性格や特性はどのようなものだろうか」という人的関心が多い。このような答えを求めるのは当然なことであるが、実際の犯罪の過程は複雑である。多くの犯罪、とりわけ軽微な犯罪や非行を行う者は、特殊な性質を有しているというよりは、普通一般人の間である。普通の人がちよっとした環境や状況のあり方によって、軽微な犯罪や非行に引き込まれる。たとえば、極悪な犯罪を繰り返す犯罪者でも突然そうした罪を犯すのではなく、最初は軽微な犯罪や初発型非行として発生することが多い。

本論文は、「環境設計に配慮した安全・安心まちづくりの推進方策」をテーマとして犯罪や非行を防止し、犯罪を誘発する地域内にある様々な状況を考察する。犯罪が発生すると一般的に犯罪者そのものに注目が

集まる。このことは犯罪行為の責任は先ず犯罪者が負うべきものであり、その行為は悪意を前提としたものである。しかし、犯罪という行為そのものの一連の過程を客観的に見れば、犯罪者（加害者）だけでなくその対象となる被害者（財産犯では被害物を所有している者）がいる。

つまり犯罪とは犯罪者と被害者が存在し、それが対峙する場である。そして両者が出会う場において、両者の力関係が様々な理由から加害者側が優位になったときに犯罪が発生することになる。逆に被害者側が優位になったときには未遂となるか発生しないことになる。¹もちろんこのことは被害者側に責任があるということではない。地域の安全や犯罪防止の観点からみたとき、コミュニティのあり方の重要性とともに街頭犯罪抑止等のための「環境設計に配慮した安全・安心まちづくりの推進方策」を提言したい。

二 今なぜ、環境設計に配慮したまちづくりが必要か

現代社会は人々の生活様式が多様化してきており、「住みよいまち」のあり方は人それぞれに異なる。ある人は、木造住宅が立ち並び人々が肩を寄せ合って生活する下町が住みよいまちといい、またある人は鍵ひとつで外界と遮断できるマンション暮らしが好ましいと考えるかもしれない。

一方、誰もが安全に、安心して暮らすことのできるまちであるためには、地震や風水害などの自然災害だけでなく、交通事故や犯罪などもっと身近に起こりうる危険からも市民生活を守ってくれるまちでなくてはならない。環境設計に配慮したまちづくりは、どのような形態のまち並みであっても、欠くべからざる大切な要件の一つである。

阪神・淡路大震災で起こった老朽木造密集市街地での甚大な被害を教訓として、防災上大きな課題を抱える地区の対策が進められつつある。このような市街地を構成する建築物の中には、地震災害に対する危険性のみならず、防犯上も問題を抱える建物が少なくない。今、日本の多くの都市では、防災上・防犯上課題の多い既成市街地を、住みよいまちにするための再開発に取り組みべき時期を迎えている。その時に、防災性を高めるための対策が日常的な防犯性を上げることにつながれば、公共投資の有効活用であり、市民の都市計画への理解を得ることもつながっていく。

身近な例で言うと、敷地境界に立てられたブロック塀は、地震の時には倒壊する危険があり、また、泥棒の足場や逃げ道になりやすい。このブロック塀をなくすことによって、防災性も上がり、しかも防犯上の課題も解決される。このように、向こう三軒両隣の住民レベルで解決できる問題から取り組み始めることは、住民のまちづくりへの関心を高める効果もある。さらに、建物や道路の形態、公園の設計の仕方等が犯罪の発生と関わりあることを都市計画に携わる人たちは認識しておくべきであり、防犯に携わる人も同様に、都市計画のスタートの段階からまちづくりに参加することの重要性を認識してもらいたい。

新しいまちをつくる時、既成の市街地を作り直す時、いずれの場合にも、防災と防犯を考慮した環境設計に配慮したまちを創って行くためには、まちづくりの計画をする段階から、「関係者が一緒に知恵を出し合い協働する」ことが重要な鍵となる。

三 治安の悪化と急増する犯罪への対応

(一) 最近の犯罪情勢

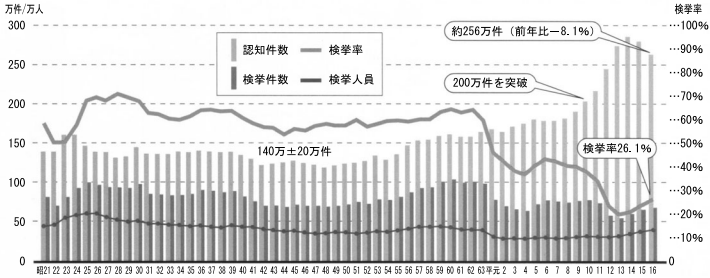
我が国の治安は、重大な岐路に立っている。空き巣やひったくりが急増し、凶悪な事件も頻発する。社会秩序の維持が困難となりつつ、安全が水や空気のようにタダであるという考え方が、崩れ去ろうとしている。誰もが被害者になる可能性がある街頭犯罪や侵入犯罪が増えていることが、市民に治安の悪化を感じさせている主な要因である。

昨年の刑法犯認知件数が二五六万二、七六七件であり、この数字は一九世帯に一世帯の割合で犯罪の被害者になってしまうことを意味している。刑法犯認知件数は七年連続で二〇〇万件を突破し、検挙率は二六・一％と低迷しており、依然として厳しい情勢にあり治安の悪化が叫ばれている(図表1参照)。犯罪の防止(防犯)は予防と検挙、いわゆる車の両輪がうまく噛み合うことが重要である。現状から、分母(認知件数)を減らさない限り検挙率を上げることは困難であり、「体感治安」にも大きな影響を及ぼしている。このままでは、起こるべき犯罪は起こり、その犯罪にだけ警察が立ち向かえばよいという現象になりかねない。かつての日本の地域社会の強い絆は、良好な治安の確保を維持してきた。今こそ、社会全体が犯罪を起こさせない(起さない)ようなシステムをつくること、いわゆる政策形成が必要である。

(二) 環境設計に配慮した安全・安心まちづくりの推進状況

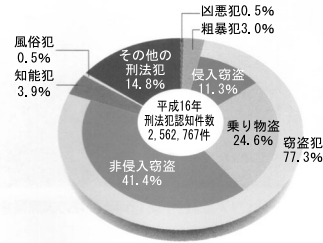
今、環境設計による犯罪防止活動を積極的に推進し地域社会を再活性化させることが必要である。この

刑法犯認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（昭和21年～平成16年）



刑法犯認知件数罪種別内訳（平成16年）

	平成16年	割合（%）
刑法犯総数	2,562,767	100.0
凶悪犯	13,064	0.5
粗暴犯	76,616	3.0
窃盗犯	1,981,574	77.3
侵入窃盗	290,595	11.3
乗り物窃盗	629,722	24.6
非侵入窃盗	1,061,257	41.4
知能犯	99,258	3.9
風俗犯	12,346	0.5
その他の刑法犯	379,909	14.8



出所：警察庁編『警察のあゆみ（平成17年版）』、2005年、11頁

図表1 刑法犯の推移

ことは、警察がやるのではなく社会資本整備を有効活用し、社会全体で推進することが重要である。犯罪の未然防止を図るには、地域安全活動などのソフト面の対策のみでは不十分であり、環境設計というハード面での対策が不可欠である。警察庁においては、特に最近における犯罪の増加を踏まえて、平成一二年二月「安全・安心まちづくり推進要綱」を策定し、同要綱に基づき、道路、公園等の公共施設及び共同住宅における構造、設備、配置等について犯罪防止に配慮した環境設計を推進している。安全が水や空気のように当たり前だった「世界で一番安全で安心な国、日本」を取り戻すために・・・。

四 犯罪多発の考えられる原因

犯罪の多発に対して、犯罪の発生後に事後的に捜査・検挙するだけでは市民の安全は図られず、市民の安全のために有効な犯罪防止対策をとることが急務となっている。従来の犯罪防止対策は、いわゆるソフトな防犯対策（広報誌の配布、防犯パレードの実施等の広報啓発活動）が中心であった。こうした取組みのみでは犯罪の増加に歯止めがかかっていない状況があり、犯罪多発の考えられる原因を分析しそれに対する有効な対策をとることが必要である。

そこで、多発する街頭犯罪や共同住宅における犯罪、少年非行等の原因を検討すると、次の事項が挙げられる。

- (一) 犯罪が行われやすい道路、公園、学校等の施設の整備、まちづくりのあり方
 - ① 道路・公園等が暗い、見通しが確保されていない、犯罪に遭った時助けを求める施設がない
 - ② 学校、通学路、児童公園等における子供に対する犯罪の防止対策が不十分
 - ③ 共同住宅における犯罪の防止対策が不十分
- (二) 犯罪被害に遭いやすい商品、サービスの提供
 - ① ピッキングやサムターン回しに弱い錠前、容易に盗難等の被害に遭う自動車・オートバイ・自転車の普及
 - ② 犯罪被害に遭いやすい自動販売機の路上への設置

(三) 法制度の不備

正当な理由なく鉄パイプ等を公然と携帯する行為、ピッキング用具の販売等が自由とされるなど犯罪被害を防止するための法制度が不備

(四) 犯罪を誘発する地域環境の整備

ピンクチラシ、落書き、放置自転車等の氾濫等犯罪が行われやすい無秩序な地域環境の放置

(五) 伝統的に有していた家庭学校、地域社会の犯罪抑止機能、子供の健やかな成長を実現する機能の低下

- ① 核家族の進展等による家庭の機能の低下
- ② 学級崩壊、いじめ、校内暴力の多発等学校の機能の低下
- ③ 都市化の進展等による地域社会の連帯意識の希薄化
- ④ 子供の保護に対する無関心、大人の欲望や経済的利益を優先する社会風潮
- ⑤ 児童虐待の多発と社会の無関心
- ⑥ 酒、煙草、ポルノの子供に対する提供の容認
- ⑦ 児童買春、児童ポルノの蔓延とそれを助長する営業の放置

五 犯罪抑止のために必要と考えられる対策

前項で考えられる原因に対応して、犯罪抑止のために次の対策が必要であると考える。

(一)「犯罪防止に配慮した環境設計」(ハードな防犯設計)

道路、公園等における街頭犯罪や学校、共同住宅における犯罪を防止するためには、「犯罪防止に配慮した環境設計」、すなわち犯罪者が犯罪を起こしにくい、市民が犯罪被害に遭いにくい構造、設備を有する道路や公園、共同住宅、小学校等を整備するとともに、都市計画、都市再開発、大規模住宅団地造成の計画段階から防犯に配慮した道路、公園、駐車場、共同住宅やまちなみとするよう配慮した「安全・安心まちづくり」を推進する必要がある。

具体的には、道路、公園、駐車(輪)場、学校、共同住宅について、警察の行う防犯対策と連携しつつ、一定以上の照度や見通しの確保、防犯ベル、防犯カメラ、緊急通報装置等の防犯設備の整備等犯罪防止に配慮した施設整備を推進するほか、都市計画等まちづくりの計画段階から都市構造の中に安全をビルトインする取り組みが必要である。これらは、犯罪防止に専門的知見を有する警察と連携し、道路や公園等の整備やまちづくりを所管する自治体や学校、建設業界や駐車場業界等の事業者等により取り組まれる必要がある。また、こうした取り組みが、警察、自治体、事業者、市民の連携・協働により取り組まれるように、これらで組織される「安全なまちづくり推進会議」の設立等計画的に安全なまちづくりを推進する体制の整備が必要である。

(二) 事業活動に伴う防犯上の配慮

特定の製品を対象とする犯罪や特定のサービスを利用する犯罪を防止するためには、それらの製品やサービスを提供する事業により、犯罪防止に配慮した対策がとられることが極めて有効である。たとえば、

自動車やオートバイ・自転車の開発・普及が、ピッキングやサムターン回しによる侵入盗を防止するためには、ピッキング等に強い錠前の開発・普及が有効であり、事業者が事業活動に伴い必要な防犯上の配慮を行うことが必要かつ効果的である。

(三) 犯罪被害防止のための有効な法制度の整備

鉄パイプ等を使用した凶悪犯罪やピッキングやサムターン回しによる侵入盗の被害防止のためには、現在自由とされている「正当な理由のない鉄パイプ等の携帯」や「ピッキング技術の講習会の開催」といった、結果的に、犯罪を行おうとする者に犯罪機会を与え、市民が犯罪被害に遭うことを放置している法制度を改善する必要がある（「ピッキング禁止法」が制定されて一部改善）。

(四) 犯罪を誘発する地域環境の改善

繁華街や駅前、商店街等における犯罪を防止するためには、ピンクチラシや落書き、放置自転車の氾濫等無秩序で荒れた環境を改善し、犯罪を起こしにくい環境とすることが効果的である。そのためには、地元商店街や自治体、鉄道事業者、ピンクチラシが数多く貼付される公衆電話ボックスを設置しているNTT、警察等が連携・協力し、ピンクチラシの貼付や落書きがなされにくくする。また、なされた場合には速やかにそれが除去されるような取り組みを強化する必要がある⁴。

(五) 家庭、学校、地域ぐるみで少年非行防止対策と少年を慈しみ育てる社会とする取り組みの強化

ひったくり等の街頭犯罪の約七割を少年が犯していることから、街頭犯罪を抑止するためには、少年を非行に陥らせないための家庭、学校、地域ぐるみの少年の非行防止活動を推進するとともに、非行少年の

検挙・補導とその再非行防止、立ち直り施策の強化が不可欠である。少年の非行防止と立ち直り支援のためには、保護者、教師、保護司、少年警察ボランティア等家庭、学校、地域住民が連携・協力した取り組みを行い、従来、伝統的に有していた家庭、学校、地域の少年を健全に育む機能を回復させることが必要である。⁵ また、児童虐待や児童買春、児童ポルノ等子供を虐待し、食い物にする者の取締りを強化し、少年を慈しみ、育む社会とするために努める必要がある。

六 環境設計に配慮した安全・安心まちづくりの今後の視点

今後の環境設計に配慮した安全・安心まちづくりを推進するためには、次のような視点からの積極的な活動を図る必要がある。⁶

- (1) 道路、公園等の公共施設、民間事業者に係るものを含めた共同住宅及び駐車・駐輪場等を犯罪防止に配慮したものにするための法制度、財政措置、公的融資、税制改正等の普及促進等の企画
- (2) 犯罪多発地区におけるスーパー防犯灯の全国的整備推進
- (3) 国土交通省を中心とした「安全・安心モデル地区」の整備その他各種普及施策の推進
- (4) 道路、公園、駐車場、駐輪場等についての防犯基準の策定
- (5) 公共空間における防犯カメラ設置に係るガイドラインの策定と民間主導による商店街、公園、ショッピングモール等における普及の推進
- (6) 学校及び通学路等における防犯システム整備に係るガイドラインの策定とその整備の推進

- (7) 駅における防犯システム整備に係るガイドラインの策定と整備の推進
- (8) 地域における犯罪発生と「まち」の構造、設備、配置等の関係に係る調査分析及びその改善方法に関する技術的研究

七 防犯環境評価の必要性

(一) 機会犯罪の態様

犯罪が起きた場合にこれまではその原因を解明することが重要視されてきた。しかし、「原因を解明することが即、犯罪の減少に通じるとはいえない。犯罪の「原因」ではなく「機会」を取り除く」という考え方が生まれた。「犯罪に強い（犯罪の機会が少ない）三つの要素」⁷として、①抵抗性、②領域性、③監視性が考察され、それぞれにハード面とソフト面がある。

「抵抗性」とは、犯罪者から加わる力を押し返すことで、たとえば、壊れにくいドアや二重ロック、自転車の防犯登録というように、ハード面で恒常性を高めることが犯罪者への抵抗力になる。ただし、ソフト面での管理意識が低ければ鍵をかけ忘れて盗難に遭うということになる。鍵に限らず、管理がしつかりされていると感じられる場所は犯罪の機会が減少する。

「領域性」とは、ハード面では縄張り意識のことである。境界がはっきりしていると、物理的にも心理的にもその境界を越えることに抵抗感を感じさせる効果がある。逆に縄張り意識が低ければ、侵入者に気づかないということになる。

「監視性」とは、ハード面でいえば無視覚性、つまり目の届かない場所がないことで、ソフト面では当事者意識、つまりいろいろな問題について自分自身の問題として捉えるということである。不審者がいても常に監視でき、かつその行動に関心を持って見続けていられるかということである。

これらの三つの要素がしっかりしているかどうか、犯罪に強いまちであるかどうかのチェックの基準になる。

(二) 防犯環境評価の視点

犯罪が起きない場所とは、人が犯罪を起こしにくい場所ということである。犯罪の機会を取り除くために事件・事故の発生が多く不安を感じる場所の路上・繁華街・駐車場・公園・駅等の環境評価が重要となる。防犯環境評価の視点として、実際に人や物が犯罪の標的として狙われにくいようになっていくか、物理的・心理的バリアがあつて犯罪者の力の及ばない範囲がはっきりしているか、犯罪者の行動をフォローできるか、といった基準で地域をチェックすることが重要である。毎日生活する周囲をチェックすることにより、弱いところがないか、もっと強くできないかと検討することが、犯罪に対する問題意識を高めることになる。

日常生活で気づかない点が犯罪被害の対象となり得ること、そして街角に放置されている物件が犯罪の誘引となりかねないことなど感じることが多い。逆に、「防犯連絡所」や「一〇番の店」等多くの防犯資源があることも力強く感じられる。これらの多くは、市民にはあまり知られていないことが多く、市民が防犯の視点から「犯罪者の立場」でまちなみを点検してみることも大切である。そのことで地域全体の防

犯意識が向上しコミュニティの醸成が期待される。地域コミュニティが形成されることにより、犯罪を起こさせないまちづくりへとつながり地域の安全性が高められることになる。ただし、防犯環境のみを主点としたまちづくりを進めると画一的な魅力のないまち並み形成に陥ってしまうことがあり、環境と住みよさのバランスのとれた施策が重要である。

(三) 防犯環境評価の具体的着眼点

前段で説明したように、防犯環境評価は、抵抗性（犯罪を企図する者が近づきにくいのか、逃走しにくいのか）、領域性（管理が行き届いているか、連帯意識が感じられるか）、監視性（多くの人の目が確保されているか、見通しはよいか）の「犯罪に強い三つの要素」が重要である。一般的な商業地・裏通り・住宅地について防犯環境評価の視点からその具体的着眼点を考察し、表1にまとめた。これからの地域の安全は、表1で示した防犯環境評価の情報が重要な鍵を握っている。地域の不安で危険な情報をいかに速やかに集め整理し、必要とすべき人・場所・時間に提供していくかが、一歩進んだ防犯対策といえる。

八 結論

(一) 防犯対策の政策転換

一国の政治・経済・社会等が安定的に運営されるためには、治安が良好に維持されることが大前提であり、かつて日本はこの点において世界的に誇示することが出来た。一度揺らいだ治安水準を再びもとのレベルに引き上げるためには、きわめて困難を伴うことである。ひとり警察だけの責任とせず、行政機関・

表1 商業地・裏通り・住宅地における犯罪に強い要素の評価

	商業地	裏通り	住宅地
抵抗性	歩道が確保されている。歩行者・駐輪された自転車・店舗の外に置かれた陳列商品などで歩きにくい場所がある。犯罪者が人波に紛れば逃走可能になる。	人通りが少ない。不審者がいると目立つが、監視の目が少ないために犯罪の認知が遅れる。	人通りが少ない。境界のフェンスや入り組んでいる道などが犯罪者の逃走の妨げとなる面がある（犯人が下見をしていれば別）。
領域性	建物間の隙間が整頓されている場所もあるが、ごみが落ちていて・物が乱雑に置かれている。	立入禁止ロープを張り、看板を掲げている等の場所は、物理的な侵入を阻止するのに大きな力となっている。	フェンスや塀で境界が明確となっている。商店・通り・駐車場など不特定多数の人が利用する場所と異なり、領域性が明確にある。
監視性	商店の人、通行人など多くの人の監視の目がある。しかし、人通りがある時は不審者がいても目立ちにくい（商店の中からの見通しは比較的よい）。	通行人の視線はほとんど感じない。交通の往来が少ない。	高い植木や塀が視界の妨げとなり得る。どこから見られているか分からないことが多い。逆に、住民以外の人がいると目立つ。

地域社会・学校等が力を合わせ、地域コミュニティを活性化させてかつてのような治安の良さを取り戻すことが地域にとって重要な課題といえる。

今までの防犯対策は、犯罪が起きてから犯罪の原因を追及し、解明して、その原因を取り除くことによって犯罪を防ぐという方法である（犯罪原因論）。ところが、犯罪の多様化に伴い、犯罪の原因の究明は非常に難しいと考えるようになったため、犯罪の機会に注目するアプローチが考え出された。「機会なければ犯罪なし」（犯罪機会論）であり、今後の新たな防犯対策として研究されており、図1のような施策の展開が考察される。

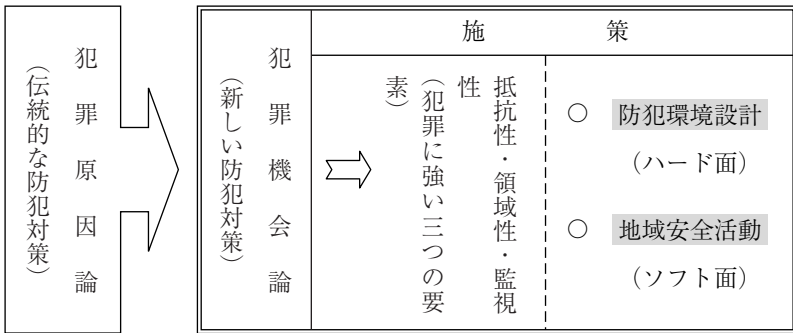


図1 今後の防犯対策

(二) むすびにかえて

犯罪とは、日常生活の一部として存在するもので、すべての犯罪がなくなることはない。また、地域によっては、犯罪の種類も対策も異なる。しかし、犯罪は人間が行うことなので、市民が問題意識を共有し知恵を絞り工夫することによって、犯罪の抑止に結びつけることができる。そして、市民の問題意識の共有でも、どんな取り組みをする場合でも、最初の一步を踏み出すことがなければ、何もはじまらない。「市民も、警察も、自治体も一緒に行動しよう」というのが、「地域における環境設計に配慮した安全・安心まちづくり」に向けた第一歩である。

日本政府も治安回復が重要な政策課題と位置付けて、治安に強い危機感を持っている。治安の悪化が日本の社会、経済に深刻な影響を与えており、国民が安心して生活できる社会環境をつくらなければならない。今日の厳しい犯罪情勢に対応する犯罪抑止対策は、地域コミュニティの醸成や防犯意識の高揚を図り、自主的な防犯活動の推進を促すことが重要である。そして、犯罪被害に遭いにくい環境をつくるハード面の対策を欠くことはできない。誰もが安全で安心して暮らせ

る地域社会の実現は、相応の経済的負担を伴うものであることも理解しなくてはならない時代が来ている。今後の安全・安心まちづくりは、地域住民等の理解を得る中で、地方公共団体、関係業界団体等が強く連携しなければならぬ。地域安全活動等ソフト面の施策と犯罪防止に配慮した環境設計等のハード面の施策を両輪として効果的かつ強力に推進することが求められる。

本稿が、「治安回復の道筋」の実現の一助となれば幸いである。

【注】

- 1 細江達郎『犯罪心理学』、ナツメ社、二〇〇一年、六六頁。
- 2 成田頼明「社会の安全と法政策」、『警察政策』第一巻第一号、一四頁。
- 3 清永賢二「犯罪からの安全・安心確保のための施策と自治体の役割」、『警察学論集』第五七巻第一号、二〇〇四年、一〇五頁。筆者は犯罪抑止施策の考え方として「安全・安心管理論」を提唱し、犯罪者と被害者の関係を精査することが重要であると述べている。
- 4 社会安全政策上の理論として、軽微な犯罪も放置しない「破れ窓理論 (Broken Windows Theory)」の考え方があり、「破れ窓理論」は一九八二年、アメリカの政治学者 James Q. Wilson・犯罪学者 George L. Kelling がアトランティック・ク・マンズリー誌に掲載した論文「Broken Windows」により提唱した論文である。
- 5 前田雅英「日本の治安は再生できるか」、筑摩書房、二〇〇三年、一九四―一九六頁。
- 6 田代裕昭ほか「犯罪抑止対策について」、『警察学論集』第五八巻第一号、二〇〇五年、三三―三四頁。
- 7 小宮信夫「犯罪機会論による犯罪抑止」、『季刊現代警察』第一〇三号、二〇〇三年、四―二二頁。
- 8 守山正・西村春夫「犯罪学への招待」日本評論社、二〇〇一年、八〇頁。

【参考文献】

- 1 渥美東洋『複雑社会で法をどう活かすか』、立花書房、一九九八年。
- 2 安全・安心まちづくり研究会編『安全・安心まちづくりハンドブック』、ぎょうせい、二〇〇〇年。
- 3 T. George Frederickson (中村陽一訳)『新しい行政学』、中央大学出版部、一九九二年。
- 4 警察庁・編『警察白書(平成一六年版)』、ぎょうせい、二〇〇四年。
- 5 建設省ほか・編『安全・安心まちづくり手法調査報告書』、都市防災研究所、一九九八年。
- 6 小出治・編『安全・安心のまちづくり』、ぎょうせい、二〇〇〇年。
- 7 斎藤重政『安全・安心まちづくり政策の理論と実践』、ツーワンライフ、二〇〇一年。
- 8 ほか・編『地域の安全のために』、岩手県警察本部、二〇〇四年。
- 9 齊藤豊治『阪神大震災と犯罪問題』、日本刑法学会・編『刑法雑誌』第四二巻第一号、二〇〇二年。
- 10 Janet L. Jackson・Debra A. Bekarian・編(田村雅幸訳)『犯罪者プロファイリング』、北大路書房、二〇〇〇年。
- 11 George L. Kelling・Catherine M. Coles・編(小宮信夫訳)『割れ窓理論による犯罪防止』、文化書房博文社、二〇〇四年。
- 12 Timothy D. Crowe (高杉文子訳)『環境設計による犯罪予防』、都市防犯研究センター、一九九四年。
- 13 西尾勝『講座行政学』、有斐閣、一九九九年。
- 14 日本都市センター・編『安全・安心なまちづくりへの政策提言』、日本都市センター、二〇〇四年。
- 15 林泰義ほか・編『市民社会とまちづくり』、ぎょうせい、二〇〇一年。
- 16 樋村恭一ほか・編『都市の防犯』、北大路書房、二〇〇三年。
- 17 法務総合研究所・編『犯罪白書(平成一六年版)』、国立印刷局、二〇〇四年。
- 18 Bronis Smith (石川秀也・関勇喜雄訳)『暮らしの安全を守る』、筒井書房、一九九六年。
- 19 細江達郎『犯罪心理学』、ナツメ社、二〇〇一年。

- 20 前田雅英 『日本の治安は再生できるか』、筑摩書房、二〇〇三年。
- 21 松下圭一 『自治体は変わるか』、岩波新書、一九九九年。
- 22 真山達志 『政策形成の本質』、成文堂、二〇〇一年。
- 23 守山正・西村春夫・編 『犯罪学への招待』、日本評論社、二〇〇一年。
- 24 村上陽一郎 『安全学』、青土社、一九九八年。
- 25 依田俊治ほか・編 『自治体職員のための危機管理読本』、都政新報社、二〇〇二年。

社会環境と少年犯罪

徳島県警察 警備部機動隊
警察官

佐野 伸治 (31)

一 はじめに

近年、「環境」という言葉が新聞紙面等で頻繁にクローズアップされている。この「環境」という言葉から人は何を連想するであろうか。多くの人は「地球温暖化」「産業廃棄物」「リサイクル運動」という事を思い浮かべるのではないか。

しかし、環境という言葉は、「自然環境と社会環境がある」と定義（広辞苑）され、広く人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うもの、すなわち「外界」を指すものである。

自然環境とは先に述べた「地球温暖化」「地震等による災害」等が含まれており、社会環境とは、その時代・地域で人が生活を営む中で密接に関係する「産業廃棄物」「医療・福祉」「経済情勢」「治安情勢」等である。そして、この中の「治安情勢」には、現在深刻な問題となっている「体感治安」（人間が肌で感じる治安情勢）もその一つに含まれると解される。

近年、この社会環境の一つである「体感治安」が、わが国において非常に悪化している。

当時の刑法犯認知件数、検挙件数でみると平成八年の刑法犯認知件数が約一八一万件、検挙件数が約七四万件であり、平成一四年は刑法犯認知件数が、約二八五万件、検挙件数が約五九万件である。一〇年前に比べて犯罪の発生件数が一・六倍近くに増加した反面で、犯人の検挙数は停滞ないし低下傾向にある。

ある研究機関の調査によれば、犯罪に不安を感じる人の割合は平成九年から一四年までの五年間に二六パーセントから四一パーセントに上昇した。また内閣府の調査によると、今後良くなってほしい生活環境として、大都市及び中都市では治安の良さを回答した人が医療・福祉を回答した人に次いで多く、わが国の国民の大多数の人がこの傾向に不安感を持っていることが伺われる。

この体感治安の悪化の原因として、「経済発展の停滞」、「家庭環境の変化」、「学校環境の変化」等様々な事が考えられる。いずれをとっても国民を取り巻く様々な「環境」が、社会の安全と複雑・多岐に絡み合っている影響を及ぼしていることは否めない。

現在警察を含めた各自治体及び関係省庁が各種犯罪を抑止し「治安大国日本」を取り戻すために様々な取り組みを実施しているところではあるが、過去の犯罪件数と比較しても依然として治安情勢は危険水域といえる。

ここで私が注目したのは、「三つ子の魂百まで」のことわざがあるように、将来の日本の中核となる今の少年に目を向け、少年犯罪の予防策を根本から見直すことによつて犯罪を起ささない少年の育成を行い、犯罪を犯さない人づくりが必要だということだ。

また、現在の治安低下と密接な関係を有していると考えられる「環境」も、過去の一〇年、二〇年の国民社会・生活の積み重ねであるため、解決するには社会全体で取り組む必要があると考える。

そして、様々な環境がいかに治安環境（とりわけ少年犯罪）に繋がるかを考えるならば環境を二方面から考察する必要がある。まず一つは「環境」の変化が何を生んだのか。また少年にどんな影響を与えたのか。もう一つは犯罪敢行の背景を明らかにすること。その二方面から少年を取り巻く「環境」を紐解くことにより「環境」と少年犯罪との関わりが見え、少年犯罪減少への解決の糸口を見出せるのではないだろうか。

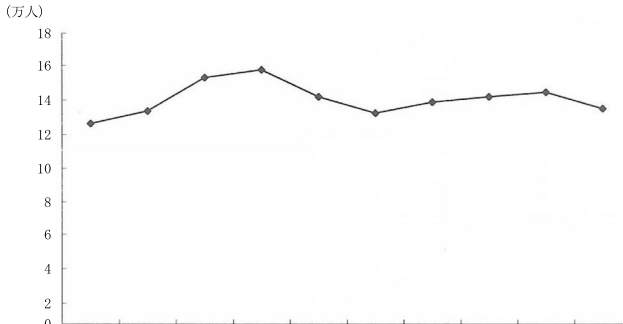
以下、現在のわが国の様々な社会環境がどのようにして少年犯罪に絡み合い影響を及ぼしているかを考察し、少年犯罪を減少するにはどのような施策が考えられるかについて述べる。

二 近年の少年犯罪

近年、毎日のように新聞・テレビ等を通じて少年の事件が報道されている。しかし、実際の警察庁の統計データを見ていただければ解るとおり少年犯罪は増減を繰り返しながらも減少傾向にある。ただ統計的には減少傾向にあるが、全国的に少年の人口自体が減少しているため少年人口全体からみた発生率はほぼ横ばいか、上昇の傾向にあるのではないだろうか。

また、少年による凶悪犯罪（殺人・放火・強盗・強姦）の検挙人数については平成一六年は減少したものの、平成九年から平成一五年にかけて二〇〇〇人以上の高水準を移行している。（図1参照）その他にも喫煙、飲酒、深夜徘徊、家出などの不良行為少年の数も年々増加傾向にある。この傾向からどのような事が想像できるか。少年犯罪数は減少傾向にあるが、今の少年達は目に見えない影の部分、つまり、少年の心の内に秘めるグレーゾーンに大きな問題を抱えているのではないかと考える。いつの時代にもそういう少年は存在しているが、近年更に増加してきていると考える。

戦後から現在に至るまで、いわゆる「不良」といわれる少年による犯罪は多々あったが近年、一般的に「真面目」と言われる少年による犯罪が増加しており、「不良」と「真面目」による少年犯罪の二極化が始まったのではないか。そして、「真面目」少年による犯罪が過去に類を見ない様な凶悪、陰湿且つ残忍な犯罪であり世間を震撼させている。そこには感受性が豊かで自己確立が不十分な人格形成時に少年の心の内なる部分へ現代社会が抱える問題が直接に働きかけ、挙げ句の果て、現実と虚構の区別が付きにくくなり、



区分	年次										増減数	増減率
	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16		
刑法犯総数	126,249	133,581	152,825	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	-9,557	-6.6
凶悪犯	1,291	1,496	2,263	2,197	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	-628	-28.4
殺人	78	96	74	115	110	105	99	80	93	57	-36	-38.7
強盗	856	1,068	1,675	1,538	1,611	1,638	1,670	1,586	1,771	1,273	-498	-28.1
放火	93	111	113	89	90	81	103	90	106	103	-3	-2.8
強姦	264	221	401	455	426	296	255	230	242	151	-91	-37.6
粗暴犯	15,449	15,568	17,981	17,321	15,930	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	-2,917	-20.3
凶器準備集合	349	248	356	160	138	126	408	250	340	239	-101	-29.7
暴行	1,710	1,699	2,095	1,650	1,418	2,009	1,915	1,794	1,714	1,608	-106	-6.2
傷害	7,675	7,869	9,092	9,306	8,596	10,687	10,102	9,140	8,110	6,408	-1,702	-21.0
脅迫	57	40	77	78	68	157	149	154	127	111	-16	-12.6
恐喝	5,658	5,712	6,361	6,127	5,710	6,712	5,842	4,616	4,065	3,073	-992	-24.4
窃盗犯	81,060	85,306	97,836	99,768	86,561	77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	-4,875	-6.0
うちひったくり	973	1,331	1,568	1,871	2,420	2,179	2,190	2,166	1,957	1,352	-605	-30.9
うち万引き	32,176	36,264	48,313	50,944	39,429	36,779	38,804	40,511	38,648	38,865	217	0.6
知能犯	505	532	628	715	561	584	632	784	1,240	456	58.2	
うち詐欺	431	437	555	641	492	510	449	559	672	1,077	405	60.3
風俗犯	492	458	486	434	409	429	410	347	425	344	-81	-19.1
うち油断わいせつ	321	330	353	301	314	344	321	256	331	253	-78	-23.6
その他の刑法犯	27,452	30,221	33,631	36,950	36,023	31,609	35,915	39,556	45,115	43,603	-1,512	-3.4
うち占有離脱横領	24,413	27,217	30,349	33,212	32,072	27,110	30,965	34,263	38,547	37,194	-1,353	-3.5
人口比	12.5	13.7	16.1	16.9	15.6	14.9	16.0	16.7	17.5	16.8	-0.7	-

注：人口比とは、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づく、14歳以上20歳未満の人口1,000人当たりの刑法犯検挙人員をいう。

少年による犯罪

少年の刑法犯検挙状況

平成16年における少年の刑法犯検挙人員は13万4,847人で、前年に比べ9,557人(6.6%)減少している。罪種別で見ると、凶悪犯は628人(28.4%)、粗暴犯は2,917人(20.3%)減少し、知能犯は456人(58.2%)増加している。

人口比(国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づく、14歳以上20歳未満の人口1,000人当たりの刑法犯検挙人員をいう。)は0.7減少している。

図1 少年の刑法犯検挙人員の推移(警察庁 統計)

それが内から外へと表面化しているのではないだろうか。

ここで過去一〇年間の日本社会を震撼させた少年犯罪を二つ挙げてみる。

「神戸児童連続殺傷事件」

一九九七年、酒鬼薔薇聖斗と名乗る犯人が次々と児童を殺傷した事件である。殺人をゲーム感覚で行う犯人に日本が震撼した。

この事件の被疑者（犯人）は一七歳の少年であった。学校では孤独な存在であった。少年は小学生の時に身内の死をきっかけにして死に対して興味を持ち、猟奇的なビデオマニアであるとともに、小動物からやがてエスカレートして猫などの動物を殺し始めた。また、それが影響してか現実と虚構の区別がつかなくなり、人の命が尊いという認識が希薄化したのではないかと考えられる。

「栃木県中学校教諭刺殺事件」

一九九八年、栃木県内の中学校で生徒の行動を注意した女性教諭が、注意を受けた生徒が所持していたナイフで胸などを何カ所も刺された。また動かなくなった教諭に対し更に暴行を加え死亡させた。

この事件以降全国的に少年が「キレル」という事案がマスコミ等で相次いで取り上げられた。この「キレル」という背景には少年の日頃の家庭環境でのストレスの蓄積やテレビゲームの影響が指摘された。

最近では山口県の県立高校で三年生の男子生徒が授業中の教室に手製爆弾を投げ込み多くの生徒が負傷した事件などがある。この山口県の県立高校の被疑少年は、日頃無口で友達も少ないとのことである。この他にも世間を震撼させた少年犯罪が全国各地で発生しており、これらの事件の被疑少年の特徴として

○学校生活に馴染めず対人関係を築くのが得意でなかった。そのため友人もなく悩み等を相談できず、内向的である。

○家庭においても幼少時から保護者からの十分な愛情を受けることができず、生活上でのストレス発散の手段として猟奇的ビデオ・ゲーム、動物虐待へのめりこんでいった挙げ句、現実と虚構の区別がつかなくなっている。

○家庭において保護者から溺愛され、幼少時から少年が望むものは全て満たされ、「我慢」という言葉には無縁の生活を送っていた。そして、いつしか自己中心主義的なわがままな性格となっている。

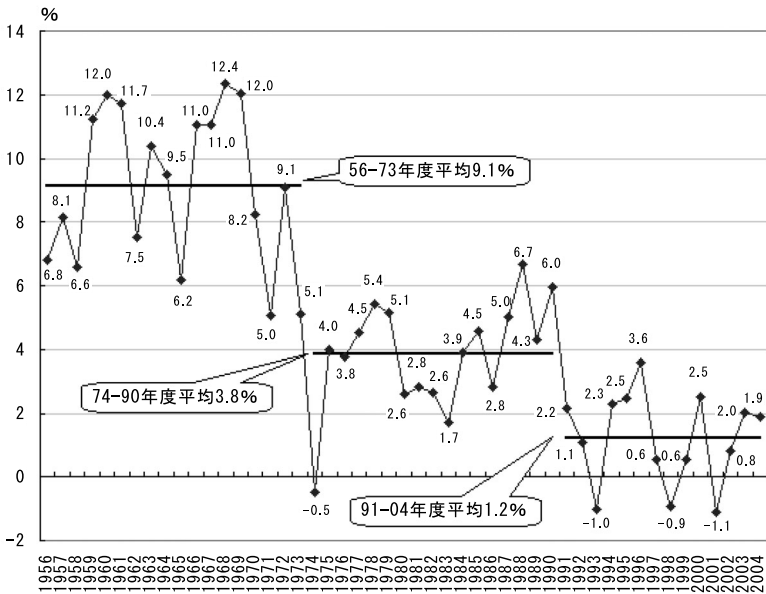
○情報が氾濫している社会において自己の欲する情報が安易に入手可能であり、自己の欲望を歪んだ形で満たすことが少年でも十分可能である。

○また、同じく全国各地で発生している少年犯罪がマスコミを媒体として入ってきて、自己確立が不十分な少年はその影響を受けやすい。

などが近年世間を震撼させた少年犯罪の背景として考えられる。

三 日本経済の停滞と家庭に与える影響

日本経済の推移の最も基本的なグラフとして経済成長率の推移が掲げられるが図2（内閣府資料）は実質GDP対前年度増減率を表しており一九五〇年代後半からの高度経済成長から経済成長率が段階的に低下してきているのがわかる。



(注)年度ベース。93SNAベース値がない80年以前は63SNAベース。95年度以降は連鎖方式推計。

2005年1-3月期 1次速報値 <2005年5月17日公表>

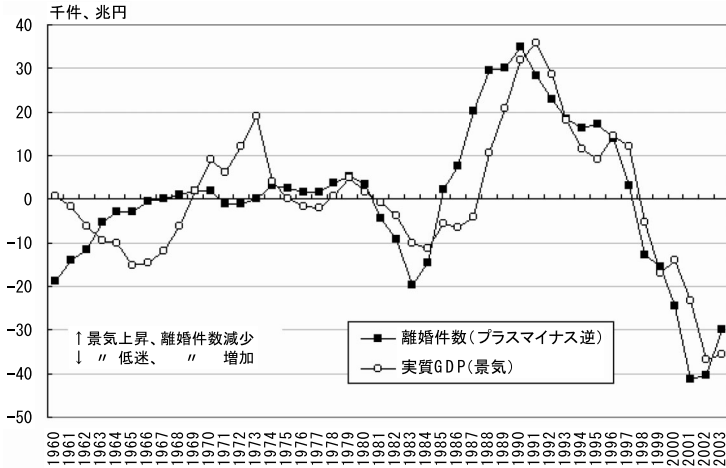
(資料)内閣府

図2 経済成長率の推移

現在の社会システムは個々の家庭や個人と密接に関係し、ひとたび社会のバランスが崩れると家庭のバランスが崩れる。近年の経済成長の悪化により、これまで日本の労働文化といえる年功序列の給与体系・終身雇用の崩壊が始まったのはその証拠である。

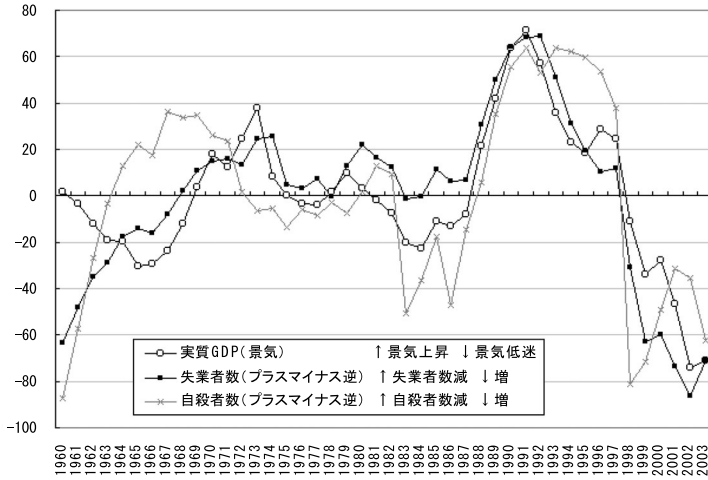
また、図3の離婚件数と景気の変動の相関はどうだろうか。一九七〇年代までは景気と離婚との関係は無いように見えるが一九八〇年代以降の推移は離婚の増減が景気の増減に先行して動いているのはつきりとみられる。

また、図3ほど明確では無いが図4の景気・失業者数・自殺者数の変動の推移からみても、失業者数、自殺者数も景気と連動しているのが分かる。



(注) 離婚件数及び実質GDPの傾向線(一次回帰線)からの乖離の推移を図示した。
 (資料) 人口動態統計(厚生労働省)、GDP統計(内閣府)

図3 離婚件数と景気の変動の相関



(注) 各指標値の一次回帰線からの乖離幅の推移である。実質GDP(10億円)、失業者数(万人)、自殺者数(人)のそれぞれの乖離幅について、0.002倍、-1倍、-0.015倍した数字である。
 (資料) GDP統計(03年は第2次速報値)、労働力調査、人口動態統計(03年は概数)

図4 景気、失業者数、自殺者数の変動幅の推移

つまり、経済悪化が両親の職の喪失や最悪、両親の喪失に繋がりがねないのである。

また、核家族の進行並びに両親の長時間労働により、子育てを放棄したのも同然の状態が続いているのではないか。少年から見ると、「お金はあるが、親に全然かまってもらえない」状態が発生しているのではないか。よく言われていることであるが、母親が「情緒の安定」、父親が「良心・善悪の判断」をもたらずといわれる。子供は常に身近である両親の背中をみて育つものである。その両親が恒常的に不在となれば少年にとって範を示す人物がいなくても同然である。

このように経済の変動は、ややもすれば少年に情緒の安定や良心・善悪の判断の欠如を引き起こす可能性がある。

四 家庭環境の変化と少年への影響

一昔前まではわが国の家族といえは祖父母または曾祖父母が健在で孫、曾孫が数人という大家族が一般的であった。そして家庭と職場又は仕事場が近くにあった子供達には父親の背中がよく見え、祖父母も含め、いろいろな大人が子供の面倒を見ていた。

では現在の一般的な家庭はどのような構成だろうか。いわゆるパラサイトシングル化による母親家族、または核家族の進行によって家庭の機能が一昔とは様変わりしてきている。かつてどの地域にも見られた近所づきあいは両親の長時間勤務や共働きによってなくなり、少年だけが家庭に取り残されている現状が進行している。

おそらく両親達は皆無となった近所付き合いに危機感を抱きつつも手間や時間のかかる近所づきあいを取り戻そうとはしない。

また、子供の教育にも同じような危機感を抱きつつも形と現れない子供教育は学校の役目と決めつけ、費用のかかる学費はなかなか捻出できないから止めておきたいと考えているのではないだろうか。

反対に、子供教育は家庭の役目と考え、学校の干渉は必要ないと考える両親も多いのではないだろうか。それにより少年への過干渉が生じ、少年の欲は自由に満たされ常に満足感の中で生活を送っているのではないか。

そのうえ、少年の人格を両親が決め込み人生のレールを両親がせっせと準備している状況が発生しているのではないだろうか。

少年は放任されれば、もっと自分をかまっけてほしいと考えるし、過保護、過干渉になれば、もっと一人の存在、一人前の人と見てほしいと反発を覚えるだろう。それが通常である。しかし近年その感覚さえ麻痺しつつあるように思える。

親が近所付き合いを避けるように、子供も人との付き合いを避け、両親に依存してしまう状況下で育った少年は社会集団の中で汗をかき働いたり、苦しいことを我慢せず避けるようになりニート現象や「WAN-T」と「N-E-E-D」の区別が付かない少年が発生しているのではないだろうか。

ここに興味深いデータがある。警視庁の統計によると深夜徘徊で補導された少年の数が平成六年に比べ平成一六年は数倍の約四万五、〇〇〇人となっており問題となっている。これを受けて青少年を対象とし

た「青少年の生活に関するアンケート」を実施した結果、中学生の家庭にあつては

「親とよく話す」

「困ったときは親に相談する」

「親はあなたのことを信頼している」

「家にいるとほっとできる」

の問いに非行少年がハイと答えた割合は一般の少年に比べ大幅に下回っていることが判明した。このことから、一般少年は非行少年に比べ親とのコミュニケーションが取れており家をほっとできる場所と感じている。

また、家族の育った時代背景はどうであろうか？いわゆる団塊世代の両親又はその後の好景気の真つただ中で育った両親を持つ家庭が多いのではないだろうか。彼らは高度成長期から好景気の日本で育ち、学歴・拝金主義、効率・利便追求主義の中で育った。

その環境の中で育ち、その大人に育てられた今の少年達は、知らず知らずその感覚を身につけたのではないか。

五 学校環境の変化

「ゆとり教育」の導入が始まり、小学校以前の幼児教育段階で子供の個性を伸ばす教育が盛んになった。幼児教育時の個性の尊重が良いか悪いかは別として、個々の個性を尊重するがゆえに、教員の言うことを

聞かない少年、集団行動を取ることができない少年が増加している。

また、子供を学校に預ける親の意識も変化しており、

「子供の躰は親の仕事で、学校の先生は勉強だけを教えればよい」

と考えたり、

「子供の躰や勉強を教えるのは学校の先生の仕事である。親には関係ない」

という親まで様々である。

学校に通う少年の意識も変化している。

少年の隣にいる子が転んでも

「転んだ子供を起こすのは先生の仕事」

と考え、クラス内の少年が学校を休んでも気にかけない、心配しない少年が増加している。つまり、両親が、普段の生活で利便・効率を追求する姿勢を見て育った少年は生活の中で自己の利便・効率を追求し、いつしか自己中心主義を身につけた。

教員は、学校に子供を預ける親の意識変化や自己中心的な少年の増加により、より繊細で緻密な指導が必要となっている。

六 原因と改善策

これまでに様々な環境から現在の少年に与える影響を考察してみると、家庭では人間として当たり前前

子育てを放置した放任主義、又は過保護、過干渉の状態が蔓延しつつある。

また、少年自身も放任・過保護・過干渉の状態に慣れ、その状態に疑問を持たなくなっている。そして、いつしか孤立した自己中心主義で、自分流に反する事には我慢できずに「キレる」ようになった。

一昔前まではよく屋外で見かけた近所の少年達は地域の少年を交えて集団でよく行動していた。そして、その集団の中では子供ながらに統制がとれ、先輩の事を聞き、たまには意見の対立から喧嘩もしていた。喧嘩が始まれば周りの友達が止めに入り、お互いが仲直りをしたりという光景がよくあった。そうするうちに、お互いの気持ちも理解でき、いつしか少年達の間には「和」ができる。しかし、両親が近所付き合いを避けるようになり、その影響で少年も近所の少年とは疎遠になる。そして、自分の家ですべてを満たそうとし、また満たされると勘違いして集団を形成しようとはしない。

少年犯罪の根本的な原因を探ると、少年の幼・小・中学生での人格形成が、その後の少年に大きな影響を与えている。そして、その人格形成に一番影響を与えやすいのは家庭での生活である。

現在、各地方自治体や関係省庁が少年犯罪に対して様々な施策を実施しているが、なかなか家庭まで巻き込んだ施策は難しいのが現状である。

ここで私が提案するのは、孤立した自己中心的な少年を減少させる施策である。先に述べたように今の少年達は学校以外の場所で集団を形成しようとはしない。しかし、見方を変えれば集団を形成しようとする環境が少ないのではないか。家の中で閉じこもるより家外において集団を形成するのが楽しいと思える環境を整備すれば、自然と少年達の集団ができるのではないか。

現在、学校以外で少年達が集団を形成している場所とは何があるだろうか。

例えば、学習塾や各スポーツクラブがそうでないだろうか。両者とも少年達の集団が形成されている。

しかし、学習塾は集団を形成してはいるものの集団形成の目的が個々の能力向上にあるため「和」の構力は少ないのではないか。

反対にスポーツクラブはどうであろうか。近年、国際的な競技になっている「剣道」を例に挙げてみる。剣道は数多くあるスポーツ競技の中で、日本の歴史・文化の中から生まれた数少ない国技の一つでもある。そして剣道が現在も我が国において数十万人といわれる競技人口がいる背景には理由があるのではないか。ここで注目したいのが剣道の理念と心構えである。全日本剣道連盟は、剣道の理念を

「剣道は剣の理法の修練による

人間形成の道である」

と説き、剣道修練の心構えを

「剣道を正しく真剣に学び

心身を錬磨して 旺盛なる気力を養い

剣道の特性を通じて

礼節をとようとび 信義を重んじ

誠を尽くして 常に自己の修養に努め

以って 国家社会を愛して

「広く人類の平和繁栄に寄与せんとするものである」

としている。まさに現在の少年達に欠乏しているものが理念や心構えに含まれているのではないか。

しかし、少年に剣道の理念や心構えを説くことは至難であろう。だが、生涯競技として続けることによつて、悟り得るところがあるからこそ大人から子へ、子から孫へと受け繋がれて今日に至ったのであろう。

だが、スポーツといえど種目は多岐にわたり、一概に特徴は挙げにくく、例に挙げた剣道とは理念も違えば、目的も異なるだろう。けれども、大半の種目は団体で競技し、仮に個人競技といえど大勢の周囲の人に支えられて競技している。テレビでよく放映されるスポーツ選手のインタビューでは常に自分の周囲の人に対する感謝の気持ち聞かれる。そこには現代の少年達に欠如している集団でしかなしえない概念と「和」が存在している。これは各スポーツの指導者に教えられて得たり、選手自身から自ずと芽生えたものであろう。

また、スポーツ以外の文化的集団にも同じことがいえると思う。

今の少年が置かれている状況を打破するためには、今後、教育機関と自治体がより緊密に連携し、中心となつて少年が集う環境を積極的に設ける必要がある。そして、その環境を国家をあげて奨励することにより、現在の少年達が抱える問題を解消し、少年犯罪を減少させることが可能であると考ええる。

社会の安全と環境を守る地域の形成

地方公務員

清宮 正人 (49)

環境という概念は大きく二つに分けられるという。一つは自然的環境であり、主に生物としての人間や、宇宙や地球のなかでのわれわれの生活のあり方を考えていくものである。この場合、環境問題といえは公害や産業廃棄物、鳥インフルエンザなどの理学的・病理的なものが当てはまろう。

もう一つは、社会的環境であり、われわれの生活を取り巻く社会的な諸問題を指している。今回の論文では、後者の社会的環境を中心に社会の諸問題を考えていきたい。

日本の対外環境

日本の社会を社会的環境から考える場合にもその切り口は様々である。国際社会での日本のあり方すなわち対外環境を考えれば、諸外国との関わりが主題となり、今日では、核や拉致問題で激しく日本と対立を続けている北朝鮮や、韓国などの東アジア問題が最も大きなテーマになろう。これら近隣諸国との間には、尖閣諸島や竹島問題などの領土問題が紛争の種になっているほか、靖国参拝問題や歴史教科書問題など数多くの課題が横たわっている。

これらの国と日本人の感覚が異なっているためか、一般の日本人にはなぜ近隣諸国がこれらの問題にとさらにこだわりを持ち続けるのか理解しがたい面がある。特に教科書問題については、一般の日本人には、中国や韓国の史観を日本に押し付けようとしていると感じられる面もある。

しかしながら、八月一五日が何の日か分からない若者が過半数を占めているという日本の状況も憂慮されるものである。

また、経済成長著しい中国の反日感情は極めて高まっており、「愛国無罪」のスローガンのもと、今年春に起きた中国各地での反日デモは記憶に新しい。こうしたことから、今後予定されている北京オリンピックや上海万博の成功すら危ぶむ声も一部には出ている。

中国潜水艦の領海侵犯や海洋資源問題、違法操業船を巡る海上保安庁と韓国海上警備隊とのにらみあいなど東アジアと日本を結ぶ日本海や東シナ海は波乱含みであり、近隣諸国との関係においては、自衛隊の

役割などを含め国防のあり方も考えていかなければならない。海外情勢と安全保障は今の日本の対外環境が抱えている最も大きな表裏一体のテーマである。

この問題はどうしても遠いところの議論ととらえがちであるが、二〇〇四年六月に成立した国民保護法では有事の際の住民避難マニュアル策定を地方自治体に義務付けており、住民の避難誘導等には消防団を初めとした地域自主防災組織に大きな役割が期待されているなど、国防問題も地域社会を含めた身近な課題となりつつある。

少子化問題

国内環境については、日本の未来という観点から見れば、人口問題、とりわけ少子化問題が最も心配されている課題である。合計特殊出生率は急速な低下の一途をたどり、とうとう一・二九を割り込むというところまで来てしまった。

政府や自治体の進める少子化対策は目に見えた効果を得られていない。児童手当の拡充や子育てと両立できる職場の形成といった施策では少子化に歯止めをかけるには限界があることは、筆者も以前から指摘している。少子化を防ごうと考えるなら、結婚しない方がいい、子どもは欲しくないという個人の価値観にまで踏み込んだ対応が必要である。

少子化の根本的な解決のためには、女性の社会進出が少子化につながっている面が指摘されていることから、女性の社会への進出を促そうとする男女雇用機会均等法の趣旨や男女共同参画社会の形成推進策と

の矛盾を解消する必要がある。極論すれば、少子化を食い止めることと女性の社会進出を促すことは相容れないものを持っている。

総務省の人口調査では、男性の人口が前年同期に比べて減少しているとの結果が出ており、本格的な人口減少社会の到来が間近に迫っていることが明らかになっている。人口減少の反面、世帯数は増えており、少子化によって家族構成も大きく変わっている。世帯数の増加は、核家族化の進展に加えて、高齢者の単独世帯の増加が原因であり、高齢者を支える若年労働者不足が深刻化し、少子化は日本の社会保障に制度の維持すらも揺るがしかねない影響を与えてきている。

少子化、そしてそれと密接な関わりを持つ高齢者単独世帯の増加は、地域社会のあり方にも大きく関わっている。

教育環境

少子化で子どもの数が減っているが、その子どもを必ずしも大切にしていないのが、現代社会ではないか。児童虐待が日常的に報じられ、自分の子はいかかわいものというかつての常識が覆されてきている。兄弟姉妹のいない家庭が増え、近所に同年代の友だちも少なく、不審者や変質者が日常的に出没する地域社会には子どもの居場所が本当に減ってしまったと感じる。

家庭、地域社会とともに、子どもを育てていくために非常に大きな役割を担っている学校も悲鳴を上げている。増加する一方の母子家庭・父子家庭や、日本語のできない外国人の児童など、今や学校には多種

多様な子どもがおり、家庭環境の把握や日本語の習得など、一人ひとりの子どもたちに十分に対応するために教員に求められる力量はかなり大きい。

しかしながら、この重圧に耐え切れないいわゆる指導力不足の教員は増加の一途をたどっており、二〇〇四年度では過去最多の五六六人が報告されている。うつ病などの精神疾患にかかる教員も増加していると言われ、体罰やセクハラやわいせつ行為に走る教員も増えている。教員一人ひとりが職業に対する誇りと倫理観をあらためて自覚しなければならぬ。

学校に侵入した不審者に対する取り押さえ訓練が教員の大事な任務になっていることは、何とも寂しい限りである。警備については専門の業者に委ねるなどの措置をとり、教員の負担を減らし、教員が憂いなく教育や生徒指導に取り組める環境の確保が大事ではないか。

少子化時代の子どもたちを大事にしていなと思う象徴が、ゆとり教育である。子どもを受験戦争や塾通いから解放し、ゆとりを持たせるはずの施策が子どもたちに「勉強しなくてもいい」というメッセージを与えて学力低下につながってしまった。「僕たちはモルモットではない」ある学校で行われたスクールミーティングで、文部科学大臣に対してこう発言した子どももいる。当事者はその重みを真剣に受け止めるべきだろう。

学校完全週五日制を導入し、学習時間を減らすとともに、学習内容まで削減し総合的な学習の時間を導入する、量と質を合わせて低下させるこの施策には当初から疑問の声が多かったが、国際比較において学力低下が顕著に表れているように、やはり子どもに対する悪影響は大きかったようだ。

学校は学習時間を確保するために必死の努力を続け、子どもたちが楽しみにしている研修旅行や運動会などの行事を簡素化したり、始業式・終業式の日の授業実施、夏期休暇の削減など、授業時間の数合わせに追われているように思える。また、新たに組み入れられた「総合的な学習の時間」のカリキュラムを考えるための教師の負担も非常に大きい。

筆者は国がゆとり教育から学力の増進にかじをきり直したことを大いに評価するものであるが、近い将来、世界に引けをとらない学力をつけることを重視するとともに、子どもたちからは比較的人気の高い小学校の総合的学習は継続する価値があると思う。それには、学校週六日制を復活し十分な学習時間のなかで取り組んでいくことが重要だと感じる。

結局のところ、ゆとり教育は、学力低下を懸念する子どもたちを、多種多様な児童生徒に対応することが求められている公立学校から、一定の水準が確保されている私立学校へ移動させる速度を速めたのである。

また、地域社会も子育て支援について期待されている役割を十分に果たせない環境にある。共稼ぎで社会活動の時間のない親が増え、PTAや子供会活動などは、地域に地盤のある自営業者や農業者、市町村役場などに勤務する公務員に頼らざるを得ない状況にあるが、小売商業の不振や営農者の減少、公務員の勤務状況に対する社会批判の高まりなどから、こうした篤志家が活動しにくくなっていることも見逃せない。また、会費の納入が困難である、役員にされるのが嫌だ、等の理由により子供会に加入しない人も増えており、地域での子育て支援の取り組みは現実的には極めて難しくなってきている。

子どもは家庭・学校・社会が育てるものというものは理想ではあるが、子育てのできない家庭が増え、家庭に代わる子育ての役割を果たせない地域社会が増えている。短期的には学校や幼稚園などの教育機関、保育園などの保育機関が家庭や地域の対応しきれない部分の役割を補完することが求められており、これらの施設面、ソフト面での一層の充実が必要である。そして、長期的には家庭や地域社会が子育てを十分にできる環境や機運の醸成が不可欠である。特に、地域社会は教育や育児についても重要な役割を担っている。

雇用環境

さらに、日本社会を取り巻く環境のなかで懸念されるのが雇用問題である。日本の失業率は、一時の五・五%前後から四%台に減少し、景気は踊り場を脱却したと言われるが、まだまだ地域経済を中心に景気回復の実感には乏しい。リストラが進み、中高年の自殺者が年間三万人を超える高水準で推移するなか、河川敷や公園にはホームレスの姿が普通に見られ、治安上も心配されている。

特に憂慮されるのが、若年無業者、いわゆる「ニート」の問題である。仕事にもつかず、教育も受けず、仕事の訓練も受けていない、こうしたすべてに意欲を失った若者が増えており、引きこもりや凶悪犯罪、女性監禁などの異常性のある犯罪や性犯罪に走る場合も少なくない。現代がいかに若者にとって生きる目標を抱きにくい社会かが如実に示されているようだ。

収入もない無業状態で生活をしていくことがどうして可能なのだろうか。一つにはこれを可能にしてい

る親や祖父母の姿勢があるのではないだろうか。

自分の生活水準を落としても子どもにはお金をかける親、そして、年金制度のもとで、金銭にゆとりのある年寄りが子や孫のニートを養っているというのが現在の姿ではないだろうか。やがて、そうした経済的な庇護者が亡くなり、ニートを養うものが今度は公的な生活保護に移行する。ニートの年齢の上昇に従って、今後、生活保護費の急速な拡大が懸念されるとともに、ホームレスの一層の増加が予想されている。子離れできない親の存在がこの問題の根本の一つだ。

まじめに働いている者が老人を介して結果的にニートを支えているというのは奇妙な構図である。毎日のように報道される振り込め詐欺や悪質リフォームで、金銭をだまし取られるお年寄りが後を絶たないが、多額の現金でも老人が比較的容易に調達しているところを見ると、実のところ経済的にゆとりのあるお年寄りが多いのではないか。現在の高齢者に厚い富の配分に再考の余地があるのではないかと思わざるを得ない。

雇用問題については、年金や各種福祉制度を支える労働力の不足を心配する人も多く、外国人労働者を積極的に受け入れるべきとの議論もよく聞くが、外国人労働者に対する社会保障の充実や権利の付与が十分に整理されないままに受け入れることは大きな人権・社会問題につながる可能性がある。さらに、民族や宗教の問題が国内に持ち込まれ、国際テロ組織の温床となる危険が増すことも確実であり、外国人労働者の受入れには慎重に取り組むべきだと考える。

労働力の確保については、何よりも働く意思のない現在の日本人の若者をどうするかが喫緊の課題であ

ろう。このままでは、近い将来、日本の社会の中核は外国人が担い、日本人はその働きによる生活保護で細々と暮らすという何とも情けない状況につながりかねない。外国人が主役となる将来の日本の社会は、現在の大相撲における外国人力士の活躍にその先駆的な姿を見る思いがする。

つまり、ニートと外国人労働者の問題は緊密に関係しており、将来の日本と日本人のあり方が厳しく問われる課題であるということである。日本人が日本を支えるということの基本に置くのか、日本という国が存続すればそのリーダーや中核は外国人でもいいとする方向に転じるかの選択であり、筆者は前者の立場に立つものである。

格差の時代と治安

今、日本はかつての一億総中流意識が崩れ、貧富の二極分化が進んでいるという。コンピュータソフトの開発やインターネット取引で想像もつかない金銭を得るIT長者と言われるような一握りの人たちと、ニート、フリーター、ホームレス、会社の倒産やリストラに怯える多数の低所得者層に分かれてきているということだ。

金銭面だけでなく、子どもの教育面でも学習意欲を失った多くの子どもと、有名学校を目指す少数の子どもたちに分かれるという。

「希望格差」と言われるように、若者の希望も二極分化しているという。さらに、勝ち組と負け組という言葉も流行語になっており、日本の社会は少数の成功者と大多数の失敗者に急速に分化しつつあるよう

だ。

こうした社会環境を背景に、日本の社会は急速に治安が悪化している。空き巣や自転車窃盗などの比較的軽微な犯罪は日常的に起こっており、閑静な住宅街であっても凶悪な強盗殺人事件とは無縁ではいられない。「一家皆殺し」などの文字も新聞の見出しには普通になっており、善良な市民が落ち度もなく犯罪の被害者になつてもおかしくないような時代になっている。

特に憂慮されるのが、外国人による犯罪の多発である。もちろん外国人すべてが犯罪に関係あるということではなく、真面目で温厚な人たちが大半であると信じるが、なかには人の死が日常的な戦乱の国からやって来た人もおり、生死観そのものが通常の日本人とは異なっている場合がある。相手のことをよく知らないうちに性善説のみで接するのは特に外国人の場合危険である。宗教や風俗、政治情勢など相手の国やその人自身について、まずよく知ることが必要である。犯罪に巻き込まれないためには、自分自身でもそれ相応の備えは必要だ。

また、青少年による凶悪犯罪も増加している。特に引きこもりの青年が家族を殺害したり、女性を監禁したりする事件や快樂殺人などの異常な事件が最近顕著に目に付く。また、学校が舞台になる犯罪も多い。これらを見ると先に考察してきたように、教育や雇用の問題のひずみが看過しがたい段階に来ているのだと感じざるを得ない。そして、ゲームの世界への傾斜がインターネットや携帯電話と結びつき、実際の社会に投影されたときにこれらの事件につながっているように思われる。

犯罪の防止には地域社会の協力が不可欠である。地域社会がうまく機能するためには、地域社会を構成

する各家庭や個人の状況をお互いに知ることが不可欠である。よく知った人たちの中に紛れ込んできた異分子を近隣社会が警戒することで防犯につながるのだと思う。

しかしながら、アパートやマンションなどに代表されるように、最近では近所の住人に関する情報が得にくくなっている。特に、わずらわしい近所付き合いを拒む人が増えており、さらに個人情報保護法が成立し、町内会や子供会の名簿を作ることすら困難になってきている。メンバーのプロフィールも分からないまま、地域社会に共助機能を求めるのは無理があるのではないか。

各種詐欺事件や不正勧誘、悪質リフォームの横行など個人情報保護を必要とする事案が増えているのも事実であり、悪用される恐れのある住民基本台帳の閲覧などは厳格に制限し、個人情報を悪用した犯罪には厳罰で臨むことが必要であるが、共助のために近隣の情報が真に必要な場合には必要な情報を提供することも大事ではないか。

例えば、地震や火事などの災害発生時に、隣の家の家族構成や勤務先などが分からない状況では、近隣の人たちが被害状況を把握することを初め、必要な救助や連絡もできない恐れがある。

ちょうどこの論文を執筆している八月三日付けの読売新聞で個人情報保護の過保護による匿名社会の進展に警鐘を鳴らす特集が行われたが全く同感である。地域のきずなが必要とされているときにそのきずなを壊していかうとする流れは理解しがたい。

地域社会への期待

これまで見てきたように、日本の社会を取り巻く社会的環境は大変厳しいものがあり、今後ますます悪化していくことが予想される。国防を含む対外環境、少子化の進展、教育問題、雇用問題、治安問題などの国内環境に対応するために大きな力となるのが近隣を含む地域社会である。

この重要性に気づいている人も多く、一部の地域ではお祭りなどのイベントのほか、自警団や防犯パトロールなどを含むコミュニティ活動を積極的に展開している例も多い。テレビ番組のタイトルである「ご近所の底力」という言葉が一種の流行語になっているのもそのためであろう。地域を自分たちの手で作り上げ、自分たち自身の手で安全・安心のまちづくりを進めていこうというこれらの活動は素晴らしいことであり、今後も継続・発展させていく必要がある。

地域社会の変化

かつて、日本全国で「むらおこし」や「まちづくり」が叫ばれ、地域社会や地方自治体が非常に活気付いていた時期があった。これは、昭和六二年に閣議決定された「第四次全国開発計画」によるところが大きい。この計画では、目標の大きな柱として、昭和五〇年代後半から顕著になった東京圏への各種機能や人口の集中を是正し、多極分散型国土を形成していくことが挙げられていた。

これを受けて当時の竹下内閣は、「ふるさと創生事業一億円事業」を打ち出し、市町村一律に一億円を交

付するというユニークな事業を行った。「ばらまき行政」との批判はあったものの、各地方自治体では人材育成、国際交流、文化振興、観光リゾート開発、イベントなど様々な事業に取り組み、さながら地域活性化に関するアイデアコンテストの様相を示した。

これに連動して、各省庁でもそれぞれ地域活性化を促進する事業を創設したが、なかでも注目すべきは自治省が行った「まちづくり特別対策事業」に代表される地域総合整備事業債（地総債）事業である。簡単にいえば、わずかな頭金があればあとは借金で事業を行うことができ、しかも借金の返済の大部分は国が肩代わりをしよう、という地方債と地方交付税を連動させた事業である。地域の目玉づくりを模索していた地方自治体にはかなり魅力のある制度であり、文化ホールやスポーツ施設、観光施設などが多くの市町村で建設された。

また、農協や商工会・商工会議所、青年会議所、有志のまちづくり組織などもそれぞれ特産品の開発や誘客に取り組み「日本も労働時間を短縮し余暇・リゾート時代に入った」という声に後押しされ、地域社会が活性化し、近い将来の「地方の時代」の到来を多くの人が信じていたと思う。まさにバブル時代である。

しかし、そのバブルがはじけ日本の社会は大きな転換を余儀なくされた。景気の悪化とともに税収は大幅に落ち込み、国の財政状況が急速に悪化したのである。景気は低迷し、余暇時代の到来どころか、リストラの推進、ホームレス・フリーターの増加という生活にゆとりのない環境に転落していったのである。

こうした経済状況の悪化は右肩上がりの時代を想定して作った各自治体の施設にも大きな影響を与え、

利用者の激減や維持・補修費の増加などは多くの自治体の財政に深刻な影響を与えている。テーマパークやリゾート施設のなかには、閉鎖、倒産に至った例も多い。バブル時代の象徴とも言われるリゾート法は完全に破綻している。

国では、国の権限を市町村に与えることで財政危機を乗り越えようとし、地方分権一括法に基づいた権限委譲を進めるとともに、補助金削減・地方交付税削減・税源移譲を柱としたいわゆる三位一体の改革を進めているところである。そして、権限委譲の受け皿となる市町村を一定の規模にするため、市町村合併を強力に進めてきた。

現下の厳しい経済情勢にかんがみれば、市町村合併は進めていかなければならない課題であるが、問題となるのは「ふるさと創生」事業などを契機にせっかく育ちつつあった地域のアイデンティティづくりが大きく後退することになったことである。

特に、過疎地においては、市町村合併によって役場の体制や権限が大幅に縮小され、投資の費用対効果から見て、効率化という名目で切り捨てを余儀なくされる部分が増えてきている。郵政改革の議論においても、特に過疎地からは深刻な懸念の声が多い。

この結果、多くの過疎地は医療・福祉、買い物など多くの面で不自由化が進み、高齢者にはもはや生活が不可能な地域になってきている。こうして、地域間の差は大きくなり、ここでも二極分化が進んでいく。高齢者がますます増えていくなかで、医療機関や福祉機関が整備され、お年寄りが歩いて買い物ができる環境が整った町が住みやすい町と評価されるが、その整備がなされている町とそうでない町の格差が広

がってきている。

こうしたことから、地方の不便な暮らしや大きな家を維持していくことが困難になった人の都心回帰が進み、都心と地方との格差はより拡大している。

新たな地域環境づくりのために

かつてのまちづくりでは、市町村がその主体となったり、産業団体や住民団体が市町村と連携して取り組んでいた例が多い。過疎地であっても、大きな産業がなくても、知恵で勝負をしようとする気概のある市町村がたくさんあり、国や都道府県もそれらを財政的にも指導・助言の提供の面でも支援しようとする取り組みが進められていた。

だが、平成の大合併が進められている現在は、人口三〇万人以上の中核市や、二〇万人以上の特例市が理想的な規模と言われ、小規模の市町村を取り巻く環境は厳しくなってきた。合併に伴う財政的な優遇措置は終了したが、平成の大合併は今後も進められ、さらに小規模自治体が生き残る道は狭められていくだろう。

国や都道府県は「小さな政府」の実現をより目指していくに違いない。市町村合併が一段落した後は道州制論議が熱を帯び都道府県の広域化が進むに違いない。市町村も規模が大きくなることよって地域の隅々まで目が届かなくなっていくだろう。住民の都道府県や市町村に対する愛着や帰属意識は薄れていくことと思われる。

反面、地域に求められる役割はさまざまな分野で拡大していく。これに対応するためには、都道府県や市町村の限界を見極め、住民自らが地域のことを考え、地域環境を守っていくことが必要である。

広域化した市町村に愛着が持ちにくいとするなら、小学校区単位ぐらいから旧市町村単位ぐらいが最も地域アイデンティティを共有できるのではないだろうか。市町村行政に代わって、小単位の地域自治コミュニティ組織やボランティアグループ、NPOなどが地域活動を推進する力を発揮することになる。こうした組織をうまく作り上げ機能させる力を持った地域が今後の日本をリードできるモデルとなるだろう。

国や地方自治体はこうした地域組織がうまく、そして主体的に機能していくような仕組みづくりを考えるべきであり、構成メンバーの把握すら困難にするような匿名社会の推進には慎重になるべきではないか。過剰なプライバシーの保護は再考する必要がある。

だからと言って監視社会の形成を進めるべきでないことは言うまでもない。江戸時代の五人組制度や戦中の隣組制度のように過剰に他人の生活に入り込みプライバシーを踏みにじるようなことのないように配慮することは当然である。個々人のプライバシーに配慮しつつも、地域の共助協働を進めていくための施策が今最も求められているのではないか。

われわれの生活のさまざまな社会的環境に関わりを持った良好な地域社会の形成こそが社会の安定につながり、地域の安全を確保する有力な手段となるだろう。そして、それは住民自らの手で行われるべきであり、地域環境の整備を行政に頼る時代はもう終わったのかも知れない。

治安の回復に向けた環境作り

— 『社会の安全と環境』をいかに考えるか—

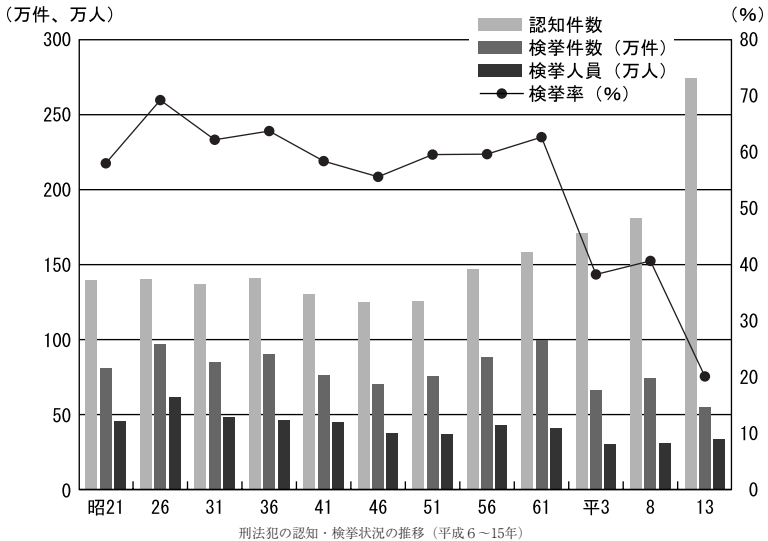
群馬県伊勢崎警察署
刑事第二課 警察官

高野麻由子 (28)

一 現状について

(一) 近年の犯罪発生状況

今、日本中が体感治安の悪化を実感している。コンビニ強盗や路上強盗、ひったくりといった凶悪犯罪が日常的に発生し、新聞やテレビ等でこうした事件の報道を目にしない日がない。



区分	年次	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
認知件数 (件)		1,784,432	1,782,944	1,812,119	1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136
検挙件数		767,844	753,174	735,881	759,609	772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319
検挙人員 (人)		307,965	293,252	295,584	313,573	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602
検挙率 (%)		43.0	42.2	40.6	40.0	38.0	33.8	23.6	19.8	20.8	23.2

図1 刑事犯の認知・検挙状況の推移 (平成6～15年)

事実、刑法犯の認知件数は、平成八年から平成一四年まで七年連続で戦後最多を記録、平成一五年は二七九〇一三六件で、六万三、六〇三件（前年比二・二%減）減少しその増加傾向に歯止めが掛かったものの、依然として一四〇万件前後で推移していた昭和期の約二倍の水準にある。

図で見ると、刑法犯認知件数が右肩上がり、検挙件数及び検挙人員が左下がりになっていることがわかる。

平成一四年の刑法犯認知件数二八五万三、七三九件をピークに、平成一五年からは若干減少に転じているものの、依然として高水準で推移しているし、特にここ数年で、路上強盗、ひったくりの認知件数が急増している点が重要なポイントである。

というのも、一般市民の立場からすれば、

243 治安の回復に向けた環境作り
 ―『社会の安全と環境』をいかに考えるか―

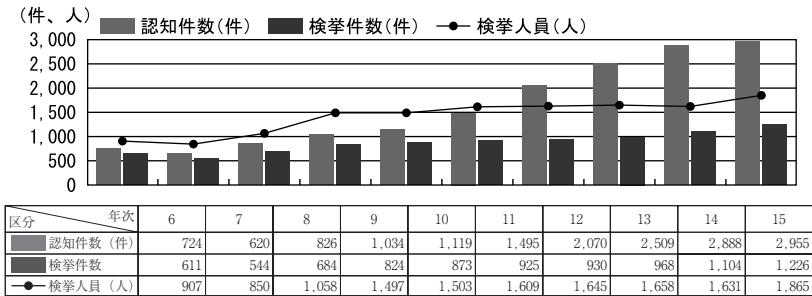


図2 路上強盗の認知・検挙状況の推移(平成6～15年)

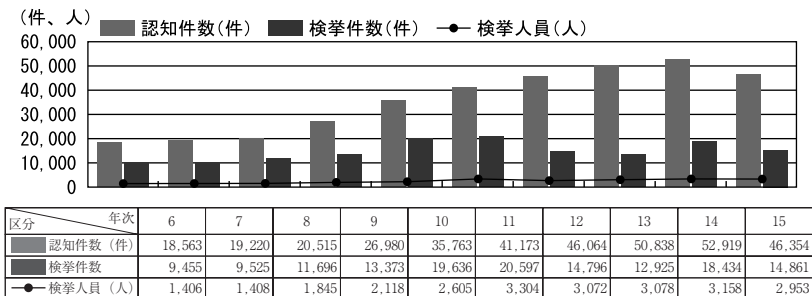


図3 ひったくりの認知・検挙状況の推移(平成6～15年)

銀行強盗やコンビニ強盗のような、重要凶悪犯罪が恐ろしいのは当然ながら、それよりもっと身近で不安に感じるのは、こうした路上強盗やひったくりといった犯罪だからである。いつ自分が被害者になるかわからない、どこで被害に遭うかわからないという不安が、体感治安の悪化を招いてしまうのである。

こうした犯罪は、空き巣や車上狙いなどの犯罪とは違い、直接犯人と接触して被害を受けるものであり、犯人と実際対峙する恐怖は、例えば犯人が逮捕されたとしてもそう簡単には忘れられないだろう。

また、こうした単発の犯罪だけではなく、近年増加傾向にあるものに、

組織的に敢行される自動車盗、ここ一、二年で急増した振り込め詐欺（いわゆるオレオレ詐欺・融資保証金詐欺・架空請求詐欺）など、暴力団や外国人窃盗グループといった大規模な組織による犯罪も多発している。

この他、外国人犯罪の急増も我が国の重要な懸案事項である。

国際化に伴って多くの外国人が来日するようになり、また安い労働力の確保という観点からも安易に外国人労働者を受け入れてきた結果、多くの不良外国人を抱えることになり、いくら摘発して母国に強制送還しても、特に彼らに罰はなく、再び名前を変え旅券を偽造し入国するケースも後を絶たない。

始めから働く目的で入国し、在留期間が過ぎても不法に滞在し続け、犯罪に手を染めるものも多い。

（二）近年の検挙状況

次に検挙の状況を見てみると、刑法犯の検挙件数は、平成五年以降七〇万件台で推移していたが、一二年に大きく減少して五〇万件台に落ち込み、一三年も更に減少した。しかし、一四年以降は連続して増加し、一五年中は六四万八、三一九件（前年比九・四％増）であり、刑法犯の検挙人員は、平成に入り三〇万人前後で推移していたが、一三年以降は連続して増加し、一五年中は三七万九、六〇二人（前年比九・二％増）で、平成に入り最多となった。

検挙率は、昭和期には概ね六〇％前後の水準であったが、平成に入ってから低下傾向にあり、一三年には一九・八％と戦後最低を記録した。

検挙の中でも特徴的なことは、街頭犯罪のうち、路上強盗とひったくりの検挙人員の約七割が少年であ

245 治安の回復に向けた環境作り
 — 『社会の安全と環境』をいかに考えるか—

表4 凶悪犯少年、粗暴犯少年の検挙人員の推移（平成6～15年）

区分 \ 年次	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
凶悪人（人）	1,382	1,291	1,496	2,263	2,197	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212
強盗	911	856	1,068	1,675	1,538	1,611	1,638	1,670	1,586	1,771
粗暴犯	14,655	15,449	15,568	17,981	17,321	15,930	19,691	18,416	15,954	14,356

表5 触法少年（刑法）の補導人員の推移（平成6～15年）

区分 \ 年次	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
刑法犯総数（人）	23,811	22,888	23,242	26,125	26,905	22,503	20,477	20,067	20,477	21,539
凶悪犯	185	188	172	167	182	173	174	165	144	212
殺人	2	2	1	1	2	1	0	10	3	3
強盗	22	17	14	26	28	33	30	25	25	29
強姦	19	4	6	8	5	12	15	5	14	14
放火	142	165	151	132	147	127	129	125	102	166
粗暴犯	1,520	1,374	1,275	1,525	1,455	1,507	1,869	1,696	1,613	1,467
窃盗犯	18,715	18,016	18,189	20,745	21,493	16,968	14,840	14,128	14,257	14,448
その他	3,391	3,310	3,606	3,688	3,775	3,855	3,594	4,078	4,463	5,412
占有離脱物横領	2,262	2,228	2,442	2,509	2,628	2,773	2,287	2,682	2,825	3,592

表6 路上強盗とひったくりの少年の検挙人員の推移（平成6～15年）

区分 \ 年次	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
路上強盗（人）	612	615	791	1,178	1,098	1,111	1,122	1,103	1,027	1,227
ひったくり	835	973	1,331	1,568	1,871	2,420	2,179	2,190	2,166	1,957

ると言うことである。

凶悪犯少年、粗暴犯少年の検挙人員は増加傾向にあり、触法少年（刑法）の補導人員は平成一〇年の二万六、九〇五人をピークに減少傾向にあるものの、強盗、放火といった凶悪犯については減少しているとは言えない。

一五年中に路上強盗で検挙した少年は一、二七七人で、二〇〇人（前年比一九・五%増）増加し、平成に入り最高を記録した。成人を含めた全検挙人員（一、八六五人）の約七割を占めている。

また、ひったくりで検挙した少年は一、九五七人で、二〇九人（前年比九・六%減）減少したものの、これも成人を含めた全検挙人員（二、九五三人）の約七割を占めている。

(三) 考察

こうした、ここ最近の犯罪発生状況や検挙状況を見るに、やはりポイントは外国人と少年ではないかと思う。

ひつたくりや路上強盗といった街頭犯罪が急増し、検挙してみれば少年が七割を占める。また、これも同じく街頭犯罪だが、組織的に敢行される自動車盗は外国人窃盗団と日本の暴力団が絡んでいるというような事情を考えると、少年犯罪をいかに減らすか、そして不良外国人をどのようにして本国に入れないかを考えることが、最終的に犯罪の発生率を抑える重要な鍵ではないかと思うからだ。

犯罪の低年齢化と簡単に言うが、インターネットの影響だとか、本の影響だとかで簡単に殺人事件を起こされるような社会であつては困るし、ましてや遊び半分でひつたくりや路上強盗といった凶悪犯罪に手を出すようでは困る。

また、いくら日本の刑罰が軽いからといって、犯罪を犯すために在留資格を捏造、又はあらゆる手段方を駆使して日本に入国し、自動車盗やら空き巣やら、やりたい放題やられては法治国家として日本の立場がない。

そこで、なぜこれほどまでに少年犯罪、外国人犯罪が増加してしまったのか、また、これらの犯罪を減らせるためには何が必要なのか、社会の安全⇨治安の回復という観点から、「環境」という言葉にこだわりのながら考えていきたいと思う。

二 現状に至る原因と解決方策

(一) 犯罪の低年齢化

犯罪の低年齢化が問題になっている昨今、未成年、特に小・中学生が猟奇的な殺人事件や凶悪犯罪を起こせば、各マスコミはセンセーショナルな見出しを付けては大騒ぎし、数ヶ月経てば何事もなかったかのようにきれいさっぱり話題にすら上らない。

こうした状況がここ数年特に顕著であるように思う。

事件が起こる度に、子供達を取り巻く家庭環境、インターネット、学校教育、躰等々の悪者がピックアップされ、攻撃の矢面に立たされては消え、話題に上っては消え、結果として何も解決されないまま次の事件の発生を待っているのが現状ではないだろうか。

確かに、原因追及の話題に事欠かないくらい多くの要因が複雑に絡み合い、これといった原因を一つに絞れないからこそ、画期的な解決策も見いだせないのだろうと思う。

原因を考えていたら、二〇数年前、私が小学生だった頃を思い出した。

そのころ、私の周りには学級崩壊という言葉はまだ無く、実は知らなかっただけかもしれないが、少なくとも身近な問題ではなかった。

授業中に訳もなく席を立って教室をふらふらしたり、何日も学校に来なかったり、そういうことはありえなかった。

悪いことをすれば先生に叱られることもあり、時にはげんこつをしたり、教科書等で頭を叩いたり、極端な例では小さい物差しで頬をぺちっと叩く先生もいた。

仲間はずれもいじめもそれなりにあつたけれど、それでも「崩壊」はしていなかった。

ところが今はどうだろうか。

子供の人權を尊重し、体罰を徹底的に排除して、子供の自主性を重んじた教育の結果、逆に崩壊を招いてはいまいか。

子供に権利ばかりを教え、権利の裏側に義務があることを教えなかったのではないかと私は思う。

子供の自主性に任せるのと、好き放題にさせるのは全く意味が違うし、自主性に任せるということは、自分の判断に基づく行為の責任をある程度追及される事だという図式をきちんと教えなければ、子供に分かるはずがない。

子供を取り巻く空間的な環境には、大きく分けて家庭、学校、地域があるが、そのどれもが、子供を育てるといふ作業を放棄してしまっているように感じることがある。

共働き核家族の割合が増加したり、生活様式の多様化などに伴い、一昔前であれば、家庭でしっかりと教えられていたはずの基本的な躰が成されないまま、幼稚園や保育園、そして小学校という社会へ出てしまふ子供達が増加する中、一方の学校は学校で、基本的な教育は家庭で、というスタンスは変わらないし、下手に教育問題で生徒の両親とトラブルなどを起こせばかえって面倒なことになるといふ面もあるという。

では一体子供はどこで躰をもらえるんだろうと疑問に思う。

その疑問に答えてくれたのが、食事に関する教育と言うことで「食育」という言葉だった。

食事に関する教育という意味か、食事を通じての教育という意味か、とにかく、きちんとした食生活を送ることがきちんとした生活に繋がるということを学校で小さいうちから教え込んで、将来に備えようという目的らしい。

少し前、「キレる子供」というフレーズをよく耳にした。

きちんとした食生活を送っておらず、極端に忍耐力に欠けていたり、集中力がなかったりして感情を爆発させてしまう子供を言うのだが、中には、給食以外でまともな食事を取らない、取れない子供達もいるといい、こういう子供達を少しでも減らそうと、食生活の大切さを学校で教えることにしたという。

ここで重要なことは、本来、食事に関するお願い、例えば「朝晩の食事をきちんとつくってあげましょう」とか「栄養のバランスの取れた食事を考えましょう」等ということは、親に言うべき事であって、子供達に言うことではないのに、敢えて子供達に教えているという点だ。

その真意は、生活スタイルや考え方の確立してしまった大人達に、今から食育や躾について指導、助言してももう手遅れだから、今後を担う子供達に直接、食事の大切さを教えようという試みらしいと何かの記事で読んだことがある。

このように、原因を追及すればキリがないが、そもそも現在の少年犯罪の元を辿れば、それは親の世代、更にその親の世代に責任があるのであって、犯罪を犯した者達やその周囲の現在の環境だけに問題を探するのは間違っていると思う。

しかしながら、恐ろしい勢いで増加する少年犯罪は、何が何でも食い止めなければならぬし、今まさに歯止めを掛けなければ、本当に日本は崩壊してしまうのではないかとという危機感さえある。

戦前のように、ある意味で、教育や躰が一定の軸に向かって道筋が出来ていた頃と違い、戦争に負け、それまでの教育方針を全て方向変換せざるを得ない状況になった。

それまで一本だった道筋が、あらゆる方向へ分裂して、個人主義だとか個人の権利保護だとかが最重要視されるようになった。

確かに、戦前の教育には、国民を戦争に向かわせた軍国主義的な教育があったかも知れないが、それを排除することと、日本古来からの礼儀正しさだとか、誇りだとかそういうものまで全て無くしてしまうことは別問題ではないかと残念に思う。

崩壊は一瞬だが、それまで積み上げられてきた精神的なものは、何年も何十年も何百年もかけて形作られてきたものである。それを、これからまた徐々に作り直して行くことが、少年犯罪を減少させる遠回りだが近道ではないかと思う。

「食育」という動きが出てきている今、同様に、基本的な礼儀や躰は、本当に小さいうちから、学校なり社会なりできちんと教育できる仕組みを確立すべきである。

少なくとも学校では、きちんとした礼儀作法、公衆道徳を徹底的に教え、例えば家庭でそれが蔑ろにされたとしても、繰り返し繰り返し叩き込むことで体が覚えてしまうくらいの教育・躰が必要だと思う。

それも、本当に小さいうちが特に有効であると思う。

私の知り合いの中学校教諭が、ある学校に赴任した際、あまりに生徒が荒んでいて無気力で、懸命の働きかけに対しても反応がない、でも何とかしたいと奮闘したものの、どうにも変えることができず、小学校で教鞭を執る決心をした。中学校ではもう遅すぎる、と感じたからだそうだ。

これは、たった一人の意見であるし、それが全てではないが、現在の子供の様子を見て、教師が感じた絶望感を知ることができた。

だからこそ、物心が付くころから、幼稚園や保育園でだっていい、子供がまっさらなうちからの徹底的な躰が重要だと思う。

英単語をいっぱい知っているより、悪いことと良いことの区別ができるほうがよっぽど社会のためになる。

「ゆとり教育」はどうやら失敗に終わってしまったようだが、今回は「躰教育」と銘打って教育改革を試みたらどうだろうか。

三年や五年で成果の出るものではないが、だからこそ早く始めないと、いつまで経っても今のまま、若しくはもっと最悪な状況になるかもしれない。

私は、子供の教育環境・生活環境の改善により、少年犯罪を減少させ、昔の日本人の心を復活させることができればと考えている。

(二) 来日不良外国人の増加

次に、治安悪化のもう一つの原因である、外国人犯罪について考えてみたいと思う。

表7 国籍・地域別の不法残留者数の推移(平成14～16年、各1月1日現在)

区分	年次	14	15	16
計(人)		224,067	220,552	219,418
韓国		55,164	49,874	46,425
中国		27,582	29,676	33,522
フィリピン		29,649	30,100	31,428
タイ		16,925	15,693	14,334
マレーシア		10,097	9,442	8,476
中国(台湾)		8,990	9,126	7,611
インドネシア		6,393	6,546	7,246
ペルー		7,744	7,322	7,230
ブラジル		3,697	3,865	4,728
スリ・ランカ		3,730	3,909	4,242
その他		54,096	54,999	54,176

注：法務省入国管理局の統計による。

現在日本には、約二二万人の不法残留外国人が生活している。

その他にも、当然、在留資格を持ち、きちんと仕事をし日本のルールを守って暮らしている人達が大勢いることだろうと思う。

が、しかし、短期滞在のビザで入国しながら、在留期間が過ぎてもそのまま日本に居続け、不法滞在者になる者が多すぎる。

こうした者達は、不法滞在であることだけでなく、さらに必要に迫られて次々と悪事を重ねて行く事が多く、こうした不法滞在外国人をいかに減らすか、という問題について、真剣に考えなければならぬと思う。というのも、今警察では、不法滞在者を減らそうと、入国管理局と合同で、各地で摘発を行っているが、毎日毎日入国してくる外国人数に比べ、こちらが取り締まることのできる人間がどれ程少ないか。

入国時は、パスポートのチェックが済めば、他に問

題がなければほぼ誰でも日本に入国できる。

技術的に空港でパスポートの真贋まで見分けることができず、他人名義かどうかも判別不可能であるし、たとえ始めから在留期間終了後も日本に居続けようと思つて入国してきても、それはその時点では阻止しようがないからである。

日本政府も、観光地に多くの外国人を呼んで観光業界の活性化を図ろうと、ビザの取得範囲を広げる方向だつたり、ビザの取得自体を容易にしたりするなど、外国人の招致に力を入れている。

さらにそれだけではない。最近の不良外国人は、更に手が込んでいて、見つかったら捕まってしまうような不法滞在者は少ない。

きちんと「日本人の配偶者等」といった在留資格を持ち、法律的には何の問題もなく日本にいられる人間である。

又は、パスポートだの運転免許証を偽造して、全く架空の人間として日本に滞在する人間である。

その両者が、日本を根城に、凶悪犯罪を繰り返す。

凶悪犯罪だけではない。私の住む群馬県伊勢崎市、及びその周辺地域では、不良外国人による事件やその他トラブルが後を絶たない。

どうして人の国に来て、悪さをするのか理解に苦しむ。多くの外国人犯罪者と話をして驚くのは、万引きくらい犯罪ではないという感覚や、犯罪と言つても人殺しをしたわけじゃない、という感覚である。

さらには、万引きは、万引きをされる店側の管理に問題がある、と言つてのけた外国人もいた。あきれ

て物も言えない。

生まれ育ってきた環境が違うのだから、ものの考え方や感覚が違うのは否めないが、その感覚で日本に來ないで欲しい。

郷に入つては郷に従えという言葉があるが、日本は法治国家であるから、ルールが守れない人達には日本に入つてきて欲しくない。

諸外国では、刑が厳しく、ある程度の犯罪抑止効果があるようだが、幸か不幸か我が国は、刑が驚くほど軽い。

だから、犯罪を犯す外国人にとっては日本は天国のような国である。泥棒をしても覚せい剤を使つても、初犯であればまず執行猶予が付き釈放されるし、留置場では冷暖房完備で三食昼寝付き、体罰も折檻もなから快適に生活できる。

たとえ不法滞在者であっても、直ぐに入国管理局に収容され、あつという間に本国に強制送還される。その後何年間かは日本に再上陸できないが、制裁措置はそれだけで、本人は痛くも痒くもないという寸法だ。そして本国に送還される頃には、日本で荒稼ぎしたお金で母国の家族が大きな家や店を建てていて、安泰な生活が待っている。

心残りは時間が足りなかったこと。もっと時間があればもっと稼げたのに。こんな事がまかり通る仕組みは絶対に変えなければならぬ。

ちよつと前までは、逮捕した不法滞在外国人について、一人一人につき、逮捕、起訴、裁判という手順を踏

み、勿論国費で裁判を開いていたが、最近では、単純オーバーステイに限り、起訴手続きを踏まずに強制退去処分ができるようになったが、それでも、入国してくる数に対し、強制送還できる数が絶対的に少ない。もともと単純労働者は受け入れていないはずなのに、周囲には外国人労働者が溢れている。在留資格のないものもいれば、違う資格で入国後、単純労働者となるケースもある。また、日本人の配偶者等という資格を得たいがために、日本人と結婚するケースも多々ある。

日本の治安を回復するためには、鎖国するしかない、と私は常々思っている。極端に聞こえるかも知れないが、外国人犯罪と闘う者は皆そう思っている。昔の人は偉かった。日本を守るために、英断を下したのだから。

現実問題として、鎖国は無理だとしても、もう少し来る者拒まずという姿勢を改めなければならないと思う。

建前上、単純労働者を受け入れていないことはいいことだが、有資格者であったとしても、留学生や日本人配偶者という資格を隠れ蓑に、日本で犯罪を繰り返す外国人がたくさん居ることを考えると、もう少し入国につき、高いハードルを設けても良いのではないかと思う。

以前、ある大学の留学生が、入学後どこかへ行ってしまったという報道があった。

他にも、留学生として日本に入国しながら、資格外のアルバイトをしたり、泥棒になったりする例をいくつも目の当たりにしている。

最近になり、それまで、留学であればほぼ無条件で資格許可が下りていたものが、厳しく規制されるよ

うになってきた。留学の背景に悪徳業者が絡んでいたり、学生の失踪事件が多発したためだ。

国際化も勿論必要な事だと思う。異文化交流も必要だ。しかし、自分の国の治安を賭けてまで、国際化する必要があるのだろうか。

実際、安価な外国人労働者を大量に受け入れすぎたために、自国民の経済活動を圧迫したり、国のモラルが低下したりと様々な弊害が起きている先進国もあると聞く。

もともと島国で、異文化との交流には慎重であった民族が、周囲の先進国につられて、わざわざ背伸びして国際化について行かなくてもよいのではないだろうか。

入国のハードルを高くし、入国をもっと制限する。個人的な国際化、国際交流以外にも、他にも国際化、国際交流の手段方法はたくさんあると思う。とにかく、これ以上不良外国人を入国させない環境作りが、社会の安全＝治安の回復に繋がると私は考えている。

三 おわりに

以上、最近の犯罪情勢や傾向から、今私達が直面している問題を二つ挙げた。

私は、頻発する少年犯罪と、外国人犯罪を減らすことが、治安回復の第一歩になると確信している。

その二つを達成するためには、対症療法ではもう歯が立たず、処理が限界に来ている。

だからこそ、一つ一つの事件に目を向けるのではなく、こうした少年犯罪や外国人犯罪を発生させる温床となっている、今の日本の環境に、改善すべき点があると思うのだ。

例えば、少年法を改正して、処罰対象年齢が引き下げられた。最近の子供は、何歳で刑事責任を問われるかを十分承知しているから、対象年齢を引き下げたところで、何か変化があるだろうかと少し疑問に思うが、多少は犯罪の抑止に効果があるのかもしれない。

しかし、犯罪を犯してしまった少年を処罰する法律を整備することも大切だが、どのように少年が犯罪を犯さない環境を整備していくかを考える方が大切ではないかと思う。

また、出入国管理及び難民認定法も多少厳しくなった。でもまだまだ足りない気がする。

多少罰金が高くなったとしても、罰金以上に日本で稼がれては意味がないし、そもそも抑止効果としてもあまり期待できない。

だからこそ、水際で止めるしか日本を守る方法がないと私は思っている。

極端な意見に聞こえるかも知れないが、実際問題として外国人による犯罪が増加しているという現象がある以上、これを止めようとするのは至極当然の動きであって、本当なら、今日日本にいる不法滞在外国人を一回全員本国へ強制送還したいくらいだが、物理的に不可能なのでせめて入国だけでも制限して欲しいという、控えめな意見のつもりなのだ。

※参考図書

株式会社きょうせい 発行 警察庁 編

「平成一六年版 警察白書」

『社会の安全と環境』をいかに考えるか

地方公務員
大阪府 警察官

中川トモ子 (34)

一 はじめに

ここ何年か日本はひとつの節目にきている。

わたしがまだ学生だった頃、「日本は治安大国である」といわれており、他の先進国が治安情勢の悪化に頭を悩ませているのを、対岸の火事的にしかとらえていなかった。

それが、いつの頃からか、わが国でも治安の悪化が進み、いまでは国民の大半が「治安情勢に不安を感じる」と言っている。

新聞紙面では毎日のように殺人や強盗事件の記事が掲載され、しかも、手口がよほど猟奇的であったり、殺人の動機が奇異なものでなければ、三段抜きで取り上げられることも稀である。要は、ただの凶悪事件ごときではニュースバリューさえ低くなりつつあるという、マヒ状態に陥っているのだ。

それでは、平穏で安全な社会とはどのような社会をいうのか？そしてそれはどのような環境から生まれるのか？

戦後から現在に至るまでの間、時代が進むにしたがって、社会の経済情勢や国民の価値観も変化してきた。それにもなつて「平穏で安全な社会」というものの概念も自ずと変わってきているし、国民が求めるものも変化している。

そのような現状を踏まえつつ、学者でもなければ論説者でもない、いち警察官の立場から、社会の安全と環境との関わりについて考えていきたい。

二 日本人の常識はどこへ行く

(一) 大阪の一一〇番受理件数

大阪府の年間一一〇番受理件数は右肩上りである。ちなみに平成一六年の総件数は一一四万七、一一〇件。そのうち、事件・事故関係、救護関係、けんか・口論、各種相談等々の有効件数は七九万五、八二二

件で、その差の三五万一、三〇八件は、いたずらということになる。

これらを一日に換算すると、有効件数だけでも毎日二、一八〇件の一一〇番を大阪府警本部通信司令室が受理している。府下六四警察署に直接かかる件数を合わせると、各署平均少く見積もって一日一〇〇件と考えても相当な数になるだろう。

(二) あなたならどうする、こんな時

しかし、有効件数といえども、その内容は実に様々なものである。

中には首を傾げたくなくなるようなものもあるのが現状である。
例えば、もし、あなたが次にあげるような状況に遭遇したとすれば、一一〇番なり警察に通報するかどうか考えてみてほしい。

その一

あなたはマンションに住んでいます。今日は日曜日で天気もいい。昼下がりに、あなたの階下の住人が、ベランダで焼肉パーティーを始めました。友人等を招いているらしく、とても賑やかです。いい匂いも漂っています。あなたには乳飲み子がいて、せっかく寝かし付けたところなのに、パーティーの騒ぎで目を覚まし、ぐずり始めました。干した洗濯物に匂いがつくのも気になります。

その二

ある町内会の会館で、夕刻、通夜が営まれています。そして会館に面した道路沿いの歩道に、会館に入りきれない参列者が列をなして焼香の順番を待っています。あなたが歩道を歩くのに邪魔になります。

その三

あなたの自宅前道路に、ガラスの破片が散らかっています。誰の仕業かわかりません。その道路は車の通行はほとんどないものの、放っておいては自転車や人の通行上危険だと感じました。

さて、あなたなら以上のような場合、警察の助けを求めますか。それとも自分で知恵を絞って対処しますか。

これらはいずれも実際に警察署にかかってきた苦情電話の内容であり、警察から注意するなり、処理してくれというものである。

その一の場合、その日の二〜三時間ほど辛抱すれば済む話で、洗濯物は取り込んで室内に干し、窓を閉めてやり過ぎだろう。

その二の場合、いずれは我が身も遅かれ早かれ順番の来る話で、冠婚葬祭に関しては、少々大目に見るのが世のしきたりというものではないか。

その三の場合、道路に散らかったガラスの破片が通行上危険と思うなら気付いた自分が掃除すれば何の問題もない。それをわざわざ警察に電話してきて「道にガラスが割れて散らかっている。危ない」と言う。「それで？」と問い掛けると「それでは何や。市民が危ないと言っているのに警察は何もしてくれへんのか」とお叱りの声。「警察官にどうしてほしいのですか」と問うと「片付けてくれたらいい」と言う。「それはあなたにはできないことですか」と言ったら、だんだんバツが悪くなったとみえて益々声を荒げて「お前の名前は何というんや」ときた。

確かに警察は府民の安全で平穏な生活を守るためにある。府民からの情報を端緒に事件を捜査し解決する。また、府民からの要望にそって取締りを行う等、府民が住みよい街になるように活動をする。そして、それらを総合的に分析して防犯活動にも取り組む。

しかし、それと並行して、自主的な行動も必要ではないだろうか。

人は社会という集団生活を営むにあたって、自分と自分に関わる周囲の人間との関係や距離を計り、物の決定を下す。社会生活とは、大なり小なり、その決定の繰り返しで成り立っている。

自分で考え、事の本質を見極め、様々な選択肢から自分でベストを選べる知識を養い、自分から行動を起こせることが重要なのである。

警察官という仕事をしていると、「日本人はいつからこんなに義務を差し置いて権利を主張するようになったのだろう。それにも増して、日本の警察は国民の前であっていつからこんなに弱い立場になってしまったのだろう」とふと感じることがある。

権利ばかりを主張し、義務を果たすことを忘れていている日本人が増えていることに危機感を感じるとともに、日本人の常識はどこへ行ってしまおうのだろう、と将来に不安を抱くのである。

そして、私には、この不安と現在の治安情勢の悪化とが無関係とは思えないのである。

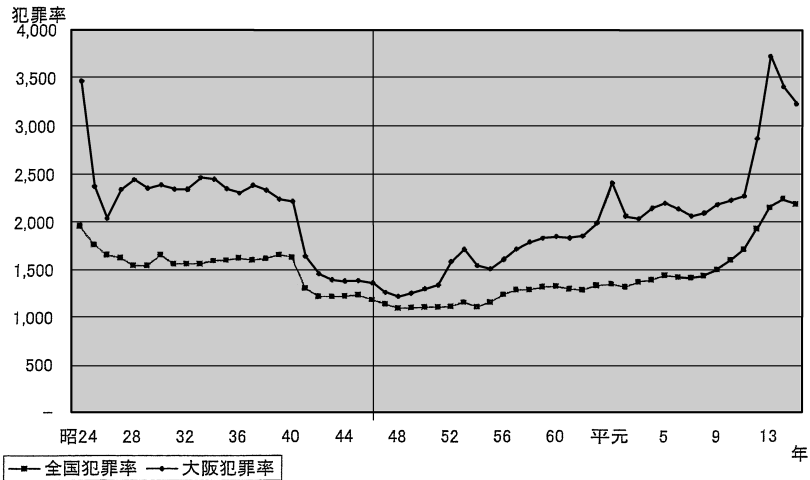


図1 刑法犯 犯罪率の推移（全国、大阪）

三 犯罪情勢戦後史と近年の傾向

(一) 戦後の犯罪発生状況

それでは、現在の治安情勢を犯罪の発生という視点から見ることにしよう。

犯罪には、刑法以外の法律に定められたものが多くある。したがって、薬物犯罪のように重大でしかも数の多い犯罪が、刑法以外にあることは注意しておく必要がある。ただ、特別法犯は新設されたものが多く、長期間の変化を問題としてとらえにくいことから、刑法と特別法とは別個に考えざるをえないのである。

このことを念頭において、図1を見てほしい。これは日本の犯罪状況を示すものとしてしばしば使われる、刑法犯犯罪率の推移を示したものである。戦後日本社会では、前半三〇年間は犯罪が減り続け、後半三〇年間は増え続けた。戦後の混乱期から急速に犯罪現象が好転した一方で、バブル崩壊後の犯罪の増え方は異常なものといえる。これは、



図2 戦後凶悪犯認知件数

戦後日本社会の変遷、変質を象徴している。

そして更に注目すべき点は、二一世紀に入ってから、戦後の混乱期の犯罪率を超えて、戦後最悪の数値となっていることである。何年も前から「犯罪が増えている」という声をマスコミで聞くようになってきているものの戦後の混乱期よりも犯罪率が高くなったということを、きちんと認識している人は、ほとんどいないだろう。

(二) 凶悪犯罪の認知状況

凶悪犯罪とは、殺人、強盗、強姦、放火の罪のことである。

この凶悪犯罪に的を絞って発生件数をグラフにした図2を見ると、昭和の末期まではほぼ一定の割合で減少している。しかし、昭和から平成に変わると同時に急激な増加に転じている。

これは、偶然と見るべきであろうか。

日本の経済状況を反映していると捉えるべきで

はなかるうか。

その時期は、まさしく日本がバブル崩壊後の新しい状況に突入した時点なのである。

経済の変動は、国民の生活スタイルを変え、また、それにともなつて、あらゆる面での価値観に変化をもたらし。この価値観の変化が日本の治安に大きな影響を及ぼすことは否定できないと考える。

四 犯罪増加の原因を探る

(一) 日本の社会的・文化的特質

日本が「治安大国」と治安の良さを誇っていた頃、犯罪白書では、日本の治安の良さを社会的・文化的特質に起因するものと記述している。

- ① 自然の国境をもつ島国として、民族・言語・文化の完全な統一性をもつ社会的・文化的同質性。
- ② 家族・コミュニティ・企業などの強い連帯性と団結性。それから生ずる集団性と組織性。
- ③ 古い文化的伝統から生まれた固有の倫理。すなわち恥と名誉を重んじ、克己・錬成の中に道をもとめようとする精神。自己と他者、敵と味方という対立・相克よりも、「思いやり」や調和・情感を重視する価値観。
- ④ このような倫理と集団性の強固な基盤から生ずる非公式な社会統制の強い力。
- ⑤ 固定した社会階層が存在せず、地位・職業・収入などが個人の努力により上昇の機会を平等に保障されている、高度の流動性をもつ社会。上昇志向と克己の倫理から生ずる勤勉性。

⑥ 公式な社会統制としての刑事司法の統一性と効率性。特に警察の高い捜査能力。検察の起訴独占・便宜主義の適性・柔軟な運用。裁判における実体真実主義と当事者主義の統合。矯正における規律と教育の調和。更生保護における大幅な公衆参加。

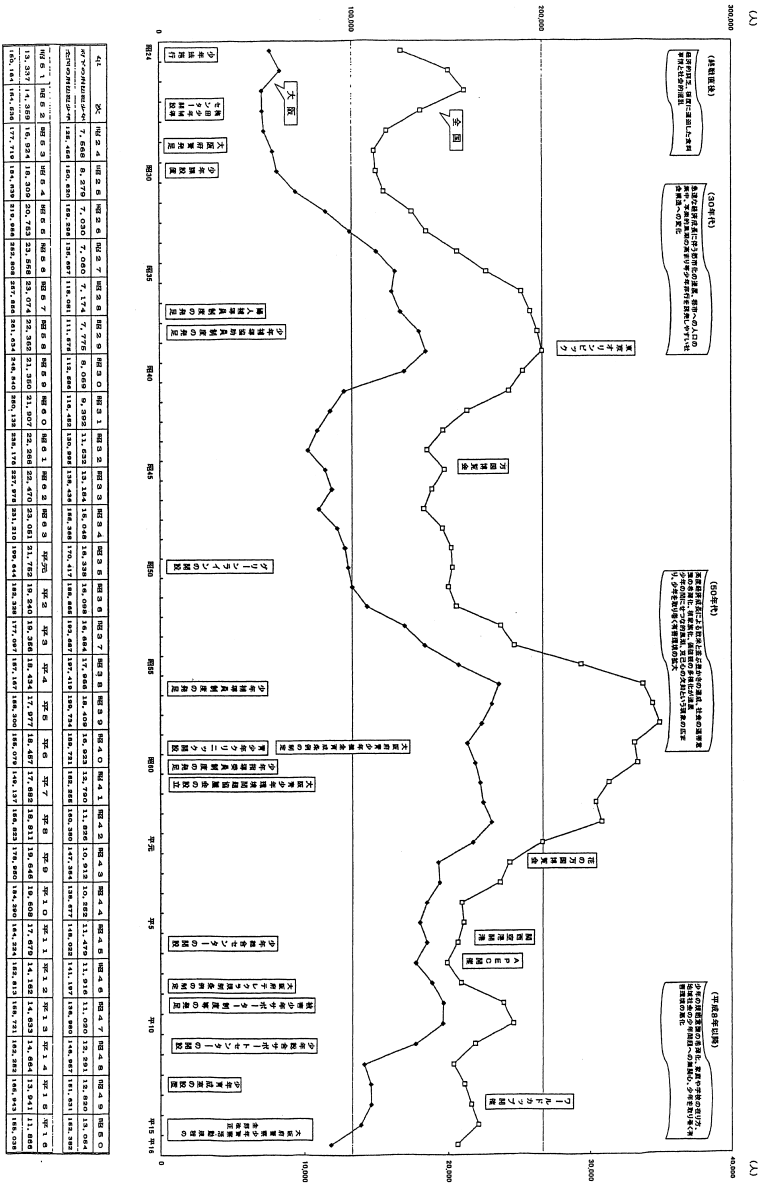
⑦ 歴史的伝統に胚胎する殺傷用銃器に対する国民的な拒否意識とそれにもとづく銃器規制の有効性。しかし、白書は当時から、現在の深刻な犯罪状況の到来の兆しを看破していた。というのは、一九七五年から連続四年間、全刑法犯の認知件数が増加し、なかでも銃器使用の金融機関強盗が多発していることを根拠に、「わが国の最近における犯罪現象は、必ずしも樂觀を許さないものがあるように思われる。もとより、わが国独自の伝統的な社会的、文化的特質から見て、このような犯罪傾向が欧米のように深刻な状況にいたることはありえないとも考えられるが、現今のように国際交流の激しい時代にあつては、伝統的文化も変質を免れない」と将来の日本の治安に不安を抱いていたのである。

(二) 時代を追って犯罪特色を見る

ちくま新書が出版している前田雅英氏の著書『日本の治安は再生できるか』の中にとっても興味深い分析結果の記述がある。それによると、日本の戦後からの犯罪特色の歩みを次のような内容で追っている。

戦後から現在に至るまでの犯罪発生状況は、減少の三〇年と増加の三〇年に分けられる。しかし、刑法犯検挙人口比を成人と少年とに分けて見比べてみると、少年人口比に大きな波が見られる。

全体的に戦後から現在まで増加傾向にあるが、終戦直後の昭和二五年前後と昭和三〇年代後半、昭和五〇年代後半、そして現在を頂点に四つの山ができてくる。



刑法犯少年の検挙・補導人員の推移

まず、第一ピーク期の一九五〇年代は戦後の混乱期であり、成人、少年ともに窃盗と強盗の検挙人員が高いのが特徴で、終戦直後の経済的混乱を反映したものと想像できる。まさに「食べるための犯罪」という面があった。

次に、第二ピーク期の一九六〇年代、昭和三〇年代後半の特色は、少年による強姦、傷害、脅迫が増えていることである。

この期の一四歳から一九歳の少年は、昭和一〇年代後半の戦中期と二〇年代初期に生まれた世代である。この頃の日本経済は高度成長期を迎えている。しかし、彼らの規範形成がなされた幼少期は、ちょうど戦後の混乱期ということもあって、社会全体が混乱し、秩序が弱まっていた中で成長したということになる。一九七〇年前後は高度経済成長がクライマックスを迎える頃である。

国民は戦後からがむしやりに働き続け、都市化、工業化が進み、豊かな社会となった。「モーレッツからビューティフルへ」という言葉がマスコミに持てはやされ、ヒッピー、サイケ、フーテン等がはやり、学園紛争の嵐が吹き荒れる。青少年たちによる既成権力への反発として、学園紛争という形で教師や親の権威までもが否定される世の中であった。

こうして次に、「暴走族」「校内暴力」の言葉に代表される一九八〇年代の第三ピーク期となる。

第三期の少年犯罪多発期を形成したのが、昭和三〇年代末から昭和四〇年代前半に生まれた世代である。この頃の少年の犯罪は、占有離脱物横領や贓物罪を含む窃盗罪と傷害、暴行、恐喝等の粗暴犯が目立つ。彼らの規範形成期が高度成長期後半であり、いろいろな意味で社会が均一化し、貧困経験の乏しい世代と

いうことに注意を払わなくてはならない。

社会的、経済的基盤の矛盾が少年の犯罪性向として表れたというより、高校進学率の増加などの影響もあって、中学・高校の段階での不適応の少年の増加が見られる。そして、それとともに、家庭の規範維持力の弱体化が進行した時期でもある。

そして最後は第四期の現在である。

今の少年犯罪の特徴は「いきなり型」と表現される。それまで非行歴があったわけではなく、更に、少なくとも表面上は家庭に特段の問題があったわけではない少年が重大犯罪を犯す。

また、「キレル」子どもが問題とされている。「悪い行為を抑止する機能」が少年の中に教育されていないのだ。

「無気力・無感動で罪の意識が薄い」という特徴も目につく。しばしば取り上げられる学校崩壊現象も、その表れであろう。さまざまな要因に基づくものであったにしろ、戦後一貫して進行した少年の規範喪失の、より徹底したものとみることができる。

前田雅英氏は、更にこれら戦後から現在に至るまでの犯罪の特色を追いながら、次のようにまとめている。

「日本社会の犯罪増加の根に横たわる最も基本的な要因は、戦後にもなお残存していた戦前からの社会・地域・家庭の規範が、徐々に崩されていき、そのようなプロセスの中で教育を受けたものが親となり、さらに規範の破壊を助長したように思われる。省略ももちろん、戦後のさまざまな意味での『自由礼賛』に

多くのメリットがあったことはまちがいない。その結果、得られたものも少なくはない。しかし、ここまですべて犯罪状況が切迫してくると、『新しい規範』の構築の要請が強まって来ざるをえない」

(三) 治安悪化の原因は何か

日本が「治安大国」を誇っていた頃にかろうじて国民が日本人の本質として持ち合わせていたものと、犯罪が増加し治安が最悪状態になってしまった現代の人々の本質とを照らし合わせ、なおかつ、これまで日本が歩んできた時代の変遷を考えると、治安悪化の原因が何なのか、おぼろげながらに見えてくると思う。

規制緩和や自由と権利主義、個性の尊重という名目から生まれた利己主義社会。そして、人と人とのコミュニケーションの希薄化。あらゆることをマニュアルや法律といった型にはめて解決しようとする柔軟性のない社会。金と物にあふれた飽和状態が招いたまやかしの平和ボケ社会。

今の社会の問題となる部分を挙げると限りがない。

しかし、これは長い年月をかけて、その時々時代の背景やさまざまな要因が複雑に絡み合って生まれた結果であり、一夕一朝に解決できるものではないのだ。

治安悪化の原因を的確に言葉で表現することは難しいが、治安回復の鍵を握っているのは犯罪を取り締まる警察ではなく、国民一人ひとりであることには間違いないと断言できる。

五 安全な社会をめざして

(一) 今の社会に必要なこと

「治安大国」を誇っていた頃をどんなに懐かしんでも、今の日本をあの頃と同じ条件、同じ状況に変えることはできない。

しかし、どんなに時代が移り変わっても失ってはならないこともある。

そのために「教育」が必要なのである。

「教育」といっても学校教育や学問上のことではない。もっともっと広い意味での「教育」である。言い換えるなら、人が社会生活を営むうえで学ぶべき規範の伝承と体得である。

それと平行して、一人ひとりが安全なまちづくりの責任を担っているという認識が必要である。

それでは、どのようにしてそれらを形づくっていくか、それが問題である。

(二) 新しい環境づくり

日本が「治安大国」を誇っていた頃、その犯罪率の低さの理由として「家族・コミュニティー・企業などの強い連帯性と団結性。それから生ずる集団性と組織性」「倫理と集団性の強固な基盤から生ずる非公式な社会統制の強い力」が挙げられていた。ところが現代はそういった地域の横のつながりが薄れてしまっている。地域だけでなく、最も危惧するのは家庭内でも同様だということである。

もっと、子どもから高齢者までがコミュニケーションを持てる地域性を育めないものだろうか。

一つの提案として、保育所等の幼児施設と高齢者施設とを併設するというのはどうだろうか。そして互いに交流を図る。経験豊かな世代には生きがいと自信を与え、規範形成の初期である子どもたちは、物心がつく頃から高齢者と接することで世代を超えた社会性を体得できると考える。

子どもたちの規範形成の不具合は、思春期である中学から高校くらいになって非行という形で現われる。そうなった時に初めて親は自分たちが気付かない間にモンスターと化してしまった我が子を前に右往左往する。これからの日本を担っていく世代、子どもたちをどのように育んでいくか、これが日本社会の安全を守っていくキーワードではないか。

二つ目に、個々が日本の現状についてもっと真剣に考え、どんな小さなことでもいい、「自分にできること」から行動を起こすことが何より重要なのではないか。強いては、それが地域の活動に発展し、自治体単位での活動につながると考える。

一時期話題になった「割れ窓理論」ではないが、落ちているゴミ、壁の落書、駅前の駐車や駐輪問題どれをとっても日常に転がる些細な問題である。こういったそれこそ身近な環境問題は、ちよつとした問題意識と常識さえ備えていれば誰にでも実行できるものである。みんなが少しずつ小さな環境のほつれを修正していくことで、犯罪の起こりにくいまちづくりをすることになる。

いずれにしても、社会の安全を生み出すのは、個々の意識に起因するところが大きい。個々の意識を動かすためには、仕掛人が必要となる。やはり、地方自治体や公共団体、マスコミがもっともつといい意味での洗脳活動を行わなければならない。

六 終わりに

時代を巻き戻すことはできない。こうしている間にも一秒一秒時は進み、時代が流れていく。それにもなつて経済、技術、産業が発展し、時代の背景に合わせて流行や人の価値観も変化する。

しかし、失つてはいけないうものだつてあるはずだ。

国民の意識から欠落していくものを穴埋めするがごとく、新しい法律を作つて規制をかけ、生活環境を整えることもひとつの方法かもしれないが、そんなものは応急手当でしかない。必ずまたどこかで歪みがでてくるものに違いない。

それよりも、もっとメンタルな面での対策が重要なのではないか。いつの時代でも失つてはいけないうものを、いかに保持させるかを考えていくことのほうが、長い目で見たときに、常識的で円満な人間形成ができ、安全な社会につながると思う。

そのためにも、一人ひとりが家庭と地域の在り方を見直し、規範の形成を助ける環境づくりに取り組む必要がある。

【参考文献】

「日本の治安は再生できるか」前田雅英著 ちくま新書発行

警察統計 大阪府警察

忘れ去られた情操教育

— 社会の安全と環境をめぐる —

無職

牧野 清利 (73)

幼児期からのパソコン習得に落とし穴

世界で爆発的に利用者が増え続けているインターネット。膨大な情報の中には、政治宣伝、賭け、ポルノ、果ては核爆弾の製造法まで…。国境を越えて侵入する情報に戸惑い、神経をとがらす国家は多い。先進国では教育、研究、選挙、福祉、買い物など幅広い分野に拡大する一方、途上国との情報格差の広がり

を危惧する声や、英語が幅をきかすことへの反発も出始めている。巨大化することへの反発も出始めている。

日本でIT革命を推進するための国家戦略が発足したのは二〇〇〇年七月。個人のライフスタイルから産業構造、マスメディア、行政の在り方までもが、大きく変化し始めたのだ。実際、その後の五年間にパソコンやインターネットに代表されるネットワークとその機器が、個人、企業、行政を含めた社会全体に爆発的に普及した。

なかでもパソコンやインターネットが家庭にも急速に普及し、就学前の子どもたちがパソコンに触れる機会が増えてきた。あつという間に使い方を覚え、習得の早さには驚かされるばかりである。その具体例をひとつ新聞の家庭欄の記事から紹介しよう。

「きょうはたのしかったね。またあそぼう」

長野市の小山桃子ちゃん（五つ）には、友だちからのこんな電子メールが毎日とどく。保育園から帰ってきて「メール来ているかなあ」とパソコンに向かうのが日課の一つだ。ペットがメールを持ち運びするソフトを使っているので、ゲーム感覚で楽しめる。

メール友だちは、保育園の友だちやバレエ教室の仲間の四―五歳児三人と親せきの中学生のお姉さんだ。親同士がメール交換しているところに、子どもも参加している。

桃子ちゃんは二年ほど前から、ゲームを手始めにパソコンに触っている。「クイズ」に答えるなど、頭を

使う遊びが多いので、「一方通行のビデオやテレビゲームよりもいいのでは」と母親の恵里香さんは思っている。

桃子ちゃんのメール友だちの一人、原田葉ちゃん（五つ）は、まだ自分で入力できないので、母親の恵美子さんが代わりに書く。最近はローマ字入力の練習も始めた。恵美子さんは「これからは一人一台になるのも当たり前前の時代。長時間使わないなどルールを守るようにして、興味があれば触れさせるべきだと思う」と話す。

パソコンは買ったものの、子どもに使わせるべきか、迷っているという声も少なくない。まず「壊されそう」という心配がある。使えるようになったところで、「家に閉じこもってパソコンばかりでは困る」という心配もある。「パソコンでは想像力も創造力も育たないと思うので使わせていない。パソコンをどう使うか分かる人間に育つてからでも遅くない」と慎重な考えもある。（『信濃毎日新聞』）

幼児の世界にもパソコンが浸透しつつあることを、これは如実に物語っているといえよう。これを裏書きするようにパソコンの使い方を親子で学べる『ママとまなぶパソコンえほん』（日経BP社）が発売されている。内容はパソコンの電源を入れるところから、マウスの操作、お絵かき、インターネットの利用、メールのやりとりなどを学べる絵本である。練習用の迷路や塗り絵などが入ったCD-ROMもついている。これは幼児期からのパソコンに親しむことは、だれも妨げるものもない現状を見せ付けているように思う。

一例をあげよう。日本IBMは、関東、甲信越、関西地域を中心とする二府一五県の保育園や保育所九五カ所に幼児向けパソコンを寄贈するなど、情報技術（IT）を活用した幼児教育を支援している。就学前の幼児らがパソコンで学習を進めるKidSmart（キッズスマート）プログラムを始めた。これは米IBMが七年前から地球規模で取り組む教育支援の一環。すでに世界三八カ国でパソコン約七千セットを寄贈している。

ところで、ここに考えてみたいことがある。その一つが「家に閉じこもってパソコンばかりでは困る」「パソコンでは想像力も創造力も育たないと思う……」という危惧である。これは多くの親御さんたちの偽らざる心根であろう。問題は想像力も創造力もという場合、どんな具体例を指摘できるかである。私は情操教育ではないかと思う。この一点こそ、私たちが忘れさり、振り返ることもしなくなった現実を、じっくりと考えてみたいのだ。情操教育という言葉はここ何年も聞かなくなった。ことに日本が高度経済成長期に入ったときから、バブルがはじけ、不況の波にさらされてからも、とんと聞かれなくなった。情操なる言葉は、もはや死語になったのか、と思わせられる昨今である。

心を耕す教育の喪失

「小さいときに童話を読まなかった者は、大きくなったとき、心のなかに耕されない畑をもつことになるだろう」と、近代ドイツの偉大な国民教育者だったヘルダーはいった。

幼い日の清純でやわらかい心に受ける印象は、あざやかに強烈だ。それが彼の人間形成に影響をおよぼ

さぬはずはない。ことに文学は、外から教訓や知識を押しつけるのではなく、そこに展開される具体的な生活を通して、子ども自身が一步一步、よろこびや悲しみ、共感や反発、そして驚きを経験しながら、自分で、その中に生き、感じ、判断しつつ読み進んでいくのだから、心はおのずと深く耕されることになる。

近年どの国でも、競って児童にすぐれた文学を与えようと努めているのも当然と思われる。たとえばイギリスの児童図書館運動の草分けであるコルウェル女史は「お話は、子どもに喜びを与えるだけのものではない。かれらを文学に触れさせ、ことばのなかにある音楽に耳を傾けるのに、お話以上によい方法はない」といつている。味わいのある発言だと思う。

外国の名作もちろんよい。しかし何とんでも自分の国のすぐれた作品に親しむことから出発したいものだ。

子どもはインターネットを「ゲーム」や「動画、音楽のダウンロード」などに使っているのに、勉強で利用していると思っている親が多いことが、日本PTA全国協議会のネット利用に関する調査で分かった（平成一六年）。同協議会は「親は子どもを信用し、状況を知らなすぎる」と指摘している、という現実がある。

この調査は全国の小五と中二のそれぞれ三、〇五〇人と保護者六、一〇〇人を対象に行ったもので、それによると子どもの七三％は自宅に専用か共用のパソコンがあると答え、パソコンや携帯電話によるネット利用は小五の六九％、中二の八〇％が経験していた。

利用目的は複数回答で「趣味や娯楽」五七％、「気分転換・ひまつぶし」五二％、「勉強のための情報入

手」三九%の順。具体的な利用内容は「オンラインゲーム」小五が四二%、中二が三四%でトップ。「動画・音楽・ソフトのダウンロード」が続き「チャット・電子掲示板・電子会議室」も小五が八%、中二が一九%で、遊びに使う傾向が強かった。保護者の認識は「趣味や娯楽」四二%に対し「勉強」が三七%と二番目に多く、親の見方と子どもの実態にずれがあった。

インターネットは日常生活の中で不可欠の機器となりつつある。多くの人がホームページを開きさまざまな情報に接したり、少し慣れた人ならネット上でのショッピングを経験したことがあるだろう。そんな場面を横目で眺めながら子どもたちは熱心である。しかし、その熱心さも一歩踏み込んでみると、意外な側面があることを思い知らされる。

「インターネットを知る青少年の八割がポルノ画像を見ることができると知っており、男子の利用者の約半数が実際に見たことがある」—こんな実態が総務省の「青少年とパソコンなどに関する調査研究報告書」（平成一〇年）で明らかになった。

調査は五都府県の高校二年生と大学一、二年生の保護者一、二四四人に実施した。インターネットを「知っている」青少年は一、五〇六人で七八%に達したが、このうちインターネットを「定期的または何回か利用」したことがあるのは一四%にとどまり、六八%は「利用したことがない」と回答。

インターネットを「定期的または何回か」利用した人のうち、男子大学生の五一%、男子高校生の四六%がポルノ画像を見た経験があった。一方、女子高校生は八%、女子大生は四%だった。男子学生の半数が「ポルノ画像を見た」という回答に接して「むべなるかな」と得心したか、それとも女子学生の四一八

%に、やがて犯罪にまきこまれやすさを象徴するものを感じると、うがったみかたをするものが現われるかも知れない。

ここで考えてみたいのは、ポルノ画像を見たものが悪の道をたどるとは限らないということである。私の体験からも、初めてポルノ画像を見たときの驚きは、少しオーバーな言い方をすれば驚天動地であった。だが、やがてそれが反面教師となつて、ポルノ画像なるものを批判的に、それも一歩引き下がって眺めるようになった。これまた大げさにいえばポルノ画像の超克である。世の多くの人たちは、こうした軌跡をたどっているのではないか。

しかし、踏み間違える人たちも少なくないという現実がある。毎日の新聞の社会面を見ていると、そんな典型的な例にお目にかかる。しかも成人はもちろん、青少年がこのところめつきり増えた。あきらかに大人の犯罪に刺激をうけたと思われるものがあるのだから始末が悪い。なかには少年法に抵触する直前を計算して刑務所行きをまぬかれるから、といった少年もあった。

その一 長崎県の小六の女兒が給食時間中に同級の女兒を「学習ルーム」に呼び出し、首をカッターナイフで切りつけて殺害した。この女兒は級友との間で交換ノートやインターネットで自分を表現し合っていた。家庭裁判所が公表した保護処分決定要旨によると、インターネットや交換ノートが唯一安心して自分を表現し、存在感を確認できる居場所になつており、その居場所に同級生が侵入したと怒りを募らせ、ホラー小説の影響などで肥大化した攻撃性もあつて計画的殺害に及んだとした。

その二 インターネットの出会い系サイトを利用した児童買春事件。二〇〇四年上半期に全国で約三七

○件と昨年同期より一割強増えた。「児童が『有害サイト』に接続できないように、パソコンへのフィルタリングソフト（濾過機能をもつソフト）の導入が進みつつあるが、抜本的な対策には至っていない。むしろ、早い段階からネットの利便性と危険を家庭や学校できちんと教えることが重要だろう」（『朝日キーワード 2005』）

ネットの利便性や危険を家庭や学校で教えることの重要性は、もちろん必要なことだが、その前に情操教育を欠かしてはならないと思う。さもないと「画竜点睛を欠く」といわざるを得ない。

情操教育の必要性

手元にある辞書を見ると、情操とか情操教育について、「美しいもの、純粋なもの、崇高なものを見たり聞いたりして、すなおに感動する、豊かな心（の働き）」（『新明解国語辞典』）、「道徳的・芸術的・宗教的な社会的価値をもった複雑な感情をいう。真理への愛、真理の探求などや自然美・芸術美へ向かう感情、道徳法則への尊敬の感情、人格への尊敬の感情、神への畏敬、浄福、宗教愛など」（『現代社会辞典』）。ひとくちに情操とか情操教育といっても、その間口と奥行は限りなく広く深いが、対象を幼児から青少年期にしばれば、おのずから限定的なものになる。

そこで私の体験から一つ、ガキ大将について書いてみたい。子どもは群がって遊んでいるとき、二人で向かい合って夢中になって話し合っているとき、ひとりでポツネンとしているとき、それぞれによく観察していると面白い。大勢群がっているとき、よく見ているとたいがい一人、二人のいわゆるガキ大将がそ

の中にいる。

このガキ大将は腕力が強いというばかりではない。子どもの世界は、まず腕力がものをいうが、いわゆるいじめっ子の類はガキ大将にはなれない。

ガキ大将は子どもらの興味の中心が、常に移り変わるのを本能的に早く知って、率先して方向を与え、子どもらはそれからそれへと遊びをつづけて、ひとかたまりとなって終日楽しく暮らすのである。

すこし成長したガキ大将は、自分が指揮していることを意識してきて純一無雑ではないが、幼童は指揮するもされるもなく、渾然と楽しく遊んでいる。このような子どもの世界を見ると、そこには野心の暗さのかけが射していないので、実に明るくて楽しいし、ここにはいじめなんて全くない。

これはガキ大将を中心とした遊びだが、考えてみると古き良き時代の一面をみたような懐かしさがある。はしないか。それというのも、少子化が叫ばれるようになってから、ガキ大将が姿を消したからである。代わってパソコンや熟通いの子らが増えた。

昭和六〇年一二月、文部省は「いじめ問題に関する生徒指導推進会議」を開いた。各分科会で活発な論議がかわされたが、このなかで特に注目されたのは原島信義・明法中・高校長が「先生はもっと子どもと遊ぶべきだ。教師は優等生ばかりで落第生の気持ちに分らないのではないか」とし、学校の閉鎖性についても「教委と学校の関係がうまくいっていないからだ。教委はもっと温かい指導をしてほしい」と暗に教委のしめつけを緩めるように注文していたことである。

この報告を聞いた私は、そのころ体験したことを思い浮べていた。近所に小学校三年になる女の子がい

る。そこで毎日かよっている学校の話を、いろいろ聞いてみた。

「わたしの受け持ちの先生は、とってもいい先生よ。だからみんな大好きっていつてるの」

「ほう。どこがそんなにいいの？」

「だって先生はね、いつもわたしたちとおもしろく遊んじゃうんだもの」

「そうかい。それじゃあほかの組の先生は遊ばないのかい？」

「ううん、遊ぶことは遊ぶんだけど、ほかの先生たちはただ遊んでくれるだけよ」

「ほほう、なるほどね。するとS子ちゃんの受け持ちの先生は、遊んじゃう先生で、ほかの組の先生は遊んでくれるだけの先生というわけなんだね」

「うん、そうなの」

微妙なところを子どもは見抜いている。子どもにウソは利かないのである。原島校長のいう「先生はもつと子どもと遊べ」という主張。あれからも二〇年を経過した。いま私は当時の日記帳とメモ帳をひもとき、情操教育の原点の一つに触れた思いがしている。

日記帳から、ついでにもう一つ付け加えたい。

「子どもにせがまれて、グリムの童話を話してやったら、すっかり軽蔑されちゃってね」と、ある父親が嘆いていた。

マンガやテレビの影響だろう。若き父親が語るグリムの童話の舞台が、子どもの頭には浮かんでこないのである。

王子さまやお姫さまは、スーパーマンや魔女、オオカミは怪獣、森は宇宙、城はロケットでなければ承知しない。

糸車といったって生活環境とは無縁だから理解できない。デパートのおモチャ売り場ではレーシングカーのセット、無線操縦の自動車に人気が集。人形はウルトラQだの、ゴジラだのという、グロテスクなものばかりである。

子どもの情操教育に役立ちそうなのは売れないらしい。

これには「子どもの世界のロマンチズムのなさを嘆くより、その原因を考えることに、おとなはもっと真剣にならねばならない」という雑感も書きそえてあった。

子どもたちの未来

確率が一对二九対三〇〇といえ、交通事故統計の関係者だったら、すぐに思い当る。ハイインリッヒの法則だ。大事故一件が発生する背景には小事故が二九件発生していたが、さらにその陰にはヒヤリとしただけの潜在事故寸前の経験者が三〇〇件あるという。

私はこの数字を見つめていて、同じ傾向が犯罪についても当てはめることができるのではないかと思っただ。一つの凶悪犯罪が発生すると、その模倣犯や愉快犯といった人たちが必ず表面化し、社会の安全を脅かすことが少なくない。こうした模倣犯や愉快犯が連鎖反応式に同じような事件を起こすと、その背景には犯罪を誘発する社会的土壌があるのではないか、あるいは社会的環境が問題ではないか、といった主張

が世論となつて裾野を広げる。

念のために順を追つて考えてみたい。

まず《一》の凶悪犯罪が発生する。理想は警察が即刻検挙する。難解と思われる事件でも、住民は早い解決を望みし、類似の事件の発生に対処するためには検挙に勝るものがないことは、論を俟たないところだ。

つぎは《二九》の模倣犯や愉快犯。これは凶悪犯の検挙が遅れば遅れるほど、彼らの跳梁跋扈を許すことになる。必然的に社会の安全をゆるがすことになる。いままで事件が起こるたびに、住民たちは結束し、解決するまで防御策を講じてきた。自分たちの安全は自分たちで守るという心構えだ。

最後の《三〇〇》については、社会の安全について警察の手で事件が解決したからといって、よかつたよかつたで終わってしまうのではなく、事件を教訓とし、その背景にある土壌を検証、環境を少しでも変えていくように協力することである。焦点が拡散してしまい、問題意識が薄れてしまふと見る向きもあるが、私は必ずしもそうは思わない。

その一つが情操教育である。迂遠なようだが、急がば回れの譬えもある。幼児から根付かせてこそ、やがて花開くというものだ。凶悪事件だ、それ検挙だけで一件落着きというのでは応急措置に過ぎない。このへんの反省が必要なのだ。

前述したようなガキ大将や、遊んでくれる先生と遊んじやう先生、これらにみられるのは絶妙なバランス感覚である。巧まずしてことばを發し判断をするといつてもいい。これは人と人との交流のなかから芽生え育つものであつて、情操教育の独壇場なのだ。

日常生活のなかで知らず知らずのうちに育つものに、自分の身の安全は自分で守るといふ、いわば防御本能がある。「天は自ら助くるものを助く」といったのは英国の高名な著述家スマイルズだ。念のため辞書をひくと「独立独行、依頼心なく、奮闘努力するものを、天は助けて幸福を与える」（『広辞苑』）とある。それが個人の段階にとどまらず同じ仲間と行動したいと考えたとき、社会の安全が前面にでてくる。個人の奮闘努力では限界がある。そこで仲間と結束して立ち向かう。社会の安全は、この一点に懸かっている。こうした風潮が、やがて広がりを見せたとき、私たちはそれを環境ととらえる。

問題は社会の安全と、それを広い視野でとらえた環境までの脈絡にある。ここで思い浮べたいのはBBS運動である。Big Brothers and Sisters 大兄姉という意味で、悪の道に入りかけた青少年少女の良き兄、よき姉となって常に監視の目配りをしていく。一九〇四年、米国の少年裁判所に勤める一書記官の提唱で生まれた青少年少女の善導運動である。敗戦直後の日本でも見做う動きがあつたが、いつしか立ち消えになったことがある。

いまの日本は青少年少女の犯罪が目立っている。しかも凶悪犯罪が横行している。その典型は宮城県で起きた。中三の男子が駐在所を訪れ、五十七歳の警察官を刺傷させた。その手口は巧妙で、どう見てもセミプロ級だった。「拳銃が欲しかった」と自供していたが、少年の心の深淵は私たちの想像を超えているかも知れない。

いまこそ現代社会にふさわしい形でのBBS運動を検討する段階にきているのではないか。それが「社会の安全と環境」の残された環境の役割を意味すること、もちろんである。

子どもたちの心の成長とメディア

I はじめに

犯罪の低年齢化及び凶悪な事件がつきつきと起こる現代において、小さな子どもから青少年をとりまく環境について考えてみたところ、幼い頃からの生活環境がすこしばかり関係しているのではないかと感じた。

広島修道大学人間環境学部
人間環境学科2年
向田 絵里 (19)

長崎県佐世保市での小学六年生の女子児童が同級生を学校内において殺害した事件、山口県立光高校で男子生徒による爆発事件、拳銃を奪おうと駐在所を訪れた中学三年の少年が警察官を刺傷した事件、インターネット上での自殺支援サイトによる集団自殺、など今日の少年少女が関わる凶悪事件にしばしばインターネット情報が関連しているケースが多くみられる。

そこで私は、「子どもたちの心の成長とメディア」というテーマでインターネットやテレビ、テレビゲームとの関わり、そしてメディアにはまる子どもたちの心の影響や社会性、犯罪に走る子どもたちを救うためには、どのような環境づくりが必要となり、ストレスとどう向き合うか、など自分なりに考えていきたい。

II 本論

一 ネット社会

①有害情報との接触

ネット社会と呼ばれる現代では、さまざまな情報や調べものを簡単に入手することが可能となり、あらゆる面で私たちの生活を豊かにし、援助してくれる。

しかし、数え切れないほど存在するサイトの中には、多くの有害情報がネット上で氾濫し、それは小さな子どもから青少年へも流れ込んでいる。その中には、ひどく暴力性のあるものや特定の対象に憎悪を持ったもの、爆弾などの危険物を丁寧に説明してあるもの、チャットルームでも攻撃的な言葉や汚い言葉

を使い会話をする人もいる。内容はさまざまであるが、大人でさえ危険と感じるものが多く公開されている。こういった有害情報を日常の中で目にするのが普通となりつつある現代、子どもたちの成長過程において何の影響もないといえるのだろうか。有害情報入手の容易化は大変な社会問題となっている。

② インターネットやテレビゲームによる影響

小学生から青少年までインターネットを使いこなしている。電子メールやチャットルームへの参加、オンラインで欲しいものを取り寄せ、最新の情報を随時チェックする。自分のホームページを作っている人もいる。小さな子どもにとっても、おもしろくて楽しいと感じるものがサイトの中にはたくさんそろっている。

そして、このように簡単に入ることのできるインターネットには子どもたちの心を害する危険性のあるものや、子どもが犯罪に巻き込まれる恐れのあるサイトや情報も数多く盛り込まれているのだ。

前文でも述べたように、チャットルームで行われる会話に参加している人の中には、攻撃的な表現やひどく下品で汚い言葉を使う人がいる。まだ幼く純粋な心を持つ小さな子どもたちが、こういった会話に同じように参加している場合がある。画面上に表される映像や文字というのは、子どもの脳裏にストレートにはいりこみ、焼き付けられるのではないだろうか。

メールやチャットについては、表情や身振り手振りなしの相手との関係性である。相手から発せられた言葉の重みをどのようにとらえ、感じていくのだろうか。相手を前にしての会話、いわゆる「確認」が必ずではないだろうか。子どもに限らず、大人も同じかもしれないが、人との会話やコミュニケーションを

これからたくさん経験し、喜びや感動、悲しみや挫折、憤りなど多くの感情を知っていく子どもにとって、画面上での会話にはまることはとてもさみしいことだと感じる。

また、ネット以外のメディアで子どもたちが夢中になるもののひとつとしてテレビ及びテレビゲームがあげられる。その中の内容で最も気になるのは、やはり暴力性の強いものである。

現代のテレビやテレビゲームの中の暴力行為の多くが美化され、被害者の家族や友人などの悲しみや、心の痛みなどの精神的ダメージは描かれず、暴力をかつこいいものとして描かれている。深刻な場面が平凡化し、平然と写し出されている。

テレビゲームは、ゲームをしたい時はスイッチをON、やめたい、あるいはやめる時にはスイッチをOFF、そしてゲームの中の相手に勝てない時はレベルを下げる、というテレビゲームの中の自分はいつでも支配者でいられるのだ。こうした経験を幼いころから重ねていくうちに、生身の人間と接するとき、自分の意見が通らない、伝わらない、相手に対してイライラする、思い通りにいかない、といった場合にキレたり、引きこもるなどといった態度・行動が表れるのではないだろうか。

長時間・長期間にわたり、暴力シーンを目にしたゲームの中で暴力に関わり続けることで、現代の子どもが殺伐としてきているのは事実である。メディアを通して平然と暴力的な場面が繰り返げられ、暴力シーンを日常的に目にしたたり関わることで、子どもが攻撃的な態度や行為をどのように学ぶのだろうか。暴力に対して鈍感になり、暴力行為は許容される行動であると無意識的に考えてしまう危険性を伴っている。

③ 「怒り」のコントロール

生きていくうえで、誰もが経験する数ある感情のひとつに「怒り」がある。この「怒り」のコントロールが適切に行われないうち、人はしばしば言葉や暴力で他者を傷つけ、最悪の場合には殺意へと感情を募らせ、反社会的な問題行動をとりかねない。暴力的な行為が法の下で禁じられ、他者に苦痛や危害を与え、ということとは十分に理解していても感情を抑制できないというのが、今日の犯罪傾向のひとつにあるのかもしれない。

しかし、怒りの感情そのものが悪いということとは決してない。怒りを感じるということはごく自然なことであり、心が健康である証拠でもある。ただ、怒りに支配された時、人は必要以上に他者に対して攻撃的になってしまう。怒りのコントロールがとても大切なのである。つまり、他者とのコミュニケーションづくりが必要ということにつながる。

④ 社会性を身につける

インターネットにのめり込むことで、現実世界の束縛にとらわれることなく、自由に振る舞うことができる。これにはまってしまふことで、対人関係が上手く築けなくなったり、人と接すること自体おっくうになり、避けて通りたくなる。

また、幼いころから暴力性のある番組・テレビ・テレビゲームの視聴により現実の暴力行動に鈍感になり、自分が攻撃的になってしまふ子がいる。攻撃的な子どもは、仲間の間でも疎外されやすく、上手にコミュニケーションをとることができなくなる。そのため、テレビゲームなどのメディアに依存し、さらに

暴力と接触するという悪循環を伴っている。

友人関係が上手くいかない、場に応じた行動がとれない、人とふれ合う機会が少ない、そういった子どもたちには社会性を身につけていく必要がある。

社会性とは、人とのコミュニケーションから始まる。最初に、乳幼児期の母子関係から始まり、保育園・幼稚園での集団生活の場、それから児童期、思春期、青年期にかけて小学校、中学校、高校と学校との関わりの中でさまざまな活動や参加を通して、多様なコミュニケーション能力が求められるようになる。子ども自身が、他者との関係の中でケンカをしたり、悲しい思いをしたり、ひどく痛い目にあったり、喜びやうれしさも含め、多くの感情の経験を繰り返すことによって相手の気持ちを考え、また相手の視点から自分を見つめ、自己の行動や発言を調整していくのだろう。

しかし、他者とのコミュニケーションを育んでいくことは容易なことではない。子どもたちの仲間との関係性が高まり、重要となってくるころは、友達関係や集団の中で大きな不安や悲しみを感じ、ストレスを伴う場合も少なくはないだろう。だがそこには、将来社会のなかで円滑かつ適応的に生きていくために必要な社会性の要素として、人間関係の形成・社会規範・行動様式・自己主張・自己抑制などの特性があるといわれているが、このような社会性の習得をしているのだと考えられる。

不安や迷い、挫折・葛藤・感謝など多くの感情を経験し、試行錯誤を繰り返すことで、他者への共感性や思いやりを持てる人間になるのではないだろうか。

⑤ ネット犯罪増加による政府の動き

「山口県立光高校の爆発事件で逮捕された高校生がネット上の情報を参考に、爆発物を作った疑いが出ていることを受け、政府はネット上の違法・有害情報に関する本格的な対策の検討に着手した」という記事を二〇〇五年六月一日の中国新聞で目にした。

有害情報の規制の取り組みを拡大させる一方、憲法第二一条の「表現の自由」と絡み、有害情報の定義もあいまいであるため、違法との位置づけが困難であるといわれている。このためなかなか着実に進まないのが現状である。

また、内閣官房では「IT安心会議」で有害情報を遮断できるフィルタリングソフトを家庭に普及させ、モラル教育の充実を図る、などの案が提案された。

現在では、インターネットを個人が仕事や日常生活において必要な情報入手や趣味などのために利用するだけでなく、サイトの情報を元に罪を犯したり、自殺支援サイトによる集団自殺など、ネットの悪用が目立っている。利用者は、ネチケットや社会のモラルについて正確に把握したうえでネットを利用していかなければならない。

しかし、ここまでインターネット関連で凶悪な事件が繰り返され続けるのであれば早急に有害情報の規制・削除を強化するべきである。表現の自由との絡みで着実に進まないことも理解できるが、今現在多数の被害者が出ていることからやはり足踏みは許されない現状にあるのではないだろうか。

「時代は変わった」という言葉をよく耳にするが、そうであるなら憲法も変えていかなければ今後の日

本が良い方向にいくとは思えない。ただ、改憲することは多くの時間を費やさなければならぬし、簡単にできることではない。今現在、違法であるとすれば、合法的に何ができるか検討し、サイトを作る人や閲覧する利用者も悪影響を与えないか、受けないかといことを考えて利用することが重要になってきていると感じる。

⑥ フィルタリングソフトの利用

子どもに見させたくないサイトを親が管理監視するソフトがある。問題の多いサイトにつながりそうな単語を入力しておく、その単語を含むページにアクセスしても自動的にシャットされるという仕組みになっている。しばしば起きる事態として、何の罪もないURLから有害なリンクにつながってしまった場合は、管理のしようがないといわれている。危険要素のつまったサイトがいくつも存在しているため、家庭でも対応をしていかなければ間に合わない。インターネットから教わる良いことは吸収しつつ、有害な環境に入り込まないように対応していかなければならない。フィルタリングソフトを利用することでインターネットを利用するにあたってのルールや約束ごとを、家庭で話し合うきっかけとなり、被害を最小限にとどめることもできるのではないだろうか。

二 子どもが学ぶ協調性や競争

最近、小学校の運動会でのかけっこで、スタートはひとりひとりが自分で走るのだが、最後のゴールテープの前でピタッと止まり全員が集まってから手をつないで一斉にゴールをする学校がある。という話を聞いた。勝ち負けをつけるのは良くない、平等にしよう、といった考えからきているらしい。そうすると、

足の速い子の個性はどうなるのだろうか。また、足の遅い子の個性はどうなるのだろうか。負けることは恥ずかしいことなんだ、と子どもに誤った無言のメッセージを送っていることになるかもしれない。かけっこひとつをとっても、ひとりひとりの個性や良いところがたくさん見つけられる。かけっこで上位の成績が取れなかった子でも「あなたは走り方がとってもきれいだったよ」「最後まで一生懸命走ったあなたはカッコよかった」など、その子のプラスの面が見つけられるし、走り終わった後に、親や先生から声をかけてもらうことで、自分を見てもらっていたのだと子どもは温かい気持ちになる。

子どもたちは、これからテストや試験、受験などを乗り越えていかなければならない。こういった時に初めて、挫折を経験することは子どもにとって計り知れない絶望感やストレスを感じてしまうことになるかもしれない。まずは、遊びの中で仲間とのルールを覚え、スポーツを通して挫折したり、悔しい思いを経験することで競争心や協調性を少しずつ学んでいくことが大切だと思う。

三 少年犯罪を増加させないために 子どもへの心の援助

①子どもの話を聞く

犯罪の低年齢化や子どもたちをめぐるさまざまな事件が起き、加害者の動機や成長過程を振り返る。その時に最後にいきつくところは、やはり「命を大切にすること」「思いやりのところをもつこと」となる。子どもは、自分と向き合って、ゆっくりじっくり話を聞いてもらうことで自分の存在価値を認め、自己肯定感を高めていく。話を聞くということは、その子のプライドを守ることでもある。どんなささいな話であっても、自分の話を最後までじっくり聞いてもらえることで、自分の話に価値があった、受け止

めてもらえたという安心感を子どもは覚えるのだろうか。また、こうした経験をした子どもは、人の話もしつかりと聞くことができる。

② 子どもへの声かけ

子どもなら誰でも大人からの言葉がけを期待している。学校であれば教師から話しかけてもらいたいという願いをもっている。教室という集団の中にいることで自分は大勢いる中のひとりだという意識を多かれ少なかれもっているし、学校は授業や行事などにおいて、競争も経験する生活空間であることから、劣等感に陥ったり、傷ついたりしている子どももいる。そのような中で、教師からの声かけは子どもにとつて救いでもあり、元気の源でもある。

また、家庭においては学校で受けた心の傷やストレスを家族との会話で、癒していけるものであってほしい。「今日学校でこんな悲しい思いをしたよ」といった心の内を話せると、子どもはずいぶん落ち着くだるうし、自分の思いに共感してもらえることで他者への思いやりも育んでいくであろう。何気ない会話で元気になったり、自分の居場所を再確認することもできる。

地域においても、「おはよう」「いつてらっしゃい」「おかえり」などの大人からの声かけは、子どもを温かくするものであるし、自分を見て声をかけてもらうことで信頼感も生まれる。会話という情緒的な関係は誰でもうれしいものである。

③ 傷ついた子どもからのサインに気づく

身体上のサイン＝病院へ行っても何の異常もみつからないが、頭痛や腹痛、吐き気や嘔吐、発熱や過呼

吸などといった身体症状でのサイン。また、虐待などは身体に目に見える傷がある。子どもの場合、大人以上に身体が敏感になり心の状態を身体症状で現してくるといわれている。

行動上のサインⅡ 小学校低学年の子どもによく見られるのが、赤ちゃん言葉を使い始めたり、指しゃぶりを始めたり、ひとりで眠れなくなったり、おねしょをしだしたりと、赤ちゃん返りがよく見られる。忍耐力や集中力が低下し、ささいなことでイライラする。自分より弱いものや小動物などに攻撃的になり、他者に暴言や暴力を振るったりする。現実と空想の混乱がみられる。「死」に対して恐怖や関心をもつ子もいる。

子どもたちは心が傷ついたときに、周りの大人に援助を求めようと言葉にすることは少ない。これには、今自分が傷ついていることを「そんなことで・・・」という大人の配慮のない言葉でさらに傷つけてしまうだけでなく、自分のつらさを否定されたことにより、自分でも自分の傷ついた心を否定してしまう。

虐待を受けた子どもは、自分が悪い子だから暴力を振るわれるのだと思い、誰にも助けを求められないのである。また、虐待をする大人から「誰にも言うな」と口止めされている場合もある。これ以上他者から傷つけられるのを恐れ人との関わりを避け孤立してしまうことがある。

子どもに援助のサインと思われる行動がみられた場合は、その行動を止めさせる前に、心のSOSを受け止め、最大限の支援をしていかなければならない。

四 自然環境との関わり

人間は生きている限りさまざまなストレスを感じる。ストレスと上手く対処していかなければ、過度の

ストレスとなり心身状態も壊れやすくなる。そうなると周りに害を及ぼしたり、社会の秩序を乱すような行動をとりかねない。ストレスと上手くつき合っていくためには、気持ち豊かにしてくれるものと出会うことが大切である。ここでは、そのひとつとして森林環境をあげてみたい。

①森林環境は癒しの空間

森林環境が心にひびく理由のひとつに、殺菌作用や空気の浄化作用があるとされる「フィトンチッド」とよばれる物質により、森林の空気は常に新鮮に保たれており、身体にいいとされるマイナスイオンが豊富にあることである。

森林の中で、森林の風景を見て、空気を吸い、森林の奏でる音に耳を傾ける。こうしたひとときを過ごすことにより、日常の嫌なことを忘れ、頭をからっぽにできる。コンクリートに囲まれた生活に追われている現代人にとって、森林環境は心身共に清らかになれる空間であるといわれている。

②森林浴からくる良いストレス

視覚から美しい緑や草花や小動物の生態をみる。聴覚から森の小動物の鳴き声、さえずり、風の音や川のせせらぎ、滝の音を聞く。嗅覚から森の香りを、皮膚感覚から森の冷気、歩行時の足の裏の感覚など森林浴は身体全体で自然の素晴らしさを味わうことができる。

③自然の価値

美しい景色を眺めたり、森林浴を楽しむと、私たち人間はリラックスしたり、感動を覚える。つまり、自然は人間の精神を和らげてくれるのである。

特に、子どもたちは自然の中で友達とともに思い切り遊ぶことで、他者への思いやりや体力、精神力、豊かな想像力、感受性、社会性などありとあらゆることを学び身につけていく。また命の尊さを知る。

III おわりに

近年の少年少女が関わる凶悪事件の大半がネット絡みであったり、ネットにはまってしまったがための犯行である。大人が見ても、驚くほど危険性の高いサイトを子どもたちが見ている、そして参加している。事件が起こり、加害者の背景を追ったところ、メディアの影響を受けていた、孤独であった、などという報道が繰り返される。果たして、こういった報道ばかりを流すのは今後の対策になるのだろうか。加害者側の成長過程にひどく悲しい経験をしていたり、犯行の直前まで孤独であり、他者からの理解も援助もなく絶望感に満ちていたかもしれない。しかし、無害であり何の関係もないが、ただ運悪く犯行現場となる場所に居合わせたために被害を受けた被害者側の気持ちはどうなるのだろうか。攻撃を受けたり、最悪の場合、命までもが奪われた被害者やその家族は一生癒えることのない心の傷を抱えたまま生きていかなければならないのである。身勝手な加害者の行動により、計り知れない恐怖や痛みを受け、人間や社会全体が信じられなくなり、将来に希望が持てないまま、苦しみを乗り越えていかなければならない被害者とその家族の気持ちを考えたとき、加害者をかばうような報道には疑問さえ感じる。

もうひとつ恐ろしいのは、そういった報道により同じような事件が繰り返されることである。「自分だって苦痛に耐えてきたんだ。誰にもわかってもらえなかった。犯罪に走ってもおかしくない」といった考え

をもち、犯行へ走るのを阻止できたであろう人間さえも事件を起こしかねないのではないかと不安になる。

これ以上、加害者・被害者を出さないためにどのようなことが必要であるか。現代の家庭は、核家族や忙しさにかまけ、子どもたちの多くがひとりきりで食事を取っている。子どもたちが家庭で何か思いを話そうとしても言えない、話す機会がないなどの環境をつくってしまったている。家庭という空間が、子どもたちの心の居場所であり、逃げ場所であってほしい。家族には無条件で愛され、受け止められる絶対的な安心・安全の対象であってほしい。

現代はストレス社会といわれるほど、大人も子どもも多様なストレスに囲まれている。このストレスと向き合い、自分に合った対処方法を見つけ、行い、ストレスを和らげていくことにより人間は自分に余裕が持てるようになり、他者に対して思いやった言動がとれるのではないかと思う。コンクリートに囲まれ、自然環境も汚染された環境で過ごすことは気持ちもリラックスできないであろう。森林浴は、人間の心理状態を落ち着かせる効果があるというデータも出ている。このデータは自然とふれ合うことの大切さを、私たちに教えてくれているのかもしれない。

急激に普及し、私たちに多くの楽しみをもたらし、現実世界からかけ離れ仮想の世界に招いてくるインターネットを子どもたちから切り離すことは不可能に近いかもしれない。しかし、ネットの中の世界と現実とは違うということ、ネットに入り込んでもそこから出てこないといけない、またそこから出てくる力をも身につけ利用するという教育を社会全体で教えていく必要がある。

また、犯罪被害にいつどこで遭ってもおかしくないような事件が多発している。実際に被害に遭うかも

しれない・・といった不安を抱えながら生きていくことの心の影響も考えていかなければならないし、そういった子どもを守りきれぬ社会に変えていかなければならない。

IV 参考文献

- ・ 急がされる子どもたち デイヴィッド・エルカインド著 戸根由紀恵訳 二〇〇二年四月三〇日 株式会社紀伊国屋書店
- ・ 子どもたちを救おう 竹花豊著 二〇〇五年六月二五日 株式会社幻冬舎
- ・ 子ども・青少年とコミュニケーション 橋元良明 船津衛編 一九九九年九月三〇日株式会社北樹出版
- ・ 児童心理二月号 特集・社会性を育てる 二〇〇四年二月一日 金子書房
- ・ 児童心理一月号 特集・心が傷ついた子への援助 二〇〇五年一月一日 金子書房

『社会の安全と環境』をいかに考えるか

大阪府天満警察署
交通課交通指導係

矢田 敬子 (28)

はじめに

戦前の何もかも全部まる抱え自前でやっていた「大きな警察」は、戦後においては市民生活からやや距離をおいた「小さな警察」となりました。ところが、「小さな警察」の前提条件であった、社会の自治自立の能力と意欲が近時急激に低下し、現在再び、警察と社会との関係・調整が課題となり、警察は自らの新

たな有様を模索しているところだといえます。

それは、相次ぐ児童虐待など異常なまでの家庭崩壊、青少年の著しい躰不足と学力の低下（理工系の大學生が分数計算もできない）、少年犯罪の激増と凶悪化（全刑法犯の四〇パーセントが一五歳から一九歳までの少年による犯行であり、人口比では成人の七・六倍に当たる。しかも少年による凶悪犯は前年比一一・四パーセントも増加しており、ひつたりなどの街頭犯罪の七割は少年犯罪である）、振り込め詐欺、サイバーテロといった新たな犯罪の発生、更には、官僚の自信喪失と腐敗、政治家の秘書給与詐欺に見られる指導層の志の低下、責任回避と転嫁、失業率の増大とフリーターの増加、歯止めがきかない少子化、高齢化など国家の将来に暗雲を投げ掛ける現象が山積しているためです。

これらのことは、国民の意識にも敏感に反映され、内閣府が今年実施した「社会意識に関する世論調査」によりますと、国に対する意識で悪い方向に向かっている分野では、「治安」を挙げた者の割合が四七・九パーセントと、前回調査（一年前）より八・七ポイント増加し、九八年一二月の調査開始以来、初めてトップとなりました。また、意識で良い方向に向かっている分野で「治安の良さ」を挙げた者は、過去最低の一八・〇パーセントで、過去最高だった九八年に比べ三四・一ポイント減少しています。

つまり、国民はハッキリと「治安の悪化」をその肌で直接感じているといえます。

一方、警察庁がまとめた「平成一七年上半年期の犯罪情勢」は、二年連続減少している刑法犯の認知件数は、今年上半年も引き続き大幅に減少し、検挙件数、検挙人員、検挙率はそれぞれ増加しています。罪種別では、昨年減少に転じた凶悪犯が今年上半年も大幅に減少したほか、二年連続で減少した窃盗犯罪の大

幅な減少が目立っています。街頭犯罪の認知件数では特にひったくりが約二〇パーセントも減少しています。

このようなことから、国民の意識の中においては、指数治安と体感治安とは必ずしも一致するものではなく、むしろ体感治安は国民がおかれている様々な社会的環境に強く影響されるものといえます。

以下、社会の安全に影響を及ぼす「環境」として何が大きな要素か考察しつつ、その問題を改善する具体的方策について述べてみたいと思います。

一 日本人の内省的環境の失念

日本もその一つに数えられる経済先進国では、飢餓の恐れというような問題は克服されていますから、国民の生活上の課題はより高度なものになっています。経済成長によって日本人は生活の上での基礎的ニーズはほぼ満たされた状態にあり、モノの豊かさとか生活の利便性という目標では行きつくところまで行った、という感があります。つまり、成長型の社会から成熟型の社会に足を踏み入れようとしているわけです。

成熟社会の課題は何であるか、それを国民の満足感の充足という側面から考えてみたいと思います。

○ 好奇心への満足

日本人は極めて好奇心の強い民族であるとされていますので、今後とも個人の好奇心が多彩に満たされる社会が望ましいことは確かであると思われます。例えば、テレビやビデオで面白い番組や映画ソフトが

観られる、海外を含めいつでもどこへでも旅行できる、等の満足です。

この満足項目は現在でもかなり充足されており、地方自治体でも文化やスポーツの振興、或いは生涯学習機会の拡充といった形で住民の好奇心の満足のための取り組みがあります。

○ 社会的な満足

人間はお金持ちになるなど物質的に充足すると、社会的な名誉、或いは自分が社会に貢献していることの誇りや自尊心が欲しくなります。アメリカの億万長者が慈善事業に熱心だというようなケースと同じです。多くの人は自分が何らかの社会や集団に属することで満足感を得るのが普通で、家族、職場、地域、国家、またはある種の社会的階層、或いは趣味や志を同じくする集団に属していると感ずることによって安心できます。更にボランティア活動によって社会に貢献することもできます。こうしたことによつて得られる満足感を「社会的な満足」と仮に呼ぶこととします。

日本では家族、職場、地域、国家など属すべくして属した集団への帰属感は十分に満たされていますが、慈善事業とかボランティア活動とか、個人が主体的に社会に参画ないし貢献したいという欲求がまだ十分に顕著化していません。自分が持っているお金や時間や能力を家族などの身近な人に与えるのは自然なことです。それを赤の他人に与えたいと思つて行動したとき、その人の「社会的な満足」は極めて高いものとなります。

日本でもこれからはそうしたニーズに筋道を与えていくような施策が国や地方自治体、警察にも求められるでしょう。

○ 内省的な満足

「内省的な満足」というのは、今の多くの日本人が忘れてしまい、忘れたことも気づかないでいる満足項目です。これが少ないために日本人は外国人から軽く見られているといってもよいでしょう。これは成熟社会にだけ求められるのではなく人類に普遍的な満足感です。

では「内省的な満足」とはいったい何なのかといいますと、それは自分が自分の心の奥底をみつめるとか、自分がより大きな存在によって生かされていると感じるとか、昔を回想するとか、そういうときに生まれる静かな満足感のことです。

「内省的な満足」が可能になるような環境が、今の日本の地域で失われていると私は考えています。これが日本社会の一番大きな問題だと思います。

二 「安全」と「効率」に付加すべき価値

これからの日本の地域環境をよくしていくための考え方と処方箋を検討してみますと、日本の国土・都市・農村はこれまで安全と効率を旨として整備されてきましたが、安全と効率に何点か付け加えられるべき価値基準を提案することができます。

○ 理念的価値

これまでの日本の都市づくりには「理念」というものがほとんど顧みられなかったといえます。ここでいう理念というのは、実利的価値を超えた人間的・社会的価値のことで、多少不便でも私はこうしたいと

考えるのでなければ理念は生まれません。

例えば、ヨーロッパでは町の中で自動車が入間の頭の上を走るべきではない、という理念があるように見受けられます。これを理念であるというのは、安全とか効率とかの価値観からは出てこないからです。

日本にはそのような理念がないため、都心部でも高架道路を平然とつくっています。日本人は都心に高架道路を平気で作る半面、人が歩く地下街を好みます。戸外では、私の頭上には青い高い空があつて欲しい。これは好みの問題というより、理念の問題です。

これからの日本でも、都市計画をはじめとする「まちづくり」を行うとき、その街の理念は何かということを変更して、つまり意図的に考えるようにすべきです。

○ 歴史的価値

我が国では、都市の歴史的価値というものがないがしろにされてきました。史跡や寺社などはかろうじてまもられてきましたが、明治・大正期の洋風建築の多くが立て替えられ、日本の都市景観を底の浅いものとしています。

道路の整備には、我が国の都市は木造家屋が多く消防車が入れないのは安全ではないという理由がありますが、狭い道でも消防活動ができる装置を開発するという方策もありえたわけです。自動車の利用に適さないという理由もありました。問題は、多少不便でもこのまま残したほうがよい、という理念的判断をだれもしなかったということです。

これからは、都市のある部分について、歴史の往時の「みち」やその沿道景観の一部を復元するような

まちづくりをすることが望まれます。もちろん都市や建物の機能が昔とは同じではありませんから、かつてそこにあった空間感覚を呼び戻しながら、現在の機能や技術で「みち」が有していた歴史性を復活させるべきでしょう。

○ 審美的価値

日本では「美」の基準が何もない状態でまちづくりを行ってきました。建物の材料がその土地のものだけの時代には、技術的に可能な建築工法が限られていましたから、自ずと町並みの様式が生まれておりましたが、現代になって新しい建築材料が現れたとき町に「美」の基準のないことが露呈してしまいました。今様々なことを世間に投げかけている「アスベスト問題」は、効率だけに目を奪われてしまったために、安全と美をないがしろにした当然の結果であるといえるのではないのでしょうか。

ここで私がいえるのは、建物の材料や工法を越えて、その土地が人間の居住や活動の場として普遍的に持つべき「空間感覚」（道路幅員、建物の軒高、建物の密度、空地の分布、町全体の色調等）を明らかにしていく作業が不可欠だということです。そのような空間感覚が普遍的にあり得るといふ根拠は、人間の身体が時代とともに変わることはないという人間の不変性に求められます。

加えて、それぞれの土地には歴史的に形成されてきた人間関係の様式が、見えない資産としてあるはずだということも根拠になります。

三 安心の確保に向けて

今まで述べてきましたように、社会の安全に影響を及ぼす「環境」としての大きな要素とは、日本人が持っている好奇心やまだまだ持ち合わせていない社会性、そして、失念してしまった内省的な部分、つまり内省的環境であるといえます。

その中でも、重要な要素が内省的環境です。

人が街を歩いていても、仕事をしていても、また、買い物をしていても、家にいても、常に安心してそれぞれの目的を終えることができる、そういった環境のことです。

つまり、良好な体感治安が最大の条件であるといえるでしょう。

体感治安の低下が叫ばれている昨今、どうすれば体感治安を回復することができて安心を確保できるのか、その具体的方策について考察してみます。

○ 考察の前提条件

安全・安心を維持する上で警察の果たしうる役割は非常に大きく、今後ともその役割は普遍であると思います。しかし、安易に警察力のみの強化（際限のない警察官増員や権限の強化等）に頼りすぎると社会的コストの増大などマイナス面もあるということを私たちは絶えず考える必要があります。

(一) 共同体の復活

体感治安の悪化は、住宅街と繁華街、昼と夜など、「安全な日常」「危険な非日常」の境界線が曖昧になっ

たからではないでしょうか。かつては表社会と裏社会は隔離されていて、一般の人が犯罪に巻き込まれることはほとんどありませんでした。住宅街と繁華街とは全く別の空間でしたので、繁華街でいくら犯罪が起きてても一般市民は安心して暮らしていました。

しかし、今は住宅街のコンビニも二四時間営業で非行少年がたむろしていたり、ビデオショップでは、子供向けのアニメ棚の裏側にアダルトコーナーがあったりします。つまり、あらゆる空間、時間の境界が曖昧になった結果、「薄く広く危険な」状況になっています。

共同体の崩壊で人間関係が希薄化し、「匿名性」が高まったのも安心できない要因です。町から井戸端会議が消え、古い商店街が消えたことで、ご近所の交流機会が失われ、隣人の名前も顔も分からなくなってしまいました。郊外型量販店やファミレスの登場により、日常の買い物や食事さえ車で出掛けることが多くなったために、ますます人間関係が希薄になっています。

こうしたなかで、治安を守り、安心感を高めるには、「安全な日常」「危険な非日常」の境界を取り戻すことが大事であると思います。まちの防犯はゾーンディフェンスで行い、近隣の人間関係、信頼関係を回復し、互いに顔見知りであるような理念的価値に基づく「共同体」を再生することが大事です。

車ではなく自分の足で、地元を歩けばご近所の顔見知りもできるし、人がいれば犯罪者は活動しにくくなります。たとえば、お年寄りたちが学童の通学時間帯に散歩しているだけで、かなりの犯罪抑止効果があるように思います。

言い方を変えますと、いろんな人が一つのまちに住むということですが。高齢者もいれば勤め人も子供も

いて、世代の人数バランスが良いことが大事なのです。

(二) 社会的規範意識の回復

将来にわたり日本の安全・安心を確保するための前提条件は、社会を構成する一人ひとりが社会の基本的ルールを守ることが必要です。「やってよいこと」「やってはならないこと」という明確な社会的規範意識を持つことです。

価値観の多様化や利害対立の複雑化が進む中で、この「あたりまえ」のことが現在揺らぎつつあります。学校教育、地域社会、家庭など様々な場を通じてこの基本的なルールの再認識を図る必要があります。

その際には、一人ひとりの意識に働きかける影響の大きいインターネットやイントラネットといったコンピュータ・ネットワークを情報提供や意見交換に活用していくことも検討すべきではないでしょうか。

そして、犯罪の問題解決に向けて警察と協力する一方で、市民一人ひとりが身の回りにある様々な危険を認識し、個人が自らの責任において備えていくことが必要なのです。さらに、コミュニティによる犯罪抑止力を高めるために、地域の連帯感の回復を図るとともに、犯罪被害者の救済に取り組むことなども安心の確保には大切なことです。

(三) コミュニティの再構築

コミュニティのあり方は、人が犯罪に至る要因（規範意識、環境、トラブルとストレスなど）及び犯罪行動の場における環境（住民の互いの無関心）という二つの側面を通じて犯罪の発生に大きな影響を与えています。すなわち、コミュニティの活動により犯罪抑止力を高めることも可能なのです。

現在ともすれば、住民が個人の生活を重視するあまり、公共的な活動に無関心になりがちです。しかし、自分たちのまちを「安全」「安心」なものにしたいと願うのであれば、住民自身が社会的公共活動（地域の自主防犯活動など）に、自らの時間や労力を提供するなど応分の負担を覚悟すべきなのです。最近では、地域の問題は地域で解決していこうとする意識やボランティア活動への参加に価値を見いだすというコミュニティ再構築の動きがみられます。この傾向を住民自身が大切にし、自らも積極的に参加していくという姿勢が求められます。その際、コミュニティの再構築に当たっては、誰もが参加の機会と利益を享受できるようにオープンで社会的な満足が得られるようなコミュニティを目指すことが重要です。

（四）市民ボランティア育成専門機関の設立

安全で安心な地域社会をつくっていくためには、コミュニティ・リーダーとなり得る人材の育成が必要であり、そのために自治体・警察が中心となってボランティア育成専門機関を設立し、地域社会を安全という視点から支える人材を育成することが望まれます。

その中で、従来型のボランティアのみならず次に述べるような警察を補完する役割を担う人材の育成も検討すべきであると思います。

ア ボランティア特別警察官制度の検討

犯罪の抑止のための交番の効果は非常に大きいですが、人員不足により最近増加傾向にある「空き交番」では地域の真の信頼を得ることは困難です。この「空き交番」を警察官の増員のみで解決するのではなく、警察官に準ずるボランティア特別警察官制度を創設し、官と民が協力して社会の治安を維持していくこと

も考えるべきではないでしょうか。当然警察官に準ずるものであるため、このボランティアになるため研修あるいは資格は厳格なものとして検討する必要があります。また、このボランティア従事者の安全確保のためには、ボランティアの安全を脅かす行為に対して法的に厳しい制裁を加えるなどの措置を講じておくことも忘れてはなりません。

イ 被害者支援のためのボランティア活動

犯罪被害者等の支援システムとして、犯罪被害、少年非行、迷惑行為などの困りごとに対する相談窓口の開設及び困りごとに関する情報を収集し、適切な窓口を紹介するなど、精神的なカウンセリングなどのためのボランティア活動は欠かせないものであり、自治体・企業による積極的な支援策を検討していく必要があります。

○ おわりに

安全は、社会における最も基本的な価値であり、地域住民にとって生活の安全が確保され、安心して暮らせることは、豊かでゆとりある生活の基盤です。

地域住民は、自ら被害者となった犯罪の犯人が検挙されることはもちろんですが、生活に危険を及ぼす犯罪や事故の発生が未然に防止され、安全で住みよい社会環境が実現されることを心から願っています。かの「割れ窓理論」によりますと、治安が悪化するまでには次のような経過をたどるそうです。

一 一見無害な秩序違反が野放しにされると、それが「誰も秩序維持に関心を払っていない」というサ

インになり、犯罪を起こしやすい環境を作り出す。

二 軽犯罪が起きるようになる。

三 住民の体感治安が低下して、秩序維持に努力しなくなる。

四 凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになる。

したがって、治安を回復させるには、

・ 一見無害であったり、軽微な秩序違反行為でも取り締まる。

・ 警察官による徒歩パトロールを強化する。

・ 地域社会は警察官に協力し、秩序の維持に努力する。

などを行えばよい。

確かにそのとおりだと思います。しかし、このロジックにも次のような批判があります。

・ 警察官のマイノリティへの横暴な振る舞いが増えた。

・ 安全を得た代償として規制社会になってしまった。

つまり、警察力だけに頼って得た安全や安心は一過性のものにすぎず、真の地域の安全は、官と民が協力してゆとりある内省的環境を具備した地域社会を創造することにあるのではないのでしょうか。

それが、本当の意味の「安全・安心な町」の実現につながると思います。

日本におけるメーガン法導入の是非と 再犯防止に向けた犯罪前歴者を取り巻く 法的環境の整備

大阪府関西空港警察署 巡査長

祐徳 敬之 (31)

一 はじめに

二〇〇四年一月に発生した奈良女児誘拐殺人事件は当初、その猟奇性・異常性について連日のように報道された。しかし、犯人逮捕後、容疑者に過去二回の幼女相手の性犯罪歴があったことが明らかにされると、その後の報道は行刑施設における矯正教育、性犯罪前歴者に対する再犯防止対策について議論し始

めた。関係機関でも矯正教育の見直し、性犯罪者の情報公開に関する論議がなされ、続発した犯罪前歴者による再犯事件により再犯防止についての議論は一層重ねられていった。

日本の行刑施設における再入所率は、少年院出所者では約二〇パーセント、刑務所出所者にあつては約五〇パーセントと高い数字で推移している。再入所率と再犯率は必ずしも同等ではなく、一概には言えないものの、再犯を抑止することで社会全体の犯罪は少なからず抑止することが出来る。そのためには犯罪前歴者を取り巻く現状から再犯を抑止する方策を模索し、有効な手段を講じなければならない。そして、再犯防止の議論を行なう際、幾度となく引き合いに出されるのが米国で運用されている性犯罪前歴者の個人情報の開示、いわゆるメーガン法である。

私は、今回の悲惨な事件を機に議論され始めた性犯罪前歴者の個人情報開示について、現在の日本における犯罪前歴者の法的環境を踏まえ、米国で運用されているメーガン法の日本導入の是非及び犯罪前歴者による再犯防止に求められる方策とはどのようなものか、を考察・検討していく。

二 米国・メーガン法

(一) 成立の経緯とその内容

メーガン法は、一九九四年七月に米国ニュージャージー州で強姦・殺害された女児の名前に由来している。当時七歳だったメーガン・カンカちゃんは、向かいに住む男に強姦され、殺害された。しかし、その犯人に前科二犯の幼児虐待歴があつたことをカンカ一家は知らなかった。母親は、「その事実を知って

れば、事件は未然に防ぐことができた」として運動を開始、一九九六年にワシントン州でメーガン法が成立、その後連邦法となり、現在は凶悪な性犯罪前歴者が引越してきた場合、州政府は近隣の住民にその旨を警告するよう、メーガン法で義務付けられている。

また、三三州と数十の地方自治体が性犯罪前歴者の個人情報を開示しており、地域によって運用の方法は違うものの、法で定められた性犯罪前歴者のデータベースがインターネット上で公開され、市民がコミュニケーションの中にいる性犯罪前歴者について検索できるようになっている。

性犯罪前歴者の個人情報、地域によって情報の内容に多少の違いはあるが、顔写真、氏名、生年月日、住所、犯した犯罪の種類、人種、身長、体重、目の色、髪の色、そして再犯の可能性を高中低の三段階に分けたものなどが公開されている。

(二) メーガン法の問題点

メーガン法は、地域住民の自衛手段として性犯罪前歴者の個人情報を公開しているが、住民が自分のコミュニケーションの中にいる性犯罪前歴者の存在に気付いたとき、周囲の住民の過剰な反応を招いている。

ワシントン州では、メーガン法に基づく告知の直後、告知を受けたある地域の住民の一部が、その性犯罪前歴者の自宅前に押し寄せ、プラカードを持って抗議行動を起こした上、この男の家に火を付け、全焼させてしまった。ニュージャージー州でも、メーガン法で告知された性犯罪前歴者の自宅に、銃弾が五発打ち込まれるという事件が起きている。

自分のコミュニケーションの中に居住する性犯罪前歴者とともに生活はしたくない、という住民側の気持ち

は社会防衛の観点から理解できるが、実際にこのような事件が発生してしまうと大きな社会問題となる。迫害を受けた性犯罪前歴者が社会適応できずに再び犯罪に走ってしまう可能性は否定できないし、正規の法手続きを終え、法的に更正したと認められた者でも、現在進行形の犯罪者と同様にみなされ、社会での居場所を失っていくことにもなる。社会的監視により居場所を失った者同士が集まり独自のコミュニティを形成することもあり、メーガン法成立のきっかけとなった事件の犯人も受刑中に知り合った性犯罪前歴者三人で生活していた。偏執的な性格を持ったものが追い詰められ、集まれば、犯罪傾向が強化されてしまう懸念もある。

その他、犯罪抑止効果についても問題点が挙げられている。メーガン法は犯罪の抑止のために性犯罪前歴者の個人情報を開示しているのだが、法律施行後、性犯罪は減少するどころかその登録者数はうなぎのぼりに増加する一方である。性犯罪前歴者の社会的監視が目的とはいえ、その抑止力には疑問が残る。

三 日本での取り組み

(一) 性犯罪者情報

奈良市女児誘拐殺人事件を受けて、日本でも性犯罪前歴者に対する取り組みが検討され、警察庁では再犯防止や検挙のため性犯罪前歴者の個人情報把握を行ない、「監視」という観点から性犯罪前歴者を取り巻く法的環境の整備に動き出した。加害者の人権の方が少なからず尊重される傾向にある日本において、性犯罪前歴者の情報公開は困難であり、実施されるまでは時間がかかるのではないかと懸念があったが、

愛知県安城市のスーパーにおいて乳児が殺害されるという事件が発生し、出所数日後の男が容疑者として逮捕されたことで、この動きは一層活発になった。

警察庁は法務省と連携し、一三歳未満の児童に対する強姦、強盗強姦、強制わいせつ、わいせつ目的略取・誘拐といった暴力的性犯罪前歴者の出所後の動向把握を開始した。出所情報の内容は、性犯罪者が刑務所などから出所する際の、居住予定地、出所予定日、収容中の特異動向などである。また、殺人、強盗などの凶悪犯罪や侵入窃盗、薬物犯罪といった再犯のおそれ強い約二〇の罪を犯して服役した者の刑務所への入所日と出所日について共有することとした。

警察庁は提供を受けた出所情報を登録するとともに、居住予定先を管轄する警察本部に通知、警察署は巡回連絡などの機会を通じて出所者が居住予定地に居住しているか確認し継続的に所在を把握、仮出所者の場合には、保護観察所と緊密な連携を行なう。出所者の転居が確認された場合には転居先を管轄する警察署に引き継ぎ、所在が不明となった際には、警察庁から全国の警察本部に所在確認調査を指示し、情報収集する。居住の把握期間は原則五年以上、性犯罪の前科がほかにもある場合には一〇年以上とし、再犯のおそれが低いと判断された場合は解除されることとなる。

今回の性犯罪者情報公開は、五年以上にも及ぶ居住地の把握や子どもへの声掛け事案発生時の警告、性犯罪捜査への活用など再犯防止・事件の早期解決に一定の効果は期待できるものである反面、出所者の更正・社会復帰を困難なものにしてしまうおそれもある。事件が発生した場合、犯罪前歴者の自宅周辺に捜査員を配置したり、名前を挙げて聞き込みをしたりすれば地域は混乱し、犯罪前歴者の人権侵害や更正の

妨げになることは容易に想像がつく。住居確認の際には本人や住民との接触は避け、外形的確認にとどめる、などとしており性犯罪者情報を取り扱う者は細心の注意を忘れてはならない。

(二) 矯正教育

法務省は警察庁とは異なり、「矯正」という観点に重点を置き、より効果的な矯正教育への見直しを行なうとした。

刑務所や少年刑務所などの行刑施設では、個々の受刑者の資質及び環境に応じて、改善更正を図り、円滑に社会復帰させることを目的としている。そのため、行刑施設では、刑務作業、職業訓練、教科教育、生活指導及びその他の教育活動が改善更正・社会復帰のための処遇として行なわれている。

これまでの刑務所は、懲役罰の執行が基本であり作業を通じて職業的知識や技能を習得させるとともに勤労精神を養成する、との名目で刑務作業が中核をなしていた。受刑者は矯正処遇を受けるかどうかは自由であり、よって矯正教育は性犯罪のみならず全体的に貧弱なものであったといえる。今回の改正で処遇プログラムの受講を義務付けたものの、どれほどの効果が表れるかは今後の矯正教育の取り組みにかかっており、期待がもたれる。

少年院は、家庭裁判所から保護観察処分として送致された少年に対し社会不適應の原因を除去し、健全な育成を図る目的として、規則正しい生活習慣の中、学科教育や就職指導などを行ない、少年に対する全般的指導や教育を行なう。

少年院では矯正教育の一環として贖罪指導が行なわれるが、ここでの矯正教育の目指すところは、加害

少年が被害者などに与えた心身上財産上などの被害の実態を直視して責任を自覚し、罪障感を感じ、贖罪意識にまで深めることにある。ところが、加害少年の中には贖罪意識の欠如した者もあり、少年院での生活を規律の厳しい単なる寄宿舎生活ぐらいにしか考えてない者もいることは事実である。彼らは、少年院の中で新たな非行少年と仲間となり、新たな犯罪の口を覚え、再び社会に放たれる。

刑務所で家具を作っても、少年院で反省文を書いて、再犯率はゼロにはならない。矯正教育は、教育する者とされる者が互いに社会復帰を望み、取り組まなければ効果は得ることは困難であり、個々にあった教育プログラムを確立することが望まれる。

(三) 保護観察

保護観察は、罪を犯した加害者や非行少年を一般社会の中で生活させながら改善及び更正、再犯防止を目的として制定された。民間の保護司制度は、地域の助け合い組織として大正時代からあったが、戦後、昭和二〇年代に法律が整備され時代の変遷を受けながら、犯罪者予防更正法、執行猶予者保護観察法に基づいて処遇される現在の形となった。

保護観察処分は判決や家庭裁判所の決定を受ける場合と、刑務所の仮出所や少年院の仮退院で受ける場合に大別され、いずれも法務省の専門職員である保護観察官が民間ボランティアの保護司と連携し、処分対象者に必要な指導や助言を与え、月に一回程度、保護司などと連絡を取ることや、善行保持、転居の際の届け出・許可などが順守事項として定められる。

法務省は、奈良女児誘拐殺人事件を機に性犯罪者の保護観察を強化するとした。現在、仮出所者の監督

や指導はボランティアの保護司が中心に行なっているが、強姦や強制わいせつなど再犯のおそれがある性犯罪の場合は、より専門的な知識を持つ保護観察官が直接指導に当たり、家庭訪問や面談を通じて仮出所者の精神状態が不安定になってないか把握するように努め、必要に応じてカウンセリングを行なうとした。法務省はあくまでも「矯正」という立場を崩さず、犯罪の根本的な動機に働きかけ、犯罪の抑止と矯正を目指す。

安城市乳児殺害事件のほかにも、執行猶予判決を受けた保護観察中の男が起訴された東京都少女監禁事件などを受け、保護観察制度全般の見直しを行なうものの依然として問題は多い。観察対象者は七万人程度いるのに対し、保護観察官は約六〇〇人と人材不足が指摘され、保護司も高齢化やなり手不足が深刻な状態に陥っている。また、一、五〇〇人にもものぼるといわれる保護観察中の所在不明者数も社会的問題となっている。これは、執行猶予者の保護観察中の転居について現行では届け出制である、一ヶ月未満の旅行は届け出が不要であるなど、観察対象者の社会回復を尊重する余り、違反しても実質的な罰則が科せられないことが原因といえる。法務省は保護観察中の仮出所者による犯罪の続発を受けて、保護観察中の行方不明者について警察庁に協力を求め、出所者の追跡調査を行なう。

四 私見

(一) 日本のメーガン法導入の是非

米国・メーガン法のような性犯罪前歴者の情報開示は、日本においては実施するべきではない。メーガ

ン法の問題点としていくつか前述したが、日本で実施されれば、民族性の大きな違いから米国以上の迫害や誹謗、中傷が犯罪前歴者に対して起こるのは間違いない。

米国は、多民族国家であり、移住者同士がコミュニティを形成している。これはコミュニティを形成しつつもお互いを「監視」という眼でみることができるといえる。しかし、日本においては、良くも悪くも村社会である。都市化が進み、核家族が増加してきたにしても日本人には村社会の性質が根底にはある。この社会では、一つひとつのコミュニティの団結は強固で、集団で行動し、地域密着を好む。しかし、ひとたび犯罪や他と異なる動きを見せれば「村八分」という言葉が表すように、コミュニティから疎外され、迫害を受ける。

日本でメーガン法が実施されたならば、日本中に大きな混乱を招くことは必至である。インターネットの発達した現代の日本では、誰もが、どここの地域でも犯罪前歴者の情報を閲覧でき、インターネットカフェなどを利用すれば、匿名性は更に高くなる。住民は地域の犯罪前歴者をこぞってあぶり出し、判明すれば住民総出で退去運動が行なわれるだろう。また、入手した情報を用いて、見知らぬ土地の見ず知らずの全国の不特定多数の犯罪前歴者に誹謗、中傷の手紙を送ることもできる。逆に、犯罪前歴者が仲間を探すために開示された情報を利用するかもしれない。日本人が犯罪前歴者を「温かい監視の眼」を持って自己のコミュニティへ受け入れることが出来ないならば、犯罪前歴者は追い詰められ、再び罪を犯し、このような負の連鎖は必ず起こるといえる。

(二) 日本の現状に即した制度改正

今回、警察庁が法務省の提供を受けて行なう性犯罪前歴者の情報開示は、犯罪防止の観点から、出所情報システムの構築を積極的に唱え続けた警察庁と、加害者の人権への配慮などから性犯罪の情報把握にまづ消極性を見せた法務省とのお互いの歩み寄りの妥当な結果といえる。個人情報守秘義務のある警察官などが取り扱い、一般には公開せず、対象者は一三歳未満の児童に対する暴力的性犯罪で服役した者としているが、殺人、強盗などの凶悪犯罪や侵入窃盗、薬物犯罪といった再犯のおそれが高い約二〇の罪を犯して服役した者も対象に拡大したことは、警察庁、法務省ともに大きな進展といえる。

大きく前進した犯罪前歴者情報の開示と対照的に、保護観察制度には多くの問題点、改良点が残る。大きな問題の一つは、一、五〇〇人にもものぼるといわれる保護観察中の所在不明者である。前述したように、観察対象者は七万人程度いるのに対し、保護観察官は約六〇〇人と人材不足が指摘され、保護司も高齢化やなり手不足が深刻になっている。このままでは、今後、保護観察制度自体が成り立たなくなる可能性がある。

以上を踏まえ、現在の日本の社会情勢に即した制度改正として、①保護観察を仮釈放中の犯罪前歴者に限らず満期出所者に対しても適用し、②対象者は社会的影響の多大な殺人、強盗、強姦などの凶悪事件、窃盗、詐欺、性犯罪など常習性のある犯罪前歴者など、つまり警察庁が犯罪前歴者情報として把握する再犯のおそれ強い罪を犯して服役した者を対象とする。更に、③対象者の中から矯正教育の成果が表れず、出所後、更正し社会生活に復帰することが困難であり、再犯のおそれがあると認められる者については、

GPS・全地球測位システムを取り付けることによって動向把握を可能にするシステムを導入すること、を提案する。

現行の保護観察は、行刑施設からの仮出所者や執行猶予期間中の者に対して付されており、満期出所者に対してはすでに罪を償ったとして保護観察は適用されていない。保護観察が、罪を犯した加害者や非行少年を一般社会の中で生活させながら改善及び更正、再犯防止を目的とするならば、満期出所後、社会に適応できない可能性のある者についても、社会的サポートや監視の意味において保護観察を付するべきである。

対象者は、警察庁の提唱する犯罪前歴者情報として把握する再犯のおそれが強い罪を犯して服役した者を対象とする。罪の軽重だけにとらわれずに社会的影響、事件の背景・動機、犯罪前歴者の精神的状態、犯罪の常習性・累犯性などを考慮し、総合的な判断で対象者を選定する。

総合的な判断とともに、行刑施設における生活態度、矯正プログラムによる贖罪・矯正教育の進捗などを加味し、社会復帰が困難であると認められた対象者にはGPSを取り付ける。勿論、不当に長期間GPSを取り付けることのないように、法律で期間制限をすることは不可欠である。実際、諸外国ではGPSの導入が実施・検討されており、犯罪前歴者の動向監視が行なわれている。GPSの導入により、保護観察官・保護司による所在確認が容易になり、更正・改善のための指導監督や補導援助に力を入れることができる。また、動向履歴から犯罪の発生した場所との関係を把握し、事件の早期解決を図る。導入については人権問題が問われるところだが、個人や公共の自由を侵害しない限り、犯罪被害者、そしてこれから

犯罪被害に襲われるかもしれない者の人権は、犯罪者の人権より尊重されるべきである。

五 結びにかえて

以上の提案に限らず、今までの「縦割り」行政による施策ではなく、警察庁、法務省の矯正局、保護局などといった各関係機関の連携強化が今後の再犯防止には必要不可欠であることはいうまでもないが、私たちにも意識改革が必要であることを忘れてはならない。犯罪者をすべて隔離して生活することなどできないし、だからといって凶悪犯と仲良く同じテーブルで食事することも難しい。しかし、現実に私たちの周りには犯罪者が、そして更正した犯罪前歴者が存在している。彼らと、どう向き合い、どのように接するか、彼らの動静を見極め、自分で取捨選択しなければならない時代を迎えている。

同時に、社会復帰のための支援態勢を早急に構築しなければならない。社会復帰した犯罪前歴者に対して、国や自治体は民間と協力・連携し、希望者には住居や職業の斡旋・確保など再犯防止のための支援制度を作成、運用、検証していくことが必要である。

私は、犯罪の起因はその犯罪者の出生環境、生育環境、社会的環境に求めることができ、犯罪者は生まれながらに犯罪者ではなく、その社会的環境に問題がある、とする特別擁護論に同調する。刑罰はあくまでも犯罪者個人の矯正、教育を目的とするものでなければならぬが、その社会的問題が解決されないならば刑罰はなんら意味を成さず、犯罪は再び起きる。

犯罪者情報の活用、保護観察の改正及び矯正教育プログラムの見直しなどは、すべて犯罪前歴者の再犯

防止に主眼を置いた制度であり、悪化した治安の回復に対して補助的な役割でしかないが、目的刑論における特別予防論によるならば、犯罪者に刑罰を科すことで犯罪者が再犯することを予防する効果は少なからず期待できる。しかし、これからは刑罰による威嚇や絶対的な正義観念、被害感情だけに抑らず、私たちが是非善悪に関する市民的で合理的な規範意識の共有を維持し、促進することが必要である。

参考文献

- ・藤野隆「社会内処遇と再犯の防止―保護観察を中心に（特集 最近における再犯防止政策の動向）」法律のひろば四一巻一〇号（一九八八年）一九項、二二項
- ・宇川春彦「犯罪白書のあらまし―犯罪者の処遇」法律のひろば五七巻二二号（二〇〇四年）
- ・前川泰彦「第五五回『社会を明るくする運動』に寄せて 保護観察処遇による再犯防止の効果を上げるために」法律のひろば五五巻七号（二〇〇五年）
- ・法務省保護局「わかりやすい更生保護 更生保護便覧」ひまわりブックス①（二〇〇一年）六九項、七〇項
- ・土井政和「仮釈放・保護観察 犯罪者の更正のために」法学セミナー四三九号（一九九一年）四二項
- ・法務省保護局「犯罪や非行のない明るい社会を築くために『更生保護の仕事』」
- ・松宮孝明「過剰収容―時代の重罰化」法律時報七七巻三三号（二〇〇五年）二頁
- ・川崎環「メーガン法を巡る賛否両論（一）～（四）」
(<http://allabout.co.jp/children/kujijnow/closeup/CU20050109A/>)
- ・法務省ホームページ「矯正局」(<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/>)
- ・下村健一「眼のツケドコ 奈良女兒殺害犯逮捕とメーガン法論議」TBSラジオ（二〇〇五年一月八日）

- ・朝日新聞（二〇〇五年一月七日、二月一六日、三月四日）
- ・産経新聞（二〇〇五年一月七日、二月一〇日、三月四日、五日、五月八日、一九日）
- ・神戸新聞（二〇〇五年六月二日）

視覚映像社会と犯罪

地方公務員
岩手県警察本部

吉田 健司 (47)

序章

社会の変化

「体感治安の悪化」がいわれ始めたのは、ほんの数年前からである。何故、短期間にこうした社会となったのか。勿論、社会の注目を集める凶悪事件や「何故こんなことが」と思われる特異な事件、窃盗やわい

せつ事犯といった比較的身近な犯罪といった事件が急激に増加したからであるが、こうした社会となった原因は、この数年間にだけあるのではなく、様々な要因が時の経過の中で積み重ねられた結果ではないだろうか。近年の社会的特徴として「視覚映像社会の進展」が挙げられるが、こうした環境が所謂「犯罪社会」と密接に関連しているのではないだろうか。だとしたら、そうした社会にあつて犯罪を抑止していくためにはどのような方法をすべきなのか。これが本論のテーマである。

治安に不安を感じる社会

平成一五年七月に発表された国民世論調査結果（内閣府）によると、「ここ一〇年で、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になることが多くなったか」という問いに対し、「多くなったと思う」「どちらかといえば多くなったと思う」と回答した者の割合が八〇・二％に達している。更に、ある研究機関の調査によれば、犯罪に不安を感じる者の割合は平成九年から一四年の五年間に二六％から四一％に上昇した（首相官邸HP）といった結果が公表されたこともある。国民の多くが「治安に不安」を抱える社会となったのである。

平成一五年一二月、政府の犯罪対策閣僚会議では「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」『世界一安全な国、日本』の復活を目指して」を策定し国民に示した。かつての「日本の安全神話」は、「神話」になつたのである。

ところで、平成八年の国民生活白書（経済企画庁）では、治安問題を集集で取り上げ、「わが国の治安は、これまで諸外国に比べ良好であるといわれてきた。しかし九四年には駅構内における医師射殺事件、銀行

支店長射殺事件等の銃器使用犯罪が相次ぎ、九五年には都内地下鉄駅構内でのサリンを使用した多数殺人事件等の重大特異な事件が発生した。(以下略)」、又、「日本の刑法犯の人口一〇万人あたりの認知件数を見ると、ほぼ横ばいから微増傾向で推移している」「国際比較により日本の犯罪状況を比較してみると(中略)日本はいままで一貫して低い水準にある」との記述がなされている。こうした記述を見る限り、この時点では、銃器や薬物犯罪、想像がつかない事が起こり得るという治安に対する漠然とした不安はあつたにしても、まだ社会全体では直接的な不安を感じていなかったのではないか、という見方ができる。ましてや、今日のように犯罪が急激に増加することなど予測できなかったのではないだろうか。

こうした状況が何故この一〇年間で急激に変化したのか。本論においては、第一章で最近の犯罪発生状況を概観し、又、犯罪が行われる要因を探る。第二章では前章で論じた要因についてテレビやテレビゲーム、携帯電話といった視覚映像社会の観点から検討を加える。次いで第三章では前二章から導かれる対応について試論を述べる。

第一章 犯罪の発生状況と社会的要因

犯罪の著しい増加

平成一六年の警察白書によると、「刑法犯全体の認知件数は、平成八年以降一四年まで七年連続で戦後最多を記録したが、一五年中は二七九万一三六件で六万三、六〇三件(前年比二・二%)減少し、その増加に歯止めが掛かった。しかし、一四〇万件前後で推移していた昭和期の約二倍の水準にあることに変わり

なく、内容をみても強盗や住宅対象の侵入盗が増加しているほか、少年による凶悪犯が多発し、来日外国人等による組織犯罪が深刻化するなど、情勢は依然厳しい」とある。

なるほど、刑法犯の認知件数を遡ってみると、昭和四三年から平成一五年までの三〇年間の間では、昭和五五年から六〇年までの間、六年連続して増加した例があるが、この間の伸び率は一八・四%であるのに対し、平成八年から一四年までの七年間では六〇・〇%に達している。確かに「急激な伸び」である。

平成七年から一五年までの認知刑法犯について眺望すると、

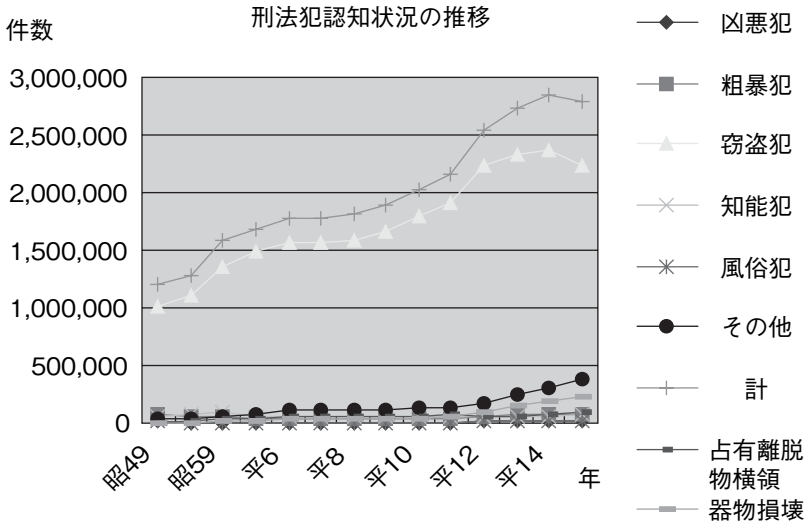
○ 強盗や殺人という凶悪犯罪、暴行や傷害、脅迫といった粗暴犯罪がそれぞれ約二倍になったこと。

○ 全刑法犯認知件数のおおよそ八割を占める住宅や事務所への侵入盗が約一・四倍になったこと。

○ 非侵入盗が一・八倍に、猥褻事犯のうち、強制猥褻事犯が二・八倍に、その他の刑法犯罪のうち、占有離脱物横領が一・五倍に、器物損壊は特にこの間に増加した全刑法犯認知件数一〇〇万八、〇〇〇件のうち、一九万九、〇〇〇件を占め七・八倍の増加となっており、刑法犯認知件数総数の引き上げの大きな要素となっていること。

等が挙げられる。特に器物損壊事犯の増加は殺人などの凶悪犯に比較して、社会の耳目を集めることは少ないが、身近な場所で周囲の状況によって比較的安易に行なわれ易い犯罪であり、近年の著しい増加は注目に値する。

「刑法犯の検挙人員は、平成に入り三〇万人前後で推移していたが、一三年以降は連続して増加し一五年中は三七万九、六〇二人（三万二、〇四四人（九・二%増））で平成に入り最多となり、又、刑法犯の検



警察庁「警察白書」（昭和56年版から平成15年版の「統計資料」利用して作成、各年の数値は本論末尾に添付した。）

拳率は、昭和期にはおおむね六〇%前後の水準であったが、平成に入ってからには低下傾向にあり、三年には一九・八%と戦後最低を記録した（平成一六年 同白書）

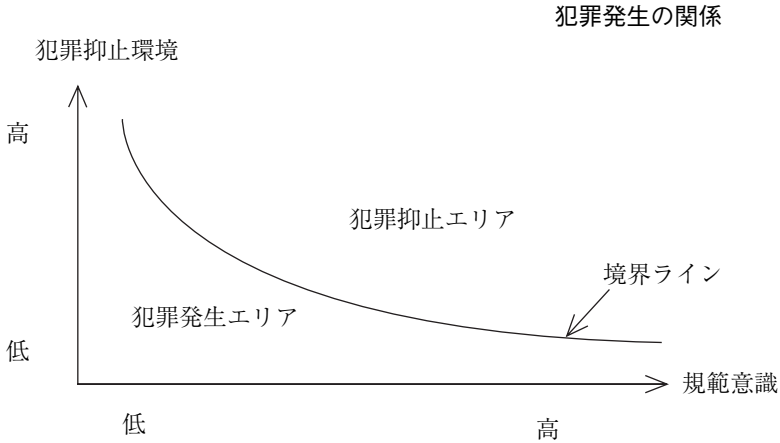
刑法犯の認知件数の急激な増加に対して、検挙人員は上昇傾向にあり、平成一四年には検挙率も改善されたとはいってもその伸びは鈍い。平成一五年を境に刑法犯認知件数は減少したが、近年は新たな手口である「振り込め詐欺」や老人を狙った「リフォーム詐欺」がマスコミを賑わし、社会問題化している。犯罪の発生要因

社会学的実証論が発展した一九世紀後半以降、なぜ犯罪が発生するかについて多くの学説が唱えられている。代表的なものとしてデュルケムの「社会は、統制によって秩序だっている。それがなんらかの形で緩むと逸脱が生じる」（社会統制論）、ハースの「他者への愛着、社会への同調、抱格、信念」―他者や

社会との絆、結び付きあるいは紐帯こそが非逸脱的な生活に繋ぎ止めている主要な要素である」(社会的紐帯論)、マートンの「成功目標を大多数の共有させながらその手段を限定的にしか用意しないギャップから緊張が生じ、緊張を解消できない人々が逸脱に向かう」(社会的緊張論)、サザランドの「犯罪行動は習得される。犯罪行動はコミュニケーションの過程における他者との相互作用の中で学習される」(分化的接触理論)等がある。(清永賢二・岩永雅也 一九九八放送大学教材『逸脱の社会学』より抜粋)これら諸説は犯罪行為を含めた人間の逸脱行為がいかなる原因とメカニズムで発生するのかを社会学的に論じているのであるが、各論に共通していることは「規範意識」と「社会的環境要因」を軸とし、両者の関係から人々の「逸脱行為」を能動的に、又は、受動的な立場から説明しようとしていることである。

行為規範の存在

現実の犯罪は行為者の「モラル＝行為規範意識」と「犯罪を遂行しやすい環境」の関係によって引き起こされる。カギの無い、防犯登録も無い自転車が誰も居ない場所にあつて、たとえ自転車を盗んでも咎める者も居ない、といったケースで自転車盗を実行するかどうかは、その個人の持つ行為規範に従う。これは、人通りが少ない場所で女性や老人という弱者を狙う引つたくりでも、殺人や強盗のような凶悪犯罪であつても同様である。「個人が置かれている状況下において行なう行為は、その個人が持つ行為規範によって規制される」のである。又、環境が犯行を抑止する場合がある。例に挙げた自転車のケースで、「鍵が掛かっていないのでこれを窃取しようとしたが、人が近づいて来たので犯行を思い止まった」ような場合等がこれに当たると。こうした場合であつても「他人に咎められ、警察に捕まるような行為をしてはならない」



犯罪抑止環境と規範意識による犯罪発生との関係（吉田）

という行為規範が行動を支持しているのである。

ではこのような行為規範はいかに醸成されるのか。当然のことながら人間は生まれながら地域や社会に存在する規範（慣習であったり成文法であったりするが、社会生活を営む上で他者との良好な関係を維持し、又、軋轢を生じさせないための行動基準）が身につけている訳では無い。個人が持つ行為規範は、個人が成長する過程で涵養されていくが、その度合いは与えられる刺激によって差が生じる。規範意識の欠けた大人とだけ接触し、多くのことを学んだ子供はやはり規範意識に欠けた大人に成長する可能性を否定できないし、又、良識ある大人に刺激を受けた子供は高いモラルを持つ大人となるのが容易に想像できる。良識ある行為規範を有する人は他人のものは窃取することなど考えもしないし、その程度が低ければ行為の易さによって犯行に及ぶのである。

第二章 視覚映像社会がもたらしたもの

「視覚映像社会」の落とし子

「最近一〇年で爆発的に伸びたもの」をキーワードとして社会事象を捉えると、インターネットに接続利用されるパソコンや携帯電話等に代表される情報化社会の進展が挙げられる。特に携帯電話は、単純な通話のためのツールに止まらず、カメラ機能やメール機能が付加され携帯パソコンとしての機能を有し「携帯電話社会」というのが適切なほど他者とのコミュニケーションや情報収集の手段として普及した。パソコンは一九九五年、基本OS「ウインドウズ九五」の発売が契機となって一気に拡大したし、携帯電話は一九九四年にそれまでのレンタル制から買い切り制になって個人保有台数が爆発的に増加した。勿論、視覚映像を利用して情報伝達されるこうした機器の普及が直接的原因となって犯罪社会を拡大させた、と断言することはできないが、犯罪が急激に増加し始めた起点の頃と同一の時期であることに全く関連性が無いとも考えにくい。

視覚映像情報を利用しているものとしては、パソコンや携帯電話のほかにもテレビやテレビゲームといったものもある。誤解を恐れずに表現するならば、「治安に対して不安を感じる社会」は「視覚映像社会」の落とし子であり、テレビの登場で蒔かれた種が、テレビゲームの普及とともに成長し、携帯電話に代表されるIT情報化社会で花を咲かせたかのようなのである。

都市化の進展とテレビ社会

高度経済成長は都市化に伴う核家族化を進展させ、地域社会の結びつきを脆弱化させた。その結果、地域のコミュニティは崩壊の危機に瀕しているといわれる。こうした状況に拍車をかけたのがテレビの普及である。視覚映像社会の代表とも言えるテレビは東京オリンピックを契機として各家庭に浸透し、生活をテレビ依存型に変化させた、ということは良く知られている。核家族化が進行する中で、テレビが生活の中心に置かれたのである。又、高度経済成長が子供達をテレビに向かわせた、という見方もある。空き地や遊び場が減り、子供はテレビの前に追いやられたのである。

テレビの普及はそれまでに無い、新たな社会問題を生んだ。その一つは放送内容そのものであり、もう一つはテレビの視聴時間の増加により他者とのコミュニケーション機会を減少させたことである。

放送内容が視聴者に与える影響については多くの研究がなされている。インターネットで「テレビの功罪」をキーワードとして検索すると実に多くの研究事例が紹介されており、特に暴力や性的描写の含まれるシーンが放映者側の一方的な価値基準によって放映され、視聴者が無批判に従来の規範意識を受動的に、無意識のうちに変更させられる危険性が高いことが指摘されている。視覚に直接訴えられる映像は、受け入れる側の思考を簡略化し、行為を単純化させる。「流行はテレビによって創られる」のがその良い例であると言えよう。

もう一つはテレビの視聴時間に対する問題である。昭和四六年の厚生白書では、「昭和四五年の平日における一〇〜一五歳の児童の生活時間（中略）テレビ視聴時間二時間六分となっている。これを一〇年前

と比較するとテレビ視聴時間は倍増している。(中略) 性格形成期にテレビという新しい視覚文化が児童の余暇時間の大きな部分を占めていることからくる影響は、『この頃の子供は本を読まない』などという言葉以上に新しい状態を生み出していくだろう」と指摘している。テレビの長時間視聴は他者とのコミュニケーションを図る時間を物理的に削減し、他者との直接的な接触によって得られる、他者に対する愛着や規範等といった社会性を学習する機会を失わせたのである。

テレビに子育てされた子供はテレビが生活の一部となり、やがて親の世代となってもテレビのある生活が当然であり、自らの子供を更にテレビへ向かわせた。テレビは、他者とのコミュニケーションの減少を生み、本来、他者との対話によって得られる社会性の醸成機会の減少スパイラルを生んだのである。

テレビゲームの課題

こうした土壌にあつて、昭和五八年にファミコンが発売され、家庭にテレビゲームが普及し始めた頃と時を合わせるように凶悪な少年犯罪が増加すると、その原因の一つとしてテレビゲームの存在が取り上げられ、児童に与える様々な影響について研究が進められた。

平成一六年三月、総務省が行なったテレビゲームに関する調査研究の中で坂元委員の事例報告によると、「テレビゲームは否定、肯定の両面があるとされている。悪影響論としては、暴力シーンが繰返されることで暴力が問題を解決する手段であるという見方や手段を学習させ、子供に暴力性が育まれるということ、ゲームに没頭する余り他人と接する機会が減少することによって生じる社会的不適応、テレビゲームは映像メディアであり文字メディアとの情報処理能力の違いによる学力、知力の低下に対する懸念、視力、体

力への悪影響、といったことがある、との指摘がなされ、反対にテレビゲームの持つ有用性では、子供達の間ではコミュニケーションの媒介となり得ること、学業不振児童に対する教育、社会的不適応児童や不登校児童に対するカウンセリング、心理医療現場での有効な活用策などもある」ということが紹介されている。(「総務省『子供とテレビゲーム』に関するNPO等についての調査研究」より)

テレビゲームが発売されて既に二〇年を超えている。問題は、多くの場合、ゲーム内容の是非は製作者側の規範意識のみに委ねられ、テレビゲームはその内容が刺激的であるにも関わらず、子供達だけで自由に長時間の遊戯に浸り、大人を始めとする他者との接触が限定的にしか存在しないところにある。テレビゲームは、両親や学校、地域社会とにおいて他者の接触の機会を減少させたテレビの視聴という土台の上に、その暴力性を育み、社会性を欠落させかねないという問題点を有したままとなっているのである。

インターネット社会の犯罪

インターネット社会は新しい形の犯罪を生むようになった。メール利用の架空請求や「出会い系サイト」を利用した福祉犯罪等の多発、「自殺サイト」を利用した集団自殺、強盗や殺人事件までがインターネットや携帯電話を介在して引き起こされるようになった。

新聞社が行なった携帯電話に関する世論調査によると、「携帯電話が普及して悪くなった点」に対して回答者の六五・一%が「携帯電話を使った犯罪が増えた」と答え、「特に問題だと思ふもの」については、六四・七%が「メールを悪用した架空請求などの詐欺」、五五・八%が「出会い系サイトを利用した犯罪」が問題であると答えている。(二〇〇五年八月四日付け、読売新聞記事) こうした世論調査でも見られるよう

に、携帯電話やインターネットは匿名性が極めて高く、犯罪に供されやすいツールである。この点では携帯電話等の普及は犯罪を起こしやすい環境がより整備されたことになる。

携帯電話の持つ問題

携帯電話等の普及は「犯罪に供される」ことだけでは無い様々な問題も生んでいる。

出かけるときに携帯電話を自宅に忘れると、わざわざ取りに戻る、という人があるということを知ると、そんなに重要な連絡が来ないと分かっているも持っていないと不安だと言うのである。なるほど、夕方近所のスーパーに買い物に行くと財布と携帯電話を手にしている人が目に付く。前述の新聞報道によると、携帯電話の現在の普及率は二〇〇五年六月末では累計加入者数が九、二五五万人、国民の七二・五%を超えるということである。携帯電話は容易に他者との接点を持つことができる便利なツールである。が、前述のように「持っていないから不安」なのは、社会的生物であるヒトが社会との媒介の道具として携帯電話を抛り所としているからであり、社会との直接的な接点が希薄であることの証左でもある。

電波の届かない場所に居たり、掛けた電話に応答が無いかもしれないという不安を持ちながらも子供に説得され、半ば諦めたかのように「プチャ家出」と言われる現象にこうした影響を見ることができ、携帯電話は家庭における統制力の低下の一翼をも担ったのである。京都大学霊長類研究所教授の正高信夫氏は、「コミュニケーションにおける対面的状況の重要性を決定的に破壊したのが、ケータイの発明である。（中略）集団のまとまりを表示する境界というものがケータイの下では完全に取っ払われてしまったという点

にある。自分達が属しているというコミュニケーションの輪郭が見えないのである」と記している。（『考えない人—ケータイ依存で退化した日本人』中公新書）

加えて、携帯電話のメール機能は、「対人コミュニケーション」を「対面型会話」から「非対面型会話」に変えた。相手の表情や感情を推し量りながら行なわれていた意思伝達は、限られた文字による意思伝達に変わり、一方的で限定的なコミュニケーションとなった。人と接触して得られる対人関係の学習機会を減少させたのである。

視覚情報社会が抱える問題

テレビ、テレビゲーム、パソコンや携帯電話といった視覚情報社会について筑波大学教授門脇厚司氏は、「一日が二四時間という絶対的な時間の制約の中で、IT機器との接触で過ごす時間が多くなる」ということは、それだけ、生きた人間との接触がますます少なくなることを意味する。人間との直接的な接触、すなわちさまざまな他者との相互行為を繰返すことで育まれる他者への関心や愛着や信頼感がいよいよその芽を摘まれるという危機に瀕することになった。」（『親と子の社会力』朝日選書）と指摘している。

こうした機器による視覚映像社会の拡大は、他者と直接対面してコミュニケーションを図る訓練機会を減少させ、人間関係を希薄化させたのである。更に加えるならば、文字による情報を含めた視覚映像の送り手から一方的に与えられる情報が自らの思考と行為の基準となり、本来、社会との接触によって涵養されるべき個々人の規範意識の育成も又、阻害されているのである。

第三章 安全で安心な環境確保のために

犯罪抑止のための努力

刑法犯の総認知件数は平成七年から一五年までの間に六〇%近い増加を見たが、この間の警察官数は約八%の増員に止まり、検挙率も低落した。グローバル化する社会は昼夜の境を取り払い、人々の行動範囲は拡大した。流入する外国人との文化的軋轢も顕在化した。犯罪が発生する環境が着実に整備されて来たのである。

こうした社会環境に不安を持つ国民は、自衛手段を強化し防犯パトロール活動や防犯用監視カメラの導入などを進め、又、警察等取締機関の不断の努力もあって平成一六年には刑法犯の発生認知件数の増加傾向に一応の歯止めがかかった。これらの活動はいわば犯罪に遭わないための環境を整える「守りの活動」であり、勿論こうした活動は犯罪予防のための重要な取組であって今後もあらゆる努力を惜しんではならない。

規範回復のために

「治安に不安を感じる社会」の改善には第一章で述べたように犯罪が起きる要件である「犯罪抑止環境」と「規範意識」の改善が必要である。社会を犯罪から守る「守りの活動」は、犯罪発生を抑止するために施策を拡大し、徹底して実施すべきであるが、加えて、第二章で述べたように、視覚映像社会の進展によって生じた「他者とのコミュニケーション機会の減少による規範の低下」を回復するための施策を展開する

べきである。いわば社会を構成する個々人に規範回復を働きかける「攻めの活動」である。では「攻めの活動」としていかなる施策が考えられるか。本論では次の三点を提言したい。その一つは社会規範意識啓発のための啓蒙普及活動と広報の拡充である。言うまでも無くメディアが社会に与える影響、特に第二章でも述べたように視覚に訴える力は社会の持つ規範意識まで変えてしまうだけの大きなものがある。

社会を構成する個人を対象にモラルアップを直接訴える機関として「公共広告機構」(社団法人)がテレビやラジオ、新聞、雑誌といったマスメディアを利用してCM活動を展開しているが、更にこうした広報機関を充実強化し、良識ある社会人育成のための広報を徹底することである。更に、啓蒙内容、要領を十分に検討した上で、学校教育の場においても子供の成長に合わせて実施し、その効果を大人である保護者にも波及させる手段を講じるべきである。

その二つ目は子供に社会性を持たせ、規範意識を醸成するための活動の促進を図ることである。二〇〇一年、学校教育法の一部改正により「小学校の体験活動の例示としてボランティア活動の充実」が明記されたが、実施方法を十分に検討して積極的に取り組んではどうか。「(義務的に)強制されるボランティアはむしろ生徒の反発を招く、児童・生徒の安全確保、事故発生時の責任の所在が不明確」といった反論もあるが、子供達が社会との接点限定されている現代にあって、可能な限り世代の異なる大人との接触ができるような機会を設定することは決してマイナスでは無いと考える。社会と接するという目的に照らすと、ボランティアに限るものではないが、社会生活を営む上で必要な規範意識を醸成するために、自らの体験を積み重ねができるようにするべきである。又、こうした体験は一過性のもものでは意味がない。

学校教育のカリキュラムに組み入れられるのであれば、幼少の頃から携帯電話を使用し始める中高生まで繰返し実施されることが肝要である。

その三つ目は学校施設を利用した地域コミュニティの復活である。もとより、核家族化が進展する前の社会構造に戻ることは想定できないから、これに近い形で各地域に大人と子供が共有できる空間を常設の形で整備し、自然に子供が社会規範を体得できる環境を整備することである。多くの犠牲者が出た池田小学校事件以来、学校では塀が構築され、監視カメラの設置や警備員の配置等が行なわれた。もちろん学校は部外者の暴力から守られなければならないから、こうした措置は当然のことと言えよう。が、だからといって学校を地域から孤立させてはならない。学校の孤立化は、世代間交流、子供と大人とのコミュニケーションの場を益々減少させ、子供の社会性の低下を招く。安全な環境下で、地域の大人が地域コミュニティを築き、子供に対するアプローチを図ることである。

校舎内の一部に世代間コミュニケーションを図るためのコーディネート者を兼ねた専任の職員を置いて、小学校や中学校に隣接して芝生が広がる公園を造ってみてはどうだろうか。何種類かの小動物のケージがあつて、欲張るなら小川や温室なんかがあつて、ゲートボール場があつても良い。前述した職員の安全管理の下で、就学前の幼児から大人でも老人でも天気の良い日には散歩ができ、東屋とベンチに座っていられるような場所で放課後等に小・中学生と交流できるような空間の整備を進めてはどうだろうか。

筆者の近所の大学では敷地内にやや広めの浅い池があつて、周囲に樺などが植えられ、休日には辺りで小学生が遊んでいたりにしている。通りかかった学生が、子供に声を掛けたりする場面を目にすると、自然

にコミュニケーションが成立しているようである。社会規範はこうした対話が繰返されることで醸成されるのである。地域コミュニティが機能しない現代においては、子供が自分以外の他者、特に大人との接触機会が持てる環境の整備を進めるべきである。

ところで、安全の確保にはコストが必要である。昭和の時代、「水と安全はただ」といわれた頃もあったが、犯罪に遭わない環境を整備し、規範意識の醸成するためには相当の経費を要する。かつて言われた「交通戦争」からの脱却を目指して実施された交通安全施設の整備にあたっては「道路交通に関する緊急措置法」が整備され、相当の財政措置と幾多の時間を費やしてきた。良好な治安の維持は豊かな生活を支える土台部分であることを思うとき、治安回復にも相当のコストと時間の負担が必要である。付言したい。

視覚映像社会における意識改革

本章で述べたいずれの施策も目指すところは「規範意識の回復」である。第二章でも述べたように、視覚映像社会の進展は、社会を構成する個々人のコミュニケーション機会を減少させ、又、与えられる情報の持つ規範形成機能は決して十分なものでは無かった。その結果、人として涵養されるべき行為規範が育成されずに犯罪社会を生んだのである。生じた結果は短期間に表現したが、その原因は視覚映像社会の代表とも言える「テレビ」が出現したときに、これに十分な対応ができなかったことではなからうか。だとしたら、長い期間をかけて徐々に低下した「規範意識」に対し、集中的な投資をして改善を図ることが、結果として「安全で安心な日本」を再生することになるのではないだろうか。

「犯罪行為をしてはならない」社会を構成するのは個々の人間である。個人と個人、個人と社会が相互

に関与し規範意識を変革することが現在の社会に安全と安心をもたらすことを思うとき、今、変革すべきは「他人とのコミュニケーションを断たれている個人」である。

参考文献

- ・警察庁 二〇〇四 「警察白書 平成一六年版」
- ・経済企画庁 一九九六 「国民生活白書 平成八年版」
- ・経済企画庁 一九九〇 「国民生活白書 平成二年版」
- ・厚生省 一九七一 「厚生白書 昭和四六年版」
- ・清永賢二他 一九九八 「放送大学教材 逸脱の社会学」
- ・正高信男 二〇〇五 「考えないヒト〜携帯依存で退化した日本人」中央公論新社
- ・門脇厚司 二〇〇三 「親と子の社会力」朝日新聞社

参考資料

- ・警察庁 「警察白書 平成昭和五四年版〜平成一五年版の各統計資料」
- ・内閣府ホームページ 「平成一六年 治安に関する世論調査」
- ・総務省ホームページ 「平成一六年 テレビゲームに関する調査研究」
- ・平成一七年八月四日付け、読売新聞報道記事「携帯電話は両刃の剣」

刑法犯総認知件数の年別推移

資料

	昭49	54	59	60	61	62	63	平1	2	3	4
凶 悪 犯	144	131	116	110	106	105	97	87	88	89	94
	9,737	8,833	7,866	7,425	7,151	7,095	6,582	5,899	5,930	6,014	6,338
粗 暴 犯	219	147	142	135	128	123	125	111	106	100	102
	78,616	52,639	50,793	48,495	46,032	44,079	44,814	39,941	37,899	35,824	36,630
窃 盗 犯	65	71	87	88	88	87	91	94	92	96	97
	1,013,153	1,107,477	1,365,705	1,381,237	1,375,096	1,364,796	1,422,355	1,483,590	1,444,067	1,504,257	1,525,863
侵 入 盗	137	124	129	128	127	119	111	100	97	97	100
	320,674	291,506	302,021	300,026	296,777	278,736	259,566	235,079	227,853	227,946	233,690
乗り物盗	37	54	73	74	73	75	86	103	104	110	107
	247,291	358,141	487,594	490,507	486,067	499,460	568,706	684,600	688,783	730,265	713,823
非侵入盗	66	88	86	88	88	87	88	84	79	81	86
	445,188	457,830	576,090	590,704	592,252	586,600	594,083	563,911	527,431	546,045	578,350
知能犯	117	118	161	163	142	148	142	116	113	106	111
	66,783	67,202	91,824	92,734	81,084	84,437	80,840	66,225	64,419	60,166	63,121
風俗犯	188	121	127	119	105	109	114	105	95	99	101
	11,572	7,427	7,790	7,312	6,466	6,711	6,997	6,437	5,824	6,065	6,201
その他	29	43	61	66	61	66	75	67	74	90	98
	31,144	45,827	64,725	70,494	65,882	70,836	79,722	71,176	78,489	95,551	104,213
計	68	72	89	90	89	89	92	94	92	96	98
	1,211,005	1,289,405	1,588,693	1,607,697	1,581,411	1,577,954	1,641,310	1,673,268	1,636,628	1,707,877	1,742,366

その他の犯罪の内訳

占有離脱物	—	22	56	65	58	68	73	54	65	86	94
横 領	—	13,111	33,192	38,676	34,662	40,302	43,258	32,055	38,678	51,406	55,997
器物損壊	19	30	33	35	35	38	56	69	73	86	99
	5,901	9,496	10,443	10,812	11,039	11,976	17,588	21,523	22,824	26,884	30,966

警察白書 昭和54年版～平成16年版 統計資料より作成

上段 指数（平成7年＝100）、下段 認知件数

その他の犯罪の内訳は主な項目のみ記載。

刑法犯総認知件数の年別推移

資料

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
凶 悪 犯	104	108	100	104	114	122	134	156	177	186	202
	7,064	7,320	6,768	7,010	7,684	8,253	9,087	10,567	11,967	12,567	13,668
粗 暴 犯	103	102	100	105	113	116	122	180	203	214	220
	37,085	36,515	35,860	37,506	40,570	41,751	43,822	64,418	72,801	76,573	78,759
窃 盗 犯	101	99	100	101	103	114	122	142	149	151	142
	1,588,993	1,557,738	1,570,492	1,588,698	1,665,543	1,789,049	1,910,393	2,231,164	2,340,511	2,377,488	2,235,844
侵 入 盗	108	106	100	95	94	101	111	126	129	144	142
	254,516	247,661	234,586	223,590	221,678	237,703	260,981	296,486	303,698	338,294	333,233
乗り物盗	107	100	100	104	105	106	104	129	125	117	105
	712,451	663,737	664,508	687,960	696,370	705,431	694,375	854,939	827,593	775,435	695,791
非侵入盗	92	96	100	101	111	126	142	161	180	188	180
	617,026	646,340	671,398	677,148	747,495	845,915	955,037	1,079,739	1,209,220	1,263,759	1,206,820
知 能 犯	104	112	100	107	108	104	94	97	93	110	133
	59,326	63,780	56,928	61,187	61,316	59,271	53,528	55,184	53,007	62,751	75,754
風 俗 犯	99	99	100	88	110	109	121	159	192	198	212
	6,084	6,112	6,157	5,439	6,763	6,686	7,448	9,801	11,841	12,220	13,034
そ の 他	101	106	100	104	110	120	132	161	230	292	350
	107,598	112,967	106,739	111,279	117,688	128,536	141,348	172,336	245,485	312,140	374,087
計	101	100	100	102	107	114	121	143	153	160	157
	1,801,150	1,784,432	1,782,944	1,811,119	1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,543,470	2,735,612	2,883,739	2,791,136

その他の犯罪の内訳

占有離脱物 横	101	112	100	98	99	108	114	94	107	121	152
	59,820	66,629	59,512	58,592	58,955	64,025	67,635	55,850	63,775	71,782	90,163
器物損壊	98	96	100	117	131	147	171	282	467	628	739
	30,707	30,119	31,231	36,406	41,064	46,009	53,552	87,943	145,936	196,018	230,743

警察白書 昭和54年版～平成16年版 統計資料より作成

上段 指数（平成7年＝100）、下段 認知件数

その他の犯罪の内訳は主な項目のみ記載。

懸賞論文「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」の応募要項

1 テーマ

「社会の安全と環境」をいかに考えるか」とする。なお、テーマ設定の趣旨は、別記のとおりであるが、応募に当たっては、論点を個別的な問題に絞り込み、テーマをそれに応じたものに適宜変更することとして差支えない。

2 応募資格

特に限定しない。

3 応募規定

- (1) 応募論文は、A4判四〇〇字詰め原稿用紙にワープロで打ったもの、又は黒インク、黒ボールペンで書いたもの及びA4判にワープロ印刷(三五字×三〇行、一二ポイント)したものに限る。
- (2) 原稿枚数は、原稿用紙に換算二〇枚以上三〇枚以下(統計、図、表は別)とし、必ず目次及び二、三枚程度の要約を付ける。
- (3) 応募論文の表紙には、次の事項を漏れなく明記する。
 - 住所(フリガナ、郵便番号、電話番号、FAX番号)
 - 氏名(フリガナ)
 - 年齢
 - 性別
 - 職業等(勤務先、役職名又は学校名、学部、学年等)
 - 論文のテーマ(個別的な論点に応じたテーマで可)
- (4) 応募論文は、未発表のものに限る。
- (5) 他の著書、論文を引用した場合は、その出典を明記する。
- (6) 応募論文の著作権は、財団法人公共政策調査会に帰属し、応募論文は、返却しない。

4 締切り

平成一七年九月二五日（木）（当日消印有効）

5 応募及び問合せ先

〒100-0931 東京都千代田区平河町二一八一ー一〇 平河町宮川ビル内

財団法人公共政策調査会

電話 〇三(三三二六五)六二〇一 FAX 〇三(三三二六五)六二〇六

6 発表及び表彰

- (1) 平成一七年一二月中の読売新聞に入選者名を発表し、併せて入選者には直接通知する。また、最優秀論文については、平成一八年一月中の読売新聞にその要旨を掲載する。
 - (2) 原則として、最優秀賞一編、優秀賞二編、佳作数編を決定し、入選者には、次により賞状及び副賞を贈呈する。
 - ・最優秀賞 一編 賞状及び副賞（二〇万円）
 - ・優秀賞 二編 賞状及び副賞（一〇万円）
 - ・佳作 数編 賞状及び副賞（五万円）
- なお、優秀作品には読売新聞社からも、読売新聞社賞が贈呈される。
- (3) 平成一八年一月中に授賞式を行う。

7 選考委員

- ・小野 正博（警察大学校警察政策研究センター所長）
- ・川口 和子（国家公安委員会委員）
- ・熊谷 一雄（株式会社日立製作所特命顧問）
- ・五阿弥宏安（読売新聞東京本社編集局社会部長）
- ・竹花 豊（警察庁生活安全局長）
- ・成田 頼明（横浜国立大学名誉教授）
- ・前田 雅英（首都大学東京 都市教養学部学部長）

・山田 英雄（財団法人公共政策調査会理事長）

（五十音順、敬称略）

8 共 催

警察大学校警察政策研究センター

9 後 援

警察庁、読売新聞社

10 協 賛

財団法人社会安全研究財団

「別記」 テーマ設定の趣旨

環境問題と言えば、とりあえず「京都議定書」「地球温暖化」「酸性雨」「産業廃棄物」「リサイクル運動」といったキーワードが考えられる。

しかし、「環境」という言葉の定義（広辞苑）では、「自然的環境と社会的環境がある」とされ、広く「人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うものとして見た『外界』を指す」ものである。

この中には、たとえば治安の面で指摘される「体感治安」（わが国では一〇年前に比べて犯罪の発生件数が二倍近くに増加した反面で、犯人の検挙は停滞ないし低下傾向にある）も含まれ、国民の中でかなりの割合の人が、この傾向に不安感を持っている。

その原因として、経済発展の停滞、国民の価値観の変化、近隣との交際が少ない都市型生活の進展、個々人の倫理観の欠落、子供の嫉の不十分さ、来日外国人との文化的軋轢、さらには物的生活環境の悪化、等が挙げられることが多い。いずれをとっても、国民を取り巻くさまざまな「環境」が問題となっていることは否めない。

この懸賞論文は、このようなときに社会の安全に影響を及ぼす「環境」として、何が大きな要素になっているのか、また、それらの問題を改善するにはどのような策が考えられるのかについて、さまざまな切り口から論じた具体的な提言を募るものである。

懸賞論文「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」応募者一覧

(氏名・職業・年齢・テーマ)

- 青木 優子 (警察職員・41) 「道之以徳、齊之以禮」
- 石田 数典 (警察官・32) 「犯罪と『もの』の価値」
- 磯山 信夫 (地方公務員・58) 「社会の安全と環境」をいかに考えるか
- 稲森 培男 (警察官・54) 「社会の安全と環境」をいかに考えるか
- 入船由紀美 (専業主婦・51) 「ほめて しかって またほめて―褒めることと叱ることの復権―」
- 浦野 隆文 (会社員・57) 「社会の安全と環境をいかに考えるか」
- 江川 範子 (市役所職員・31) 「安全な社会の実現に向けた地域住民の役割と今後の展望」
- 遠藤 謙一 (会社役員・57) 「生きた図書館が育む『善意社会』の第一歩」
- 岡村 理江 (ピアノ講師・33) 「社会の安全と環境」
- 小川 千秋 (警察官・55) 「変わりゆく現代社会の安全と環境」
- 小川 英夫 (警察職員・50) 「日本の子供のために―日本を取りまく国際環境の向上―」
- 荻野由起枝 (無職・46) 「環境の悪化と犯罪の増加」
- 奥村 泰藏 (会社役員・56) 「社会の安全と環境を如何に考えるか」
- 小野寺理江 (大学院生・27) 「『社会の安全と環境』をいかに考えるか
- 鹿島 由美 (パート・46) 「社会の安全環境をいかに考えるか」
- 川口 潔 (無職・74) 「刑法の改革により、社会の安全に影響を及ぼす環境を整える」
- ―犯罪不安と犯罪リスク認知の視点から―

- 北村 哲二（無職・74）
「社会の安全と環境」への提言
- 喜好 康裕（警察官・33）
「環境と治安の悪化について」
- 工藤 治（警察官・55）
「犯罪の国際化に対応するために警察制度の抜本的改革を」
- 國本 洋（会社顧問・70）
「社会の安全と教育的環境」をいかに考えるか」
- 熊谷 和明（警察官・47）
「治安回復は少年の手で！」
- 黒田 和彦（警察官・35）
「国際化する日本における治安の確保について」
- 古味 俊博（警察官・56）
「シニア海外派遣協力隊と日本の治安」
- 斎藤 重政（警察官・50）
「環境設計に配慮した安全・安心まちづくりの推進方策」
- 坂井 吾郎（警察官・33）
「競争原理の導入が社会の安全に与える影響」
- 佐々木祐司（警察官・50）
「取り組み」
- 佐藤 学（会社員・38）
「犯罪の断ち切り」
- 佐野 伸治（警察官・31）
「社会環境と少年犯罪」
- 澤 直樹（警察官・38）
「戦後六〇年の経済・社会風土が醸成した負の環境遺産」
- 志川 久（会社副部長・50）
「どうする！ 治安の二〇〇七年問題」
- 志田 玲子（フリーライター・43）
「リスク・マネジメントのすすめ」
- 白石 恵三（警察官・49）
「産業廃棄物不適正処理事案の根絶」
- 新森 正仁（会社員・24）
「自転車盗難とその後の問題について」
- 杉原 淳（大学教授・63）
「社会の安全と環境」
- 鈴木 香奈（警察官・24）
「社会的ジレンマである犯罪をなくすために警察がすべきことは何か」
——持続可能な地球と安全な社会を目指した地球温暖化防止——

- 清宮 正人（地方公務員・49）
 「社会の安全と環境を守る地域の形成」
- 高杉 進（警察官・40）
 「水と安全」は自らの手で」
 「治安の回復に向けた環境作り」
- 高野麻由子（警察官・28）
 「社会の安全と環境」をいかに考えるか
 —世界一住み良い安全な環境を目指して—
- 田川 英隆（警察官・40）
 「社会の安全と環境」をいかに考えるか
 —世界一住み良い安全な環境を目指して—
- 巽 英人（警察官・38）
 「社会の安全と環境」をいかに考えるか—身近な体験から考えたこと—
- 館野 恵昭（無職・68）
 「予知防犯再発防止」
- 田中 信行（警察官・56）
 「社会の安全と環境をいかに考えるか」
- 棚澤亜起子（警察官・28）
 「社会の安全と環境」をいかに考えるか
 —ストーカー、DV事案の抑止に向けて—
- 谷 正徳（警察官・37）
 「報道姿勢と治安」
- 戸田 悦造（地方公務員・57）
 「安心して暮らせる社会環境について」
- 中川トモ子（警察官・34）
 「社会の安全と環境をいかに考えるか」
- 中村 平満（警察官・53）
 「社会の『社会の安全と環境』をいかに考えるか
 —失ったものゝ非常識と非合理のすすめ—
- 布川 進（警察官・26）
 「社会の安全と環境」をいかに考えるか
 —親子関係の改善が今後の社会環境を良くする—
- 野口 順子（主婦・55）
 「安全は幻想であると知るべし」
- 萩原 裕介（無職・36）
 「児童虐待の環境的要因と法的対応」
- 平木 康夫（無職・72）
 「社会の安全と環境」をいかに守るかの提案」

平野 明 (警察官・45)

「社会の安全と環境をいかに考えるか」

— 交番から見た治安環境と治安維持に向けて —

藤澤 星 (会社員・28)

「『持続可能』を広げるために何が必要か？」

藤本 昌央 (薬剤師・48)

「『社会の安全と環境』への考察」

坊農 拓磨 (警察官・28)

「犯罪を生じにくい社会環境の整備」

前田 紀道 (無職・85)

「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」

前田 浜子 (主婦・38)

「再犯防止—罪を重ねてしまう瞬間—」

牧瀬 稔 (財団職員・31)

「安全安心な日常生活を実現していくための自治体の役割について考える」

— 環境の変革による犯罪減少を求めて —

牧野 清利 (無職・73)

「忘れ去られた情操教育—社会の安全と環境をめぐって—」

松田 修平 (警察官・48)

「社会の安全と環境をいかに考えるか」

— 町内会を中心とした近隣地域における防犯対策 —

宮川 勝芳 (町嘱託職員・62)

「人と人のふれあいが治安を良くする—『うどんの駐在さん』は思う—」

向田 絵里 (大学生・19)

「子どもたちの心の成長とメディア」

安永 正三 (警察官・40)

「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」

矢田 敬子 (警察官・28)

「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」

柳澤 秀明 (保健所所長・51)

「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」

— 日本社会が失ったもの、相互関係性の継続 —

山岸 亮一 (無職・73)

「信頼し安心しあって生きたい—どんな環境をどう整えるか—」

山口 進 (無職・66)

「安全な国の再生をめざして」

山田 浩 (警察官・58)

「社会の安全と少年を取り巻く環境の改善方策」

山村二三男 (警察官・58)

「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」

山本 晴男 (無職・64)

「日本の治安と都市生活の変化」

祐徳 敬之 (警察官・31)

「日本におけるメーガン法導入の是非と再犯防止に向けた

犯罪前歴者を取り巻く法的環境の整備」

吉田 健司 (警察官・47)

「視覚映像社会と犯罪」

(職業・年齢等は応募時のもの)

懸賞論文論文集

『社会の安全と環境』を

いかに考えるか

平成一八年三月発行

発行 財団法人公共政策調査会

〒一〇二一〇〇九三

東京都千代田区平河町

二丁目八番一〇号

電話 〇三―三三六五―六二〇一

FAX 〇三―三三六五―六二〇六

印刷 中和印刷株式会社

〒一〇四一〇〇四一

東京都中央区入船

二丁目二番一四号

この懸賞論文募集事業及び、論文集は、
財団法人社会安全研究財団の助成により実
施し、製作されたものです。